
第51回 日税連公開研究討論会

デジタル化社会における 税理士の役割と 納税者の権利利益の保護

開催日

令和7年10月10日(金)

場 所

パシフィコ横浜ノース

共 催 日本税理士会連合会

東京地方税理士会

発刊にあたって

東京地方税理士会は、かねてより税務行政手続の問題について研究を続けてきており、過去の公開研究討論会でも、3回にわたって様々な観点から税務行政手続についての発表を行ってきています。

現在、税務行政手続においてもデジタル化が急速に進められていますが、そのような状況下においても、まず納税者の信頼がなければ、円滑な税務行政 DX の進展はあり得ません。そして納税者の代理人として税理士はこれに適切に対応していく必要があります。そこで、今回の発表は、「デジタル化社会における税理士の役割と納税者の権利利益の保護」と題して、研究を進めてまいりました。

具体的には下記の3つの論点を取り上げています。

第一点は、急速に進む税務行政のデジタル化の施策の検討です。納税者の立場からその問題点を抽出し、その対応策について考察しています。我が国では、依然としてデジタル化を進める前提としてのインフラ整備が遅れており、納税者にとっての利便性向上の観点からもまだまだ改善の余地が大きい点を指摘しています。

第二点は、税務行政のデジタル化が我々税理士の業務に及ぼす影響です。過去の公開研究討論会でも同様の問題意識による研究発表が行われていますが、令和4(2022)年の第六次税理士法改正において、税理士法2条の3が新設され、税理士業務のデジタル化が努力義務とされたことから、一層喫緊の課題となっています。そこで、税理士がこれから取り組まなければならない課題を示すとともに、今後納税者のために税理士が何をしていくべきかの方向性を検討しました。とりわけ、デジタル化の進行とともに税理士が不要の存在になる可能性が取りざたされている中、むしろ納税者の代理人として、納税者の権利が損なわれないように、積極的に課税当局に意見をしていく必要性を主張しています。

第三点は、デジタル化時代の税務行政手続はどうあるべきかについてです。外国の納税者権利保護規定とも比較を行って、我が国の抱える問題点を浮き彫りにしました。さらにデジタル化の推進により調査の選定も AI が行うなど、国による納税者の情報収集が容易になっている現状を分析し、こうした情報の蓄積が進んだ状況で情報漏えいが発生した場合の納税者への影響など、今後予想される問題点を取り上げ、対応策を検討しました。そして、税務行政の透明化と納税者の権利利益保護についての意識を向上させる納税者憲章の制定を含めたデジタル時代に対応した税務行政手続の整備を提言しています。

本書が、デジタル時代に臨む税理士にとっての手助けとなるとともに、広く立法に携わる方々に制度の問題を検討するきっかけとなれば望外の喜びです。

最後に、今回2年にわたり研究活動を行った小原研究委員長を筆頭とする公開研究委員会の皆様の努力に深い敬意を払うとともに、論文作成をご指導いただいた望月爾立命館大学教授に心より感謝申し上げます。

東京地方税理士会 会長 木島 裕子

研究討論の発表方法について

1. 目的

この研究討論会は、今回のテーマについて行った各チームの研究成果を発表するものであり、討論を通じて一定の結論を得ようとするものではありません。

2. 発表方法

東京地方税理士会公開研究討論会研究委員会が「デジタル化社会における税理士の役割と納税者の権利利益の保護」について発表いたします。

参考資料の目次と発表順序が一部入れ替わることもありますのでご了承ください。

3. 質問等及び回答

- (1)テーマの内容に直接関係のない質問・意見(以下「質問等」という)や、中傷にあたる発言はお控え下さい。
- (2)参考資料の内容について質問等がある参加者は、末尾添付の質問票にできるだけ詳しく質問等事項を記入し、事前に東京地方税理士会宛にご提出下さい。(9月25日必着)
- (3)質問等が多く、全てに回答する事ができない場合は、主催者が取捨選択し当日の質問等事項を決定します。
- (4)質問等に対する回答は、討論会の中で行います。
- (5)事前に質問票が出ていない予定外の質問等には、原則として回答しないことと致します。
- (6)発表時間内に回答できなかった質問等については、ご容赦下さい。

当日の討論は全て司会者の指示により進行します。どうか討論会の円滑な運営にご協力下さい。

デジタル化社会における税理士の役割と納税者の権利利益の保護

目 次

テーマ選定の趣旨とあらまし

第1章 税務行政DXの現状と課題 1

◎前田 信哉（横浜中央） 高橋 浩二（藤 沢） 杉山 達哉（小田原）
小笠原 光規（甲 府）

第2章 デジタル化の進展と税理士の役割 89

◎平田 由紀子（鎌 倉） 高橋 昌也（川崎北） 松清 哲士（戸 塚）
中野 慎太郎（大 和） 藤田 由紀（大 和）

第3章 税務行政手続の整備と納税者の権利保護 179

◎池袋 一弘（神奈川） 伊藤 美穂（横浜南） 小野澤 寿一（横浜南）
村田 洋（保土ヶ谷） 井上 薫（川崎南） 石原 直明（藤 沢）
榊原 慎太郎（横須賀）

第4章 結びにかえて 279

小原 勝己（平 塚）

◎印はチームリーダー

テーマ選定の趣旨とあらまし

コロナ禍以降、国際的にデジタル化が急速に進み、政府も経済再生・国際競争力向上・コスト削減・少子高齢化に伴う人材代替対応のため、デジタル化を積極的に進めていく姿勢を見せている。

デジタル庁の創設やデジタル社会形成基本法の制定、税務行政においては、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション「税務行政の将来像 2023」（以下、「税務行政DX2023」という。）を公表し、税務行政のデジタル化に向けて着々と準備を進めている。

そこで、この税務行政のデジタル化は申告納税制度にどのような影響を与えるのか、また、税理士に求められる使命・役割は変わらないのか、そして、税務に関係ない個人情報まで収集可能なデジタル化社会における納税者保護のあり方について研究した。

第一章では、税務行政のデジタル化はどのように進行しているのか、また、国税庁が公表した税務行政DX2023に掲げられている①納税者の利便性の向上（納税者目線の徹底）、②課税・徴収事務の効率化・高度化（データ活用の徹底）、③事業者のデジタル化促進の3つの柱について、本当に納税者の利便性が向上するのか、データ活用の徹底は納税者のプライバシー侵害につながらないか、資金・人材の乏しい中小企業のデジタル化はどう進めていくのかといった視点から課題点・問題点の検討を行っている。

税務行政のデジタル化は税理士業務にも大きな影響を及ぼす。第6次税理士法改正により税理士法に2条の3が新設され、税理士業務のデジタル化が努力義務とされたことから、税理士業務のデジタル化が喫緊の課題となっている。デジタル化が進行しAIが記帳業務から税務申告まで行う時代がすぐそこまで迫っている状況下において、10年後にはなくなる職業とまで言われた税理士の業務・役割にどのような変化が生じるのか、本当になくなる職業なのかについて考察したのが第二章である。

そして、税務行政DX2023に掲げる3つの柱の中心に在るべき納税者の信頼を得られなければ、税務行政が目指すデジタル化を果たすことは困難であることを前提とすれば、過度な情報収集やAIの誤ったデータ抽出に歯止めをかけるくさびが必要であり、実際に問題が生じた場合の救済も必要である。これらのくさび・救済の役割を果たすのが納税者権利保護規定であると考え、日本だけでなく世界各国の納税者権利保護の状況について調査研究し、情報化社会における納税者権利保護のあり方を模索したのが第三章である。

税理士不要の結論とならないか、又、デジタル化と納税者権利保護をどうつなげるのか、納税者権利保護をどこまで提言するのか、支部長をやりながら深く思い悩んだ2年間であった。足らない部分は多々あるが、制度の東地会という伝統を引き継ぎ研究した成果であり。この研究が納税者権利保護規定制定のきっかけになることを切に願うものである。

最後に、大変熱心にご指導いただいた立命館大学法学部教授 望月爾先生に厚く御礼申し仕上げるとともに、この難題テーマに立ち向かった勇気ある16名の研究員に敬意を表する。

第1章 税務行政DXの現状と課題

目 次

第1節 はじめに	(前田 信哉)
----------	---------

第2節 日本社会のデジタル化の現状と課題	(前田 信哉)
----------------------	---------

I デジタル化の定義

1. デジタイゼーション (Digitization)
2. デジタライゼーション (Digitalization)
3. デジタル・トランスフォーメーション (Digital Transformation=DX)

II なぜ、今、デジタル化なのか

III 日本社会のデジタル化の現状

1. 国民生活におけるデジタル活用
2. 企業活動におけるデジタル・トランスフォーメーションの現状と課題

VI 小括

第3節 デジタル・ガバメント（電子政府）の進展	(前田 信哉)
-------------------------	---------

I 番号制度について

1. グリーンカード制度
2. 住民基本台帳ネットワークシステム
3. マイナンバー制度

II 2000年以降の我が国のIT戦略のあゆみ

1. e-Japan 戦略
2. u-Japan 政策
3. i-Japan 戦略 2015
4. 世界最先端 IT 国家創造宣言
5. デジタル庁の創設

III 小括

第4節 税務行政の国際的なデジタル化の状況	(杉山 達哉)
-----------------------	---------

I OECD「税務行政 3.0」税務行政フォーラムでの議論・報告

1. OECD 報告書「税務行政 3.0」の概要及び方向性
2. 近年の OECD「税務行政 3.0」税務行政フォーラムでの議論・報告

II 諸外国のデジタル化の現状

1. 国際指標におけるポジション

2. 諸外国のデジタル化の現状
3. 電子申告・納付などの国際的状況

III 小括

第5節 日本の税務行政 DX の現状と課題～税務行政の環境変化～（小笠原 光規）

I 納税者を取り巻くデジタル税務行政システム

1. e-tax
2. eLTAX
3. G ビズ ID
4. マイナポータル

II 日本の税務行政の改革

1. 行政 DX の基本方針
2. 税務行政の将来像 2.0
3. 税務行政の将来像 2023
4. 地方税における電子化の推進に関する検討会

III 現状の税務行政 DX にみられる課題

1. 情報取り扱いルールの不明確さ
2. アカウント管理コストの増大
3. 利用者と行政との1対1システム下での第三者によるサポートの困難さ

IV 小括

第6節 日本の税務行政 DX の現状と課題～事業者のデジタル化促進～（高橋 浩二）

I 「事業者のデジタル化促進」について

1. 「事業者のデジタル化促進」の概要
2. 「デジタル関係施策の周知・広報」について
3. 「事業者のデジタル化促進」のためのフォーマットについて
4. 「他省庁との連携・協力」と「関係団体等との連携・協力」について
5. 諸外国の事業者のデジタル化の状況について

II 「事業者のデジタル化促進」によって期待できる効果

1. 税務行政において期待できる効果
2. 事業者において期待できる効果

III 「事業者のデジタル化促進」の問題点

1. 情報管理とセキュリティの問題
2. 納税者のプライバシーへの配慮
3. AI・データ分析の活用の問題
4. デジタルデバイドの問題
5. 経済社会における合理性

IV 税理士への影響

V 小括

第7節 おわりに (前田 信哉)

第1章 税務行政DXの現状と課題

第1節 はじめに

近年、社会全体で急速にデジタル化が進展する中、税務行政の分野においてもデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の推進が重要な課題となっている。政府は、令和3年（2021年）にデジタル社会形成基本法を制定し、デジタル庁を創設するなど、国全体のデジタル化を政策の柱として位置づけている。このような流れの中で、国税庁は、国税当局の中長期的に目指す将来像として、令和3年（2021年）6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2.0—（以下、「税務行政DX2.0」という。）」、令和5年（2023年）6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—（以下、「税務行政DX2023」という。）」を発表し、納税者の利便性向上と課税・徴収の効率化・高度化、事業者のデジタル化促進を掲げて取り組みを進めている。本章では、我が国の税務行政DXの現状と課題を多面的に検討することを目的とし、以下の構成で議論を展開する。

第2節では、日本社会全体におけるデジタル化の進展状況と課題について概観する。スマートフォンやオンラインサービスの普及により利便性は向上している一方で、高齢者におけるITスキルや利用環境の格差、中小企業におけるIT人材不足など、デジタルデバイドの問題も顕在化している。

第3節では、日本におけるデジタル・ガバメント（電子政府）の進展過程を整理する。e-Japan戦略、u-Japan戦略、そしてデジタル庁創設に至る経緯を振り返りつつ、行政サービスのオンライン化やマイナンバー制度の現状と課題について分析する。

第4節では、OECDが提唱する「税務行政3.0」の考え方をもとに、国際的な税務行政DXの動向を紹介する。諸外国では「記入済申告書」や「デジタルインボイス」などは多くの国で既に導入されており、日本においても今後そのような枠組みが検討されている。

第5節では、日本の税務行政におけるDXの取り組みとその課題を詳述する。電子申告の普及や、将来的な施策として掲げられている「記入済み申告書」構想などを通じて、納税者サービスの向上を図っているが、その一方でデジタルツールの利用に慣れていない納税者への配慮、AI活用の透明性確保といった課題も浮上している。

最後に第6節では、税務行政DXにおける「事業者のデジタル化促進」について検討する。中小企業等のデジタル化支援においては、税理士をはじめとした専門家の役割が不可欠であるにもかかわらず、現行の政策ではその貢献が十分に評価・活用されていない現状がある。

以上の各節を通じて、我が国のデジタル化の全体像を整理しつつ、その推進にあたって必要とされる制度設計、国民目線での利便性、社会的な信頼の確保、そして何よりも「税務行政のデジタル化が本当に納税者の利益となっているのか」という視点から、その課題を多角的に考察していく。

第2節 日本社会のデジタル化の現状と課題

デジタル化とは、アナログで行っていた業務をデジタル技術の活用によって、新たなビジネスモデルの構築や業務効率化などを実現することを指す¹。例えば、書類の電子化によるペーパーレス化や、代金の支払いをキャッシュレスで行うこと、印鑑による署名押印を電子署名にすること、会議や商談をオンラインで行うことなどである。

昨今、新聞やテレビ、インターネットなどでは、DXやAI（人工知能）といった言葉を目にすることが多くなった。国民生活においては、スマートフォンなどのデジタルツールが普及し、生活インフラとして定着し、企業活動においては、少子高齢化による労働力不足により、生産性向上が求められていることなどが背景としてある²。大企業については、デジタル化は進んできている一方で、税理士の主な顧客層である中小零細企業においては、デジタル化の遅れが目立っている。

また、デジタル化の恩恵を受けることができる人とできない人との情報格差、いわゆるデジタルデバイドや、情報漏洩など新たな課題も多い。

本節では、我が国のデジタル化の現状と課題について検討を行うが、公的サービスの分野におけるデジタル化の現状と課題は、第5節以降において行うこととする。

I デジタル化の定義

デジタル化とは、米国のITアドバイザリー企業・ガートナー社の定義によれば、以下の三段階に分類される³。

1. デジタイゼーション (Digitization)

「既存の紙のプロセスを自動化するなど、物質的な情報をデジタル形式に変換すること、言い換えると、会社内の特定の工程における効率化のためにデジタルツールを導入すること⁴」をいう。紙の書類やファイルをスキャンして電子化することや、電話やFAXでのやり取りをメールやチャットに切り替えることなどが挙げられ、デジタイゼーションによって、社内で情報の保存や共有が容易になり、業務のスピードや正確性が向上する効果がある⁵。

2. デジタライゼーション (Digitalization)

「組織のビジネスモデル全体を一新し、クライアントやパートナーに対してサービスを提供するより良い方法を構築すること、言い換えると、自社内だけでなく外部環境やビジネス戦略も含めたプロセス全体をデジタル化すること⁶」をいう。クラウドやAIなどのテクノロジーを導入して、業務の自動化や最適化を図ることや、オンラインでの販売やマーケティングを強化することなどが挙げられる。デジタライゼーションは自社だけでなく取引先など外部にも影響を与え、業務改善やイノベーション⁷が促進される点が特徴である⁸。

3. デジタル・トランスフォーメーション (Digital Transformation=DX)

「企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステ

ム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること⁹」をいう。

わかりやすくいうと、「デジタルによる変革」というデジタル技術によって人々の生活やビジネスなどのあらゆる面が良い方向へ変革されることをいう¹⁰。

II なぜ、今、デジタル化なのか

我が国においてデジタル化を進める理由は、日本のデジタル競争力の低下傾向も要因として考えられている¹¹。国際経営開発研究所（IMD）の「2023年世界デジタル競争力ランキング」によると、令和5年（2023年）の時点で日本は世界32位となり、平成29年（2017年）の調査開始以来過去最低となった¹²。

また、経済産業省が平成30年（2018年）9月に公表した「DXレポート～ITシステム『2025年の崖』の克服とDXの本格的な展開～」の中で、「多くの経営者が、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変するデジタル・トランスフォーメーション（＝DX）の必要性について理解しているが、課題を克服できなければ、DXが実現できないのみでなく、令和7年（2025年）以降、最大12兆円／年（現在の約3倍）の経済損失が生じる可能性（2025年の崖）」に言及している。

コロナ禍以前から少子高齢化等の深刻な社会課題を抱える我が国において、生産性を向上させ、経済再生を図るにはデジタルを最大限に活用することが必要不可欠といわれてきた。コロナ禍によって対面での活動が制限されるなど社会課題の影響が深刻になる中、社会全体のデジタル化に向けた取り組みはますます重要となっている¹³。

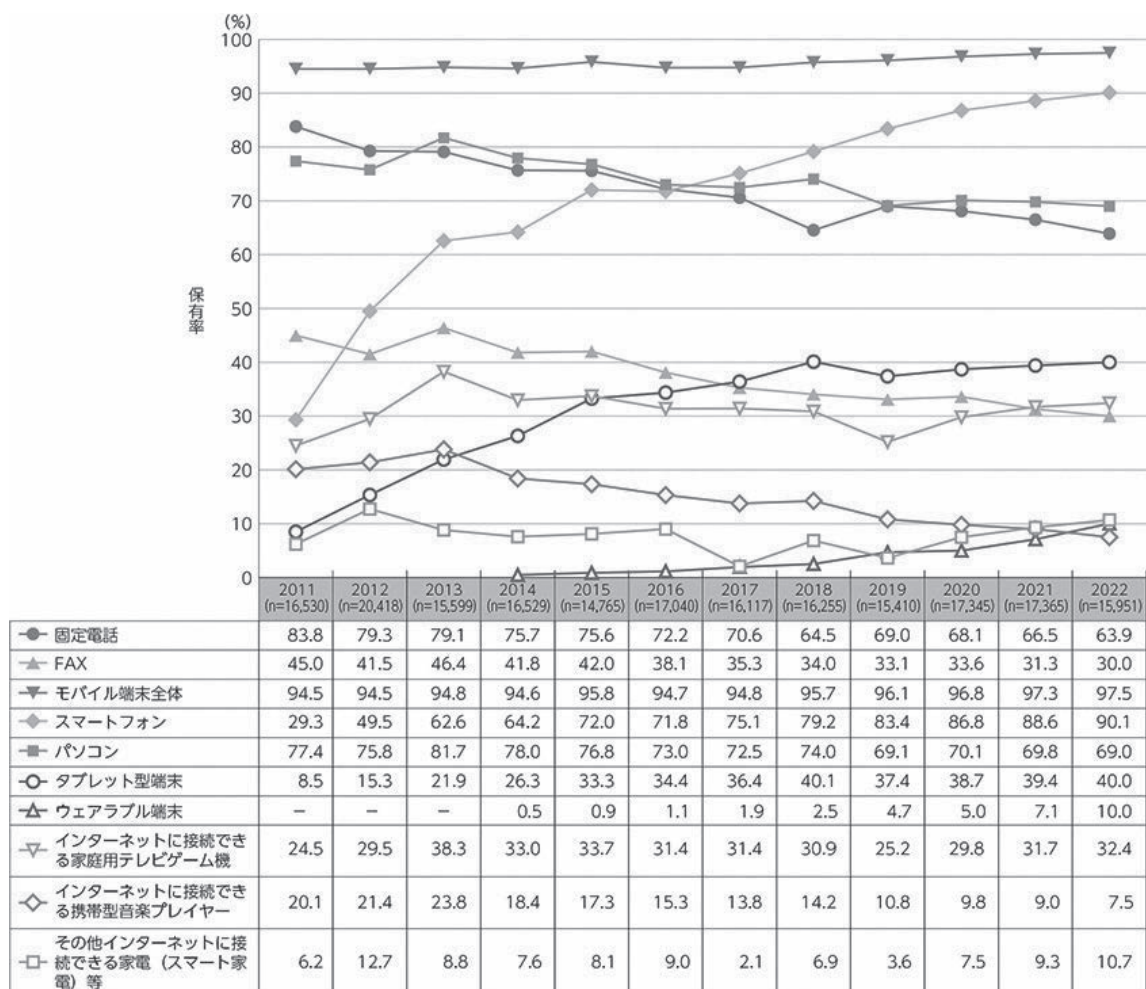
III 日本社会のデジタル化の現状

1. 国民生活におけるデジタル活用

（1）モバイル端末の普及

デジタル活用には、インターネット等に接続するための端末が必要である。総務省が毎年実施している通信利用動向調査によると、情報通信機器の世帯保有率については、携帯電話やスマートフォンなどのモバイル端末では、令和4年（2022年）には97.5%であり、その中でも「スマートフォン」は90.1%である¹⁴（図表1-2-1）。スマートフォンなどのモバイル端末は、飲食店でのメニューの注文や、各種店舗の待ち時間の検索、あるいは教育現場での利用など、日常生活の多くの場面で利用されており、かなり国民の生活に浸透しているといえる。便利になる反面、飲食店でのメニューの注文などでは、使いづらいと感じることも少なくない。

【図表1-2-1】情報通信機器の世帯保有率の推移

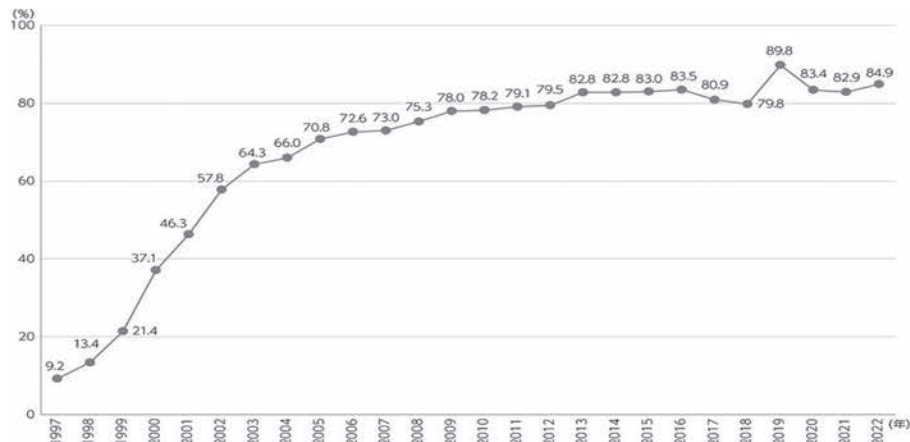


(出典) 総務省「令和5年版情報通信白書」

令和4年（2022年）のインターネット利用率（個人）は84.9%となっており（図表1-2-2）、端末別のインターネット利用率（個人）は、「スマートフォン」（71.2%）が「パソコン」（48.5%）を22.6ポイント上回っている¹⁵。個人の年齢階層別にインターネット利用率をみると、13歳から59歳までの各階層で9割を超えている一方、60歳以降年齢階層が上がるにつれて利用率が低下する傾向にある¹⁶（図表1-2-3）。また、所属世帯年収別インターネット利用率は、400万円以上の各階層で8割を超えている¹⁷（図表1-2-4）。これは、所得が低い階層には高齢者世帯が多く含まれることや、パソコンやスマートフォンなどのデジタル機器の購入などの費用負担が大きいことなど、複合的な要因が考えられる。さらに、都道府県別にみると、インターネット利用率が80%を超えているのは34県となっており、すべての都道府県でスマートフォンでの利用率が50%を超えている

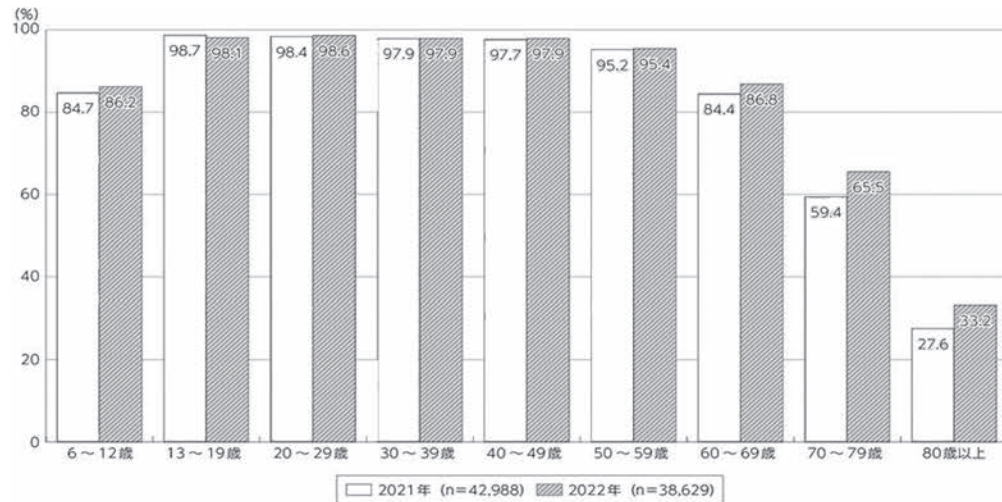
¹⁸ ○

【図表1-2-2】インターネット利用率（個人）の推移



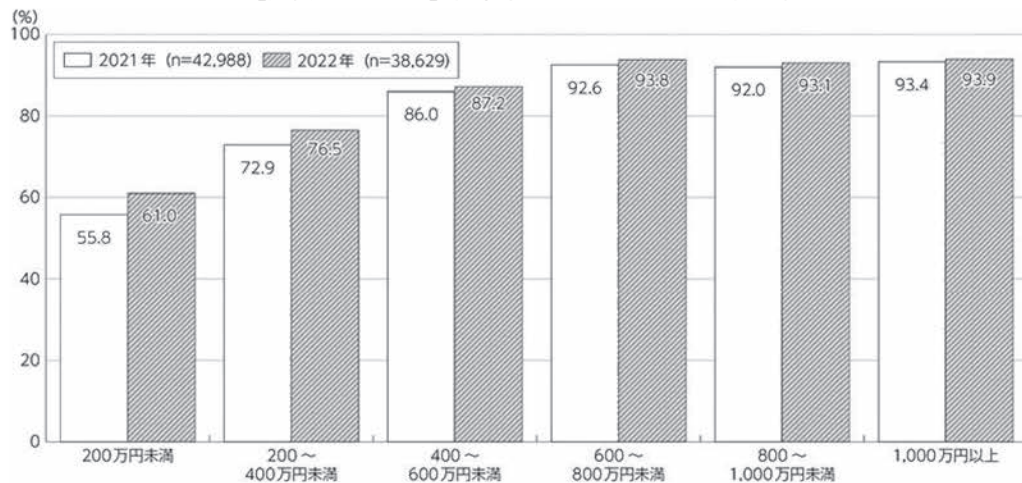
(出典) 総務省「令和5年版情報通信白書」

【図表1-2-3】年齢階層別インターネット利用率



(出典) 総務省「令和5年版情報通信白書」

【図表1-2-4】世帯年収別インターネット利用率

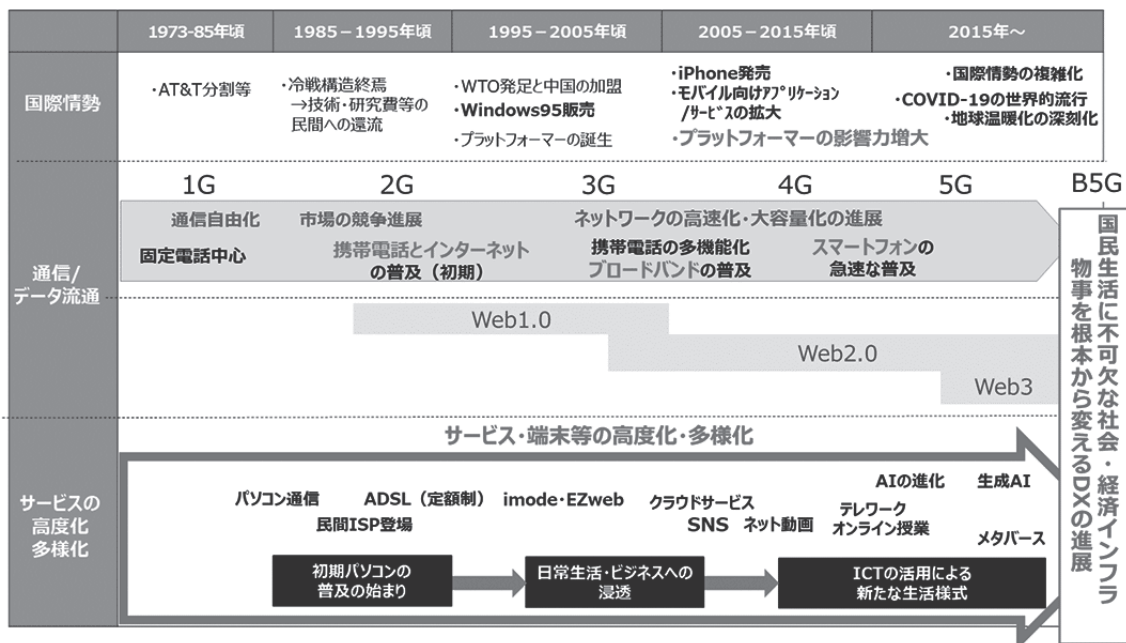


(出典) 総務省「令和5年版情報通信白書」

(2) 双方向での情報通信

2000年代に入り、高速・定額・常時接続化のブロードバンドの普及は、人々のインターネット利用形態に本格的な変化をもたらし、インターネット上でのサービス内容も多様化した。また、SNS¹⁹、動画投稿サイトなどの登場、スマートフォンの急速な普及により、利用者が自らが情報発信の役目を担うように変化してきた。このような不特定多数の利用者の間で情報が相互に行き交う双方向の情報の流れが進んだ時期は、「Web2.0」と称される²⁰。

【図表1-2-5】過去50年の情報通信分野の動向



（出典）総務省「令和5年版情報通信白書」

SNS等プラットフォームサービス上では、その特性により、自分と似た意見にばかり触れてしまうようになる（エコーチェンバー）、自分好みの情報以外が自動的に隠れてしまう（フィルターバブル）等、「情報の偏り」が問題となっている²¹。また、SNS等の普及により、利用者が様々な情報を容易に入手・発信できるようになった一方で、誹謗中傷や偽・誤情報の流通・拡散といった問題も顕在化している。さらに、AI（人工知能）の進歩により、顔や音声を偽造できる「ディープフェイク²²」と呼ばれる技術が広まり、偽画像や偽動画の出回りといった新たな課題も増加している。こうした問題に対する対策として、ファクトチェックなどの取り組みが重要であるが、我が国においては、こうした偽・誤情報対策の認知度が諸外国と比べてなお低い状況にある²³。

近年は、ブロックチェーン²⁴を活用したデータの流通・分散管理をベースとするWeb3.0が注目されている。さらに、我が国を含む各国でメタバース²⁵や生成AIを活用した新たなサービスも登場している²⁶。

データを活用した多様なデジタルサービスは私たちの生活に深く浸透している。Web3.0の応用技術やメタバース等の新たなサービスも注目を集めており、地域活性化、防災等の我が国が抱える様々な社会的・経済的課題解決に貢献すると期待されている。

(3) デジタルサービスの活用状況

デジタルサービスの活用状況について、総務省が行った調査²⁷によると、上位は、「インターネットショッピング」(73.4%)、「支払い・決済(クレジットカード等)」(66.9%)と消費に関するサービスの利用が最も多かった。続いて、移動等の際に利用する「地図・ナビゲーション」(61.4%)、情報収集のために利用する「情報検索・ニュース」(57.9%)、娯楽等に利用する「動画配信」(55.6%)となっている。このように様々な分野でインターネットを利用したサービスが利用されており、また、いずれのサービスも利用していないのは、6.3%にとどまっていることから、デジタル活用は日常生活に浸透しているといえる。その中でも、特にインターネットショッピング、支払い・決済、動画配信等の生活やエンターテインメント関係の利用が中心となっている。一方で、公的サービスの利用率は19.7%にとどまっているなど、一部のサービスでは利用率が低い²⁸。その理由としては、オンライン行政サービスの認知度不足やセキュリティやプライバシーへの懸念などが考えられる。

(4) 国民生活におけるデジタル活用の課題

これまで述べてきたように、国民生活においてデジタル化の進展により、国民の利便性は向上している。一方で、インターネットショッピングの増加により、宅配便の取扱個数の急激な増加や10%前後の再配達率などが社会問題化したり²⁹、SNSを利用した投資詐欺やロマンス詐欺などの被害が全国的に急増しており、警察庁が注意を呼び掛ける事態にもなっている³⁰。

また、総務省が実施する「利用動向調査」によると、個人の年齢階層別にインターネット利用率をみると、13歳から59歳までの各階層で9割を超えている一方、60歳以降年齢階層が上がるにつれて利用率が低下する傾向にある³¹など、世代間の格差もある。

(5) デジタルデバイド

デジタルデバイドとは、「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差³²」をいう。具体的には、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国内地域格差を示す「地域間デジタルデバイド」、身体的・社会的条件(性別、年齢、学歴の有無等)の相違に伴うICTの利用格差を示す「個人間・集団間デジタルデバイド」、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国際間格差を示す「国際間デジタルデバイド」等の観点で論じられることが多い³³。

2. 企業活動におけるデジタル・トランスフォーメーションの現状と課題

(1) 生産性向上の必要性

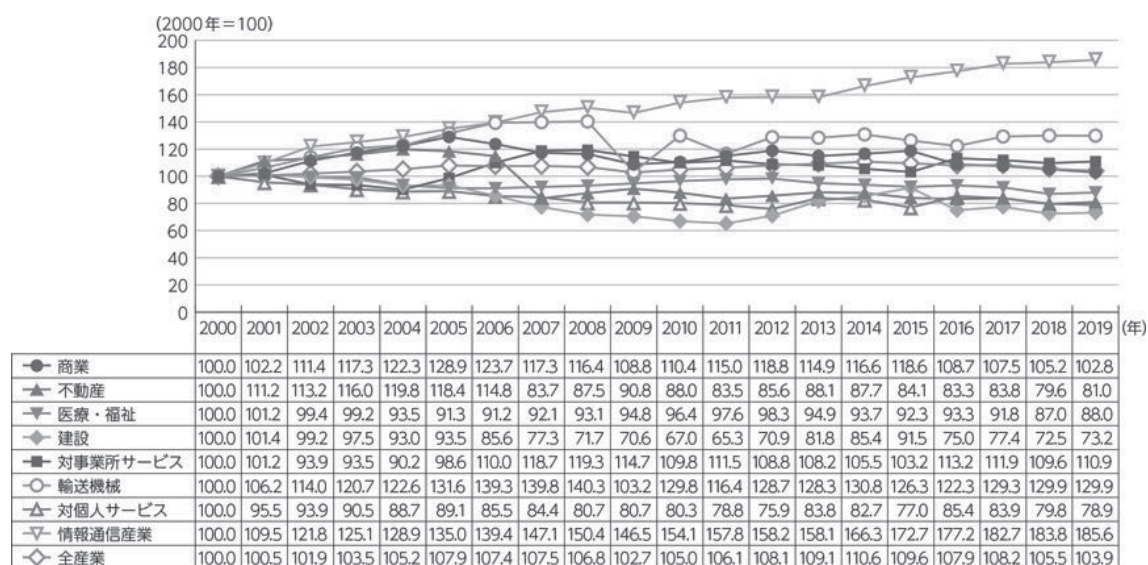
人口減少・少子高齢化が深刻さを増す我が国において、限られた人的資源でより多くの付加価値を生み出すには、一人当たりの生産性を向上させる必要がある。

総務省の令和3年「ICTの経済分析に関する調査」においては、情報通信産業の生産性向上への貢献を示している。

平成12年(2000年)を100とした指数で、情報通信産業は令和元年(2019年)には185.6となっている。全産業の平均が103.9であり、情報通信産業は突出して高い。一方で、全

産業の平均は103.9と20年前とほとんど変わっていない。

【図表1-2-6】情報通信産業と一般産業 労働生産性指数の推移



(出典) 総務省「令和3年版情報通信白書」

(2) 遅れている中小企業のDX

我が国全体としても、DXが遅れているが、特に中小企業は遅れている。大企業（従業員500名以上）ではDXに部分的にでも取り組んでいる企業の割合は7割弱に達しているものの、中小企業でDXに取り組んでいる割合は1割弱であった³⁴。

DXの推進にあたっては、アナログデータをデジタル化する「デジタイゼーション」、そして業務プロセスのデジタル化である「デジタライゼーション」と段階を踏む必要があるが、多くの中小企業ではデジタル化の重要性を経営課題として認識しておらず、第一段階のデジタイゼーションも進んでいない³⁵。

中小企業基盤整備機構の調査³⁶では、中小企業が抱える課題について、調査結果を発表しているが、DXが進まない主な理由として、ITに関わる人材が足りない（28.1%）、DX推進に関わる人材が足りない（27.2%）、予算の確保が厳しい（24.9%）という順になっている。

(3) デジタル・トランスフォーメーションの具体的事例

総務省の令和3年版情報通信白書には、企業におけるデジタル・トランスフォーメーションの具体的事例が紹介されている³⁷。

自動車をはじめとする複雑・高精度プレス加工の製品開発から量産までを一貫で対応している久野金属工業では、製造ラインの増設等を検討する中で、安易な設備投資ではなく、業務自体を改善することこそ不確実な将来には適していると考えた。従来、手作業で収集していた生産設備や製造マシンの稼働状況をIoTによって自動取得し、PC端末やスマートフォンからモニタリングできる「IoTGO」を株式会社マイクロリンクと共同で開発した。同時に現場の意識改革も行い、生産性を2.2倍に高め、残業時間を月3,000時間以上削減した³⁸。

また、経済産業省では、令和3年度（2021年度）より、中堅・中小企業等のモデルケー

スとなるような優良事例を「DX セレクション」³⁹として発掘・選定することとしており、令和6年（2024年）は、静岡県浜松倉庫株式会社がグランプリに選ばれた。

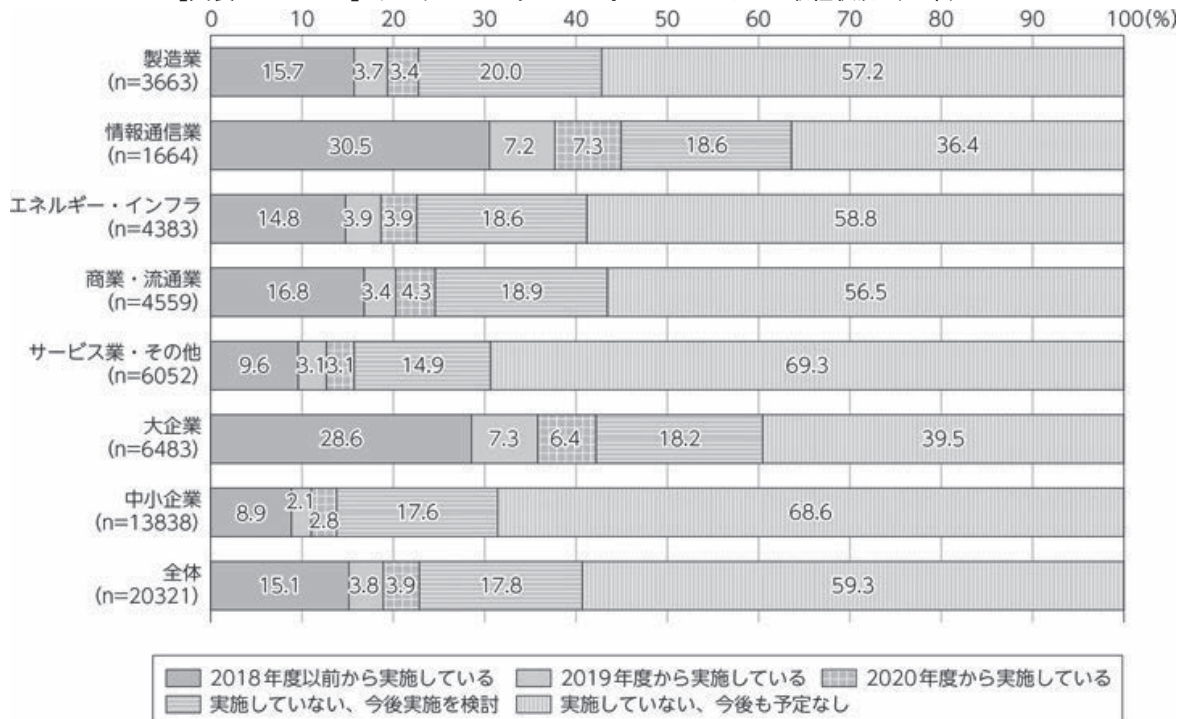
同社では、平成27年（2015年）より、生産性向上のための将来を見据えた新しい業務の在り方を、若手管理職を中心とした社内プロジェクトで検討させ、「ロボット」「AI」「BIツール」「新チャレンジ」「新倉庫」を推進することで、「省力化・省人化の実現」「ステークホルダーとの協業体制」「新分野(医療等)への参画」の実現を目指すことをDX推進の戦略とした。集中的に社内システムや業務改善の仕組みを学ぶ研修を行い、人材育成に努めるとともに、毎月DX推進担当者が各営業所を定期訪問し、DX推進をフォローする体制を整えるなどの取り組みを行った。その結果、生産性が30%向上し、新センターに必要な人員（10名）を確保でき、従業員の改善能力も向上し、営業利益率が4.5%向上するなど、大きな成果につながった⁴⁰。

（4）企業のデジタル化の様々な格差

上記（2）でも述べたが、デジタル化への取り組みにおける、企業規模による格差が大きい。また、業種別にみると、情報通信産業が先行しており、約45%が既に実施していると回答している。その他では、製造業、エネルギー・インフラ、商業・流通業が25%前後、サービス業等では約16%にとどまる結果となった。

また、本店所在地別の調査でも、大きな差が出た。結果としては、東京23区＞政令指定都市＞中核市＞その他の市町村の順となった⁴¹。

【図表1-2-6】デジタル・トランスフォーメーションの取組状況（日本）



（出典）総務省「令和3年版情報通信白書」

VI 小括

本節で見てきたように、スマートフォンの普及により多くの国民がデジタル機器に日常的に触れるようになってきた。しかし、保有率の高さにも関わらず、実際の活用は通信アプリやインターネット検索のみにとどまっている層も多いのが現状である。また、SNSの利用に関しては、若年層を狙ったいわゆる闇バイト⁴²の勧誘、各種選挙における偽情報の拡散、誹謗中傷などの問題が深刻化しており、いずれも対策が後手に回っていると言わざるを得ない。

「誰一人取り残されないデジタル社会の実現⁴³」に向けては、自治体主導によるデジタル教育プログラムの拡充に加え、民間企業との連携による高齢者向けサポートセンターの設置など、地域に根差した取り組みが重要である。特に高齢者への支援については、単なる操作支援にとどまらず、安心してデジタル技術を活用できるような環境整備が求められる。

一方、企業活動の分野では、大企業に比べ、中小企業のデジタル化は依然として大きく遅れており、業種や地域における格差も顕著である。いわゆるデジタルデバイドの解消は喫緊の課題である。政府は、平成29年（2017年）より「IT導入補助金⁴⁴」制度を通じて、業務効率化やDX推進のためのツール導入を支援してきたが、多くの中小企業が利用し、デジタル化の一助としている一方で、会計検査院が1億円超の不正受給を指摘するなど、行政のチェック体制の甘さなどが指摘されている⁴⁵。また、日本商工会議所等が実施した「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査⁴⁶」では、規模が小さくなるほど会計処理や受発注業務において紙や対面を中心としたアナログな手法が多く用いられていることが示されており、基本的なデジタル化すら十分に進んでいない現状が明らかとなっている。

本節で紹介したDXの事例に見られるように、久野金属工業の成功はIoTの導入に加え、現場の意識改革が伴った点に意義がある。このような「人」の側の変革こそが、技術導入を成果につなげる鍵である。また、浜松倉庫の事例は、地方企業においてもデジタル化の成功が可能であることを示しており、地方自治体と連携した支援の有効性を裏付けている。今後は、地方自治体によるデジタル人材の育成や、専門家派遣制度の活用など、企業規模や地域特性に応じた伴走型支援の展開が求められる。

このように、デジタル化の推進には、技術面の支援とあわせて、人材育成、地域連携、制度設計の三位一体の取り組みが不可欠であり、持続可能なデジタル社会の構築に向けた多角的な政策の展開が求められる。

次節では、我が国の電子政府の進展について詳述する。

第3節 デジタル・ガバメント（電子政府）の進展

デジタル・ガバメント（電子政府）とは、「情報通信技術を使って行政サービスをより簡単に利用できるようにすること⁴⁷」をいう。日本における電子政府の議論は、平成6年（1994年）まで遡る。平成6年（1994年）12月25日に閣議決定された「行政情報化推進基本計画」には、以下の記述がある。「行政の情報化により、事務・事業及び組織の改革を推進するとともに、セキュリティの確保等に留意しつつ、『紙』による情報の管理からネットワークを駆使した電子化された情報への管理へ移行し、21世紀初頭に高度に情報化された行政、すなわち『電子政府』の実現を目指す」。ただし、この段階では、「行政の情報化」、「ネットワークを駆使した電子化された情報の管理」といった理解にとどまり、電子政府のコンセプトを深く検討した形跡はない⁴⁸。

議論が活発化したのは、2000年代になってからである。平成12年（2000年）に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が成立し、翌年の平成13年（2001年）に発表された「e-Japan 戦略」から取り組みが本格化した。当時は、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目標に、インフラや制度整備を推進するものであったが、多くの国民がその成果を実感するに至っていない状況であった⁴⁹。その後、コロナ禍においては、行政手続きの遅れが指摘される⁵⁰など、電子政府の重要性は増している。

本節では、我が国の電子政府の議論の歩みについて検討を行うが、電子政府の情報連携において欠かせないのが番号制度であると考えられることから、マイナンバー制度などの番号制度についても触れておくことにする。

I 番号制度について

1. グリーンカード制度

グリーンカード制度とは、少額貯蓄、少額公債、郵便貯金の利子の非課税扱いに関して、本人確認、名寄せ、限度管理を的確に行うための制度である。同制度は昭和55年度税制改正の一項目として提案され、昭和55年（1980年）3月に、個人に番号を付けて管理する「グリーンカード制度」を創設する法律が改正所得税法に盛り込まれ、成立した。

当時は少額貯蓄から生じる利子を非課税にする「マル優」制度が脱税に悪用されるケースが横行していた。少額の貯蓄を複数の口座に分けて持つ人の利用状況をチェックし、総貯蓄額を把握することを目指し、利子所得を正確に把握しようとした。

しかし、当時の野党は「国民総背番号制だ」「プライバシーの侵害だ」などと反対し、同様に国民からも「背番号制」への批判や、所得が把握されることに対する強い反発が湧き起こり、また政財界からも、海外に金融資産などが流出する恐れがあるなどの理由で反対論が噴出し、結局、実施されないまま5年後に廃止に追い込まれた⁵¹。

グリーンカード制度は結果的に、実施されないまま廃止となったが、「本人確認」と「名寄せ」を効率的に行う仕組みとして制度化されており、デジタル・ガバメントの先駆けともいえる。

2. 住民基本台帳ネットワークシステム

(1) 概要

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築された⁵²。

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、平成11年（1999年）の住民基本台帳法（以下「住基法」という。）の改正により、行政機関等に対する本人確認情報の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして、各市町村の住民基本台帳のネットワーク化が図られた。

ネットワーク化により、パスポート取得時の住民票の写しの省略⁵³、年金の現況確認の届出の省略、住民票の写しの広域交付、転出転入手続の簡素化などが実現した⁵⁴。

(2) 費用対効果

住基ネットの運用にあたっては、市区町村、都道府県、地方公共団体情報システム機構がシステムを維持・管理するにあたり、年間約130億円のコストが発生する一方、住基ネットを活用することにより、住民票の写しの添付・年金の現況届の省略や転入通知のオンライン化による事務の効率化や郵送料の削減などにより、全体として約510億円の費用対効果があったとされる⁵⁵。

(3) 住民基本台帳カード⁵⁶

住民基本台帳カードは、平成15年（2003年）8月25日に制度が開始され市町村又は特別区が発行していた。個人の住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード等が記録されたICチップが埋め込まれたプラスチックカード（ICカード）で、略称は、「住基カード」である。

住基ネットの第2次サービスの一つであり、主に運転免許証を持たないが「顔写真付き身分証明書」が欲しい希望者へ発行された。本人確認書類の他、電子申請（e-Tax など）での電子証明書としての利用や、印鑑登録証・図書館カードなどとワンカード化していた市区町村もある。

マイナンバーカード（個人番号カード）の交付開始に伴い、平成27年（2015年）12月31日限りで住基カードは発行を終了した⁵⁷。累計の交付枚数は約960万枚であった⁵⁸。

3. マイナンバー制度

(1) 概要

個人番号（マイナンバー）とは、日本に住民票を有する全ての個人（外国人を含む）が持つ12桁の番号をいう。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が成立し（平成25年（2013年）5月31日公布）、平成28年（2016年）1月1日よりマイナンバー制度が導入された。マイナンバー制度は、当初は、社会保障、税、災害対策の分野に利用を限定し、効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の

情報であることを確認するために活用されることを目的とされた。その後、国民の利便性向上等の観点から、令和5年（2023年）に理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となるよう、法改正された⁵⁹。

総務省のホームページによるとマイナンバー制度導入のポイントは次の3つと説明されている⁶⁰。

①国民の利便性の向上

これまで、市区町村役場、税務署、社会保険事務所など複数の機関を回って書類を手し、提出するということがあったが、マイナンバー制度の導入後は、社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が削減されるなど、手続きが簡略化される。また、マイナポータルを通じて、本人や家族が受けられるサービスの情報のお知らせを受け取ることも可能になる。

②行政の効率化

マイナンバー制度の導入後は、国や地方公共団体の間で情報連携が始まると、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手続きが正確でスムーズになる。

③公平・公正な社会の実現

国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になる。

（2）法人番号

法人番号は、国税庁長官により、国の機関、地方公共団体、株式会社等の設立登記をした法人その他一定の団体に13桁の番号が付番される。法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで公表される⁶¹。そのため、マイナンバーとは異なり、その利用範囲は限定されておらず、様々な場面で利活用されることが想定されている。例えば、消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）における法人の登録番号は「T+法人番号」となっている。

（3）通知カード等

マイナンバーの通知は、平成28年（2016年）の制度開始に先立ち、平成27年（2015年）10月中旬以降、住民票を有する全ての住民に対して、「通知カード」の送付によって行われた⁶²。令和2年（2020年）5月25日以降は、市区町村から住民への通知は「個人番号通知書」により行われている⁶³。しかし、個人番号通知書は、通知カードとは異なり、個人番号を証明する書類には当たらない。通知カードは、新規発行終了後も、券面上の記載事項に変更がない限り、個人番号を証明する書類として使用することが可能である。

（4）マイナンバーカード

マイナンバーカードとは、マイナンバーが記載された顔写真付のカードのことで、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されている⁶⁴。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用

することができる⁶⁵。マイナンバーカードの保有枚数は、令和7年（2025年）5月31日時点で98,169,701枚、人口に対する保有枚数率は78.6%とされる⁶⁶。なお、都道府県別で見ると最も高い宮崎県は84.2%であるのに対して、最も低い沖縄県は67.6%となっており⁶⁷、地域間の格差も大きい。

政府は、令和4年（2022年）末に「ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す」⁶⁸としていたが、目標は完全には達成されておらず、現在も普及促進策が継続されている。政府は、普及策の一環として、マイナンバーカードの申請を行った者に対してポイントが付与する「マイナポイント事業⁶⁹」を実施した。マイナポイント事業により、一定の増加はあった⁷⁰ものの、普及に税金が使われることへの批判もあった⁷¹。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」抜粋（令和4年（2022年）6月閣議決定）の中で、「マイナンバーカードと各種カード、手帳等との一体化等については、マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表に沿って引き続き推進する」と謳われた。令和6年（2024年）12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了⁷²し、事実上、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が行われた。その他、令和7年（2025年）3月24日に運転免許証との一体化も開始された⁷³。

（5）マイナポータル

マイナポータルとは、マイナンバー制度の一環で設けられたオンラインサービスで、政府が運営している行政手続きのオンライン窓口である。マイナポータルは平成27年（2015年）10月のマイナンバー制度の導入後、平成29年（2017年）10月に本格運用が開始された⁷⁴。マイナポータルでは、公的個人認証を用いたログイン方法が採用されていることから、その利用にはマイナンバーカードが必要である⁷⁵。

マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下の通りである⁷⁶。

①手続きの検索・電子申請

地方公共団体が提供している行政機関の手続きを検索したり、オンライン申請ができる

②自己表示（わたしの情報）

行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できる

③お知らせ

行政機関などから配信されるお知らせを確認できる

④情報提供等記録表示（行政機関のあいだでの情報履歴）

情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる

⑤外部サイト提携（もっとつながる）

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になる。

（6）費用対効果

令和3年（2021年）3月の衆議院内閣委員会で、菅義偉首相（当時）は、マイナンバー制度に関して、国が支出した費用は過去9年間で8,800億円に上ると明らかにした⁷⁷。一方で、内閣官房がまとめた資料では、定量的に測るのが困難なものが多く、一定の前提の下での粗い試算としつつ、年間の効果としては「国民・事業者」においては2,629億円程

度、「行政機関等」においては1,798億円程度、合計で4,427億円程度とされた⁷⁸。

(7) マイナンバー制度の課題

マイナンバー制度導入から9年が経過したが、当初からトラブルも多く、国民の信頼を得ているとはいえない。現在では、マイナンバーカードの普及率は7割を超えたが、導入当初の普及率は低調だった⁷⁹。人口の多い都市部では、カードの交付までに時間がかかることも多く⁸⁰、トラブルにより遅延が発生している事例もある⁸¹。また、マイナンバーの紐づけ誤り⁸²や、マイナンバー関連の個人情報漏洩や紛失⁸³なども起きており、国民の信頼を失っている事例が多発している。

これらのトラブルの多くは、情報連携システムの不備や人為的なミスが大半であると指摘されている⁸⁴。今後はシステムの統一化や、できる限り人による作業が発生しないシステムの開発・普及が不可欠であり、トラブルが発生した場合には迅速に対応する仕組みの構築を図ることが必要である。

また、令和6年(2024年)4月1日より、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(以下「口座管理法」という)が施行され、金融機関は預金口座開設の受付時にマイナンバー付番の意思確認をすることが義務付けられた。しかし、預金者がマイナンバーを届け出る義務はなく、あくまでも任意とされた。マイナンバー制度に対する不安もあり、開設時にマイナンバーの届出を行わない人も多い⁸⁵。口座管理法では、災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人から求められた場合に、預金保険機構が個人番号を利用して当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を特定し、当該預貯金口座に関する情報を提供できる仕組みとなっているが、その効果は低いと言わざるを得ない。

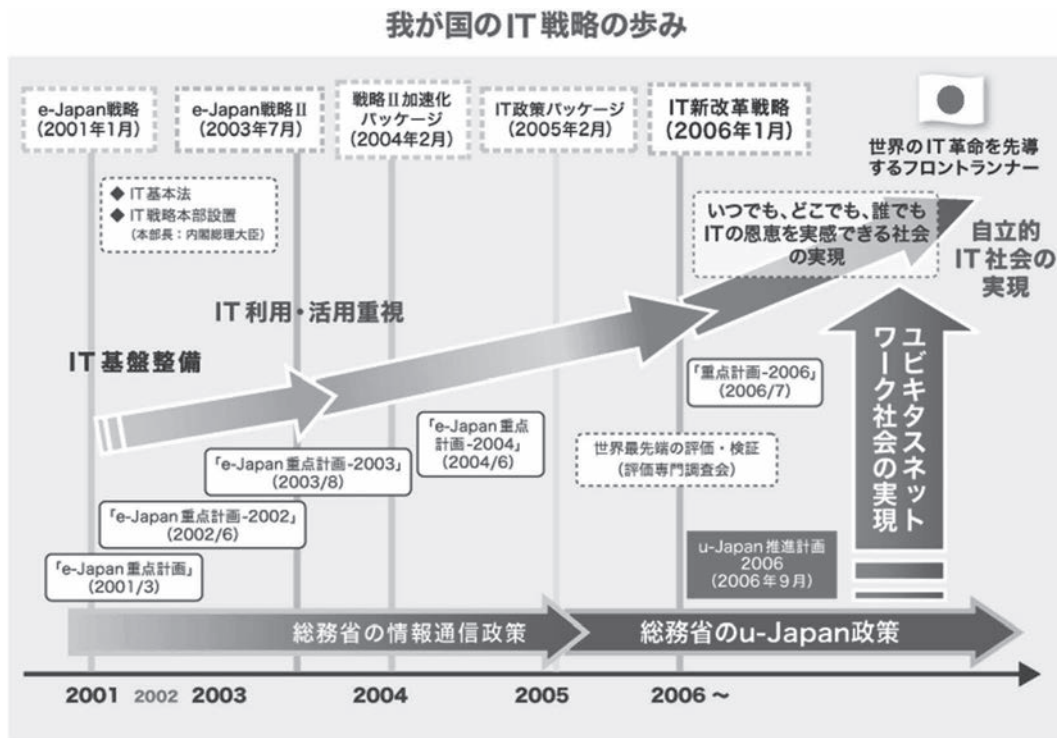
II 2000年以降の我が国のIT戦略のあゆみ

1. e-Japan 戦略

平成12年(2000年)には、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)が制定された。この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に的確に対応することの緊要性に鑑み、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とするものである(同法1条)。

翌年の平成13年(2001年)には、「e-Japan 戦略」を発表し、「5年以内に世界最先端のIT国家を目指す」と宣言し、世界最先端のIT国家となるようブロードバンドの普及や安い料金設定などの着実な成果をあげてきた⁸⁶。また、平成15年(2003年)には、ITインフラ基盤を活用した国民の利便性やサービス向上に取り組む「e-Japan 戦略II」が策定された。

【図表1-3-1】



(出典) 総務省「e-Japan 戦略」の今後の展開への貢献

2. u-Japan 政策

u-Japan 政策とは、ユビキタスネットワーク社会の実現を目指して総務省が平成 18 年 (2006 年) から平成 22 年 (2010 年) にかけて実施した、ICT (情報通信技術) を推進するための政策である⁸⁷。ユビキタスネットワーク社会は、情報通信社会の新たな概念であり、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながることで、様々なサービスが提供され、生活の豊かさの向上や経済の活性化、社会上の問題の軽減等の恩恵がもたらされることが期待されている⁸⁸。

3. i-Japan 戦略 2015

政府は、平成 21 年 (2009 年) 4 月、百年に一度とも言われる金融危機に伴う経済失速への対応が強く求められている事態に鑑み、経済危機を克服するため「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン」を策定し、同年 7 月、平成 27 年 (2015 年) に向けた新たな中長期戦略として「i-Japan 戦略 2015」を策定した⁸⁹。

i-Japan 戦略 2015 では、2015 年のデジタル社会の将来ビジョンとして「社会の隅々に行き渡ったデジタル技術が『空気』や『水』のように抵抗なく普遍的に受け入れられて経済社会全体を包摂する存在となる (Digital Inclusion) ことを目指す⁹⁰」とし、従来の戦略が技術優先指向でサービス供給者側の論理に陥っていた面があることを反省の上、真に国民 (利用者) の視点に立った人間中心 (Human Centric) のデジタル技術が、普遍的に国民

(利用者) によって受け入れられるデジタル社会を実現する戦略でなければならないとした。同戦略では、三大重点分野として、①電子政府・電子自治体分野、②医療・健康分野、③教育・人材分野が設定された⁹¹。

【図表1-3-2】



(出典) IT 戦略本部 (2009) 「i-Japan 戦略2015」

4. 世界最先端 IT 国家創造宣言

政府は、平成25年(2013年)、「世界最先端 IT 国家創造宣言」において、政府自身の改革推進、IT 利活用のすそ野拡大を目指すとして宣言した⁹²。この宣言の中で、目指すべき社会・姿として、「革新的な新産業・新サービスの創出及び全産業の成長を促進する社会」「健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会」「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」の3つを挙げ、その実現のためにオープンデータ・ビッグデータの活用の推進や、幅広い分野にまたがるオープンイノベーション⁹³の推進等に取り組むとした⁹⁴。

その後、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント」を目指すようになり、平成29年(2017年)には、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定された。平成30年(2018年)には、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が公開された。

【図表1-3-2】我が国における電子政府・電子自治体推進の経緯

	2000頃～	2003頃～	2009頃～	2017頃～	2020～
	5年以内に世界最先端のIT国家となることを目標に、インフラや制度整備を推進	ITインフラ基盤を活用した国民の利便性やサービス向上に取組む	ガバナンス強化とオープン化推進による透明性とアクセシビリティ向上を推進	行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントを目指す	「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現を目指す
環境社会	・ IT革命 (1990年代後半～)		・ デジタル技術の進展 ・ 金融危機 (2008) ・ 東日本大震災 (2011)	・ データ大流通時代の到来	・ 新型コロナウイルス感染症の拡大 (2020)
IT戦略 (全体)	・ IT基本法 (2000) ・ e-Japan戦略 (2001)	・ e-Japan戦略Ⅱ (2003) ・ IT新改革戦略 (2006)	・ i-Japan戦略2015 (2009) ・ 新たな情報通信技術戦略 (2010) ・ 世界最先端IT国家創造宣言 (2013～)	・ 官民データ活用推進基本法 (2016) ・ 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (2017～)	・ IT基本法の全面的な見直し ・ デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針 (2020)
電子政府・電子自治体	・ 行政情報化推進基本計画 (1994)	・ 電子政府構築計画 (2003) ・ 電子政府推進計画 (2006) ・ 電子自治体推進指針 (2003) ・ 新電子自治体推進指針 (2007)	・ 電子行政推進に関する基本方針 (2011) ・ 電子自治体の取り組みを加速するための10の指針 (2014)	・ デジタル・ガバメント推進方針 (2017) ・ デジタル・ガバメント実行計画 (2018)	・ デジタル・ガバメント実行計画 (2020改定) ・ 自治体DX推進計画 (2020)
サービス行政	・ オンライン化関係三法 (2002) ・ e-Gov運用開始 (2001)	・ 「オンライン利用率50%以上」に向けた取組の推進 ・ ワンストップサービス実現に向けた取組の開始 ・ e-文書法 (2004)	・ 行政キオスク端末拡大、住民票コンビニ交付等	・ デジタル手続法 (2019) ・ デジタル化3原則に基づく行政サービス改革の推進	・ 書面・押印・対面規制の抜本的な見直し ・ マイナポータル「びっさり」サービスを活用した手続オンライン化推進
個人認証の仕組み		・ 住基カード交付開始 (2003) ・ JPKI運用開始 (2004)	・ マイナンバー法成立 (2013) ・ マイナンバー利用開始 (2016)	・ マイナポータル運用開始 (2017) ・ マイキープラットフォーム運用開始 (2017) ・ JPKIの民間利用開始 (2017)	・ マイナンバー関連システム整備 ・ マイナンバー活用推進 ・ マイナンバーカードの機能強化 ・ マイナンバーカード発行促進
情報システム	・ 霞が関WAN運用開始 (1997) ・ LGWAN運用開始 (2001) ・ 住基ネット稼働開始 (2002)	・ 府省共通業務・システムの最適化推進 ・ 地方自治体における共同アウトソーシングの推進	・ 政府情報システム改革 ・ 政府共通プラットフォーム運用開始 (2013) ・ 自治体クラウド推進に向けた取組推進	・ クラウド・バイ・デフォルト原則の導入 ・ 自治体クラウド推進に向けた取組推進	・ ガバメントネットワーク整備 ・ 「自治体の三層の対策」見直し ・ クラウドサービス利用徹底 ・ 自治体情報システムの標準化・共通化
組織・人材・ガバナンス	・ CIO連絡会議設置 (2002)	・ 専門調査会、電子政府評価委員会の設置 ・ 各府省にPMO整備	・ 政府CIO制度 (2012) ・ CIO補佐官フル制導入 (2013) ・ ITタッシュボード整備 (2013)	・ デジタル・ガバメント技術検討会議の設置 (2018) ・ 政府CIOレビューの開始 (2019) ・ 各府省のITガバナンス強化	・ デジタル庁発足 (2021) ・ 国の情報システム関係予算・調達等の一元化加速
データ活用			・ 電子行政オープンデータ戦略策定 (2012) ・ データカタログサイト運用開始 (2014) ・ オープンデータ2.0 (2016)	・ オープンデータ基本指針 (2017) ・ オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催	・ データ戦略の推進 (ベース・レジストリ等の基盤整備、プラットフォーム整備、トラストの枠組みの整備 等)

(出典) 総務省「令和3年版情報通信白書」

5. デジタル庁の創設

(1) 創設の経緯

政府は、令和元年（2019年）12月20日に「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定した。この計画の中で、その実現のための基盤の整備として、「政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備」「政府情報システムの整備におけるクラウドサービスの利用の検討の徹底」「データ標準の普及など行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化」などが謳われている。

その後、新型コロナウイルス感染症への対応の中、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れが浮き彫りになった。行政サービスの電子化の遅れ、国と地方自治体で異なるシステムなどの課題解決のため、司令塔となる省庁の創設が求められた。

令和2年（2020年）9月の自民党総裁選挙において、当時候補者であった菅義偉氏が「デジタル庁の設置」を公約に掲げて当選し、内閣総理大臣に就任すると、菅政権の主要政策として、デジタル庁を創設する旨を正式に表明した⁹⁵。

令和3年（2021年）5月12日には、デジタル庁創設などを定めた以下の6つの法律「デジタル改革関連法」が成立した。

- ・ デジタル庁設置法
- ・ デジタル社会形成基本法
- ・ デジタル社会形成整備法（デジタル社会の形成を図るための、関係する法律の整備に

関する法律)

- ・ 公金受け取り口座登録法（公的給付の支給等を迅速かつ確実に実施するための預貯金口座の登録等に関する法律）
- ・ 預貯金口座管理法（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による、預貯金口座の管理等に関する法律）
- ・ 自治体システム標準化法（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律）

これにより、令和3年（2021年）9月1日のデジタル庁創設が決定した。初代大臣には、平井卓也氏が就き、デジタル庁の職員として約600名規模でスタートした。省庁出身者だけではなく、デジタル監⁹⁶の石倉洋子氏をはじめとした、民間からも多数登用された⁹⁷。

（2）デジタル庁のビジョン

令和6年（2024年）6月21日、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。本計画は、令和5年（2023年）6月9日に策定された重点計画をアップデートするもので、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」をデジタル社会の目指すビジョンに掲げている⁹⁸。

（3）重点課題

この計画の中で、重点課題として、「人口減少及び労働力不足」「デジタル産業をはじめとする産業全体の競争力の低下」「持続可能性への脅威」の3点を挙げている。また、社会の「デジタル化」について、良いと思わない、デジタル化に適応できないといった意見が一定数存在することなどの、「デジタル化」に対する不安やためらいがあるといった状況を念頭にデジタル化社会を目指す必要があるとも指摘している⁹⁹。

このような重点課題に対応するための取り組みとして、マイナンバー制度の推進、マイナンバーカードの普及と利活用の推進が挙げられている。この中には、健康保険証や運転免許証、在留カードとマイナンバーカードの一体化により、日常生活で利用できるようにする「市民カード化」を推進するとともに、カードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用普及も推進していることが挙げられる¹⁰⁰。

（4）事業者のデジタル化

デジタル改革関連法の中で注目すべきは、デジタル社会形成基本法の第一条（目的）において、デジタル社会の形成が、我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国や地方公共団体だけではなく事業者も積極的にデジタル化を進めるべきとしていることである。加えて、第九条（国及び地方公共団体と民間との役割分担）では、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を行うとしている。事業者のデジタル化については、詳しくは第6節で述べる。

（5）政府共通的な業務実施環境の整備

デジタル庁は、政府共通的な業務実施環境（業務用PCやネットワーク環境）であるGSS（ガバメント・ソリューション・サービス）の提供を令和4年度（2022年度）より開始し

た¹⁰¹。GSSとは、「府省など行政機関の業務用PCやネットワーク環境などの業務実施環境を、政府共通の標準的な環境としてデジタル庁が提供するサービス¹⁰²」をいい、政府の共通基盤となる、柔軟で合理的なネットワークの構築と運用を行うとしている¹⁰³。国税庁においても令和7年（2025年）以降順次GSSの利用を開始するとしており、こうした執務環境の大きな変化が控えている中で、オンラインツールをはじめとした様々なツールの活用を検討していくこととしている¹⁰⁴。

（6）デジタル庁の成果と課題

デジタル庁は創設から約3年が経過した令和6年（2024年）8月に「2024年デジタル庁年次報告」を公表した。同報告書では、マイナンバーカードの普及率の向上、マイナポータル利用の大幅な拡大、オンライン行政手続の利用拡大など、様々な成果を報告している¹⁰⁵。しかし、同庁が行った「社会のデジタル化に対する賛同と適応、行政デジタルサービスの満足度についての意識調査」によると、回答した約半数の方が社会のデジタル化に賛同している一方で、社会のデジタル化への適応や行政のデジタルサービスの満足度はまだ約30%と低い状況にあることから、浅沼尚デジタル監は「引き続き、より便利と感じてもらえる行政サービスを提供するとともに、社会のデジタル化に不安がある方に対して、わかりやすいコミュニケーションや利用の支援を行なっていきます。¹⁰⁶」と述べている。

Ⅲ 小括

デジタル・ガバメントの進展は、我が国におけるデジタルインフラの整備とデジタル機器やインターネットを使いこなす力を国民一人ひとりが身につけていることを前提として成立するものである。近年、スマートフォンの普及などにより、行政サービスのオンライン化は着実に進展しているが、その恩恵をすべての国民が等しく受けられるようにするためには、デジタル環境へのアクセスの公平性を担保するとともに、デジタル技術に不慣れた高齢者や障がい者、経済的困窮者など「デジタル弱者」への支援体制の拡充が不可欠である。

また、行政のデジタル化が進むにつれ、個人情報利活用の機会は増大し、それに伴うリスクも高まっている。個人情報の漏洩やサイバー攻撃への対策として、セキュリティの強化、データ保護体制の整備、さらにはサイバーセキュリティ分野における法制度の見直しが求められる。国民が安心して行政のデジタルサービスを利用できる環境を構築することが、信頼性の確保につながる。

加えて、デジタル技術の進展スピードは極めて速く、既存の法律や制度がその変化に対応できないことで、行政の柔軟な対応が阻害されるケースも見られる。したがって、デジタル・ガバメントの推進に適した法制度の再設計や、規制の見直しなど、より機動的なガバナンス体制の構築が求められる。

デジタル化により行政の透明性を確保できる一方で、システムが不透明であったり、データ利用が適切でない場合には国民の不信を招く恐れがある。マイナンバーカードにおける施策は、トラブルも多く、マイナ保険証などは国民の不安が払拭されたとは言えない¹⁰⁷。

政府はデジタル庁を司令塔として、行政の透明性の確保、説明責任の明確化、データ利活用の妥当性の検証を通じて、信頼性の高いデジタル・ガバメントを実現していく必要がある。仮に問題が発生した場合には、再発防止策を示す必要がある。

以上を踏まえ、我が国の電子政府は、技術的基盤、制度的整備、そして誰もが利用できる公平な仕組みづくりの三要素を統合的に推進することで、真に国民本位のデジタル社会の実現に向けた基礎を築くべき段階にあるといえる。

次節においては、税務行政のデジタル化（DX）の国際的進展の状況について詳述する。

第4節 税務行政の国際的なデジタル化の状況

第3節で述べた通り、日本のデジタルガバメント（電子政府）が誕生して20余年程度経過している。日本では2004年から電子申告の利用が開始されているが、諸外国に比べてその進展は遅れていると言わざるを得ない。一例としてイタリアでは、すでに1997年から電子申告が導入され、1998年よりあらゆる添付書類の提出は廃止されている。こうした状況を見ると我が国がデジタル化の先端を歩んでいるとは言えない。

したがって、将来の税務行政のデジタル化を予見する上で、現状とその方向性を理解するために、現行の税務行政のガイドラインとなっているOECDの税務行政フォーラムでどのような議論や報告がなされているかを考察し、各国の税務行政のデジタル化の現状を紹介することで、我が国の今後のデジタル化の進展を考える必要がある。

I OECD「税務行政3.0」税務行政フォーラムでの議論・報告

1. OECD 報告書「税務行政3.0」の概要及び方向性

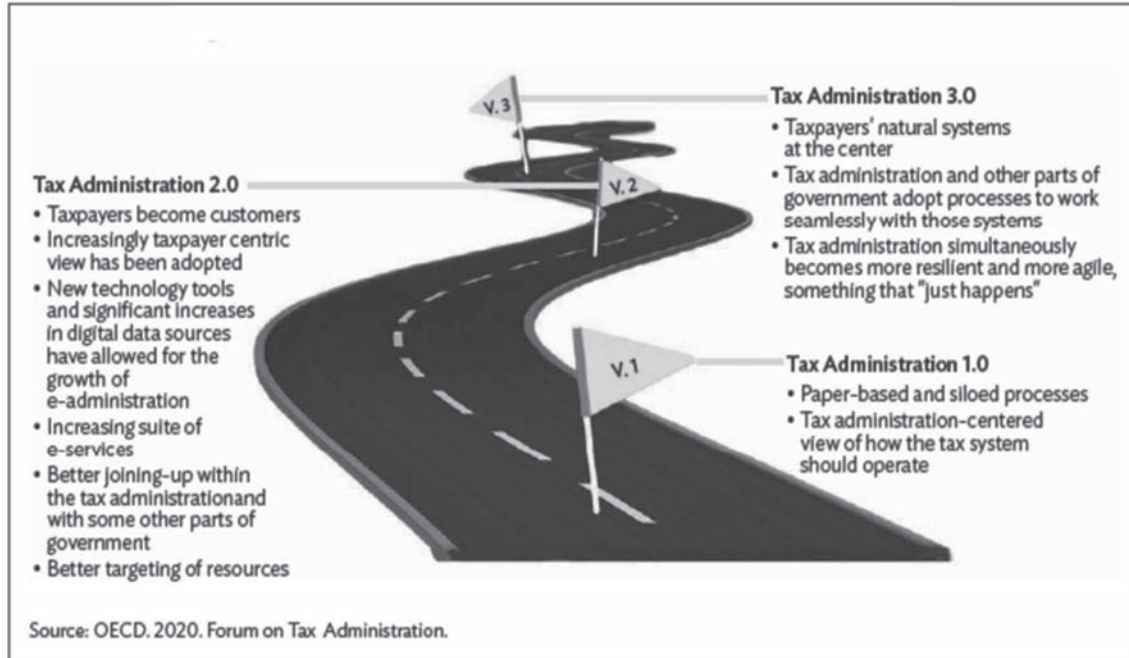
近年の税務行政の方向性は、OECD 税務官会議（FTA:OECD Forum on Tax Administration 以下「FTA」という。）で議論されている。その中で、今後の税務行政の方向性を描いた報告書（OECD 報告書「税務行政3.0」（OECD, Tax Administration 3.0））を2020年に公表した。

この報告書では、税務行政のDXが進んだ社会の姿として、税に関する手続きが納税者の日常生活や業務の延長線上に組み込まれていくとの構想が描かれている。そして、こうしたことが実現できれば、税務手続の簡便化、手続的な負担の軽減、誤りの防止、税務コンプライアンスの向上、官民双方のコスト削減、生産性の向上が期待できると述べている。このOECD 報告書「税務行政3.0」は、各国においても税務行政のDXの取り組みが進められている。

OECD 報告書「税務行政3.0」の道のりは、「Tax Administration 1.0」から始まり、その後「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化等」に基づく税務行政の将来像とするTax Administration 2.0が公表され、2020年に「Tax Administration 2.0」にある「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化等」に新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいた施策とする今日の「Tax Administration 3.0」を進めることとしている。

【図表1-4-1】OECD「税務行政3.0」の道のり

OECD the Evolution of Tax Administration 3.0



(出典) OECD 報告書「税務行政3.0」(Tax Administration 3.0 OECD(2020))

上記【図表1-4-1】は、OECD「税務行政3.0」ができるまでの道のりを示したものである。以下、内容を要約する。

「Tax Administration 1.0」においては、紙ベースを主な手段として用いるのではなく、デジタル化に向けた税務行政をどのように運営するのかにある。

「Tax Administration 2.0」においては、納税者は「お客様 (customers)」として扱われ、納税者中心の考え方が採用されるようになる。また、新しいテクノロジー・ツールとデジタル・データ・ソースの大幅な増加により、電子行政の成長が可能となり、一連の電子サービスが増加する。そして、税務行政内と他の政府部門が採用するプロセスが統合され、それらのシステムとともに垣根なくスムーズに機能するようになる。

「Tax Administration 3.0」においては、納税者の日常生活やビジネスで使用する通常の(業務)システムが中心となり、それらに税務行政のサービスやプロセスが組み込まれることになる。そして、税務行政と他の政府部門が採用する納税業務が民間全体のシステムの一部となり、同時により弾力的かつ機敏になる。

この場合にも、「Tax Administration 2.0」にある納税者は「お客様 (customers)」という中心的な考え方は維持される。

また、我が国においても前述の税務行政DX2023の中で、以下の【図表1-4-2】のようにOECD報告書「税務行政3.0」を紹介している。

【図表1-4-2】OECD報告書「税務行政3.0」抜粋

【参考】国際的な潮流	I 目指す姿と取組の方向性（参考）
OECD報告書「税務行政3.0」（Tax Administration 3.0、OECD（2020）） 抜粋（国税庁仮訳）	
【序文より】 近年、デジタル機器や新しいコミュニケーションチャネル、内外におけるデータソースの大幅な増加により、納税者サービスの改善や、コンプライアンス確保策の重点化（better target our compliance activities）を図ることが可能となった。 これにより、税務行政の効果と効率が確実に向上してきた一方、我々OECD税務長官会合は、将来の税務行政について、能動的かつ時に負担の大きい納税者の自発的なコンプライアンスと、ノンコンプライアンスに対処するため資源を集約した税務調査に依存した現在のアプローチから大きく転換するような姿を見据えている。	
「税務行政3.0」の描く世界 税務行政は、… 1 納税者の日常生活・業務の延長線上に組み込まれる Embedded within taxpayer natural systems ・納税者が日頃利用する業務システムとの連携により簡便かつ正確な納税が可能に ・その結果、ノンコンプライアンスは、意図的かつ手間暇がかかるものに収れん 2 企業やプラットフォームが共同して税務行政の一部の役割を担う Part of a resilient “system of systems” ・企業やプラットフォームなどといった信頼できる主体が、消費税や源泉徴収の仕組みに加えて税務行政の一部の役割を担う ・税務当局はそのような民間の仕組みとも連携し、プロセスと結果においてコンプライアンスが確保されていることを確認する 3 リアルタイムに近い形で課税関係を安定させる Real-time tax certainty provider ・システム連携や源泉徴収、納税専用口座などにより、リアルタイムに近い形で正確に課税関係を確定することが可能に 4 透明で信頼性が向上する Transparent and trustworthy ・納税者にとって、どの情報に基づきどのような課税が行われるかの把握が容易に 5 税務行政が官民を合わせた政府の機能の一部となる An integrated part of whole of government ・行政当局間及び民間とのデータ連携により、様々な行政手続をシームレスに行うことが可能に 6 人とハイテクが融合した組織となる A human touch and high tech adaptive organization ・納税者中心の視点が税務行政プロセスの構築と管理の上で重要となる ・重要なのは、人のスキルとAIなどのサポートツールを融合し納税者の誤りを防ぎ、コンプライアンスを高めること ・人とテクノロジーの協調により、社会経済の変化に適切に対応 32 （出典）国税庁「税務行政の将来像 2023」	

2. 近年のOECD「税務行政3.0」税務行政フォーラムでの議論・報告

（1）OECD 税務長官会議の概要

FTA は、税務行政の幅広い分野における課題について各国の知見・経験の共有や意見交換を行うことを目的として、OECD 租税委員会の下に 2002 年に設置された税務当局の長官級のフォーラムである。現在は、主に OECD 加盟 38 か国及び非加盟 15 か国・地域が参加している。

これまで、加盟国等において 17 回の FTA 会合が開催された。

（2）FTA における税務行政の DX に関する近年の主な議論の要旨

①2019 年 3 月の第 12 回 FTA 本会合

チリ・サンディアゴにおいて、DX の方向性及び技術的・組織的な礎を定めるための枠

組みである「Tax administration2030」の公表に向け協調することに合意した。

報告書では、各国・地域によってデジタル化のステージが異なることを踏まえ、システム化された税務行政がどのような姿となりうるか、その中核となる要素を抽出し描写するとした。

②2020年12月の第13回FTA本会合

オンラインにて、ディスカッションペーパーとしてOECD「税務行政3.0」が公表され、今後の税務行政におけるDXに関するFTAでの作業の優先分野を特定すること及びロードマップ（アクションプラン）を2021年に作成することが承認された。OECD報告書「税務行政3.0」では、納税者が日頃利用する業務システムとの連携により、様々な行政手続きをシームレスに行うことが可能となるといった世界が描かれている。

③2021年8月にアクションプランの公表

デジタル・アイデンティティ、電子インボイスの発行、各国間でのDXに係る知見の共有など、FTAでの今後の検討事項（Action）を7つに整理し、そのアクションごとに随時検討状況を共有することとされた。

（以下7つのActionとは、Action1：税務行政におけるDX成熟度モデル、Action2：税務に関する先端技術の共有、Action3：デジタルアイデンティティフィケーション、Action4：国際的な電子インボイスの普及、Action5：シェア・ギグエコノミーへの対応、Action6：途上国のデジタル化支援、Action7：知見の共有）¹⁰⁸

④2021年12月にAction1：税務行政におけるDX成熟度モデルの公表

税務行政における自国のDX成熟度を確認するために、他国の税務当局との比較によって自国の位置を理解するDX成熟度モデル「5つのレベル」¹⁰⁹が公表された。

その「5つのレベル」とそのレベルに該当する主な国は以下の通りである。

ア レベル1：電子申告（E-file）

標準化された電子申告フォームの利用を推奨または義務化し、給与支払や財務データなどが定期的に税務当局に電子的形式で送信され、それが各年単位で照会される段階
・・・日本を含む多くの国々はまだこの段階にとどまっている。

イ レベル2：電子会計（E-accounting）

会計データやインボイス、試算表などその証憑となるソース・データを定期的に電子的形式により税務当局に送信し、頻繁に追加や変更を行う段階
・・・イギリス、イタリア、ドイツ、フィンランド、インド、インドネシア、南アフリカなど

ウ レベル3：電子照合（E-match）

追加的な会計情報やソース・データが電子的形式により送信され、税務当局は金融機関の取引明細のような追加的なデータにアクセスし、リアルタイムで税目を超えて照合を始め、潜在的には納税者や管轄を超えた照合を開始する段階
・・・フランス、中国、トルコ、ペルー、アルゼンチンなど

エ レベル4：電子調査（E-audit）

税務当局によって分析された第2レベルの会計データやソース・データとリアルタイ

ムで送信されたデータを相互チェックし、「電子的税務調査 (electronic audit)」による税額査定を受ける段階

・・・ロシア、メキシコ、チリ、ブラジル

オ レベル5:電子査定 (E-assess)

税務当局は送信された電子データにより直接税額を査定し、納税者がその当局によって計算された税額を確認検証することによって納税義務を確定する段階

・・・スペイン

【図表1-4-3】DX成熟度モデル「5つのレベル」

Level 1	Level 2		Level 3	Level 4		Level 5
"E-file"	"E-accounting"		"E-match"	"E-audit"		"E-assess"
Use of standardized electronic form for filing tax returns required or optional; other income data (e.g., payroll, financial) filed electronically and matched annually	Submit accounting or other source data to support filings (e.g., invoices, trial balances) in a defined electronic format to a defined timetable; frequent additions and changes at this level	Paradigm shift	Submit additional accounting and source data; government accesses additional data (bank statements), begins to match data across tax types and potentially across taxpayers and jurisdictions in real time	L2 data analyzed by government entities and cross-checked to filings in real-time to map the geographic economic ecosystem; taxpayers receiving electronic audit assessments with limited time to respond	Disruptive	Government entities using submitted data to assess tax without the need for tax forms; taxpayers allowed a limited time to audit government-calculated tax

(出典) Ernst&Yong Global

⑤2022年9月の第15回FTA本会合

オーストラリア・シドニーにおいて、シームレスな税務行政の将来像 OECD「税務行政 3.0」公表後のさらなる段階として、協力関係を管理するために以下の戦略的枠組みについて議論され、合意された。

ア 全ての FTA メンバーが参加できる上級レベルの専門家作業部会の新設やデジタルトランスフォーメーションに関する新たな諮問組織の設置を通じ、外部の主要な利害関係者とのより密接な協力関係を構築する。

イ 国内のデジタル ID の相互認証に支えられた、仕事に対する価値観の多様化によるシェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーのプラットフォームがリアルタイムに広く情報交換が可能となる初期スコープを設定する。

ウ 世界の 55 の税務当局が完了した「デジタルトランスフォーメーション成熟度モデル」の推進などを通じて知識共有を継続的に支援する¹¹⁰。

⑥2024年11月の第17回FTA本会合（於：ギリシャ）

ギリシャのアテネにおいて、長期的な「税務行政 3.0」のビジョンにあるように税務行政のトランスフォーメーションの最終目標は、よりシームレスでリアルタイムに近い課税プロセスを実現することで、タックスギャップとコンプライアンス負担を大幅に削減し、より早い段階で税の安定性を高めることであるとし、その対策としての地域の税務組織と協力し、税務行政のトランスフォーメーションを支援するため、長期的な投資のために関係者を説得するのに必要なグローバルなエビデンスベースの構築、リーダーシップに関する相互の関与、ジェンダー・バランスと多様性の促進を含む、税のキャパシティビルディングに関する我々の総合的な取り組みを強化するなどの合意がなされた。

II 諸外国のデジタル化の現状

1. 国際指標におけるポジション

総務省は、デジタルガバメントの推進状況についての国際競争力に関する指標として、以下の4つの指標を取り上げている。

(1) デジタル競争力ランキング (IMD)

① デジタル競争力ランキングの概要

国際経営開発研究所 (以下「IMD」という。) が公表するデジタル競争力ランキングとは、IMD が策定・公表しているデジタル競争力に関する国際指標であり、各国によるデジタル技術の開発・活用を通じ、政策、ビジネスモデル及び社会全般の変革をもたらす程度を分析し、点数とランクを付けている。

デジタル競争力ランキングでは、デジタル競争力に影響を与える要因を「知識」「技術」及び「将来への備え」の3つに分類し、各要因に関する52の基準・指標に基づいて算出される。

【図表1-4-4】デジタル競争力ランキングの基準・指標の詳細



(出典) 総務省「ポストコロナの経済再生に向けたデジタル活用に関する調査研究」

②総合評価

2020年デジタル競争力ランキングでは、米国が3年連続1位で、シンガポールが2位、デンマークが3位と続いている¹¹¹。

【図表1-4-5】IMD デジタル競争力ランキング

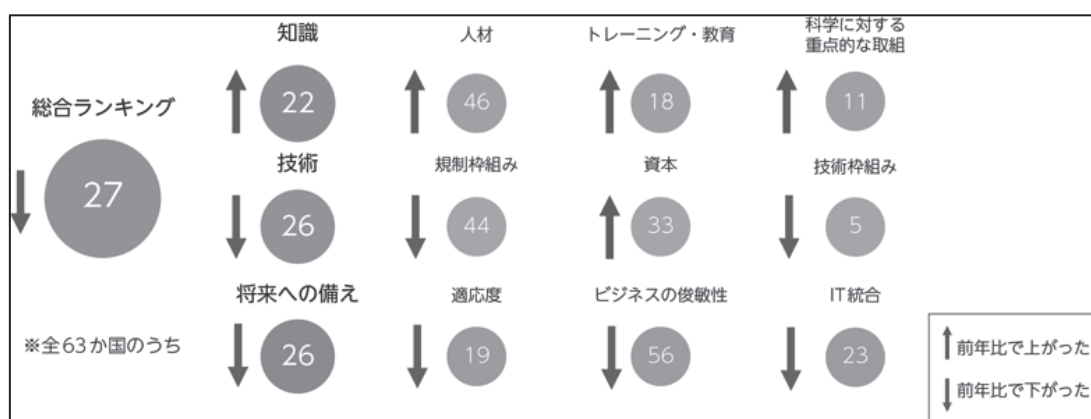
順位	国・地域	順位	国・地域
1	アメリカ	6	スイス
2	シンガポール	7	オランダ
3	デンマーク	8	韓国
4	スウェーデン	9	ノルウェー
5	香港	10	フィンランド

(出典) IMD World Digital Competitiveness Ranking を基に総務省作成

上位国には、欧米だけではなく、2位にシンガポール、5位に香港、8位に韓国が入っている。

このようにアジアの国・地域の数か国が上位を占める中、日本の順位は、ここ数年低下傾向にあり、2020年は、前年に比べて4位下がり、63か国・地域のうち27位となっている。「科学に対する重点的な取り組み」や「トレーニング・教育」の分野では順位が高いが、順位を下けている一番の要因は人材である。人材を測定するための指標の中には、「教育評価（数学）」では5位、「都市管理」では14位と順位が高いものもあるが、「国際経験」が63位、「デジタル／技術スキル」が62位であることからデジタルに強い人材の更なる育成と、日本のデジタル分野で働きたいと思わせるような施策が必要と考える。

【図表1-4-6】デジタル競争力ランキングにおける我が国の順位（2020）

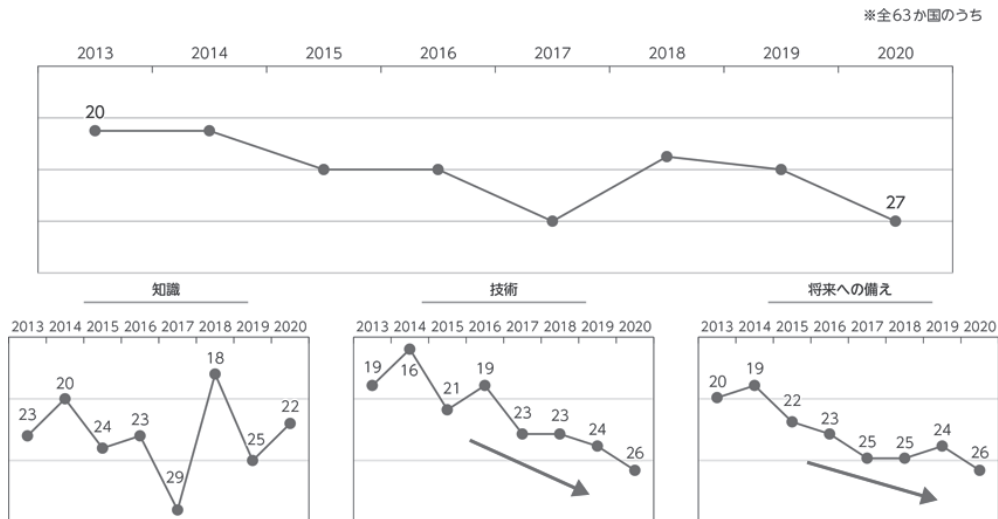


(出典) 総務省「ポストコロナの経済再生に向けたデジタル活用に関する調査研究」

また、要因ごとに見ると、我が国は、いずれもここ数年20位前後となっているが、特に「将来への備え」の順位が近年低下傾向にある¹¹²。この「将来への備え」を測定するための指標の中には、「ビジネスの俊敏性」を測定するための指標があり、その中で「世界のロボット分布」の分野では2位と順位が高いが、順位を下けている要因は「機会と脅

威」、「企業の俊敏性」及び「ビッグデータの分析と活用」が最下位 63 位となっていることである。このことから、DX の活用をするための準備としての法的整備や納税者（企業を含む）が DX を活用する意味の理解を得られるような施策が必要であると考ええる。

【図表 1－4－7】デジタル競争力ランキングにおける我が国の順位の推移



(出典) 総務省「ポストコロナの経済再生に向けたデジタル活用に関する調査研究」

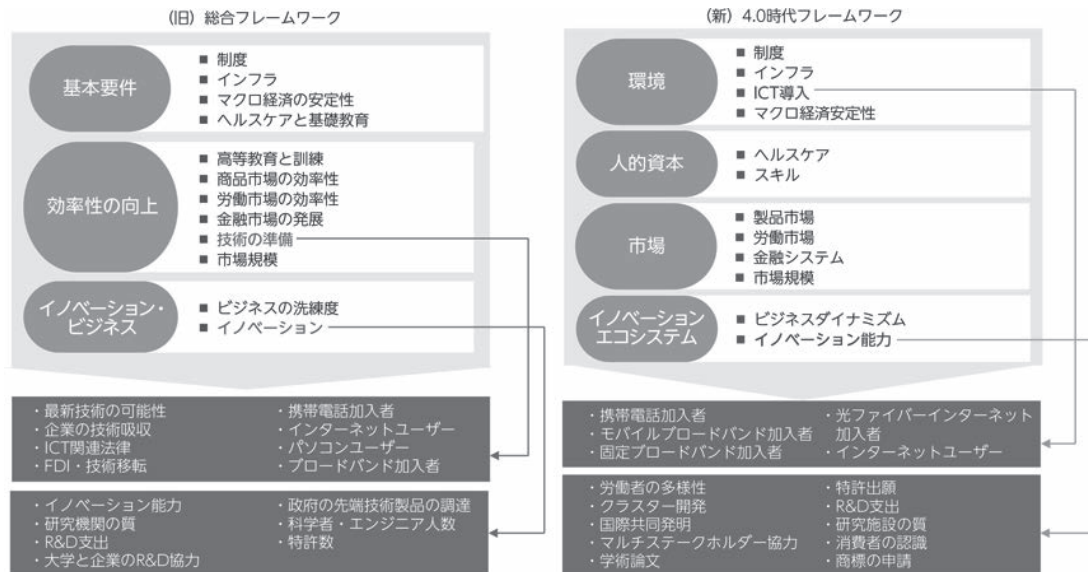
(2) 国際競争力ランキング (WEF)

① 国際競争力ランキングの概要

世界経済フォーラム（以下「WEF」という。）が公表する国際競争力ランキングとは、WEF が策定・公表している国際競争力に関する国際指標であり、各国の競争力に貢献する技術や ICT 導入を含めた 12 の要因を分析評価している。

国際競争力ランキングでは、2018 年より新しいフレームワークになり、「環境」「人的資本」「市場」及び「イノベーションエコシステム」に分類され、各要因に関する基準・指標に基づいて算出される¹¹³。現在は、2020 年から流行した新型コロナウイルス感染症のためランキングを中止している。

【図表1-4-8】国際競争力ランキングの詳細



(出典) 総務省「ポストコロナの経済再生に向けたデジタル活用に関する調査研究」

②総合評価

【図表1-4-9】イノベーションランキングの経年推移

WEF “The Global Competitiveness Report”の年版							
順位	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17
1	米国 (5.85)	スイス (5.77)	スイス (5.78)	フィンランド (5.79)	フィンランド (5.78)	スイス (5.76)	スイス (5.80)
2	スイス (5.60)	スウェーデン (5.76)	フィンランド (5.75)	スイス (5.70)	スイス (5.70)	フィンランド (5.73)	イスラエル (5.73)
3	フィンランド (5.56)	フィンランド (5.72)	イスラエル (5.57)	イスラエル (5.58)	イスラエル (5.56)	イスラエル (5.65)	フィンランド (5.68)
4	日本 (5.52)	日本 (5.59)	スウェーデン (5.56)	ドイツ (5.50)	日本 (5.54)	米国 (5.58)	米国 (5.64)
5	スウェーデン (5.45)	米国 (5.57)	日本 (5.54)	日本 (5.49)	米国 (5.49)	日本 (5.54)	ドイツ (5.58)
6	イスラエル (5.30)	イスラエル (5.53)	米国 (5.50)	スウェーデン (5.43)	ドイツ (5.47)	ドイツ (5.51)	スウェーデン (5.49)
7	台湾 (5.29)	ドイツ (5.39)	ドイツ (5.42)	米国 (5.37)	スウェーデン (5.37)	スウェーデン (5.46)	オランダ (5.44)
8	ドイツ (5.19)	シンガポール (5.33)	シンガポール (5.39)	台湾 (5.25)	オランダ (5.25)	オランダ (5.37)	日本 (5.43)
9	シンガポール (5.04)	台湾 (5.27)	オランダ (5.31)	シンガポール (5.19)	シンガポール (5.18)	シンガポール (5.24)	シンガポール (5.33)
10	デンマーク (4.89)	デンマーク (5.10)	英国 (5.17)	オランダ (5.16)	台湾 (5.10)	デンマーク (5.11)	デンマーク (5.13)

(出典) 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)「国際競争力レポートにおけるイノベーションランキングの現状の分析について」

2018年以降に測定されたより新しいフレームワークの国際競争力ランキングでの日本の順位は、2018年に5位(全140か国・地域)、2019年は6位(全141か国・地域)で、1位シンガポール、2位米国、3位香港であった。

また、要因ごとに見ると、我が国は、「環境」では、インフレ率や国の債務状況等のマクロ経済安定性は、42位と低いが、道路・鉄道のインフラが5位、携帯電話加入者数等のICT導入が6位であり、順位が高い¹⁴。

(3) 国連経済社会局（UNDESA）世界電子政府ランキング

① 世界電子政府ランキングの概要

電子政府に関する指標として、国連経済社会局（UNDESA）が公表する世界電子政府ランキングは、国連加盟国における ICT を通じた公共政策の透明性やアカウンタビリティ（説明責任）を向上させ、公共政策における市民参画を促す目的で実施され、2003 年から始まり、2008 年以降は2年に1回の間隔で行われている。この調査では、オンラインサービス指標、人的資本指標、通信インフラ指標の3つの指標に基づいて平均し、電子政府発展度指標を算出して順位を決めている。

② 総合評価

2020 年の世界電子政府ランキングでは、前回調査（2018 年）に引き続きデンマークが1位であり、2位が韓国、3位がエストニア、4位がフィンランド、5位がオーストラリアと続き、日本は14位であった。

また、2022 年の世界電子政府ランキングでは、前回調査（2020 年）に引き続きデンマークが1位であり、2位がフィンランド、3位が韓国、4位がニュージーランド、5位がスウェーデンと続き、日本は前回同様14位であった。

個別指標の順位をみると、通信インフラ指標及びオンラインサービス指標と比較して人的資本指標の評価が一貫して低い。スコア自体としては、電子政府発展度指標及び人的資本指標、通信インフラ指標については前回より評価が上がった。

一方、オンラインサービスの数値が下がっている。この結果については、他国が飛躍的に行政手続きのデジタル化やデジタル ID の導入を進める中で、日本はウェブサイト上にある行政サービスの所在がわかりにくいことや役所手続きの煩雑さなどの指摘がされている。

【図表 1-4-10】世界電子政府ランキング 2020 の上位 10 か国

順位	国・地域	順位	国・地域
1	デンマーク	6	スウェーデン
2	韓国	7	英国
3	エストニア	8	ニュージーランド
4	フィンランド	9	米国
5	オーストラリア	10	オランダ

（出典）国連世界電子政府ランキングを基に総務省作成

(4) 早稲田大学世界デジタル政府ランキング

① 世界デジタル政府ランキングの概要

早稲田大学電子政府・自治体研究所が公表する早稲田大学世界デジタル政府ランキングは、世界の ICT 先進国 66 か国を対象に各国のデジタル政府推進について進捗度を主要 10 指標（35 サブ指標）で多角的に評価する世界デジタル政府ランキングを 2005 年から毎年公表している。

②総合評価

2023年の世界デジタル政府ランキングでは、前回調査（2020年）に引き続きデンマークが3年連続1位であり、2位がカナダ、3位がイギリス、4位がニュージーランド、5位がシンガポールと続き、日本は11位であった。

また、同ランキングの公表によると、日本は国民視点のデジタル化、行財政改革推進に十分な進捗がみられず、調査開始から初めてトップ10圏外になった。また、「日本は2年前に発足したデジタル庁が、コロナ、デジタル化などで対応にトラブルが見られ、成果が不十分。また、デジタルガバナンスの強化、中央官庁の縦割り行政の打破、自治体間でのデジタル格差、国民中心のデジタル化の実装、高度デジタル人材の育成が引き続き必要」と早稲田大学電子政府・自治体研究所がコメントしている¹¹⁵。

【図表1-4-11】第18回早稲田大学世界デジタル政府総合ランキング2023

順	国・地域名	スコア	順	国・地域名	スコア	順	国・地域名	スコア
1	デンマーク	93.2902	23	イタリア	76.3371	45	ベトナム	64.5990
2	カナダ	92.2459	24	アイスランド	76.2060	46	ポルトガル	64.5839
3	イギリス	91.9278	25	インドネシア	75.9850	47	ブルネイ	64.4795
4	ニュージーランド	91.4979	26	スペイン	74.7971	48	ケニア	63.9137
5	シンガポール	91.3919	27	オーストリア	74.3202	49	コロンビア	63.8306
6	韓国	89.6937	28	ベルギー	73.9079	50	メキシコ	62.8448
7	アメリカ合衆国	88.7400	29	マレーシア	73.7182	51	エジプト	62.1200
8	オランダ	85.8224	30	インド	73.0972	52	ルーマニア	61.6217
9	エストニア	85.4313	31	香港	72.8246	53	アルゼンチン	60.5759
10	アイルランド	83.9196	32	カザフスタン	72.6281	54	ブラジル	60.4387
11	日本	83.5541	33	オマーン	72.6097	55	バーレーン	60.1645
12	ドイツ	83.4543	34	南アフリカ	70.0274	56	バングラデシュ	58.7585
13	ノルウェー	81.6249	35	ロシア	69.4431	57	ウズベキスタン	58.2306
14	スウェーデン	81.4611	36	フィリピン	68.6910	58	モロッコ	57.5710
15	台湾	80.6658	37	イスラエル	68.1137	59	ナイジェリア	56.9814
16	スイス	80.5450	38	チェコ	67.8147	60	ペルー	56.4251
17	オーストラリア	80.3236	39	リトアニア	67.7550	61	チュニジア	53.5153
18	フィンランド	79.9412	40	チリ	67.0599	62	パキスタン	50.2313
19	タイ	79.0126	41	ポーランド	67.0386	63	パラグアイ	49.8242
20	サウジアラビア	78.9733	42	トルコ	66.9790	64	フィジー	48.0853
21	アラブ首長国連邦	78.9536	43	中国	65.3063	65	コスタリカ	47.6883
22	フランス	77.1086	44	ウルグアイ	65.1550	66	ガーナ	41.8802

（出典）早稲田大学総合研究機構電子政府・自治体研究所「世界デジタル政府ランキング2023年度版」

2. 諸外国のデジタル化の現状

(1) イタリア

①納税者番号制度（TIN：Tax Identification Number）

イタリア経済財務省は、1973年に付加価値税を導入したが、この導入に伴い申告件数が400万件から2,500万件に急増した。そこで、税の申告を電子的に処理する必要性から同年に、個人及び法人に対し納税者番号制度を導入することを決定した。

②SOGEI（税務情報調査分析センター）

SOGEIは、1976年に税務情報に関するシステム開発、調査分析等を行う国営の公社が設立され、その後、株式会社化された。また、中央政府の経済財務省から委託を受けて電

子申告システムを担当している。ただし、税の賦課徴収に係る意思決定には関わらず、システムの運用のみに限られ、税務の情報を扱う立場であるため SOGEI の職員は国家公務員と同様の守秘義務が課せられている。

③電子申告 (Fisco telematico)

イタリアでは、1997 年に法人所得税、個人所得税、付加価値税である国税と州税である IRAP (州生産活動税) について、電子申告制度が導入され、その後すべての税目に拡充された。この電子申告に対応して、1998 年からあらゆる添付書類の提出は廃止されている。

ただし、必要な領収書等は本人において、その発行日から5年間、保有しなければならない義務があり、それを税務当局が抜き取り調査時に使用する仕組みとなっている。

電子申告ができる主体は、当初は経済財務省からシステムにアクセス番号を付与された公認会計士・税理士・大企業などに限定されており、個人や中小企業については、銀行や郵便局に書面でデータを持ち込み、手数料を支払って電子申告の代行をしてもらう形態がとられていた。

その後、すべての個人及び法人の納税者は自ら又は、税理士等を通じ、あるいは銀行等に依頼し電子申告することが義務付けられている。電子申告における本人確認は、納税者番号や前年度申告に関する情報の入力、さらにピンナンバー・パスワードなどを兼用して行われる。その際の暗号化には SSL が用いられる。

④留意点

著者である境勉氏によると「イタリアでは、以上の通り電子申告に関して世界中の先進国であるといっても過言ではない。ただし、留意しなければならないことは、まず先に納税者は自分で税額を計算して税を納付し、その後、納付した税に関していわば参考情報として申告書を送付することとされている。つまり、日本における申告書が『税を確定する』という極めて重要な役割を果たしているのに対しイタリアの申告書は、単に『納めた税額に関する参考資料』の役割しかもっていない。したがって、日本においては、イタリアの電子申告制度よりかなり厳格に本人確認やセキュリティが要求されると考える」¹¹⁶と言及している。

(2) カナダ

①対面式の納税相談等の廃止

カナダ歳入庁 (CRA) は、face-to-face サービスの廃止に取り組んでおり、対面式の納税相談及び質問の受付を廃止している。この方向性は長年の CRA の目標でもあった。その代わりに、CRA は、「dropboxes」というデータ・スタンプ機械による証明サービスを展開している。これは納税者が重要書類に収受印の押印を受けたい場合に機械が対応するものである。

OECD の加盟国であるデンマークやイギリスなども同様に、このような対面式の納税相談及び質問の受付を廃止している。

②電子申告

1990 年より電子申告の試行を始め、2000 年よりインターネットによる電子申告を開始

した（法人所得税及び財貨サービス税は 2002 年開始）。電子証明書は使用せず、社会保障番号・生年月日・前年の所得金額・アクセスコード（当局が通知する 4 桁の番号）を入力して本人確認を行う。電子申告には、以下の 3 種類の方法がある。

- ・ EFILE：電子申告事業者を通じたパソコン申告
- ・ TELEFILE：タッチトーン電話を利用した申告（主に高齢者等の簡易な申告用）
- ・ NETFILE：インターネットを利用した申告（市販ソフトで作成した申告書を電送）

③添付書類等

電子申告を行なった場合は、源泉徴収票等の添付義務が免除される。また、還付金の処理は申告書の受理後 8 営業日以内（我が国は 2 週間以上かかるが）に行うこととされている。

④電子納税

CRA と提携した金融機関のインターネットバンキングによるもので、2007 年の電子納税割合は 21.8%であった。2009 年より CRA ウェブサイトに金融機関のポータルサイトが追加され、代表者個人の口座から法人の支払が可能になり利便性の向上がなされた。

⑤マイアカウント（My Account）

納税者は、政府が設けた電子政府のプラットフォームである Government of Canada EPASS に登録し、ユーザーID とパスワードを取得することで納税関係や税額控除等の確認のサービスを受けることができる（2003 年に開始され、電子申告サービスの利用者以外でも利用できる）。法人向けに「My Business Account」、税務代理人向けに「Represent a Client」という同様のサービスがある¹¹⁷。

（3）ニュージーランド

ニュージーランド内国歳入庁（IR）では、2012 年 8 月より The My IR GST サービスを開始している。これは、事業者が GST（日本の消費税に相当するもの）の確定申告を行う際に利用できるものである。この新しい IR のサービスが開始される前に、ニュージーランド当局は、納税者にインタビューを行い、その情報をフィードバックするなどして納税者調査を実施した。その大量のデータを問題点の発見に役立て、ソフトウェア開発業者との協力の下で IR のモデルチェンジをしている。

（4）シンガポール

①電子申告

シンガポールの内国歳入庁（IRAS）のもとでの電子申告は、2010 年分の個人所得税における期限内申告のうち約 96%にあたる 87 万件は電子申告によるものであった。2006 年分確定申告より No-Filing Service が導入され、一定の給与所得者は確定申告が不要となった。これは雇用主から電子的に入手した従業員の給与・賞与、控除対象となる寄付金、社会保険料などの情報と過去の申告内容から判断した人的控除の情報を基に IRAS が税額計算を行い、納税者に通知し、人的控除等に変更がない納税者は確定申告が不要となる。変更項目がある納税者は、電子申告にアクセスした際に既に給与情報、各種控除金額が入力されているため、変更項目の補完入力のみで確定申告が完了となる。2010 年分の確定申告について IRAS が給与情報等を入手していた給与所得者 79 万人のうち 66 万人

については、確定申告が不要となった。なお、電子申告・電子手続等が利用できる範囲は、全税目にわたっている。

②GIRO（自動口座引落とし制度）

GIRO とは銀行口座から税金、公共料金等が自動引落としされる制度で所得税、固定資産税、消費税、印紙税について利用が可能である。個人所得税につき、GIRO による納税を選択した場合には利子税が無しで12回までの分割納付が可能となるが、当初は利用率が伸び悩んでいたため2010年分確定申告より3年間のキャンペーンとして当選金を交付する「ラッキードロー」（特定の条件を満たすと参加でき、結果はランダムで選ばれる。「幸運を引き寄せる」意味によるもの）による利用拡大を図った。

③行政キオスク

シンガポールでは、国民全員に国民IDが付与されていることから当該番号と指紋により行政キオスク端末（国民が各種行政サービスを利用できる情報端末設備機器を行政キオスク端末といい、民間企業3社が運営している。）を活用している。この行政キオスク端末は、国内の主要な場所に設置されており、所得税と固定資産税のほか年金の支払い、警察・税関の罰金の支払い、交通局に対する道路税の支払いなどの行政機関の手続きが可能となっている。

④評価として

シンガポールは、都市国家であり、コンパクトな政府であることから、政府機関の横の連携が取れており、省庁を横断する制度改革、法律改正等であっても非常にスムーズに実行ができる印象を受ける¹¹⁸。

(5)韓国

①次世代国税行政システムへの改編

韓国の国税庁（NTS）では、1990年代に構築された国税統合システムが老朽複雑化し、税務行政環境の変化に即応できないという事態に直面したことに伴い、既存のNTS電算システムを全面改編し、納税者が電子申告を行える次世代「ホームタックス」とNTS職員業務用の「税務行政業務ポータル」で構成される次世代国税行政システム（Neo Tax Integrated System）の運用を2015年から開始した。これにより納税証明書等の発給サービスが土、日、祝日も利用できる。

また、次世代国税行政システムのホームタックスで電子不服制度（課税前適否審査、異議申請、審査請求）ができるようになった。

②電子申告

相続税を除く税目の電子申告が可能となっている。NTS ホームタックスサイトにアクセスし公認認証による本人認証を行い申告書の作成を行う。附属書類等についてはPDFファイルによる電子提出が可能である。

韓国では電子申告の義務化は行われていないが、利用割合は各税目とも90%を超える。

2015年帰属総合所得税の申告により一定の零細事業者への申告支援として、収入金額から納付する税額まで全部記入した申告書を送り、納税者は、同申告書を利用して郵送又はホームタックス（インターネット、スマートフォンアプリ）で申告ができる。

2006年から年末精算簡素化システムを導入している。同システムは、NTSが資料収集機関より収集した控除証明資料（簡素化資料）を勤労所得者がホームタックスを利用して印刷又はダウンロードして所得控除にあたる控除申告書を源泉徴収義務者に提出する形式をとっていたが、さらにクレジットカード等の利用額のうち一定の額の税額控除が得られる韓国独自の従前の控除に対応するためのサービスを2015年から開始した。日本では確定申告によらなければならない医療費控除や寄附金控除も年末精算時の控除項目に含まれるほか、日本にない教育費やクレジットカード等の使用額の項目も存在する。

韓国では、法人・個人の事業者について付加価値税法の規定に基づく事業者登録申請を行った際に法人は事業者登録番号（10桁）、個人は地方自治体から付与される住民登録番号（13桁）が納税者識別手段として利用され、各取引についてNTSホームタックスにより一定の「電子税金計算書」を入力することにより集約される制度が2010年より範囲を拡大して開始されている¹¹⁹。

（6）オランダ

①個人納税者向けサービス

ア 記入済み申告

オランダ国税関税執行局（NTCA）では、NTCAが保有している情報を基に納税者識別情報、給与・年金所得、控除項目等が事前に記入された記入済み申告書を納税者に送付し、納税者は記入されているデータを確認し、訂正や補正することにより完成させるサービスを2009年分の個人所得税申告から導入した。2020年度には、納税者の約75%は、事前の入力項目以外に記入する必要がなく、残り25%についても記入する項目は少ない状況である。NTCAは、納税者にとって申告書作成が単に確認する作業となることを目指している。

イ 電子申告

オランダでは、個人所得税に係る電子申告を義務化していない（個人事業者を除く）が、2020年の所得申告では99%と高い割合を維持している。その背景には、全ての居住者に与える市民サービスナンバー（BSNナンバー）と政府共通の認証システム（DigiD）の普及があると考えられる。この「DigiD」は家族や代理人に特定のサービスについての権限を付与することが可能である。また、スマートフォンを使用した申告が年々伸びている。

さらに、図書館と連携することで、申告に不安のある納税者やコンピューターの利用が困難な納税者が近くの図書館でソーシャルパートナーに相談できる体制を構築しており、希望者は無料のITリテラシー研修を受講することもできる。

ウ Tax Information Line

Tax Information Lineとは、NTCAが税務相談のために開設している税務電話のことである。2020年からより待ち時間が長い場合などに電話番号とメッセージを納税者が残し、折り返し電話を受けることのできるサービスを開始した。

また、Tax Information Lineでは、所得税申告書を提出していない納税者を①若者（18歳から30歳）、②高齢者（65歳以上）③すでに3回過去に申告していない納税者の3つ

のグループに分けて申告書の提出督促業務を行っている。2020 年分所得申告では、約 3 千人が対象となった。

エ チャットボット

チャットボットは、2021 年に試験的に導入された。この取り組みは、聴覚障害者など電話の敷居が高いと考えられる納税者や電話以外の連絡手段がより最新の情報が得られると考える若い世代の納税者にアプローチしたいという意図がある。

オ ナレッジネットワーク

ナレッジネットワークとは、NTCA が開設しているソーシャルネットワークサービスで、納税者は NTCA からの情報やニュースレターで最新の税務情報が得られるほか、2021 年からは税務に関する質問ができ、基本的には 48 時間以内に回答を得られるとしている。

カ サービスポイントの開設

オランダには、21 の税務署があり、各税務署の窓口で税務相談を行うことができるが、2021 年から新たに 10 のサービスポイントを市役所や地域コミュニティ、市内中心部などで開設した。

②法人及び個人事業者向けサービス

ア 管理チェーンの強化プログラム

管理チェーンの強化プログラムは、NTCA が納税者と税務アドバイザーを管理から申告・納付までの一連の流れの中でサポートし、管理や申告及び支払のミスを防ぎ納税者と納税アドバイザーが納税義務を果たすことを目指すプログラムである。これは FTA の課税モデルの考えに沿った取り組みである。

また、プログラムの一環として付加価値税と給与税について「Ideal」と呼ばれる電子取引決済システムを利用して納付するシステムを取っている。これは QR コードを利用したオランダにおけるオンライン決済の最も一般的な方法で、①納税者が納付方法に「Ideal」を選択、②納付方法が記載されている QR コードをカメラで読み取る、③銀行選択画面で、使用している銀行を選択すると自動で銀行のログインページにアクセスし、④オンラインバンキングにログイン後、支払を承認する手順で決済される。納税者は、口座番号、納税金額やリファレンス番号などの固有の番号を一切入力する必要がなく納付における誤りがないため納税者にとって利便性が高い。付加価値税と給与税に限られているため、2021 年は約 185 千件（NTCA 全体の納付件数は 4,500 万件）の利用であり、今後他の税目など活用を推進していく予定である。

イ ウェビナーの活用

NTCA はオランダ商工会議所と連携し新たに事業を開始した納税者に対するウェビナー（ウェブセミナー）等を開催している¹²⁰。

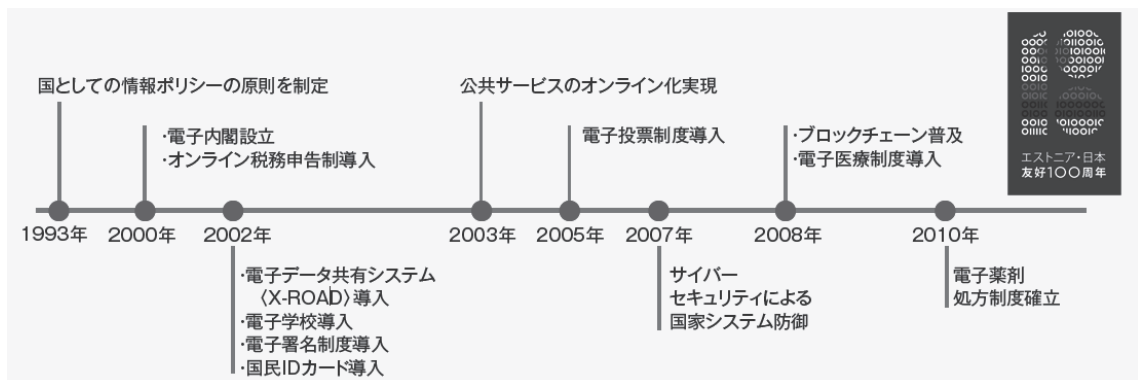
(7)エストニア

エストニアは、バルト海を挟み、フィンランドの南対岸に位置するバルト3国の1つエストニア共和国である。この国の歴史は、占領の連続であり、デンマーク領、ドイツ領、スウェーデン領、ソ連領を経て、ソ連崩壊後 1991 年に再独立を果たし、IT とバイオテクノロジーに国の資本を集中することを国策とした。

人口約130万人（さいたま市の人口とほぼ同じ）。エストニアのデジタル化を実現できた理由は、周辺諸国の支配を受け続けてきた歴史的背景に起因するところが大い。

2000年の電子内閣設立以後、納税・医療・教育・交通などの行政サービスの約99%がオンライン化されている¹²¹。

【図表1-4-12】エストニアのデジタル化の歩み



（出典）月刊事業構想編集部作成

（8）ドイツ

①基本的な特徴

ドイツは連邦国家であり、16の州から構成されている。連邦財務省が連邦税制の企画・立案を行い、州財務省が州税制の企画・立案を行う。連邦が連邦税（関税、蒸留酒税等）の執行を行い、連邦の委託を受けて、州が共有税（所得税、法人税、付加価値税）及び連帯付加価値税の執行を行い、州が固有の行政事務として、州税（相続税、贈与税等）及び市町村税（営業税等）の執行を行う。賦課徴収に係る税務行政は州財務省の管轄下にある税務署で行われており、州を跨ぐ業務及び国際税務は連邦財務省の下部機関である連邦中央税務庁が行っている。

日本で例えるなら、国税局や税務署は国ではなく、都道府県の管轄下であり、都道府県を跨ぐ業務及び国際税務は国税庁が担当しているといえる。

②電子申告

ドイツでは、2001年から電子申告が開始された。電子申告制度は納税者が税務当局のホームページからElster-Onlineという電子申告ポータルサイトにアクセスし、Elster-Formulareというプログラムソフトを無料でインストールし、申告内容を税務署に電子的にデータを送ることができる¹²²。

このElster-Onlineは、納税者のほか代理人である税理士が行い税務当局から査定書の発行を受ける¹²³。

また、2002年から電子インボイスが認められ、納税者・税務当局の事務の効率化となったほか、税務調査時の調査官の電子データへのアクセス権が認められた。

(9) オーストラリア

① 個人納税者（個人事業者を含む）向けサービス

ア myGov

オーストラリアにおける税務行政を執行するオーストラリア国税局（ATO）は 2013 年より電子政府サービス「myGov」を開始している。

この my Gov は、税務、健康保険、職探し、健康記録、子育て支援などの行政サービスがリンクされているポータルサイトである。myGov のアカウントは、メールアドレスと携帯電話（ショートメッセージによる認証）があれば開設できる。

さらに、ATO サービスとリンクすると電子申告サービス「myTax」により確定申告を行うことができ、その他各種通知等の受領や給与等の支払金額を確認することができる。

イ myTax（電子申告）

2014 年より開始した新しい電子申告サービス「myTax」は、オンラインインターフェイスを利用しているためソフトウェアをインストールすることなく、パソコン、タブレット及びスマートフォンから利用できる。

myTax の利用にあたっては、日本の e-Tax を利用する際に必要な電子証明書は不要であり、納税者番号、氏名、生年月日を入力し、さらに本人確認のために 2 つの質問に回答することで認証される。

ウ 記入済み申告書

オーストラリアには、日本における年末調整制度に相当するものがないため、各自で確定申告を行う必要がある。記入済み申告書に利用される情報は、2018 年から雇用主（源泉徴収義務者）が Single Touch Payroll（STP）制度により ATO に提出した給与情報等と、金融機関や健康保険会社が法定義務に基づき提出した各種データなどであり、前年度の申告実績に利用されている。

② 法人向けサービス

ア ビジネスポータル

法人はビジネスポータルというオンラインのポータルサイトを通じて事業活動報告書の提出や事業者登録内容の更新、源泉徴収の手続きなどを行うことができる。また、ビジネスポータルの機能を通じて ATO から各種通知等を受領できるほか、法人から ATO へメッセージを送ることもできる。

イ SBR（Standard Business Reporting）に対応したソフトウェア

SBR とは、2010 年から連邦政府により導入されたオンライン又はデジタル記帳の方法である。これは、既存の会計ソフトに SBR の規則を組み入れることにより、当該ソフトウェアを SBR に対応したソフトウェアにすることができ、各種報告書等を ATO へ直接提出することができる。

③ 申告及び電子納税の利用状況

個人及び法人の確定申告書の提出（税務代理人による提出も含む）及び電子納税の割合は、概ね 95%を超える水準で推移している。

④ 最新技術の活用

ATOでは、Robotic Process Automation (RPA) や人工知能 (AI) などの最新技術を事務処理や納税者サービスに取り入れ、効率的な事務運営を行っている¹²⁴。

(10) スペイン

①バーチャル・アシスタントツール

スペイン国税庁 (AEAT) は、付加価値税 (VAT) に関して人工知能に基づくバーチャル・アシスタントツールを開発した。このシステムは納税者と税務当局職員の双方が自然言語で質問できるチャットボットを利用し、納税者の情報を入力し質問を完了させることで、納税者が請求書の登録・修正、外国貿易に係る納税の義務、課税の有無、課税額、税率、不動産取引の免除・控除などの情報の提供を受けることができる。さらにこのシステムは、24時間毎日の即時情報、法的セキュリティの強化などの利点がある¹²⁵。

②納税口座の拡大

納税口座について、納税者が海外在住時に一定の法域にある口座から納税でき、これにより、国内に必ずしも口座を持つ必要がなくなった。

③記入済み申告書

個人所得税の記入済み申告書について、2024年以降、AEATが算出した個人所得税申告を納税者が確認し、不一致があった場合に納税者が修正する仕組みができるようになった¹²⁶。

(11) トルコ

①デジタル・タックス・アシスタント (GIBI)

トルコ歳入庁は、人工知能 (AI) によりサポートされたオンラインチャットサービスいわゆる、デジタル・タックス・アシスタント (GIBI) を導入している。これは、税法に関する質問の回答を24時間、365日、利用できるほか納税者が納付することができる機能も有している。また、GIBIは、学習機能によって常に更新され、回答がより改善されている。

②納税者に対するSMSの発信

トルコ歳入庁は、個人所得税の納税者に対して申告期限を知らせるメッセージを送信し、その後、申告をしていない納税者等には、その後の申告の手続きや納付方法等の送信がなされる。また、自動車税についても納税者に申告期限を知らせるメッセージが送信される¹²⁷。

(12) ブラジル

ブラジル連邦歳入庁は、2023年から民間の会計システムとデジタル統合し、企業登録、企業の請求書処理、給与計算、税務申告書作成、財務報告書などの税務データを処理するシステムを構築した。これにより、企業にとって簡素化・迅速化に効果があり、官民のパートナーシップを向上させながら、税務コンプライアンスを改善することを目指している¹²⁸。

3. 電子申告・納付などの国際的状況

(1) 電子申告 (e-filing)

OECD 加盟国を中心とする国の個人所得税、法人所得税、付加価値税の 2014 年と 2022 年の平均電子申告率は、以下の通りである。

【図表 1-4-13】2014 年と 2022 年の税目別平均電子申告率 (%)

税の種類	2014	2022	ポイント差
個人所得税 (31の国・地域)	64.5	87.4	+22.9
法人所得税 (31の国・地域)	78.4	95.2	+16.8
付加価値税 (28の国・地域)	81.8	99.0	+17.2

(出典) OECD Tax Administration 2024

OECD 加盟 31 か国と地域における 2022 年の平均電子申告率は、個人所得税 87.4%、法人所得税 95.2%、付加価値税 99.0%となっており、2014 年に比較して大幅に増加している。

その中でも、個人所得税・法人所得税・付加価値税いずれも電子申告率が 100%の国はアルゼンチン、コスタリカ、デンマーク、イタリア、ポルトガル、ペルーである。

また、個人所得税・法人所得税の電子申告率が 100%の国はブラジル、メキシコである。法人所得税の電子申告率が 100%の国はジョージア、ハンガリー、マレーシア、リトアニア、オランダ、ポルトガル、スペイン、スロベニアである。

(2) 電子納付 (e-payment)

OECD 加盟及び OECD の活動に参加する非加盟等 (48 管轄地域等) のうち電子納付の普及率は年々増加傾向にあり、2022 年は納付件数基準 90.0% 納付金額基準 91.9%となっている。その中でも電子納付率が 100%の国は、ベルギー、コスタリカ、デンマーク、フィンランド、インドネシア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、スロバキア、スウェーデンである。

【図表 1-4-14】支払件数と支払金額別平均電子納付率 (Average e-payment rates)

測定タイプ	2018	2019	2020	2021	2022
支払い件数別割合 (48管轄地域)	80.3	82.5	88.6	88.7	90.0
支払額別の割合 (48法域)	84.8	88.1	88.6	90.4	91.9

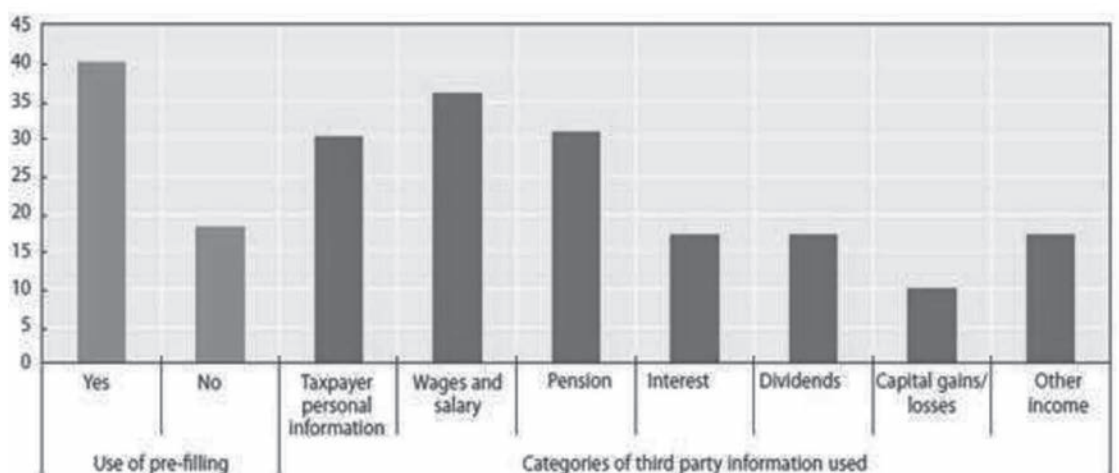
(出典) OECD Tax Administration 2024

(3) 記入済申告書 (Pre-filled tax returns) の国際的な導入状況

2017年のOECDの調査によれば、40か国（OECD加盟36か国+22か国のうち）が記入済申告書制度を導入している。個人所得税について12か国（オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、リトアニア、マレーシア、ノルウェー、ポルトガル、スロベニア、スペイン）が、申告期限を過ぎた場合にその申告を「受け入れたものとみなす (deem accepted)」制度を導入している。

記入済申告書を導入している40か国のうち、30か国が納税者の個人情報、36か国が賃金・給与情報、31か国が年金情報、17か国が利子配当情報、10か国がキャピタルゲイン・ロス情報を利用している。

【図表1-4-15】記入済申告の導入状況（2017年）



(出典) OECD Tax Administration 2019

(4) デジタルインボイスの導入利用状況

インボイス制度の歴史は、もともと VAT が発明された 1954 年からあった制度であるが日本の消費税は、1989 年から始まり、2023 年にインボイス制度が導入されたにすぎず、インボイスの歴史からすれば、浅い存在である。

他方、世界的にデジタルインボイスの普及の状況は、世界的な潮流と言えるものの、地域別にみると法律、言語、文化の多様性、政府の施策重視度合い等によって、デジタルインボイスの普及状況には格差が生じている。

アフリカ、アジア、ラテンアメリカの地域の税務当局は、脱税を最小限に抑えるため、検証や税務調査の目的で、詳細なデジタルインボイスデータか、少なくともインボイスの抜粋データを当局に提出させる法令上の義務を導入している。このため税務当局は新しい枠組みを構築し、従来の紙ベースの方法ではなく、複雑な継続的な取引監視モデル (CTC) の導入を進めている。CTC の導入は、企業内の請求書処理プロセスの効率や取引先とのデジタル連携を直ちに向上させるものではないが、税務申告プロセスの簡素化に貢献している。

また、ヨーロッパ諸国では、デジタルインボイスに基づく取引ベースのデータを課税庁

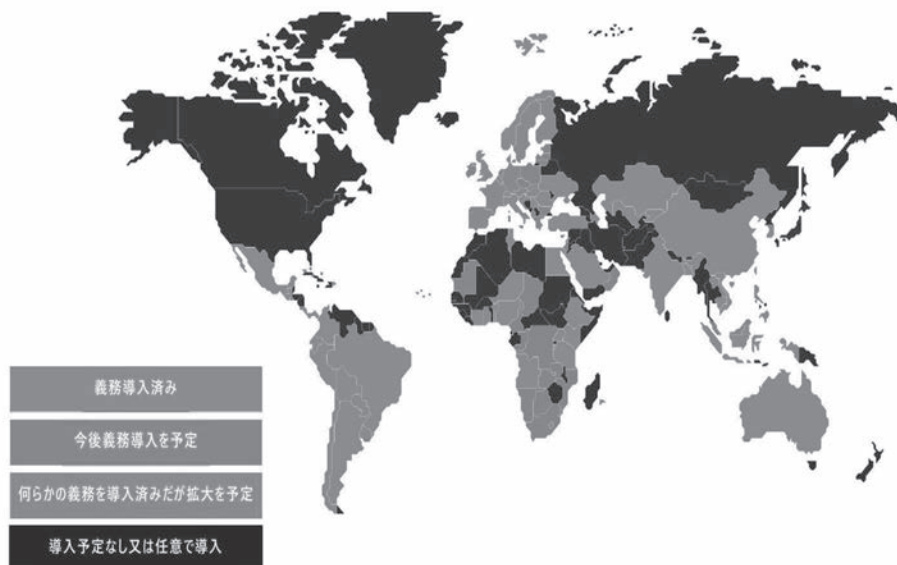
ヘリアルタイムに提供する方法、いわゆるデジタルレポーティング制度の移行を前提に推し進めているが、このデジタルレポーティング義務を導入した制度は国によって異なり、かえって国境を越えて事業を展開する企業のコンプライアンスコストを増大させることの弊害を生じさせていることもある。そのため、EU では欧州委員会の取り組みにより、デジタルインボイスを標準化し、2030 年 7 月までに一定の EU 域内越境取引へのデジタルレポーティング義務を導入することを目指している。さらにドイツなど、国内法令により、2030 年 7 月以前に、より広範囲で、デジタルインボイスの義務化を予定している国がある。

他方、アメリカ、日本ではデジタルインボイスの発行やデジタルレポーティング義務は導入されていないが、ビジネス取引の効率化の目的で、任意でのデジタルインボイスの導入が行われている¹²⁹。

このようにデジタルインボイスは、80 か国以上が義務化を実施する又は計画している。特に欧州では、課税強化を目的としてデジタルインボイスの義務化が進み、さらに 2030 年 7 月から EU27 加盟国すべてについてデジタルインボイスがインボイスの標準形式として定められるだけでなく、EU 域内国境を越えた資産及び役務の提供に対し、EU 標準フォーマットによるデジタルインボイスの発行が義務化され、併せて課税庁に対するデジタルレポーティング制度が導入される見込みとなっている。このことは、従来の「B TO G」の関係だけではなく、「B TO B」の関係であるグローバル企業間の世界的な規制の変化に対応を迫られることが予想される。

しかしながら、日本のデジタル庁は、グローバルな標準モデルのひとつである「Peppol」をベースとした標準仕様を定めて管理等を行うことを模索しているが、日本ではデジタルインボイスの発行は義務化されておらず、実務における普及はまだこれからという状況である。

【図表 1-4-16】各国のデジタルインボイス発行・デジタルレポーティング義務の導入状況



(出典) EIPA デジタルインボイス推進協議会 (2024 年 12 月) 「諸外国におけるデジタルインボイス」

Ⅲ 小括

国際的に見ても、税務行政のDX化は、デジタルイノベーションの潮流に大きく舵を切っている現状にある。特に、デジタル化が進んでいる国々では、政府による義務化、補助金などの推進施策に加え、その国特有の文化や国民性が、デジタル化の加速を後押ししている点が特徴的である。また、DXに積極的な税務当局は、税務行政の方向性の一つとして課税・徴収の効率化やコンプライアンスの向上を主要な目標として掲げている。

OECD 報告書「税務行政 3.0」に示されている通り、税務行政のDXは、納税者の利便性向上や導入負担の軽減、企業にとっての費用対効果の高さといった点から、納税者目線の取り組みとして進められている。その結果、DXの必要性が納税者に広く理解され、DXの動きが一層加速していくものと考えられる。

第5節 日本の税務行政DXの現状と課題～税務行政の環境変化～

DX（デジタル・トランスフォーメーション）という言葉が平成30年（2018年）の情報通信白書に初めて記載されてしばらく経つ。デジタル・トランスフォーメーションの定義は様々あるものの、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においては「企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること¹³⁰」と定義されている。そして、DXはコロナ禍を経て再び注目を集めており、社会的な情勢も相まって日本の税務行政においても大改革（つまりDX）が強く求められるようになってきたところである。

税務行政においては電子申告による納税申告システムが比較的早い段階で導入されたこともあり、他の行政手続きに比べてデジタル化は進んでいるように見える。しかし、日本の税務行政は後掲の「税務行政の将来像 2.0」にも表れているように、デジタル化をさらに進めて、税務行政サービスの原則を、納税者との間の対面方式からWeb等を活用した非対面方式へ移行させるという大転換¹³¹を図ろうとしている。まさに、DXの本来の意味である「第3のプラットフォームを利用して」、「新しいビジネスモデルを通じて」、「変革を図る」行政改革である。

本節では、デジタル化された昨今の税務行政システムの概要について触れたのち、税務行政が向かおうとしている将来像の具体的な内容を確認するとともに、それに伴う課題について整理・検討する。

I 納税者を取り巻くデジタル税務行政システム

現在、納税者及び税理士が関わる税務行政において運用されているデジタル行政サービスには、主なものとして、国税庁が運用する国税電子申告・納税システム（e-Tax）と、地方税共同機構が運用する地方税ポータルシステム（eLTAX）がある。

また、周辺サービスである法人・個人事業主向け共通認証システムである「GビズID」、個人行政手続のオンライン窓口としての「マイナポータル」（ともにデジタル庁が運営している）も、上記システムに連携する形で、納税者、税理士に深く関係するシステムである。

国税庁においては、平成13年（2001年）までにKSK（国税総合システム）の全国税務署への配備を完了する¹³²など、比較的他省庁に先駆けてICT化が進められており、行政手続きの簡素化、効率化を進めるため、KSKシステムと連携する申告納税システム（e-Tax）の開発も比較的早い段階から進められていた¹³³。

1. e-Tax

e-Tax は平成 16 年（2004 年）2 月に名古屋国税局で所得税と消費税の申告から運用が開始され、同年 6 月には全国で利用できるようになった¹³⁴。しかしながら、平成 16 年度（2004 年度）で所得税申告、法人税申告ともに約 2 万件、平成 18 年度（2006 年度）でも約 50 万件と導入当初の利用は伸び悩んでいた¹³⁵。これは導入当初、申告書データに納税者本人の電子証明書による電子署名が必須とされていた点が挙げられる。当時、個人が一般に所有する電子証明書は平成 15 年（2003 年）にスタートしたばかりの住民基本台帳カードによるものに限られており、また、IC カードリーダー等の設備も要求されるため電子申告に対する物理的・技術的なハードルが非常に高かった。

【図表 1－5－1】e-tax の利用件数

年度	所得税	法人税	消費税 (個人)	消費税 (法人)	酒税	印紙税	計
平成20年度	6,136,866	982,505	443,706	1,118,060	39,409	65,188	8,785,734
平成19年度	3,633,890	510,626	286,986	580,928	34,589	29,473	5,076,492
平成18年度	490,584	100,857	101,975	117,193	12,663	7,000	830,272
平成17年度	34,842	32,484	9,638	33,524	705	1,090	112,283
平成16年度	18,694	17,898	3,030	13,216			52,838
平成15年度	2,482	54	488	33			3,057

e-Taxの利用件数（https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_kensu/kensu_h15-r5.pdf）をもとに作成

そのような中、e-Tax の利用率は平成 19 年度（2007 年度）より急激に増加した。同年よりスタートした所得税の電子証明書等特別控除や、国税庁が運営する Web サービス「確定申告書等作成コーナー」から電子申告をすることができるようになった効果もあるだろう。しかし、利用拡大の最大の要因は、申告データに税理士の電子署名が付されていれば納税者による電子署名を不要とする「代理送信」の制度が開始された¹³⁶ことであり、これにより申告業務を担う税理士にとっての利便性が大きく向上した¹³⁷点にある。

その後、確定申告書等作成コーナーの機能が充実していったことに加え、常時接続のインターネット回線の普及やマイナンバーカードの電子証明書を読み取ることができるスマートフォンの普及などで、納税者本人による電子申告がより身近なものになった。こうした環境の整備に伴い、電子申告への誘導も一層強化されるようになってきている¹³⁸。

2. eLTAX

地方税においては、地方団体が共同して運用する組織として設立された法人である地方税共同機構が申告納税システム（eLTAX）を運用している。

eLTAX は、平成 17 年（2005 年）1 月に 6 府県にて電子申告システムの運用を開始し、対応自治体を順次増やしながら、平成 27 年（2015 年）4 月に全市町村における法人市町村民税、同年 12 月に全市町村における償却資産申告の受付を開始したことで、対応税目につ

いて全国一律での利用が可能となった¹³⁹。

また、それまで eTAX をはじめとする地方税関係システムは、地方税電子化協議会、OSS 都道府県税協議会等に分かれて運用されていたところ、平成 31 年（2019 年）4 月、地方税共同機構として組織を統合して、法人として組織し、全地方公共団体で利用できる「地方税共通納税システム」が開始された¹⁴⁰。スタート当初は金融機関ごとに利用可能な自治体が限られているなどしていたが、令和 5 年（2023 年）4 月には全国自治体の納付書番号が共通化されたことにより、「地方税お支払いサイト¹⁴¹」を通じてすべての自治体への納付が可能となり、納税者の利便性が向上している。

3. G ビズ ID

G ビズ ID¹⁴²は、gBizINF0¹⁴³とともに、法人関係の行政手続きのワンスオンリー化等のため、平成 29 年度（2017 年度）より経済産業省を中心に整備が進められた法人・個人事業主向け共通認証システムである¹⁴⁴。

G ビズ ID は、一つの ID とパスワードで複数の行政サービスへアクセス可能とする認証システムとして令和元年度より運用開始¹⁴⁵された。すでに、経済産業省の産業保安関係法令手続、中小企業向け補助金申請等の主要な行政手続、厚生労働省の社会保険手続、農林水産省関係の手続等における認証システムとして利用されている。そして、今後も法人向け行政手続の共通認証システムとして普及を図るため、各府省庁や地方公共団体といった行政機関等の行政手続について横展開が予定されている¹⁴⁶。これにより、事業者にとって手続きシステムごとの複数の ID とパスワードを管理する煩雑さが減少し、また、行政側としてもシステムごとの ID 発行のために個々に代表者確認をする手間が省け、官民双方の時間的・経済的コストの削減が期待されている¹⁴⁷。税務に関連する分野でも、中小企業経営強化税制の適用を受ける際の経営力向上計画の認定手続は G ビズ ID を取得したうえで行うこととなっており¹⁴⁸、今後は e-Tax の本人認証手段として利用する¹⁴⁹ことも予定されている¹⁵⁰。こうした動きを踏まえると、G ビズ ID は今後、事業者にとって不可欠なインフラとなっていくことが予想される。

4. マイナポータル

マイナポータルではマイナナンバーカードによる認証を基盤とし、行政手続きの検索、オンラインでの申請、行政機関等が保有する自身の情報確認や、行政機関等からのお知らせ内容の確認などが利用できるポータルサイトであるとともに、生命保険料控除証明のデータや、源泉徴収票データなど、行政手続に必要な情報については、民間企業とも API 連携¹⁵¹により提供を受けることもできるようになっている¹⁵²。

私たち税理士にとって一番身近な利用シーンは所得税確定申告であり、e-Tax サービスと連携をすることで、納税者がマイナポータル内で e-Tax メッセージボックスの通知を見ることができたり、e-Tax 用の ID とパスワード（利用者識別番号と暗証番号）を入力することなく e-Tax にログインしたりすることができる¹⁵³ようになっている。

また、令和 6 年（2024 年）5 月 27 日より約 80 の国家資格がマイナナンバー利用事務に追

加され、各国家資格の手続きにおいてオンライン申請ができるようになるなど、今後、マイナポータルに登録された資格情報とマイナポータルAPIによる外部システムとの連携もできるようになる見込みである¹⁵⁴。

II 日本の税務行政の改革

1. 行政DXの基本方針

第3節でも触れているように、日本の行政にはかねてからデジタル行政の構築に関する構想が存在していた。そして税務行政をはじめ現在の行政デジタル化は、そこで考えられた基本方針に沿って具体的な制度、サービスの設計、変更が行われている。ここでは日本行政DXの基本方針と、それが税務行政DXの具体的分野にどのように反映されているかを確認していくこととする。

政府は、国民や事業者が行政サービスの生み出す価値を享受できるよう、サービスの在り方に焦点を当て、デジタル社会に向けた電子行政の目指す方向性を示すことを目的として、平成29年（2017年）7月に「デジタル・ガバメント推進方針」を、翌平成30年（2018年）1月、各行政分野における具体的な実行計画として「デジタル・ガバメント実行計画」として取りまとめた¹⁵⁵。

この「デジタル・ガバメント実行計画」においては、デジタル・ガバメントが目指す社会像のために必要な要素を「利用者中心の行政サービス」、「行政サービス、行政データ連携の推進」と定め¹⁵⁶、「サービス設計12箇条」という行政デジタルサービス提供ノウハウの具体化、行政サービスの100%デジタル化する際の三原則（デジタル三原則）を再確認している¹⁵⁷。

〈サービス設計12箇条〉

- 第1条 利用者のニーズから出発する
- 第2条 事実を詳細に把握する
- 第3条 エンドツーエンドで考える
- 第4条 全ての関係者に気を配る
- 第5条 サービスはシンプルにする
- 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第7条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第8条 自分で作りすぎない
- 第9条 オープンにサービスを作る
- 第10条 何度も繰り返す
- 第11条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第12条 システムではなくサービスを作る

デジタル三原則とは行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン（デジタルファースト・アクションプラン）により整理された行政手続・民間取引IT化にあたっての基本的な考え方のことであり、次の3原則を指す¹⁵⁸。

(1) デジタルファースト原則

手続の電子化の徹底を前提としつつ、「原則として、個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結する」という方針であり、書面や対面からの脱却だけでなくオンラインでの本人確認などの手法も含まれる。

(2) コネクテッド・ワンストップ原則

「民間サービスを含め複数の手続き・サービスがどこからでも／一か所で完結する」という方針であり、一つのサービスから官民各種のオンラインサービスにAPI連携できるようになることが想定される。

(3) ワンスオンリー原則

「一度提出した情報は、二度提出することを不要とする」という方針であり、行政内における情報連携により、事業者・国民が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めないようにするというものである。

その後、令和元年（2019年）12月、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル三原則を基本原則として明確化¹⁵⁹して国の行政手続のオンライン化実施を原則とするデジタル手続法¹⁶⁰が制定されることとなった。なお、税務行政の場でも実施されてきた住民票や登記事項証明書等の添付省略等の事項もこの法律により定められている¹⁶¹ものである。

これら政府方針を踏まえ、税分野では国税庁及び地方税共同機構がそれぞれ、今後の税務行政デジタル化についての具体的な方針、施策の検討状況を公表している。

次項からは、それらの公表された資料に基づき、今後の税務行政の方向性を確認していく。

2. 税務行政の将来像 2.0

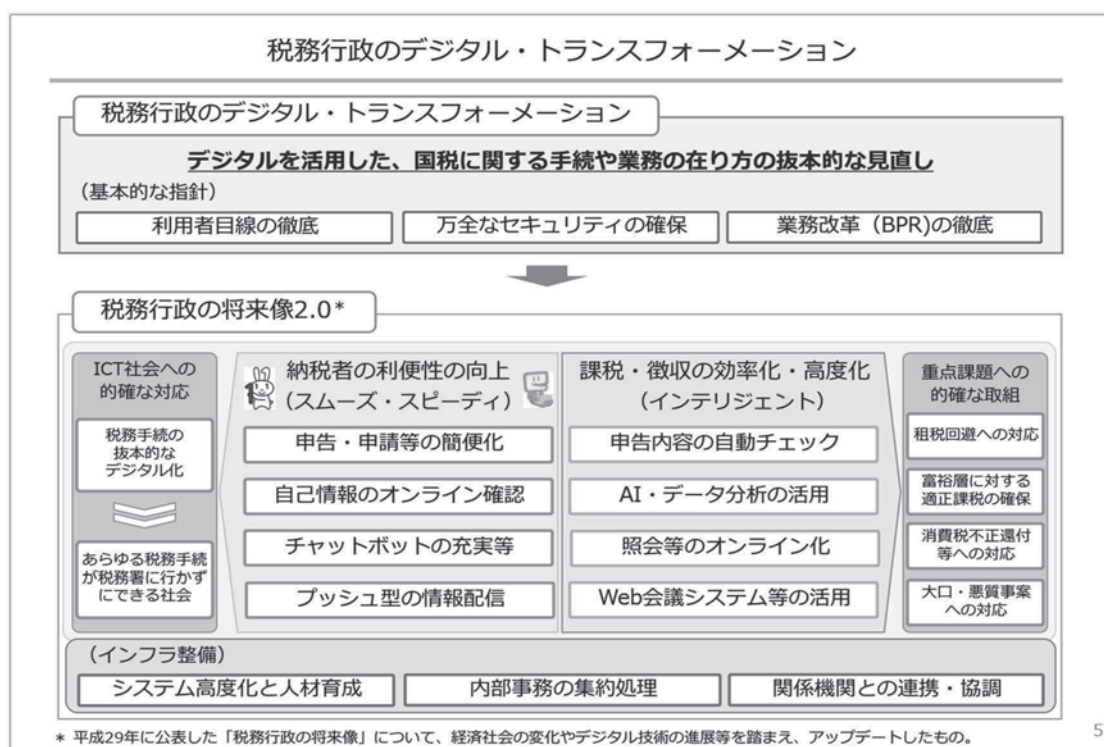
令和3年（2021年）6月、国税庁はデジタルの利点を最大限に活かして国税の申告納付手続をより簡単便利に、また税務署や国税局における業務をより効率的に高度にするため、「税務行政DX2.0」と題して、今後の国税に関する手続きや業務のあり方に関する抜本的な見直し方針を公表した。この資料では、デジタル手続法や「デジタル・ガバメント実行計画」にて示された方針に従い、納税者にとっての「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」なサービスを「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」として位置づけ、これに向けた仕組みの将来構想と、国税局、税務署内部における効率化、高度化の取り組み方針とを打ち出している¹⁶²。

この「税務行政DX2.0」においては、申告・申請等の簡便化、自己情報のオンライン確認、チャットボットの充実、プッシュ型の情報発信の4つを構想の柱としている¹⁶³。

一つ目は、申告・申請手続きの簡便化である。オンラインのみで申告・申請が完結するように、オンラインサービスである確定申告書等作成コーナーに入力する入力項目の見直しのほか、確定申告に必要なデータをマイナポータルを通じて自動取得をする仕組みの整備が進められている。また、そもそもの申請等の要否すらも見直すことで、申告・申請手続の簡便化を図ることとしている¹⁶⁴。

二つ目は、特例の適用情報等の自己情報をオンラインで確認できる仕組みの整備であり、令和7年（2025年）3月現在では、個人納税者、法人納税者ともに、e-Tax内の「マイページ」において、青色申告の承認状況、予定納税額、消費税に関する届出書の提出状況等の一部税務情報を確認できるようになっている¹⁶⁵。

【図表 1-5-2】



(出典) 国税庁「税務行政の将来像 2023」

また、令和4年(2022年)5月23日からは、所得税について、e-Taxによる申告及び申請をすることで、窓口提出手続と郵送提出手続をしたものを含む過去の確定申告書等のPDFファイルを取得できる「申告書等情報取得サービス」が開始¹⁶⁶され、税務署へ出向かなければできない作業を減らすための様々な取り組みが行われている。

そして三つ目のチャットボットの充実及び四つ目のプッシュ型情報発信については、納税者発信によるものについてはチャットボットによる対話的な検索機能を、税務署発信によるものについてはプッシュ型情報発信機能を提供することで、それぞれ納税者の情報不足を補う施策が進められている¹⁶⁷。

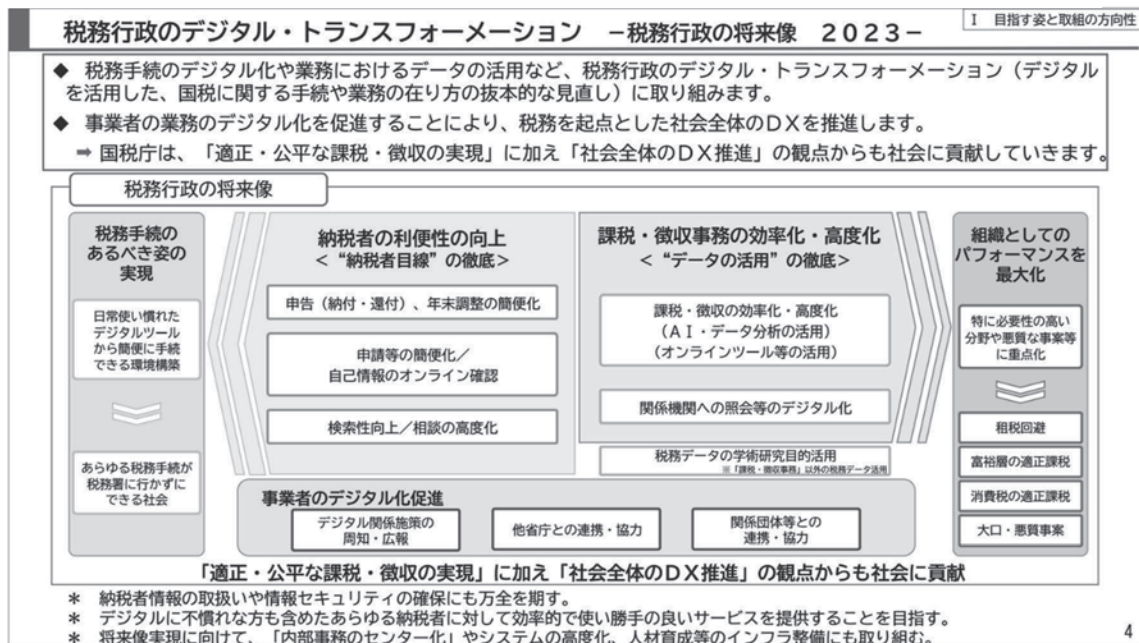
上記のほか、参考としての位置づけになっているが、申告申請までの税務手続に限らず、税金の納付についても税務署や金融機関に出向かずに納付を行えるよう、キャッシュレス納付の推進にも言及されている¹⁶⁸。

マイナポータルに集められた情報をもとに、確定申告書の提出、納付をし、自己情報をマイナポータルで確認をするという、税務に関する手続きをオンラインで完結させる構想、登録済み情報の入力を省略して新たな届出内容のみを提出することで手続きを完了させる

構想、またAPI連携によって民間情報も取り込む構想はデジタル三原則を強く意識したものであり、「税務行政DX2.0」は今後のデジタル行政の方向性を示す象徴的な施策といえる。

また、税務当局内での業務については、データによるマッチング、分析、オンラインシステムによる照会、リモート調査等、デジタル技術活用による施策が紹介されており、税務当局内の業務においてもデジタル技術による効率化、高度化を積極的に進めたい意図が明確に表れている¹⁶⁹。

【図表1-5-3】



（出典）国税庁「税務行政の将来像 2023」

3. 税務行政の将来像 2023

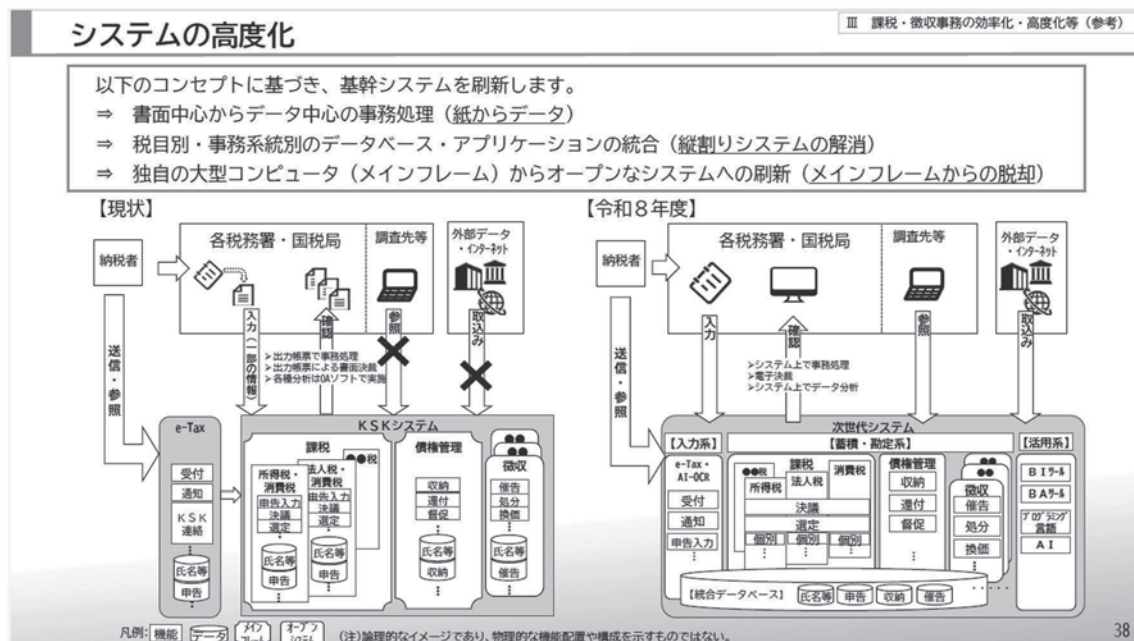
「税務行政の将来像 2.0」から2年後の令和5年（2023年）6月に公表された「税務行政DX2023」では、「税務行政DX2.0」での構想の具体化が図られるとともに、これに加えて、税務当局でのデータ活用の一層の徹底が盛り込まれている¹⁷⁰。

納税者に関する部分では、サービス設計12箇条の「利用者のニーズから出発する」「エンドツーエンドで考える」「利用者の日常体験に溶け込む」などが強く意識され、特に納税者自身の利用時の利便性向上に目を向けられていることがうかがえ、また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を意識して、税務行政に限らない“事業者の”日常事務処理についても記載していることが大きな特徴であるが、この点については次節において詳述する。

税務当局における施策の記載については「税務行政DX2.0」と大きな変化はないが、すでに全国で進められている内部事務のセンター化による情報集約の取り組みや、令和8年（2026年）に運用開始予定の次世代システムにおいて、これまでの所得税や法人税といった税目別や、課税や徴収といった系統別に重複して保持していた納税者情報を統合データ

ベースで一元管理し、各税目、系統で参照し活用する形へ大きな転換が図られる構想が紹介¹⁷¹されており、税務当局内での情報活用の積極さがうかがえる。

【図表1-5-4】



（出典）国税庁「税務行政の将来像 2023」

4. 地方税における電子化の推進に関する検討会

地方税共同機構においては、毎年、「地方税における電子化の推進に関する検討会」が開催され、「とりまとめ」が公開されている¹⁷²。

地方税においても、デジタル三原則の方針に基づき、地方税務手続の「デジタル完結」を図るため、納税者と地方団体のあらゆる手続きについてデジタルで行い、双方において電子的に受信した情報の事務処理を可能としないといけない¹⁷³として意識されており、地方税の電子化では、特に地方税納付手続のデジタル化と地方税関係通知のデジタル化に重点が置かれている。

地方税納付手続については、手数料収入との見合いから地方公共団体の独自納付書による税公金収納業務を停止する都市銀行が現れる¹⁷⁴など、地方税の納付手段について変革が急務であったところ、令和元年（2019年）10月に稼働した地方税共通納税システムが令和5年（2023年）4月に全税目に拡大され、「地方税お支払いサイト」から地方税統一の納付番号（eL-QR、eL 番号）を用いて全国統一的に支払いをすることができるようになった¹⁷⁵ことで概ね完成に至ったと考えられる。今後は国民健康保険料など地方税以外の公金についてもその対象を広げていくことが求められている。

地方税では、国税と異なり、納税者等からの申告、申請に基づかない賦課課税税目が大半を占めていることから、地方税関係通知のデジタル化について集中して議論され、eLTAXアカウント、マイナポータルアカウントに対して全国統一的に情報送信するという方針が示されている¹⁷⁶。しかしながら、現状のeLTAXの仕組みでは本人の真正性・実在性が厳密

には担保されていないため電子的送付には課題があるとして、認証機能のあるGビズID、マイナンバーとの紐づけなどが提案されている¹⁷⁷ものの、現状においては、それぞれ「納税者の希望（申請）に応じて（電子的に送付する）」と記載があり、国税関係通知をプッシュ型送信のみとする国税におけるデジタル化施策¹⁷⁸とは少し異なる印象を受ける。

令和8年（2026年）9月に、国税情報システム更改と合わせてeLTAXシステムのシステム更改が計画されており、税務情報の照会について国税システムとの連携範囲の拡大が検討されている。ただし、行政間での照会回答業務のデジタル化にとどまり、納税者利用部分（e-TaxとeLTAX）の共通化、共有化等については特段の計画は示されていない¹⁷⁹。

Ⅲ 現状の税務行政DXにみられる課題

このように、国税、地方税ともに、「デジタル・ガバメント実行計画」に始まるサービス設計12箇条やデジタル三原則を踏まえ、デジタルの特性に最適化すべく税務行政システムの制度設計、運用改定が進められてきた。しかしながら、デジタル税務行政が私たちの社会に浸透していくためには課題もあり、それらの解決も同時に進めていく必要がある。

以下では、想定される課題を確認し、小括として課題解決のポイントを考察する。

1. 情報取り扱いルールの不明確さ

税務調査の場面では、税務当局の立場からすると、どのような取引が行われているかが分からない状態から取引の概要を掴んでいく必要があり、情報は多ければ多いに越したことはない。しかし、その情報の取り扱いに関するルールは社会的に未成熟である。

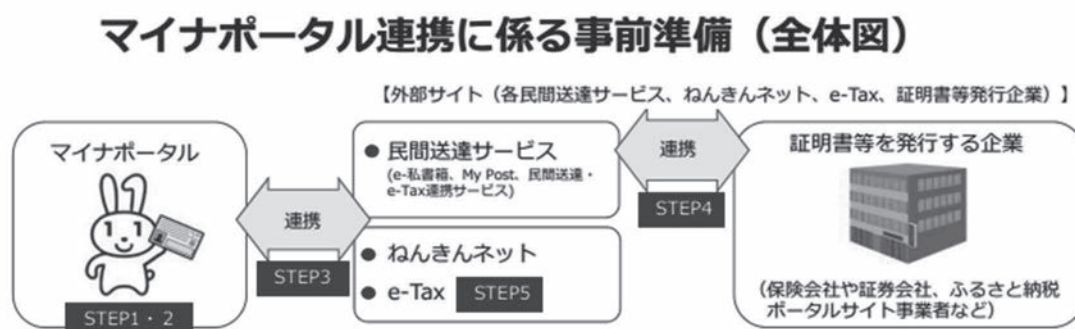
一つには「自身の知らないところで自分の情報が利活用された結果、実際の自分とは一致しないプロファイリングがなされたり、自律的・主体的に行動する自由を妨げられたり、差別されたりする可能性¹⁸⁰」が挙げられる。これは、いわゆるプライバシーや情報のコントロール権に関する問題である。

また、AIによる判断結果については、これを正しく解釈し説明できるようにし、結果として個人や集団が不当に差別されないよう、公平性、透明性及び説明責任の確保が求められている¹⁸¹が、現状では、利用されたAIにどのような情報を投入して税務調査対象者を選定しているか等の情報公開はされておらず、直接の利害関係者である納税者にとっては納得感があるものとはなっていない¹⁸²。

2. アカウント管理コストの増大

サービス設計12箇条にある「自分で作りすぎない」は確かにデジタルサービスを作るにあたっての理想を表している。多種多様な行政サービスがあるなかで、すべてを一つのシステムで賄うことは開発、保守の面で多大な負荷がかかる。そのため、サービスを小分けにし、様々なサービスを連結することで、拡張性、保守性を高められることは有用である。しかし、その反作用として各サービスを利用するためのアカウントが膨大となるほか、「サービス間を連携するためのサービス」の利用アカウントも必要となるため、利用者の管理コスト増大につながる。

【図表1-5-5】



（出典）国税庁「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備（全体版）」

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mnp_junbi/kakutei.htm（2025年4月19日訪問）

例としてマイナポータルでは、マイナポータルを中心にして、「ねんきんネット」「e-Tax」「証明書発行企業サービス」などを連携利用することができる。

これらのサービスを利用するためには、まずもってマイナポータルサービスの利用開始が必要である。

次に、マイナポータルと直接に連携する「ねんきんネット」「e-Tax」については「ねんきんネット」「e-Tax」の各サービスを個別に利用開始したうえで、マイナポータルと連携設定を行う。

そして「証明書等発行企業サービス」はマイナポータルとは直接には連携しないため、「証明書等発行企業サービス」の利用開始が必要であるほか、マイナポータルと各証明書発行企業サービスとを繋ぐための「連携サービス」の利用開始も必要となる¹⁸³。

連携サービスを含めてここまで5つのサービスを必要とするが、当然のことながら連携サービスを含めたすべてのサービスを利用するにあたっては利用アカウントが作成されることとなり、どうしても管理把握していなければならないアカウントが増える傾向にある。事実、パスワード管理ソフトウェアを開発するNordPass社が行った2024年の調査によれば、個人目的のパスワード使用数は2020年と比較して約70%増加し、現在の平均は一人当たり168個とのことである¹⁸⁴。

サービスログインの際に利用するアカウントを一つにするための仕組みとしてシング

ルサインオン（SSO）という仕組み¹⁸⁵があり、マイナポータルでもこの方式が導入される予定¹⁸⁶である。マイナポータルにログインしさえすれば以後の連携サービスへは個別のログインを省略することができ、日常的に利用するアカウントの数を実質的に減らすことができるため、増え続けるアカウントの管理負担軽減に役立つ。しかし、シングルサインオンは一つのアカウントに各種のサービスを紐づける仕組みであるため、紐づけを解除変更したい場合などに備えて利用登録のためのアカウントはどこかで管理しておく必要がある。企業のように管理者がいるのであればよいが、一般利用者はすべて自分で管理をしなければならず、根本的には利用者の負担は変わらないといえる。

3. 利用者と行政との1対1システム下での第三者によるサポートの困難さ

アカウントの管理コストという面以外でも課題がある。デジタル三原則の「デジタルファースト原則」によって、各種の手続きを自分の手で完結できることは非常に効率的である。しかし、これは利用者が理解し、想定している範囲内の、便利だと思えるデジタル化だからそう思えるのであって、デジタル環境に慣れていない人にとっては、どのような形であれ扱いづらいものではないだろうか。慣れていない人に限らず、事情によってデジタルに触れない人、触れない環境にある人も同様である。

特に「本人手続を本人以外の人が支援する仕組み」が不足していると感じる。

紙による手続きであれば、口頭で本人の了承を得て、本人宛の郵便物を家族が代わりに郵便受けから受け取り、読んで書いて提出することができる。プライバシーの問題など別の問題はあるが、紙による手続きは、現代の日本においては誰にでも代行可能な手段であり、自身の本人手続を自身で行うことができない弱者を支援する仕組み¹⁸⁷としてよく機能している。

行政システムのデジタル化は、本人の真正性・実在性確保のための認証をする仕組みによって、あくまで個人と行政との間の1対1のシステムとなる。また、個人にカスタマイズされたシステムはインターフェイスも個々人で異なるものとなる。そのような環境では本人以外の第三者がお手伝いとして本人の手続きに介入することは非常に難しい。

我々税理士事務所は、会計ソフトやe-Taxなど、顧客が利用しているソフトやサービスの使い方を指導する業務も行っている場合が多いと思われる。しかしながら、個人としてe-TaxやGビズIDを使うことのない税理士事務所職員であれば、顧客が使っているe-TaxやGビズID等のシステムの使い勝手を見る機会が存在せず、勝手がわからないために指導ができなくなる¹⁸⁸ということも予想される。

デジタルデバイドの問題やデジタルリテラシーの状況など、利用者の状況はさまざまであるため、DXに伴う課題は利用者に便利なツールが提供されさえすればそれで解決するというものではない。ややもすると、一定の納税者がシステムのメインターゲットから外れてしまい、行政と1対1のシステムに捕らわれて、租税専門家等の第三者によるアドバイスを得る機会を失ってしまうかもしれない。

マイナポータルをはじめ、システムには代理人手続の設定が用意されていたり¹⁸⁹、代理人による手続きの利便化への配慮が検討されていたり¹⁹⁰する。しかし、そもそも現代の日

常生活で代理人や代理行為自体を意識することは少なく、どの行為について、どこまでの権限を、いつまで付与するかということ意識して利用開始しなければならない代理人システムに慣れていくことは国民にとって負担である。したがって、代替の仕組みを含め、さまざまな環境にある人々が利用できるような、そして支援を受けやすいような、相応の配慮を並行することが必要である。

【図表1-5-6】

(参考) マイナポータルにおける代理人の設定



(出典) 国税庁「マイナポータルにおける代理人の登録」

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0023006-110_09.pdf (2024年10月21日訪問)

IV 小括

日常生活に溶け込む税務システムの実現に向けて、各種のオンライン化が進められている一方で、税務署による収受日付印押なつサービスの見直しや納付書送付の見直しなど、納税者利便に逆行するような側面もみられる。しかし、パソコンやスマートフォンなどのデジタルデバイスが国民生活の必需品となっている今日においては、税務行政を始めとする行政サービスのデジタル化が、将来的に国民の利便向上につながるの間違いはない。そしてビジネスの場面でのDXと同様、業務（日常生活）にシステムを合わせるのではなく、システムに我々の業務（日常生活）を適応させていく発想が求められる。そうでなくてはデジタルの利便性を十分に享受することはできない。

しかしながら、行政サービスのデジタル化にも情報管理の難しさという課題が存在する。これについては、納税者が各種のサービスを利用する際に、自身の住所、氏名、生年月日程度の最小限だけを管理できていれば利用できる仕組みが望ましい。また、それらの基本情報と紐づく各種の情報について、その紐づきを平易に確認し、任意にかつ適切に切断す

ることができる環境が整備されていることが理想的である。

また、個々にカスタマイズされたデジタル本人認証による「税務行政と納税者の1対1システム」は第三者による支援のハードルを上げることとなり、納税者を孤立させやすいという課題がある。

納税者のデジタル環境への不慣れや代理人システムの浸透具合などにより大きな負担が生じる納税者は少なくなく、慣れの問題とは関係なく未成年者や障害者など、常に第三者による支援を必要とする人も存在する。我々の生活は効率性を追求できるビジネスとは異なるのである。ゆえに、生活に密着した税務行政システムは、データ活用による利用者利便だけではなく、第三者によるサポートを受けやすい環境という観点からも、利用者利便が確保されるように設計・運用されていくべきことを強く望む。

次節では、事業者のデジタル化の促進について詳述する。

第6節 日本の税務行政DXの現状と課題～事業者のデジタル化促進～

「税務行政DX2023」において、「事業者のデジタル化促進」が新たな施策として追加された。本節では、国税庁が提唱する「事業者のデジタル化促進」による様々な影響を検討し、税理士に与える影響について考察したい。

I 「事業者のデジタル化促進」について

1. 「事業者のデジタル化促進」の概要

デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）において、事業者もデジタル社会の形成に寄与することとされた。すなわち、同法十六条（事業者の責務）では、「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。」とされている。

これを受けて、国税庁は、「事業者のデジタル化促進」という新たな施策を、「税務行政DX2023」において追加した。その中で、国税庁は、「事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進」し、『社会全体のDX推進』の観点からも社会に貢献」するとしている。

そのため、国税庁は、「税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて促進することにより、経済取引のデジタル化につなげていきます。」とし、「これにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上等といった効果も期待されます。」として、事業者のメリットについて強調している。

さらに、「他の事業者のデジタル化が促され、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”が生み出されることを通じて、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。」とし、社会全体のDXによるメリットについて言及している。

国税庁は、「事業者のデジタル化促進」のための施策として、①「デジタル関係施策の周知・広報」、②「他省庁との連携・協力」、③「関係団体等との連携・協力」に取り組むと掲げている。

2. 「デジタル関係施策の周知・広報」について

国税庁は、「デジタル関係施策の周知・広報」のために、「納税者に直接関係する、国税に関するデジタル関係施策について、網羅的で分かりやすい周知・広報に努めます。」と示している。さらに、『大企業』、『個人事業主』などといった納税者の属性に応じて周知・広報する施策をカスタマイズするなど、納税者が必要とする情報にアクセスしやすい環境構築等に努めることにより、事業者のデジタル化をサポートします。」としている。具体的な「デジタル関係施策の周知・広報」としては、国税庁ホームページにて「税に関するデジタル関係施策のご紹介」ページを設置している。その中で、「大企業」「中小企業」「個人事業主」の区別を設け、その属性ごとにアイコンを閲覧することができるように整備して

いる¹⁹¹。

3. 「事業者のデジタル化促進」のためのフォーマットについて

国税庁は、「事業者のデジタル化促進」のためのフォーマットとして、一般社団法人全国銀行協会（全銀協）が整備している「全銀 EDI システム」や、デジタル庁が整備しているデジタルインボイス「Peppol」などの周知・広報を行うとしている¹⁹²。

まず、EDI とは、「Electronic Data Interchange（電子データ交換）の略称で、企業や行政機関などがコンピュータをネットワークで繋ぎ、伝票や文書を電子データで自動的に交換すること」¹⁹³である。なお、国税庁は、EDI について、「受発注業務が EDI により標準化されることで、取引先ごとに作成していた様式が不要となり、山積みになっていた伝票などをデータで一元的に管理できるとともに、業務効率化に伴うコスト削減や入力作業の省略による人的ミスの軽減などの効果が期待されます。」¹⁹⁴と説明している。

「全銀 EDI システム」とは、全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が提供するデータ連携システムであり、これにより、総合振込に添付された請求データを相手先の企業に連携することが可能となっている¹⁹⁵。国税庁は、このシステムにより、「受取企業側での売掛金の消込作業が効率化されるなど、事務負担の軽減が期待されます。」¹⁹⁶と説明している。

また、「Peppol」とは、「電子文書をネットワーク上でやり取りするための『文書仕様』『ネットワーク』『運用ルール』に関するグローバルな標準仕様」¹⁹⁷である。なお、「Peppol は世界的に利用されており、日本では、デジタル庁が Peppol をベースとしたわが国におけるデジタルインボイスの標準仕様（JPPINT）の管理等を行っています。」¹⁹⁸と説明されている。国税庁は、「Peppol」について、「Peppol を利用してデジタルインボイスを送受信することにより、経理等のバックオフィス業務の効率化が期待できます。」¹⁹⁹とし、Peppol の利用を促している。

さらに、「デジタルインボイス」とは、「請求情報（請求に係る情報）を、売り手のシステムから、買い手のシステムに対し、人を介することなく、直接データ連携し、自動処理される仕組み」²⁰⁰であり、その際における売り手と買い手のシステムの差異は問わないとされる。このデジタルインボイスを活用した「自動処理」により、「買い手」の効率化にとどまらず、「売り手」は、自らが提供した請求に係る情報を入金情報と結びつけたデータで受領することで、入金消込の自動化も実現可能となる²⁰¹。

国税庁は、これらのフォーマットを活用し「事業者のデジタル化促進」を行っていくものと考えられる。

4. 「他省庁との連携・協力」と「関係団体等との連携・協力」について

国税庁は、「他省庁との連携・協力」について、「税務行政 DX2023」の中で具体的な施策等について触れていない。ただし、「関係機関への照会等のデジタル化」として、「国税と地方団体との間で行う相互の情報提供について、データにより連携する対象範囲を拡大すべく検討を進めます。」と説明している。具体的には、「データによる連携の更なる拡大や

国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。」と示している。

国税庁は、これに関連して、「税務調査や滞納整理に際して金融機関等に行う預貯金等情報の照会について、オンライン照会の対象となる金融機関等を拡大すべく、利用勧奨に取り組めます。」としている。具体的には、「金融機関等に対して、オンライン照会サービスの利用勧奨を実施」し、さらに、「証券会社や生命保険会社等に対しても、オンラインによる照会の枠組みを広げるべく利用を勧奨」すると説明している。

また、国税庁は、「関係団体等との連携・協力」について、「関係民間団体や税理士会、地元の経済団体など、事業者の業務のデジタル化を支援する団体とも連携・協力しています。」としている。さらに、「具体的には、以下のような取り組みを行っています。」として、「経済取引デジタル化共同宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、他省庁・地方自治体、金融機関、国税当局）」、「キャッシュレス納付推進宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、金融機関、国税当局）」、「デジタルインボイス共同宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、国税当局）」を掲げている。

なお、具体的な取組事例として、「税務行政DX2023」の中で、「デジタル化・キャッシュレス化共同推進宣言令和4年4月開催（沖縄国税事務所）県経済団体会議と県内DXの共同宣言を実施！」などを紹介している。

5. 諸外国の事業者のデジタル化の状況について

諸外国の事業者のデジタル化の状況はどのようになっているのだろうか。第4節でも触れているが本節でも確認する。

まず、韓国では、韓国の国税庁にあたる「National Tax Service」が、施策として、「電子税金計算書制度」²⁰²、「電子計算書」²⁰³、「現金領収証制度」²⁰⁴を実施している。これらの施策により、事業者のデジタル化はかなり進んでいると考えられる²⁰⁵。

ベトナムでは、令和4年（2022年）7月から、原則、個人事業者も含め、デジタルインボイスのやり取りと税務当局への報告が義務化されている²⁰⁶。

なお、マレーシアでは、令和6年（2024年）8月からは一定規模以上の事業者を皮切りに、「売り手」は、「買い手」に請求を行う前に、税務当局が規定した仕様のデジタルインボイスを税務当局に提出することが義務化された²⁰⁷。ただし、マレーシアでは、「売り手」と「買い手」の間でのデジタルインボイスのやり取りは義務ではなく、取引当事者間の契約次第とされている。

また、ドイツでは、令和6年（2024年）3月に、令和7年（2025年）1月から「売り手」と「買い手」の間でのデジタルインボイスのやり取りを義務化する法案が連邦参議院で承認されている²⁰⁸。

さらに、ベルギーでも、令和6年（2024年）2月に、令和8年（2026年）1月から「売り手」と「買い手」の間でのデジタルインボイス等のやり取りを義務化する法案がベルギー一議会で承認された²⁰⁹。

以上のように、諸外国においては、我が国より事業者のデジタル化は進んでいると考えられる。

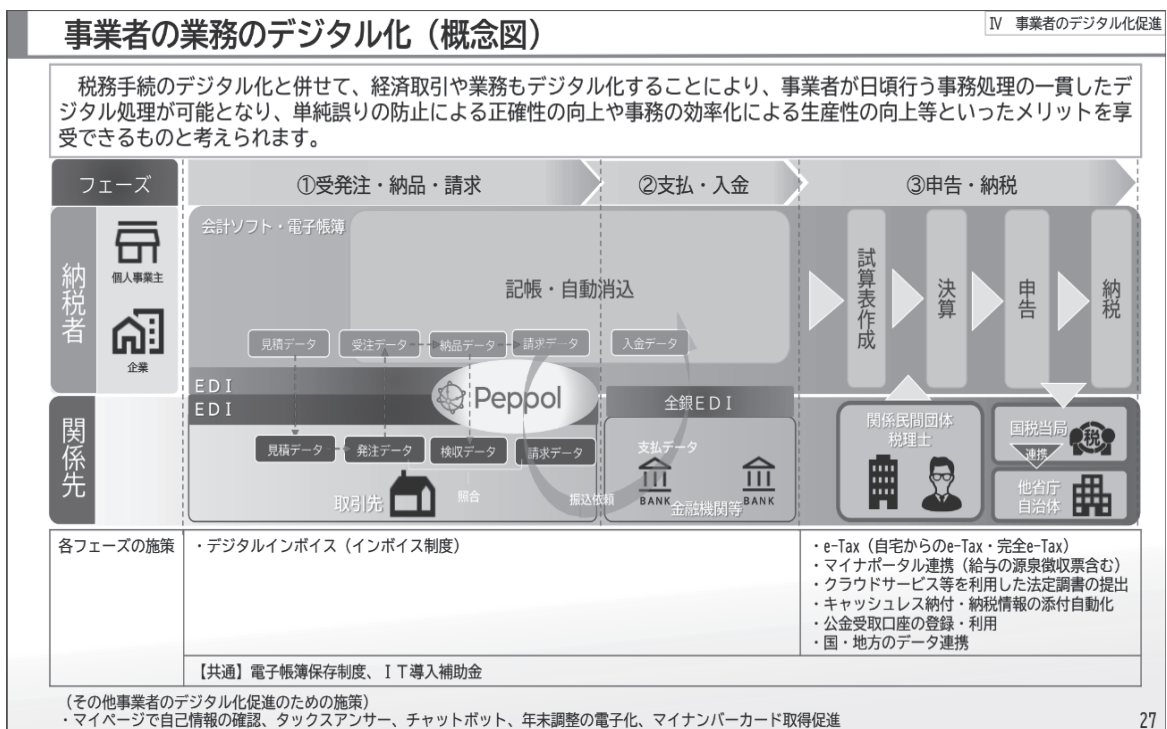
II 「事業者のデジタル化促進」によって期待できる効果

1. 税務行政において期待できる効果

国税庁は、「税務行政 DX2023」の中で、「デジタルの活用により、簡単・便利に、効率的で誤りのない申告・納税を実現できる環境を目指します。」と掲げている。具体的には、納税者が日常的に使い慣れたデジタルツールから簡便に手続きできる環境を構築し、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指すとしている。さらに、『日本版記入済み申告書』（書かない確定申告）の実現に向けた自動入力項目の拡大等の申告や申請等手続きの簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等に取り組めます。」と説明している。また、税務行政のDX推進により、課税・徴収を効率化・高度化し、組織としてのパフォーマンスを最大化できると強調している。

税務当局は、税務行政の今までの取り組みとして、「税務行政 DX2023」の27頁の概念図（下記【図表1-6-1】）における「③申告・納税」のフェーズを中心にデジタル化を進めてきたとしている²¹⁰。しかし、「事業者の業務全体で見た時、申告・納税は最下流のフェーズであり、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理を目指していくためには、より上流となる①受発注・納品・請求や②支払・入金フェーズのデジタル化も見据えて、デジタル化のメリットを訴求していく必要があると考えています。」²¹¹とある通り、国税庁としても、「事業者のデジタル化促進」により、将来的には、事業者の事務処理情報を一貫したデジタルデータで取得することが可能となる。

【図表1-6-1】事業者の業務のデジタル化（概念図）



27

（出典）国税庁「税務行政の将来像 2023」²¹²

なお、すでに施行されている電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号））は、この施策を補完するものであると考えられる²¹³。

結果として、「国税当局側も、事務処理コストの削減や効率化、得られたデータの活用等を通じて、更なる課税・徴収事務の効率化・高度化を進められる」としている。国税担当者も、「国税当局としては、デジタル化により、単純誤りの是正といった事務処理コストの削減等を通じて、より多くのリソースを必要性の高い分野や悪質な事案に重点化できると考えています。」²¹⁴と説明している。すなわち、国税庁は、税務行政のDX推進により得られた資源を、必要性の高い分野や悪質な事案等（租税回避・富裕層の適正課税・消費税の適正課税・大口悪質事案）の課税・徴収に注入すると考えられる。

2. 事業者において期待できる効果

国税庁は、「税務行政DX2023」の中で、事業者のデジタル化促進取組の概要として、「事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されます。」と強調している。

さらに、「経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、事業者の正確性向上等を実現するとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。」とし、社会全体のメリットにも言及している。

また、国税庁は、国税庁ホームページにおいても、「業務や税務手続のデジタル化のメリット」として、「税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となります。EDI や Peppol などを活用して一貫したデジタル処理が実現することで、事業者の方の生産性の向上に加え、経営の高度化が期待されます。」²¹⁵とし、経営の高度化についても取り上げている。

なお、デジタル社会形成基本法においては、二十七条（事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上）で「デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体が設置する情報システムの連携を通じた情報の共有の促進、情報システムの運用及び管理に関する指針の策定その他の高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上を図るために必要な措置が講じられなければならない。」としている。

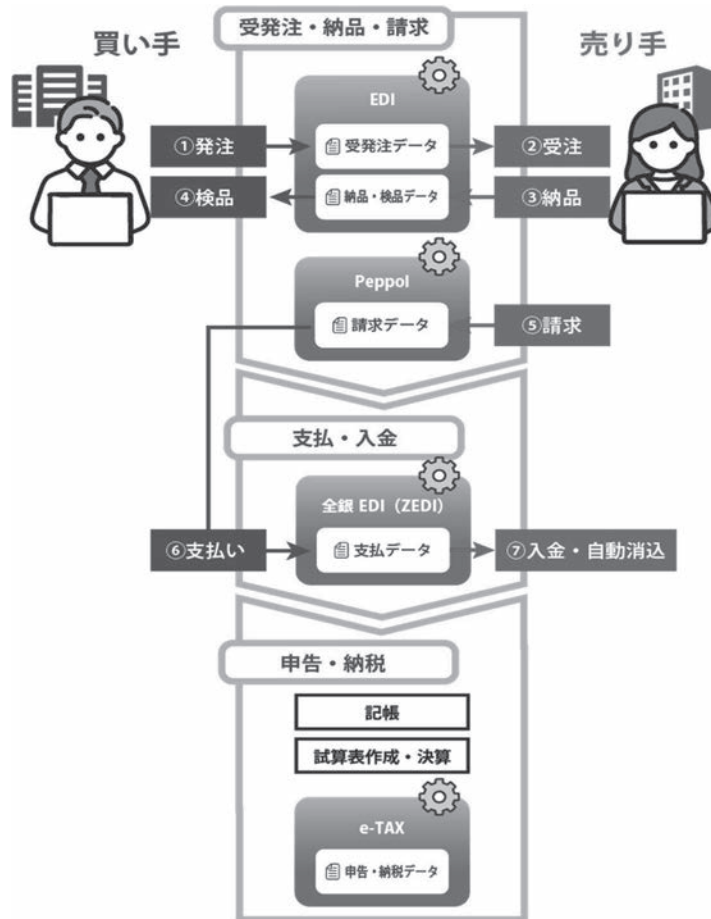
現況として、「事業者のデジタル化促進」による経営の高度化については、メリットを享受できる事業者は限られると思われる。しかし、「事業者のデジタル化促進」によって、事務処理業務の効率化が図られ正確性も向上すれば、生産性の向上は期待できると考えられ

る。

なお、国税庁は、「デジタル化による一貫した事務処理のメリット」として、①手作業が減って、煩雑な業務から解放、②ミスが減って業務がスピードアップ、③本来やるべき業務に集中して売上アップ、④書類の保存コストが減少、の4項目を具体的に列挙している

216。

【図表1-6-2】デジタル化による一貫した事務処理のイメージ



(出典) 国税庁「デジタル化による一貫した事務処理のイメージ」²¹⁷

Ⅲ「事業者のデジタル化促進」の問題点

1. 情報管理とセキュリティの問題

デジタル社会形成基本法三十三条（サイバーセキュリティの確保等）において、デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、サイバーセキュリティの確保、情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保、情報の改変の防止、個人情報の保護その他の国民が安心して高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を行うことができるようにするために必要な措置が講じられなければならない、とされている。

国税庁は、「税務行政DX2023」の中で、「納税者情報の取扱い・情報セキュリティの確保」として、「特にデータの分析の場面などにおいて納税情報を含む守秘性の高いデータを取

り扱うことから、納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保には万全を期します。」と説明している。

さらに、「国税庁レポート2024」の中では、「国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科されることとなっています。職員に対しては、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。また、国税庁は特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。」²¹⁸と説明している。

しかし、OECD 報告書「税務行政3.0」では、税務当局のデータセキュリティの努力を認めつつも、大規模データのセキュリティに対するリスクは常に存在するとしている²¹⁹。実際に日本でも様々な行政機関等において情報漏洩事件が発生している²²⁰。さらに、デジタル庁の意識調査によると、デジタル行政サービスを信頼している人は、27%となっている²²¹。

納税者の情報は十分に保護されなければならない、その情報の秘密が保護されないことは、税務当局に対する国民の信頼を損ない、申告納税制度に深刻な影響を及ぼすものと考えられる²²²。納税者の情報を保護するため、さらには申告納税制度に対する納税者の協力を得るためにも、税務職員の守秘義務を通じて間接的に情報を保護するだけでなく、租税手続上の原則を規定することが必要であると思われる²²³。

2. 納税者のプライバシーへの配慮

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）において、その「目的」として、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報保護委員会を設置することにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することとしている。さらに、「基本理念」として、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない、としている。

国税庁は、個人情報の保護について以下のように説明している。

「行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること等を目的として、『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』が平成17年4月から施行されている。

平成28年1月からは、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担

の確保を図ること等を目的として、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』に基づき、個人番号の利用が開始され、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を安全かつ適正に取り扱うことが求められている。

こうした法律を踏まえ、『行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針』（総務省）及び『特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン』（個人情報保護委員会）において、個人情報や特定個人情報の取扱いに関する基本的事項等が定められている。

国税庁においても、納税者に関する個人情報の適切な取扱いを徹底するため、『国税庁の保有する個人情報の適切な管理に関する訓令』（平成17年国税庁訓令第3号）及び『特定個人情報等の適切な取扱いのための措置について（事務運営指針）』を定め、職員研修や個人情報の管理状況についての監査・点検の実施など必要な措置を講じている。²²⁴と説明している。

これまでも、納税者に関する様々な情報は国税庁に収集・蓄積されてきた。今後は、「事業者のデジタル化促進」によって、納税者に関する様々な情報は、より容易に、より膨大に、国税庁に収集・蓄積されと考えられる²²⁵。また、詳細は次項Ⅳの3で述べるが、これらの収集・蓄積された情報は、国税庁によってAIを活用した分析が行われた上で、課税事務の効率化等に利用されることとなる。さらに、OECD報告書「税務行政3.0」では、納税者の情報が大量に集められ統合されると、それらの個人情報をつなぎ合わせてしまうおそれがあるため、税務当局等による過度な監視社会となる可能性が指摘されている²²⁶。

我が国においては、未だ「プライバシー権」・「自己情報コントロール権」を確保するための法制度や原則は確立されていない²²⁷。なお、「プライバシー権」については、個人情報保護委員会において、「プライバシー権」という概念は日本社会に定着しつつあり、法的に保護されるべき利益として前科の公表を避けることなどが認められた判例もあるが、「プライバシー権」に関しては明確な法的定義を見つけることが難しいと説明されている²²⁸。さらに、「自己情報コントロール権」は、情報化社会で個人情報の保護を強化するため、従来の消極的なプライバシー権をより積極的に捉えようとする考え方だが、論者によってさまざまな意見があると説明されている²²⁹。

また、日本弁護士連合会は、「デジタル社会において人間の自律性と民主主義を守るため、自己情報コントロール権を確保したデジタル社会の制度設計を求める決議（令和4年9月）」において、以下のように指摘している。

「2021年9月にデジタル庁が発足し、日本の『デジタル社会化』の司令塔として強力な権限を発揮しようとしている。その政策は、データの徹底的な利活用を図ることを目指し、個人番号カードの全国民への普及、個人番号（マイナンバー）の利活用促進を中心とした計画となっている。個人番号は、当初の税・社会保障の目的とは関連性の乏しい国家行政事務に利用範囲が広がり、個人番号カードを通じた民間事業者におけるデータベースの作成には制限がない。デジタル改革関連6法により個人情報保護法制も改正され、地方自治体による住民のプライバシー保護機能の低下が懸念される。」²³⁰と指摘している。

さらに、「個人情報保護法の目的を定める第1条には『個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする』と書かれるにとどまり、憲法的価値、すなわち個人の尊重の理念や自己情報コントロール権の保障が明記されていない。しかも2015年改正により、『個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の』という言葉が冒頭に付けられ、もともと低かったプライバシー保護の目的は、利活用の有用性を十分に考慮した後でしか図られないことになった。」²³¹と指摘している。

このように、納税者が自己の情報を管理することが難しい状況下において、納税者に関する様々な情報を、国税庁が課税事務の効率化等に利活用できる現状は、問題があると考えられる。さらに、「事業者のデジタル化促進」によって、納税者に関する情報の収集・蓄積は、より容易に、より膨大となり、また前項Ⅳの1で述べた通り情報漏洩の危険が増大するおそれのあることを考慮すると、納税者の権利・利益を保護するためには、国税庁の税務情報の収集と管理に一定の制限を設ける必要があると思われる²³²。そのためには、納税者の権利保護のための租税手続上の原則を規定することも必要であろう²³³。

また、この問題に対処するために、国税庁は納税者のプライバシーにより一層配慮した情報の利活用を行う必要がある。さらに、国税庁において、納税者の情報をより厳格に管理し、その保護をより徹底するための施策を実施し、一層の法令遵守が必要不可欠になると考えられる²³⁴。

3. AI・データ分析の活用の問題

デジタル社会形成基本法十条（個人及び法人の権利利益の保護等）においては、「デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされるとともに、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保が図られなければならない。」とされている。

国税庁は、「税務行政DX2023」の中で、「AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。」としている。

さらに、「国税庁レポート2024」の中では、「国税庁では、様々なデータの中から必要な情報を抽出・加工・分析し、データ間の整合性・関連性・傾向等を把握することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定する予測モデルの構築に取り組んでいます。構築した予測モデルと国税組織が保有する様々な資料情報等を組み合わせ、課税事務の効率化・高度化に努めています。」²³⁵として、データ活用の取り組みを強化することを明示している。なお、この「予測モデルの構築」には、当然にAIも活用されると思われる。

しかし、AIを活用したデータの処理・判定には、デジタル社会形成基本法十条が規定する国民の権利・利益が害される可能性があると考えられる²³⁶。さらに、総務省によるデジタル活用に関する意識調査によると、公的サービスのデジタル化への不安として、ビッグ

データを利用する AI 技術によって個人情報侵害されると感じている人は、60%となっている²³⁷。国税庁は、データ活用に関して慎重に対応することが求められる。

4. デジタルデバイドの問題

デジタルデバイドとは、法令上用いられている概念ではなく、一般的に、情報通信技術（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差を示し、通常は「情報格差」と訳されている²³⁸。

デジタル社会形成基本法三条（全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）では、全ての国民が、高度情報通信ネットワークを利用し、情報通信技術を用いた情報の活用を行うことによって、デジタル社会における活動に参画し、個々の能力を発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恩恵を享受できる社会が実現されることを旨とする、とされている。

さらに、同法八条（利用の機会等の格差の是正）において、地理的な制約、年齢、経済的な状況その他の要因に基づく、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会における格差が、デジタル社会の形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が図られなければならない、としている。

国税庁は、「税務行政 DX2023」の中で、「あらゆる納税者を想定した施策の推進」として、「電話相談等のデジタル手続を補完するツールについても、使い勝手の改善を図ること等を通じて、デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して、効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指します。」と説明している。

なお、「国税庁レポート 2024」の中でも、「普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。そのためのアプローチとして、実際に納税者が『申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する』といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適な UI/UX の改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討しています。具体的な施策としては、『日本版記入済み申告書』（書かない確定申告）の実現に向けた自動入力項目の拡大等の申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等に取り組んでいます。」²³⁹としている。国税庁は、納税者にデジタルツールの利用を促し、納税者サービスをセルフサービス化しようとしていると考えられる²⁴⁰。

確かに、デジタルデバイドに対応しながらデジタル化を推進させることは、労働生産性の向上等に貢献するメリットもあると思われる²⁴¹。しかし、デジタルデバイドは格差を広げてしまう可能性があり、その解消に向けて適切に対処しないと新たな社会問題・経済問題が生じかねない²⁴²。

令和6年（2024年）7月に行われたデジタル庁の意識調査によると、社会のデジタル化に適応できていると思っている人は29%となっている²⁴³。国税庁は慎重に対応することが

求められる。

5. 経済社会における合理性

(1) 日本経済団体連合会の提言

【図表1-6-3】経済界要望等の全体像

＜経済界要望等の全体像＞

経済界要望等の全体像と対応方針

○ 日本経済団体連合会等を中心に経済界より受領した約1,900件の要望等を、デジタル原則やテーマに基づき類型化した上で、先行事例を構築できた類型等、各府省庁に自主点検の実施等を依頼し、同様の規制があれば一括的な見直しを行う。		
○ 令和4年末を目途に主な経済界要望等については見直し方針を決定、公表する。		
経済界要望等 約1,900件		
行政手続 約1,200件	行政手続以外を含む 約700件	
「紙・人の介在」等に関する規制 約1,050件	「紙・人の介在」等以外の規制 約150件	- 本人確認（生体認証等）や真正性（電子署名、タイムスタンプ等）がネックとなり自動化等ができない（無人店舗販売等） - 民間の契約当事者間で書面交付等を要求する規制がある - 官報の原本が慣習で紙媒体とされており、書面廃止やデータ再利用ができない - 目的外利用規制等によりデータ再利用ができない - ベースレジストリ未整備等によりデータ再利用ができない（空間ID等） - 行政や準公共分野のデータを民間にも利用させてほしい - 土業の業務独占や判定基準・手法の限定、もしくは基準が不明確等のためデジタル技術が活用できない - 国内外のイコールフットingを確保してほしい
7つの先行検討項目 約200件		
- 目視、実地監査 - 定期検査・点検 - 常駐・専任 - 講習、掲示、閲覧		
残る「書面・対面規制」約850件		
「民→官」申請・届出・提出に「書面」等を要求 「民→官」申請・届出・提出に「対面」を要求 「官→民」交付・通知に「書面」等を要求 「官→民」政府調達契約で「書面」等を要求		
- 行政手続でキャッシュレス支払いができない - 書面の備付け・携帯を要求 - 物理的な拠点設置を要求		
【テーマ別】		
人事・総務・経理関連		
自動車関連		
不動産、建築、医療介護、金融等関連		
引越に伴う住所変更手続の簡素化・効率化		
FD/CD/DVD等でのデータ保存・提出を要求		
各府省庁間等で重複する申請・届出を異なる様式で要求		
地方公共団体毎に申請・届出の様式が異なる		

（出典）デジタル臨時行政調査会「デジタル原則に照らした 規制の一括見直しプラン」²⁴⁴

一般社団法人 日本経済団体連合会は、令和3年（2021年）11月9日に開催された「デジタル臨時行政調査会」に対して、「デジタル臨時行政調査会に対する提言」を行った²⁴⁵。その中で、「税に関する手続き」として、①税務手続のデジタル完結、②税務調査のオンライン化、③年末調整・確定申告に関する手続のデジタル完結および簡素化、④給与所得の源泉徴収票等の電子化に必要な本人承諾の見直し、を提言している。

さらに、「紙の介在は、許認可取得や届出、交付、備付・掲示、契約等、あらゆる行政・民間の手続に残る。アンケートの全回答780件のうち、DXを阻害する要因として『手続の電子化』を挙げた回答は300件に上った。全体の一部のみ電子化されている手続や、時限的に電子化可能な特例措置が混在することにより、利用者は手続ごとに電子化の有無を調べる必要に迫られている。こうした状況下、まずは、電子化されていない手続・契約、およびその完全電子化に向けた工程表を、誰でも簡単に分かるように一覧で開示すべきである。その際、電子署名サービスの使い勝手の改善、電磁的記録の提供方法等の整合性確保も欠かせない。また、国民一人ひとりの利便性向上に直結する雇用・労働や税、戸籍・相続、社会インフラを支える道路・建設・産業廃棄物や公共調達に関する手続は、特に電子化を急ぐべきである。当該電子化によって取得したデータの活用によって、不要な手続の徹底的削減が可能となる。加えて、民間取引等における電子化の促進に向けて、電磁的記録による作成や交付にあたり、事前の承諾・申出を不要とすることも重要な視点となる。」

²⁴⁶と提言している。

こうした提言を受け、「デジタル臨時行政調査会」は、令和4年（2022年）6月3日に、「デジタル原則に照らした 規制の一括見直しプラン」を公表した²⁴⁷。その12頁においては、「経済界要望等の全体像」として、上記の【図表1－6－3】が記載されている。

また、デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しによる経済効果について、デジタル庁の委託調査に基づき株式会社三菱総合研究所が推計を行い、中間報告として下記の【図表1－6－4】を公表している²⁴⁸。その中では、アナログ規制の見直しによるコスト削減効果は、全体で約2.9兆円を見込まれ、そのうち「監査・立入検査」では600億円が見込まれるとしている。

【図表1－6－4】アナログ規制見直しに係る経済効果の推計について

アナログ規制見直しに係る経済効果の推計について							
○アナログ規制の見直しによるコスト削減効果は、約2.9兆円※1を見込む。							
・アナログ規制の見直しに向けた工程表（約1万条項）のうち見直し要の規制を対象とし、モデル事例を設定して拡大推計を行った※2。							
アナログ規制見直しに係る行政・民間のコスト削減効果							
当初類型 （7項目＋FD）	導入技術を 基にした再分類	（参考）導入想定技術	推計対象規制数	モデル事例数	コスト削減額 （合計）	うち民間部門	うち行政部門
目視	監査・立入検査	オンライン会議、クラウド	758規制	11規制	600億円	－	600億円
実地監査	調査・測量	ドローン、カメラ、センサー	61規制	8規制	400億円	200億円	200億円
定期検査・点検	監視・見張	監視カメラ等による常時監視	72規制	9規制	70億円	60億円	10億円
	点検・測定	IoT技術によるリアルタイムモニタリング	263規制	11規制	1兆8,000億円	1兆7,300億円	400億円
対面講習	対面講習	オンライン講習	168規制	5規制	1,300億円	800億円	500億円
常駐・専任	常駐・専任	オンライン会議による拠点集約	767規制	17規制	4,200億円	4,200億円	－
書面提示	書面提示	インターネット公示	630規制	28規制	20億円	10億円	10億円
往訪問覧・縦覧	往訪問覧・縦覧	インターネット公示	1,023規制	20規制	30億円	30億円	－
FD等記録媒体	FD等記録媒体	オンライン完結手続	423規制	25規制	4,200億円	3,200億円	1,000億円
合計			4,165規制	134規制	2兆9,000億円	2兆6,000億円	3,000億円

※1 数値については、今後の精査の結果変わらう。

※2 同一規制を複数条項の法令で定義するものは1規制としてカウント。また、工程表の「7類型＋FD」という8類型を、推計に当たり導入技術を基に9類型に再分類し、その類型毎にモデル事例を設定。なお、実際の見直しは工程表上の類型に従って行われている。

11

（出典）デジタル臨時行政調査会「アナログ規制の見直しによる経済効果（中間報告）」²⁴⁹

現在、デジタル庁及び国税庁が進めている「事業者のデジタル化促進」は、日本経済団体連合会等に属するような大企業の要望を重点的に考慮しているように思われる²⁵⁰。しかし、その一方で中小企業の実態は反映されているのであろうか。

（2）日本商工会議所及び東京商工会議所の実態調査

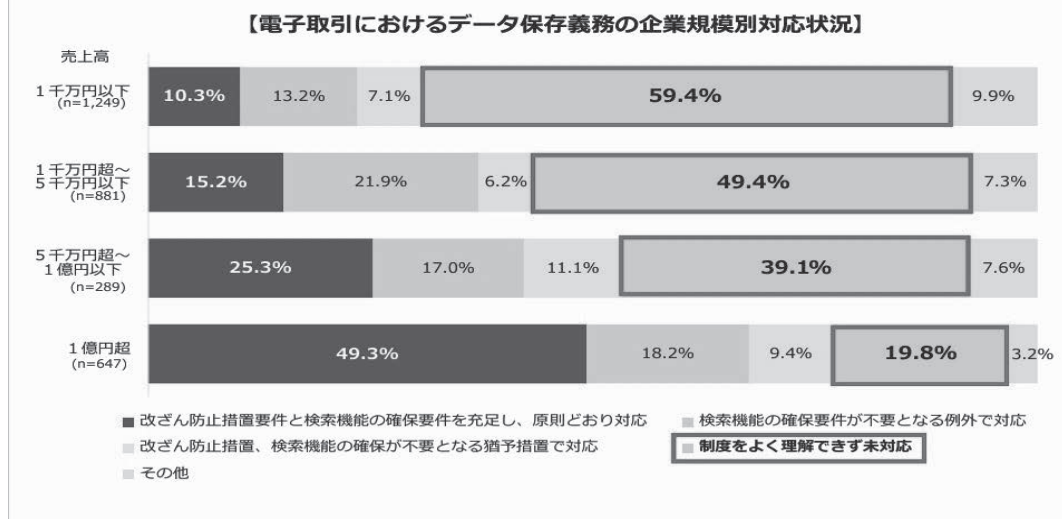
日本商工会議所及び東京商工会議所は、令和6年（2024年）9月に「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査」の結果を取りまとめ公表した²⁵¹。

その中において、「改正電子帳簿保存法への対応」として、令和6年（2024年）1月から義務化された「電子取引におけるデータ保存」への対応状況は、規模が小さくなるほど「制度をよく理解できず未対応」の割合が高くなっている。（下記【図表1－6－5】参照）

【図表 1-6-5】改正電子帳簿保存法への対応（データ保存義務の企業規模別対応状況）

1. 改正電子帳簿保存法への対応 (データ保存義務の企業規模別対応状況)¹³⁾

➤ 2024年1月から義務化された「電子取引におけるデータ保存」への対応状況は、規模が小さくなるほど「制度をよく理解できず未対応」の割合が高くなっている



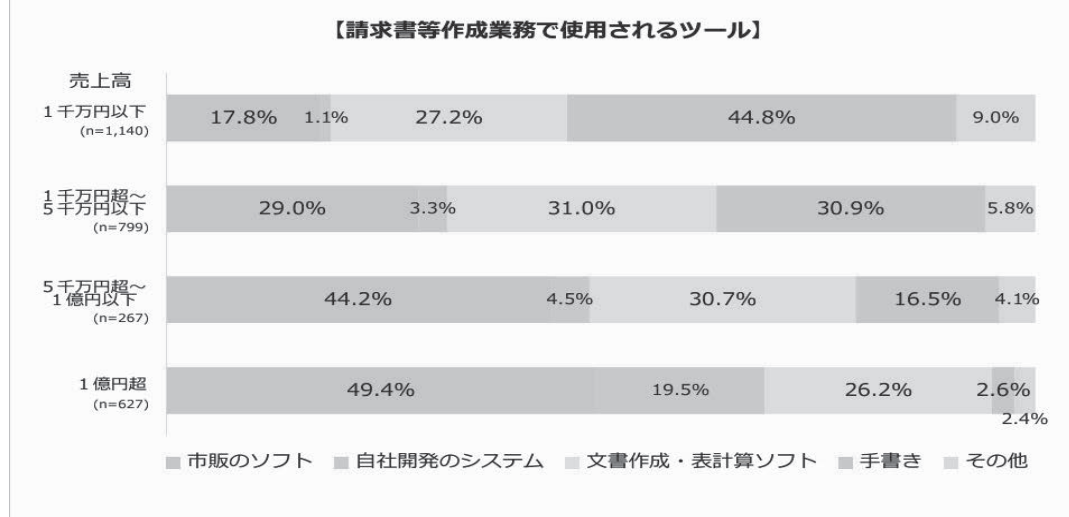
(出典) 日本商工会議所「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査」²⁵²

また、「請求書等作成業務で使用するツール」においては、規模が小さくなるほど、請求書等を「手書き」で作成する割合が高くなっている。（下記【図表1-6-6】参照）

【図表 1-6-6】請求書等作成業務で使用するツール

3. 請求書等作成業務で使用されるツール

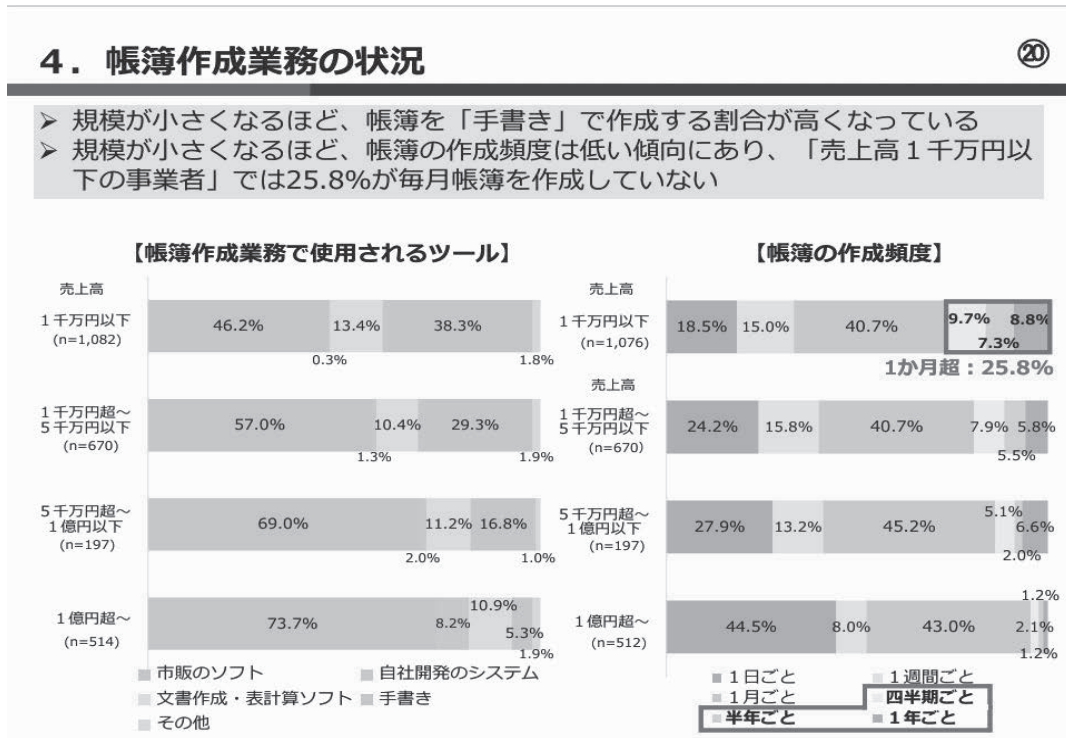
▶ 規模が小さくなるほど、請求書等を「手書き」で作成する割合が高くなっている



(出典) 日本商工会議所「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査」²⁵³

さらに、「帳簿作成業務の状況」においても、規模が小さくなるほど、帳簿を「手書き」で作成する割合が高くなっている。（下記【図表 1－6－7】参照）

【図表1-6-7】帳簿作成業務の状況



(出典) 日本商工会議所「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査」²⁵⁴

デジタル庁は、令和5年（2023年）6月の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、「中小企業のデジタル化の支援」として、「デジタル化に取り組む中小企業等に対して、ホームページの活用、現場向けのグループウェアの導入などにより、経営者自身にデジタル化の効果を実感してもらうとともに、生産管理の導入、受発注のデジタル化と、基本的なデジタル化を進め、また様々な企業の個別ニーズにも対応していけるよう、支援機関等と連携しながら、デジタル化支援ポータルサイト『みらデジ』を設置した。『みらデジ』を通じて、経営者と経営支援の専門家が一体となって中小企業のデジタル化を促進し、必要に応じてIT専門家との相談を受けられる体制を整備し、個々の中小企業の状況に応じたデジタル化の支援を進める。また、IT導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取り組みや、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する。」²⁵⁵と提言している。

しかし、中小企業においては、現状として上記のような状況であり、デジタル庁及び国税庁主導による「事業者のデジタル化促進」が浸透していくかは疑問が残る。なぜならば、第2節Ⅳ2(2)で触れたように、中小企業は大企業と異なりデジタル化を推進できる人材と資金が不足していると考えられるためである²⁵⁶。

もし、このような状況下において、強引に「事業者のデジタル化促進」を進めていく場合には、中小企業に大きな負担を強いることになると思われる。

(3) 国税庁の対応

デジタル社会形成基本法三条（全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）においては、全ての国民が、高度情報通信ネットワークを利用し、情報通信技術を用いた情報の活用を行うことによって、デジタル社会における活動に参画し、個々の能力を発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恩恵を享受できる社会が実現されることを旨とする、とされている。

国税庁は、「税務行政 DX2023」の中で、「他の事業者のデジタル化が促され、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”が生み出されることを通じて、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。」とし、社会全体のDXによるメリットについて言及している。

さらに、「国税庁レポート 2024」の中でも、「国税庁としては、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、取組の先には社会全体のDX推進にも貢献するという社会的な意義が存することも念頭に置きながら、事業者の業務のデジタル化推進に取り組んでいます。」²⁵⁷としている。

また、「行政事務の効率化の推進と組織基盤の充実」として、「厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、国民の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。」²⁵⁸と掲げている。

確かに、上記（1）の三菱総合研究所の推計において確認したように、「事業者のデジタル化促進」により、税務行政におけるコスト削減は可能になると考えられる。

しかし、上記（2）で確認したように、中小企業が新たにデジタル化への対応を行う場合においても、コスト削減は可能なのであろうか。国税庁は、IT導入補助金制度の利用を推奨しているが、そもそも、その利用申請、人材育成、システム導入など、中小企業における負担は大きいと考えられる。ましてや、中小企業において、経営の高度化まで実践できるのだろうか。国税庁は、中小企業の実態に配慮した「事業者のデジタル化促進」を行うことが必要であると考えられる。

IV 税理士への影響

以上を踏まえて、税理士としてどのように対応するべきであろうか。また、税理士業務にどのような影響が出るのだろうか。

国税庁は、「税務行政 DX2023」の中における税理士の役割として、納税者に対する「適正申告実現に向けたサポート」、「税理士業務のICT化を推進」を提示している。また、「経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、単純誤りの防止による正確性の向上」が期待できるため、税理士業務としては、試算表作成及び決算書作成並びに申告書作成などの申告・納税のサポート業務になると、「税務行政 DX2023」の概念図【図表1-6-1】において図解されている。

国税担当者は、「事業者が日ごろ行う事務処理の一貫したデジタル処理を可能とするこ

とで、正確性の向上や生産性の向上等といった効果が期待されるものと考えていますが、税の観点から考えても、税務手続のデジタル化が更に進捗することはもちろんのこと、帳簿の作成に当たっての取引情報の検索性が向上することで税理士の皆様の業務が効率化するなど、事業者、税理士の皆様をはじめとした税務行政に関わる様々なプレイヤーの方にとって、多くのメリットが期待できるものと考えています。」²⁵⁹としている。

実際に、「最近の会計事務所の実務についてお話しさせていただきますと、今までは会計情報をパソコンで1件1件入力していましたが、最近に通帳をCSVに変換し、あっという間に銀行データを取り込めるようになりました。科目も最初はランダムに適当に入ってくるのですが、それを直していくといつの間にかほぼ正しいものができるようになっていきます。現金の領収書もあっという間に読み取れます。そうすると会計業務の8割方が終わってしまう、そんな時代が変わってきています。」²⁶⁰との見解もあり、「事業者のデジタル化促進」により、この変化はますます進んでいくものと思われる。

さらに、令和6年（2024年）6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中における「確定申告の利便性向上に向けた取組の充実」として、「マイナポータルとe-Taxを連携することで、確定申告に必要な各種証明書等のデータを自動入力する仕組みを構築しているところ、この取組を更に充実させ、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（『日本版記入済み申告書』（書かない確定申告））の実現を図る。」²⁶¹とされている。

これらの状況を勘案すると、将来の税理士業務としては、記帳業務や個人の確定申告業務は大幅に減少していくと考えられる。さらに、この状況が進んでいけば、将来の税理士の主たる業務は、「税務行政DX2023」に提示されている納税者に対する「適正申告実現に向けたサポート」になるとと思われる。

では、「適正申告実現に向けたサポート」とは、具体的にどのような業務であろうか。国税庁が想定している業務としては、試算表作成及び決算書作成並びに申告書作成などの申告・納税のサポート業務になると考えられる。さらに、納税者が試算表及び決算書並びに申告書を作成するために、必要な情報提供も必要不可欠であると思われる。しかし、「税務行政DX2023」を見る限り、国税庁が税理士から納税者への情報提供を想定しているとは考えられない。

税理士の顧客の大部分を占める中小企業においては、試算表及び決算書並びに申告書の作成に至るまでのプロセスにおける補助が必要不可欠であると思われる。なぜならば、前記の中小企業の実態調査からも明らかなように、中小企業においては会計業務等の事務作業のための人材と資金が不足していると考えられるためである。この状況は、AIが普及し、「事業者のデジタル化促進」が進んだとしても変わらないと思われる。

また、「これからデジタル化に取り組まれる中小企業者の皆様にはデジタル化に向けて一緒に伴走してくれるような人が必要だという声が多く聞かれます。」²⁶²とあるように、納税者のデジタル化へのサポート業務も重要になってくると考えられる。

V 小括

以上見てきたように、国税庁が進める「事業者のデジタル化促進」は、納税者及び税理士に様々な影響を及ぼすと考えられる。確かに、社会全体で見れば、様々なコスト削減効果、労働生産性の向上、などのメリットは大きいだろう。しかし、国税庁が現在進める「事業者のデジタル化促進」が、「納税者の利便性の向上」につながり普及していくかどうかは疑問が残る。なぜならば、国税庁が進める「事業者のデジタル化促進」は、納税者がすでに利用しているデジタル技術を活用するものではなく、国税庁が発信しているデジタル技術の利用を促すものだからである。国税庁が進める「事業者のデジタル化促進」が「納税者の利便性の向上」につながり普及するためには、納税者が実際に使って便利でなければ普及しない²⁶³。デジタル庁及び国税庁が利用を促している「Peppol」が果たして中小企業にまで普及するのだろうか。

我々税理士としては、事業者のデジタル化をサポートしつつ、国税庁が進める「事業者のデジタル化促進」について今後も注視していく必要があると思われる。

第7節 おわりに

本章では、我が国における社会のデジタル化や税務行政DXの現状と課題を整理しつつ、国際的な潮流とも照らし合わせることで、今後のあるべき方向性を考察してきた。近年、我が国では、マイナンバー制度の整備やデジタル庁の創設など、政府全体としてのデジタルインフラ整備が進められてきた。加えて、国税庁においては「税務行政DX2.0」や「税務行政DX2023」など、中長期的なビジョンを提示し、納税者利便の向上や課税・徴収の効率化を目指した取り組みが進められている。

しかしながら、これらの施策が真に「納税者本位」の姿勢を貫いているとは言い難い。例えば、收受日付印の押なつ廃止やプレプリント納付書の発送停止といった措置は、「デジタル化」の名のもとに推進されたものの、現実には多くの納税者に混乱や不安をもたらしている。デジタル化は本来、利便性が実感できるからこそ自然に選ばれ、普及していくものであり、その導入が納税者の不便を招くようであってはならない。これはまさに「目的と手段の逆転」であり、このような姿勢では、納税者からの信頼を得ることは困難である。また、中小零細企業のデジタル対応の遅れや、高齢者をはじめとする情報弱者への配慮の不足、AIによる自動判定の根拠や仕組みが不透明であることなど、制度利用者にとっての懸念点も多い。加えて、税理士など専門家との協働が限定的であることにより、実務現場との間で運用上の乖離や混乱が生じる要因となっている。

国際的に見れば、OECD 報告書「税務行政 3.0」が描く将来像においては、税務手続が納税者の通常の業務や日常生活と一体となって機能すること、すなわち「リアルタイムな課税」や「申告の自動化」といった概念が重視されている。諸外国では、すでに納税者の情報をもとに税務当局が申告書を作成する「記入済み申告書」が実用化され、納税者は内容確認だけで済む仕組みが確立している国も多い。こうした国々と比較すると、日本の制度は依然として申告者の手間や判断に大きく依存しており、改善の余地が大きい。

一方で、デジタル化の進展は利便性と引き換えに、個人情報漏洩のリスク、AIによる判断の不透明性、支援を受けづらい納税者の孤立といった新たな課題も生み出している。こうした「便利さの裏側」にあるリスクを制度設計段階から丁寧に可視化し、真摯に向き合うことが、納税者にとって「安心して使える」制度であり、結果としてデジタル化が“自発的に受け入れられるもの”として定着する原動力となる。

以上を踏まえ、今後の税務行政DXに向けて、以下の2点を提言する。

1. 納税者利便を前提とした制度設計とすること

「デジタル化のためのデジタル化」ではなく、「納税者利便のためのデジタル化」であるという原則を税務行政DXにおける制度設計の最上位に据え、「使わせる」ではなく、使いたくなる仕組みを構築し、誰でも簡単に、迷わず、安心して利用できる税務手続環境を整備することが必要である。

2. 納税者の「安心」を担保する制度を整えること

プライバシー保護法制の整備やAIの説明責任の明確化、システム起因による誤処理時の救済手続、第三者支援の充実など、納税者の「安心」を担保する制度の整備が必要である。

税務行政DXは、制度の効率化を追求するものであると同時に、納税者との信頼関係を築き直す絶好の機会でもある。そのためには、行政の縦割り構造による情報断絶や責任の所在の曖昧さを是正し、関係機関が一体となって納税者本位のサービスを提供する姿勢が不可欠である。これからの制度設計には、利便性と公平性を両立し、納税者一人ひとりが安心して納税義務を果たせる環境づくりが求められる。デジタル化を「強いられる」ものではなく、「使いたくなる」ものとする視点こそが、日本の税務行政を次のステージへ導く原動力となるであろう。

¹ デジタル化とは

(<https://elgana.jp/useful/column/workstyle/what-is-digitalization.html>) 2024年7月13日訪問。

² 総務省「令和3年版情報通信白書」50頁、75頁(2021)。

³ デジタル化の定義

(<https://www.persol-group.co.jp/service/business/article/9256/>) 2024年7月13日訪問。

⁴ 総務省・前掲注2、79頁。

⁵ デジタイゼーションの効果

(<https://monstar-lab.com/dx/about/about-digitization>) 2024年8月13日訪問。

⁶ 総務省・前掲注2、79頁。

⁷ NEC ソリューションイノベータ

イノベーションとは、「革新」や「刷新」、「新機軸」などを意味する言葉で、現在では革新的な技術や発想によって新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらす取り組みを示す。

(https://www.nec-solutioninnovators.co.jp/sp/contents/column/20230317_innovation.html) 2024年12月9日訪問。

⁸ デジタル化、デジタイゼーション、デジタライゼーションの違いやメリットを簡単に解説

(<https://monstar-lab.com/dx/about/about-digitization>) 2024年8月13日訪問。

⁹ 総務省・前掲注2、79頁。

¹⁰ DX(デジタルトランスフォーメーション)とは?

(https://www.ntt.com/business/sdpf/knowledge/archive_16.html) 2024年7月13日訪問。

¹¹ デジタル化とは?

(<https://biz.moneyforward.com/work-efficiency/basic/1953>) 2024年7月13日訪問。

¹² IMD「世界デジタル競争力ランキング・総合順位」

(https://www.imd.org/news/world_digital_competitiveness_ranking_202311/) 2024年7月13日訪問。

¹³ 総務省・前掲注2、224頁。

¹⁴ 総務省「令和5年版情報通信白書」137頁(2023)。

¹⁵ 同上138頁。

¹⁶ 同上。

¹⁷ 同上。

¹⁸ 同上139頁。

¹⁹ NHK「Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のことで、インターネット上で交流できる仕組み」

(https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005320745_00000) 2024年7月13日訪問。

²⁰ 総務省・前掲注14、5頁。

²¹ 総務省「令和元年版情報通信白書」102頁(2019)。

²² 「ディープラーニング」と「フェイク」を組み合わせた造語で、AI(人工知能)を用いて、人物の動画や音声を手工的に合成する処理技術を指す。

(<https://www.ntt.com/bizon/deepfake.html>) 2024年7月13日訪問。

²³ 総務省・前掲注14、34頁。

²⁴ 総務省「平成30年版情報通信白書」128頁(2018)。

情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を暗号技術を用いて分散的に処理・記録するデータベースの一種であり、「ビットコイン」等の仮想通貨に用いられている基盤技術である。

²⁵ NRI「メタバースとは？」

インターネット上の仮想空間。現実世界を超える体験とコミュニケーションを通して経済活動が生み出され

- る。
 (https://www.nri.com/jp/knowledge/glossary/lst/ma/metaverse) 2024年7月13日訪問)。
²⁶ 総務省・前掲注14、44頁。
²⁷ 総務省「ウィズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究」(2021)。
²⁸ 総務省・前掲注14、55頁。
²⁹ 国土交通省「再配達削減のために活用をお願いしたい3つのこと」
 (https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/re_delivery_reduce.html) 2024年7月13日訪問)。
³⁰ 警察庁「特殊詐欺対策ページ」
 (https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/index.html) 2024年7月13日訪問)。
³¹ 総務省「令和4年版情報通信白書」97頁(2022)。
³² 総務省「平成23年版情報通信白書」89頁(2011)。
³³ 同上。
³⁴ 内閣府「令和3年度経済財政白書」117頁(2021)。
³⁵ きらぼしコンサルティング「中小企業のデジタル化はなぜ進まない？」
 (https://www.kiraboshi-consul.co.jp/column/digitization_promotion_merit/) 2024年7月13日訪問)。
³⁶ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構「中小企業のDX推進に関する調査(2023年)」
 (https://www.smrj.go.jp/research_case/questionnaire/fbrion0000002pjw-att/202310_DX_report.pdf) 2024年7月13日訪問)。
³⁷ 総務省・前掲注2、86頁。
³⁸ MONOist「生産性を2.2倍に高め、残業時間を3343時間削減したIoTによる生産革新の成果」
 (https://monoist.itmedia.co.jp/mn/articles/2101/28/news016.html) 2024年7月13日訪問)。
³⁹ 経済産業省「DXセクション(中堅・中小企業等のDX優良事例選定)」
 (https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-selection/dx-selection.html) 2025年2月1日訪問)。
⁴⁰ 経済産業省「DXセクション2024」
 (https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-selection/dxselection2024report.pdf) 2025年2月1日訪問)。
⁴¹ 総務省・前掲注2、82頁。
⁴² 警察庁「いわゆる闇バイトの危険性について」
 (https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html) 2024年12月9日訪問)。
⁴³ デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」2024年6月21日閣議決定(概要)4頁(2024)。
 (https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program) 2024年10月30日訪問)。
⁴⁴ 令和6年(2024年)度の補助額は最大で450万円。自社の課題にあったITツール導入などで適用になる「通常枠」の他、インボイス枠など全5類型ある。
 (https://it-shien.smrj.go.jp/) 2024年12月9日訪問)。
⁴⁵ 日本経済新聞「IT導入補助金、1億円超不正受給 検査院が還流を指摘」(2024年10月21日)。
⁴⁶ 日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果について」
 (https://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=1204038) 2024年12月9日訪問)。
⁴⁷ 総務省「電子政府(デジタルガバメント)って何？」
 (https://www.soumu.go.jp/hakusho-kids/use/economy/economy_10.html) 2024年7月4日訪問)。
⁴⁸ 谷口洋志ほか「日本における電子政府の現状と課題」経済学論纂(中央大学)第61巻第1号(2020年7月)。
⁴⁹ 総務省「世界最先端IT国家創造宣言」2頁(2013)。
⁵⁰ 日本経済新聞「『バラバラ行政』コロナで露呈 デジタル化に50年来の壁」(令和5年5月5日)。
⁵¹ 東京地方税理士会第1回シンポジウム「納税者番号制度について」13頁(2010)。
⁵² 総務省「住基ネットって何？」
 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daityo/juuki01.html) 2024年6月29日訪問)。
⁵³ 住基ネットの利用を希望しない場合など一定の場合には添付が必要。
⁵⁴ 総務省「住基ネットでできるようになったことは？」
 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daityo/juuki03.html) 2024年6月29日訪問)。
⁵⁵ 総務省「住基ネットにはお金がかかっているの？」

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daityo/juuki06.html) 2024年6月29日訪問。

⁵⁶ 総務省「住基カードについて知りたいのです。」

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daityo/juuki07.html) 2024年6月29日訪問。

⁵⁷ 住基カードの有効期限内であれば、平成28年1月以降でも、マイナンバーカードを取得するまでは利用可能であった。総務省は「住基カードをお持ちの方は、マイナンバーカード交付時に返却してください。」と呼び掛けている。

(https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/05.html) 2024年12月29日訪問。

⁵⁸ 総務省「住民基本台帳カードの交付状況」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000200394.pdf) 2024年6月29日訪問。

⁵⁹ デジタル庁「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」

(<https://www.digital.go.jp/laws/8db62cdf-8375-4c4f-b807-8d98595b67e8>) 2024年10月30日訪問。

⁶⁰ 総務省「マイナンバー制度」

(https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html) 2024年7月6日訪問。

⁶¹ 人格のない社団等についてはその代表者等が公表に同意した場合のみ公表。

国税庁「法人番号とは」

(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/index.html>) 2024年6月29日訪問。

⁶² 地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト 通知カードについて」

(https://www.kojinbango-card.go.jp/mynumber/notification_card/) 2024年6月29日訪問。

⁶³ 地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト 個人番号通知書について」

(https://www.kojinbango-card.go.jp/mynumber/number_notices/) 2024年6月29日訪問。

⁶⁴ 次期マイナンバーカードでは、「性別」は削除される予定である。次期個人番号カードタスクフォース(第4回)議事録。

⁶⁵ 地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト マイナンバーカードについて」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/card/>) 2024年6月29日訪問。

⁶⁶ 総務省「マイナンバーカード交付状況について」

(https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html) 2025年6月7日訪問。

⁶⁷ 総務省「マイナンバーカードの交付・保有枚数等について」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/001012707.pdf) 2025年6月7日訪問。

⁶⁸ 経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太方針2022) 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～(令和4年6月7日閣議決定)。

⁶⁹ 第1弾(令和2年9月～令和3年12月)は、マイナンバーカードを取得し、マイナポイントに申し込んだ者に対し、選択したキャッシュレス決済サービスでのチャージまたは買い物額の25%(上限5,000円分)のポイントを付与。

(https://www.jtua.or.jp/ict/solution/other/mynumberpoint/202008_01/?utm_source=chatgpt.com) 2025年4月15日訪問。

第2弾(令和4年1月～令和5年9月)は、マイナンバーカードを申請し、令和5年9月末までにマイナポイントに申し込んだ者に対し、最大20,000円分のポイントを付与。

(<https://paymentsjapan.or.jp/mnp2-subsidy/>) 2025年4月15日訪問。

⁷⁰ 第1弾における申請増加期間(令和3年2月～4月)には約1,421万件、第2弾における申請増加期間(令和4年7月～10月)には約1,200万件的申請があった。

(<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/20221026/pdf/shiryout1-1.pdf>) 2025年4月15日訪問。

⁷¹ 東京新聞 マイナ保険証「普及に税金バラマキ」にムカツ ポイントで釣られても、本当に便利なら進んで登録するのでは(令和4年12月9日)

(<https://www.tokyo-np.co.jp/article/371567>) 2025年4月15日訪問。

⁷² 健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法。

⁷³ デジタル庁HP「マイナンバーカードの運転免許証利用」

(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/drivers-license>) 2025年4月15日訪問。

⁷⁴ 内閣府「第9回 国と地方のシステムワーキング・グループご説明資料」1頁

(<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/291110/pdf/shiryout2-1.pdf>) 2024年7月20日訪問。

⁷⁵ マイナンバーカードを取得せず、マイナポータルを利用できなくても、自分の情報を確認できる方法として、別途、情報保有機関に対して「書面による開示請求」が可能。

(https://faq.myna.go.jp/faq/show/2621?category_id=10&site_domain=default) 2024年12月12日訪問)。

⁷⁶ マイナポータル「よくある質問「Q マイナポータルとは何ですか。」更新日時 2025年1月20日」

(https://faq.myna.go.jp/faq/show/2351?category_id=5&site_domain=default) 2025年6月7日訪問)。

⁷⁷ 東京新聞「費用対効果が悪すぎるマイナンバー制度事業…国は検証不十分」(令和4年2月13日)

(<https://www.tokyo-np.co.jp/article/159937>) 2024年9月23日訪問)。

⁷⁸ 内閣官房番号制度推進室「マイナンバー制度活用における効果」

(<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/180510/pdf/shiryou7-3.pdf>) 2024年9月23日訪問)。

⁷⁹ 日本経済新聞「マイナンバーカード 普及率は全国2割弱」(令和2年9月24日)。

⁸⁰ 東京都江東区では、「現在申請中の方へ交付通知書をお送りするまでに、1ヶ月～1ヶ月半程度のお時間をいただいております。今後の状況によっては、それ以上かかる可能性もございますことをご了承いただきますようお願いいたします。」としている。

(<https://www.city.koto.lg.jp/060301/kurashi/mynumber/card/94138.html>) 2025年2月1日訪問)。

⁸¹ 令和5年10月20日の日本経済新聞によると、横浜市ではマイナンバーカードの不適切な事務処理により、48件のカード発行手続きが遅延していた。原因は、更新処理の業務の共有や引き継ぎが不十分であった。

⁸² デジタル庁「マイナンバーカード関連サービスの誤登録等の事案に関するご質問・ご不安にお答えします」

(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/related-services-issue>) 2025年2月1日訪問)。

⁸³ NHK「個人情報漏えいや紛失 昨年度約1万2000件 調査開始以降最多に」

令和5年度のマイナンバー関連の個人情報の漏えいや紛失は334件で、このうち、1度に100人を超える情報を紛失するなどの「重大な事態」に該当するものは67件と、いずれも前の年度の2倍近くに増えた。

(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240611/k10014477021000.html>) 2025年2月1日訪問)。

⁸⁴ 日本経済新聞「マイナンバーのトラブルとは 人為的ミスが大半」(令和5年6月22日)。

⁸⁵ 日本経済新聞「マイナンバー、口座ひもづけ6年で4%止まり 3メガバンク」(令和6年7月8日)。

⁸⁶ 総務省「e-Japan 戦略の今後の展開への貢献」

(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ict/u-japan/new_outline01.html) 2024年7月4日訪問)。

⁸⁷ ZDNET「u-JAPAN とは」

(<https://japan.zdnet.com/glossary/exp/u-Japan/?s=4>) 2024年12月1日訪問)。

⁸⁸ 総務省「平成16年版情報通信白書」2頁(2004)。

⁸⁹ 総務省・前掲注2、6頁。

⁹⁰ 総務省「i-Japan 戦略 2015」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000030866.pdf) 2025年4月15日訪問)。

⁹¹ 総務省・前掲注2、6頁。

⁹² 総務省「電子政府(デジタルガバメント)って何？」

(https://www.soumu.go.jp/hakusho-kids/use/economy/economy_10.html) 2024年7月4日訪問)。

⁹³ グローバル市場での競争の激化や、消費者ニーズの早い変化に対応するために従来以上の速いスピードでイノベーションを実現することが求められ、従来型の自前主義の閉鎖的方法ではなく、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部市場から調達し、効率的なイノベーションを目指すこと。

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/seisaku/haihu07/sankol.pdf>) 2024年12月9日訪問)。

⁹⁴ 総務省「世界最先端 IT 国家創造宣言」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000232635.pdf) 2024年7月4日訪問)。

⁹⁵ 首相官邸 HP「第百三回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説」

(https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1026shoshinhyomei.html) 2024年7月4日訪問)。

⁹⁶ デジタル監の役割は2つ。①デジタル大臣に対して意思決定や政策遂行を補佐すること、他省庁でいえば、国会議員が務めることが多い大臣補佐官に相当する。②デジタル大臣の指示を受けながらデジタル庁の実務を取りまとめること、他省庁でいえば、官僚トップである事務次官に相当する。

(<https://active.nikkeibp.co.jp/atcl/act/19/00146/112400072/>) 2024年10月20日訪問)。

⁹⁷ デジタル庁「デジタル庁発足式を行いました」

(<https://www.digital.go.jp/news/uWAA9Dcp>) 2024年7月4日訪問)。

⁹⁸ デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」1頁(2024)。

⁹⁹ デジタル庁・前掲注43、概要4頁。

¹⁰⁰ 同上7頁。

¹⁰¹ デジタル庁「ガバメントソリューションサービス」

- (https://www.digital.go.jp/policies/gov_solution_service) 2024年12月11日訪問)。
- ¹⁰² 日経BP「ガバメントソリューションサービス」
(<https://project.nikkeibp.co.jp/jpgciof/atcl/19/00003/00018/>) 2024年12月11日訪問)。
- ¹⁰³ デジタル庁「第1回政策評価・行政事業レビュー有識者会議資料」5頁(2024)
(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/b5181b0c-6424-4977-b415-b1cbb3301bc8/6fad53cc/20240618_policies_assessment_outline_05.pdf) 2024年12月11日訪問)。
- ¹⁰⁴ 国税庁長官官房デジタル化・業務改革室長 菅沼哲矢「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」(解説記事) 月刊税理「税理士事務所のDX 初めの一步」保存版2024 11頁。
- ¹⁰⁵ デジタル庁「デジタル庁設立3年。世界に誇れるデジタル社会の実現と次世代の行政組織づくりに向けて」
(<https://digital-gov.note.jp/n/n05b6f4b7a7dd>) 2025年2月1日訪問)。
- ¹⁰⁶ デジタル庁「デジタル庁年次報告」
(<https://digital-gov.note.jp/n/n05b6f4b7a7dd>) 2025年2月2日訪問)。
- ¹⁰⁷ 読売新聞「マイナ保険証国民の不安は払拭できたのか」(令和6年9月26日)
マイナカードの交付が始まった2016年当時、政府は、個人情報漏洩を避けるため外出時にはカードを携帯しないよう呼びかけていた。だが今は、情報漏洩の心配はないとして常時、持ち歩くよう求めている。これでは国民がマイナ保険証の信頼性を疑い、利用率が低迷するのも無理はない。
- ¹⁰⁸ ファイナンス令和6年3月号第16回OECD税務長官会議(コラム1) 国税庁国際課課長補佐深澤舞。
- ¹⁰⁹ Ernst&Yong Global。
- ¹¹⁰ 国税庁「OECD税務長官会議(FTA) 第15回OECD税務長官会議」
(<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/fta/index.htm>) 2024年10月3日訪問)。
- ¹¹¹ 総務省・前掲注2、18頁。
- ¹¹² 同上。
- ¹¹³ 同上、21頁。
- ¹¹⁴ 同上、22頁。
- ¹¹⁵ 早稲田大学電子政府・自治体研究所「第18回世界デジタル政府ランキング2023」1頁。
(https://idg-waseda.jp/pdf/2023_Digital_Government_Ranking_Report_Japanese.pdf) 2024年10月3日訪問)。
- ¹¹⁶ 境勉「外国税制スイス・イタリアにおける環境税制と電子申告について」(地方税 地方財政協会編 2001年7月)。
- ¹¹⁷ 岸本真「カナダの税務行政と税制の概要」税大ジャーナル第16号238頁(2011)。
- ¹¹⁸ 寺田裕子「シンガポールの税務行政と税制の概要」税大ジャーナル第18号194頁(2012)。
- ¹¹⁹ 一山梢「韓国の税務行政の概要」税大ジャーナル第30号209-210頁(2019)。
- ¹²⁰ 林広大「オランダの水平的監督制度と税務行政の最近の取組」税大ジャーナル第34号206頁(2022)。
- ¹²¹ 須原誠「デジタル先進国・エストニアに学ぶ、スマート社会の作りかた」月刊事業構想2021年4月号。
- ¹²² 飯田淳一「ドイツの税務行政」税大ジャーナル第13号183-184頁(2010)。
- ¹²³ 天野史子「高度情報通信技術をめぐるドイツ税制の最新の動き」地方財政協会編 地方税。
- ¹²⁴ 阿部直枝「オーストラリアのICTを活用した税務行政と最近の取組」税大ジャーナル第32号210頁(2021)。
- ¹²⁵ 前田順一郎ほか『税務行政のDXが変える日本の未来』(一般社団法人金融財政事情研究会、2024)。
- ¹²⁶ OECD Tax Administration 2024。
- ¹²⁷ 同上。
- ¹²⁸ 同上。
- ¹²⁹ EIPA デジタルインボイス推進協議会 2024年12月 諸外国におけるデジタルインボイス(e-invoice) 制度調査報告書。
- ¹³⁰ 総務省・前掲注2、78頁。
- ¹³¹ 酒井克彦「デジタル化による税務行政の変革(2)」税務事例Vol.54 No.9(令和4年)5頁
- ¹³² 「本システムは、全国の国税局(所)及び税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種税務情報を入力することにより、国税債権等を一元的に管理するなど、地域や税目を超えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムであり、1995年(平成7年)以降、順次導入を進め、2001年(平成13年)に全国524税務署への導入が完了した。」「電子政府構築計画」(平成15年7月 各省庁情報化統括責任者連絡会議決定)149頁。
- ¹³³ 国税庁「日本における税務行政(平成15年版)」
(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2003/japanese/text/02/11-14.htm#a->

14) 2024年7月9日訪問)。

¹³⁴ 国税庁「国税庁レポート2004」15頁(2004)。

¹³⁵ 国税庁「e-Taxの利用件数」

(https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_kensu/kensu_h15-r5.pdf) 2024年7月9日訪問)。

¹³⁶ 国税庁「e-Taxについて知る>(5) e-Taxの沿革」

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/gaiyo/history.htm>) 2024年7月9日訪問)。

¹³⁷ 「代理送信」の制度により、納税者の設備環境に関わらず、税理士の設備環境構築のみで電子申告を行うことができるようになった。同種大量処理を行う税理士にとっては効率性が大きく向上した。

¹³⁸ 平成26年(2014年)1月より、前々年の法定調書提出枚数が一定枚数以上である場合のe-Tax又は光ディスク等による法定調書提出の義務化、令和2年(2020年)4月より、資本金1億円超等大法人の電子申告義務化。

¹³⁹ 地方税共同機構「eLTAXの概要>サービスの沿革」

(<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/>) 2024年7月9日訪問)。

¹⁴⁰ 地方税共同機構「eLTAXの概要>機構の沿革」

(<https://www.lta.go.jp/about/gaiyou/>) 2024年7月9日訪問)。

¹⁴¹ 地方税お支払いサイト「税金のお支払いをより簡単・スムーズに!」

(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>) 2024年9月8日訪問)。

¹⁴² デジタル庁「2024年8月29日GビズID | 過去のお知らせ」

「gBizID」や「GビズID(全角英字)」の表記は令和6年8月、「GビズID(半角英字)」に統一された。

(https://gbiz-id.go.jp/top/news_list/news_list.html) 2024年11月5日訪問)。

¹⁴³ 経済産業省が運営する、政府保有の法人情報を法人番号に紐づけてデータ整理を行い、2次利用可能なオープンデータとして情報提供するウェブサイト

(<https://info.gbiz.go.jp/>) 2025年6月7日訪問)。

¹⁴⁴ 経済産業省CIO補佐官 満塩尚史「OpenIDConnectを活用したgBizID(法人共通認証基盤)の現状と今後の展望 - OpenID Summit 2020」2頁

(<https://www.slideshare.net/slideshow/openidconnectgbizid-openid-summit-2020/227917467#3>) 2025年6月7日訪問)。

¹⁴⁵ IT戦略室「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日改定閣議決定)79頁(2020)。

¹⁴⁶ 同上。

¹⁴⁷ 経済産業省CIO補佐官 満塩尚史・前掲注144、4頁。

¹⁴⁸ 中小企業庁「経営力向上計画プラットフォーム」

(<https://keieiryoku.go.jp>) (2024年7月20日訪問)。

¹⁴⁹ GビズIDの主IDであるGビズIDプライムアカウントを取得するためには、代表者個人の本人確認が必要となっているため、本人認証手段としての利用ができる

平成31年2月25日CIO連絡会議決定「行政手続きにおけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」のレベル8に従った仕組みとなっている。

経済産業省CIO補佐官 満塩尚史・前掲注144、7頁。

¹⁵⁰ 財務省「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)86頁。

¹⁵¹ APIとは「アプリケーション・プログラミング・インターフェース(Application Programming Interface)」の略称であり、API連携とは、APIを使って外部のソフトウェアやプログラムなどのデータを連携させることによって機能を拡張させることを言う。

(<https://www.strategit.jp/column/about-api-1/>) 2024年9月8日訪問)。

¹⁵² デジタル庁「マイナポータルを通じた国民生活の利便性向上」

(https://www.digital.go.jp/policies/myna_portal) 2024年7月20日訪問)。

¹⁵³ 国税庁「e-Tax ホームページ>お知らせ一覧>マイナポータルとe-Taxがつながります」

(https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2017/topics_290113_mynaportal.htm) 2025年2月1日訪問)。

¹⁵⁴ 税理士については、令和7年(2025年)夏以降で予定されている。

デジタル庁「国家資格等のオンライン・デジタル化」

(<https://www.digital.go.jp/policies/government-certification>) 2024年7月20日訪問)。

¹⁵⁵ 平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定 初版

その後都度改定が行われているが、より具体的計画の記載に変化しており、基本方針等は平成30年版のみに記載されている。これらの実行計画は、令和3年(2021年)9月に発足したデジタル庁にも引き継がれ、令和3年12月「デジタル社会の実現に向けた重点計画」として公表されたのち、毎年改定が行われている。

¹⁵⁶ IT戦略室「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月eガバメント閣僚会議決定)7頁(2018)。

¹⁵⁷ 同上9頁。

¹⁵⁸ IT戦略室「行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン」(平成29年5月30日IT本部・官民

データ活用推進戦略会議決定) 15 頁～20 頁 (2017)。

¹⁵⁹ デジタル手続法 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律) 令和 6 年年 6 月 7 日施行 第 2 条。

¹⁶⁰ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律。

¹⁶¹ デジタル手続法第 11 条。

¹⁶² 国税庁はこれ以前にも、平成 29 年 (2017 年) 6 月に「税務行政の将来～スマート化を目指して～」と題して、納税者の利便性の向上、課税徴収の高度・効率化を主軸として「AI 技術の進展を踏まえた情報システムの高度化、外部機関の協力を前提としたものであり、現時点で考えられるおおむね 10 年後のイメージを示し」ており、これを発展させたものとなっている。

¹⁶³ 国税庁「税務行政の将来像 2.0」令和 4 年 2 月更新 5 頁 (2022)。

¹⁶⁴ 同上 9 頁-10 頁。

¹⁶⁵ 同上 11 頁。

¹⁶⁶ 国税庁「申告書等情報取得サービスが始まりました (申告書等の情報の取得について)」

(<https://www.nta.go.jp/information/news/index.htm>) 2024 年 7 月 20 日訪問)。

¹⁶⁷ 国税庁・前掲注 163、12 頁-13 頁。

¹⁶⁸ 同上 17 頁。

¹⁶⁹ 国税庁「令和 5 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況 (令和 6 年 11 月) によれば、「(所得税の調査先の) 選定に AI を活用するなど、効率的に調査を行った結果、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は過去最高を記録」したとある (引用中の括弧書きは著者による)。

¹⁷⁰ 国税庁「税務行政 DX2023」2 頁 (2023)。

¹⁷¹ 同上 38 頁。

¹⁷² 地方税共同機構「令和 4 年度 (2022 年度) 地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ (以下、「令和 4 年度とりまとめ」という。))」

(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/06523>) 2025 年 6 月 7 日訪問)。

「令和 5 年度 (2023 年度) 地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ (以下、「令和 5 年度とりまとめ」という。))」

(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/09335>) 2025 年 6 月 7 日訪問)。

¹⁷³ 地方税共同機構「令和 4 年度とりまとめ」6 頁、「令和 5 年度とりまとめ」2 頁。

¹⁷⁴ みずほ銀行「窓口における一部の地方公共団体の納付書を使用した税公金収納業務の取扱終了について」

(https://www.mizuhobank.co.jp/oshirase/tax_payment/index.html) 2024 年 7 月 21 日訪問)。

日本経済新聞令和 2 年 12 月 17 日「三菱 UFJ 銀行、194 自治体の税公金収納を終了」

(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODF166HZ0W0A211C2000000/>) 2024 年 7 月 21 日訪問)。

三井住友銀行「一部地方公共団体との「税公金取扱い」変更に関するお知らせ」

(<https://www.smbc.co.jp/kojin/zeikoukin/20211220.html>) 2024 年 7 月 21 日訪問)。

¹⁷⁵ 地方税共同機構「令和 5 年度とりまとめ」4 頁。

¹⁷⁶ 地方税共同機構「令和 5 年度とりまとめ」2 頁。

¹⁷⁷ 地方税共同機構「令和 4 年度とりまとめ 別添 実務者 WG とりまとめ」6 頁。

¹⁷⁸ 令和 6 年 7 月現在、国税庁では、納付書を使用しない納付手段で納付した方などについては、納付書の事前の送付を取りやめている。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/oshirase.htm>) 2024 年 7 月 21 日訪問)。

¹⁷⁹ 地方税共同機構「令和 4 年度とりまとめ」実務者 WG 第 1 回、第 2 回検討会資料を含め、そこまでの記述がない。

¹⁸⁰ 日本弁護士連合会 第 64 回人権擁護大会・シンポジウム「デジタル社会において人間の自律性と民主主義を守るため、自己情報コントロール権を確保したデジタル社会の制度設計を求める決議」8 頁 (令和 4 年 9 月 30 日)。

¹⁸¹ 浦東聡介「ICT・AI 技術の税務行政における活用可能性について」税務大学校論叢第 110 号 (2023)。

¹⁸² ただし、AI 利活用に限らず従前も税務調査対象の選定過程が公表されているわけではない。

¹⁸³ しかも、連携サービスは証明書等発行企業によって連携可能な連携サービスが異なるため、連携サービスも複数利用する必要がある。

現状では、「e-私書箱」「MyPost」「民間送達・e-Tax 連携サービス」の 3 サービスがある。

¹⁸⁴ NorPass「Juggling security: How many passwords does the average person have in 2024?」

(<https://nordpass.com/nl/blog/how-many-passwords-does-average-person-have/>) 2024 年 8 月 26 日訪問)。

¹⁸⁵ シングルサインオン (SSO) とは、1 度のユーザー認証によって業務アプリケーションやクラウドサービスといった、複数のシステムの利用が可能になる仕組みを指す。(docomo business Watch IT 用語集「シング

ルサインオン (SSO : Single Sign On) とは？」

(<https://www.ntt.com/bizon/glossary/e-s/sso.html>) 2024年9月8日訪問)。

¹⁸⁶ マイナポータル「民間送達・e-Tax 連携サービスは、どうすれば利用できますか? | よくある質問」

(https://faq.myna.go.jp/faq/show/5027?category_id=21&site_domain=default) 2024年12月8日訪問)。

¹⁸⁷ 支援対象はデジタル弱者に限るものではなく、身体的、精神的弱者についても同様の支援は必要である。

¹⁸⁸ 画像マニュアルを作るという対応が想定されるが、画面デザインは一律ではなく、個々人によって異なり、また、随時変更されるため日常利用していなければデザイン変更があったことに気づくこともできない。

¹⁸⁹ マイナポータル「代理人 / 代理人を設定する / 代理人を新規登録する | 使い方」

(<https://img.myna.go.jp/manual/03-07/0116.html>) 2024年8月6日訪問)。

¹⁹⁰ 地方税共同機構「令和5年度とりまとめ」3頁、

国税庁「マイページの税務代理人への利用を拡大します! (令和7年5月対応予定)」

(https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2024/topics_20241025.htm#tabs_2) 2024年11月4日訪問)。

¹⁹¹ 国税庁「事業者のデジタル化促進」

(<http://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jigyousyadx.htm>) 2024年7月9日訪問)。

¹⁹² 国税庁長官官房デジタル化・業務改革室課長補佐佐々木辰実「特別企画 ZEIKEN SESSION Special2024 配信セミナー解説②税務行政のDX～『税務行政の将来像 2023』の3つの柱とは～」週刊税務通信 3809号 60頁 (2024)。

¹⁹³ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「EDI とは」

(<https://www.jipdec.or.jp/project/kcode/edi/about.html>) 2024年7月9日訪問)。

¹⁹⁴ 国税庁「デジタル化による一貫した事務処理のイメージ」

(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/zeimugyousei.htm>) 2024年7月9日訪問)。

¹⁹⁵ 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク「全銀EDI システム『ZEDI』のご案内」(2023)

([leaflet_zedi.pdf\(zengin-net.jp\)](#)) 2024年7月9日訪問)。

¹⁹⁶ 国税庁・前掲注 194。

¹⁹⁷ デジタル庁「JPPINT」

(https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice) 2024年7月9日訪問)。

¹⁹⁸ 国税庁・前掲注 194。

¹⁹⁹ 同上。

²⁰⁰ デジタル庁「デジタルインボイス (Peppole-invoice) について」3頁

(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fe4b257e-3cb3-48c4-8f11-3729bf98d43f/0bcb83ce/20231218_meeting_digital-system-reform_outline_04.pdf) 2024年8月15日訪問)。

²⁰¹ 同上4頁。

²⁰² 「電子税金計算書制度」とは、日本におけるインボイス制度のようなものであるが、「事業者が、財貨又は用役を供給する場合には、供給する事業者の登録番号・姓名又は名称、供給を受ける者の登録番号、供給価額・付加価値税額、作成年月日等を記載した計算書（以下、『税金計算書』という。）を、供給を受ける者に発給しなければならない。法人事業者と一部の個人事業者は、電子的方法で税金計算書（以下、『電子税金計算書』という。）を発給しなければならない。電子税金計算書を発給した事業者は、発給翌日までに電子税金計算書発給明細書を国税庁長に電送しなければならない。」とされる。一山梢・前掲注 119、209頁 (2019)。

²⁰³ 「電子計算書」とは、「電子税金計算書」と異なり、「付加価値税が免税となる財貨又は用役を提供し、所得税法・法人税法の規定により発給するものは『計算書』といい、計算書についても電子化・発給義務の拡大が進んでいる。」とされる。一山梢・前掲注 119、211頁 (2019)。

²⁰⁴ 「現金領収証制度」とは、「現金領収証加盟店が、財貨又は用役を供給し、その代金を現金で受ける場合、当該財貨又は用役の供給を受ける者に現金領収証発給装置により発給するもので、取引日時、金額等の決済内容が記載された領収証」のデータを、消費者・加盟店・現金領収書事業者・税務当局間で、一定のルールに従ってやり取りする制度である。一山梢・前掲注 119、211頁 (2019)。

²⁰⁵ 2016年における電子税金計算書の発給状況は、課税標準額で2,854,245,146百万ウォン（約3,122兆円）であった。一山梢・前掲注 119、210頁 (2019)。

²⁰⁶ デジタル庁国民向けサービスグループ企画官加藤博之「『Tax Reporting』と『e-invoice』～今、世界で動いていること～」週刊税務通信 3807号 46頁 (2024)。

²⁰⁷ 同上47頁。

²⁰⁸ 同上44頁。

²⁰⁹ 同上。

²¹⁰ 国税庁長官官房デジタル化・業務改革室課長補佐佐々木辰実・前掲注192、61頁。

²¹¹ 同上61頁。

²¹² 国税庁・前掲注170、27頁。

²¹³ 酒井克彦教授は、「電子帳簿保存法の目的が、①国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、②納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のためと規定されているとおり、まずは、①納税義務の適正な履行の確保が優先事項であり、かような要請を毀損しない程度に、②国民の負担軽減を図ろうとするものであって、プライオリティはあくまでも①（税務行政）➡②（納税者の利便性）という順番にあるということを見取できるのである。」と指摘される。酒井克彦「デジタル化による税務行政の変革（1）」月刊税務事例54巻8号6頁（2022）。

²¹⁴ 国税庁長官官房デジタル化・業務改革室課長補佐佐々木辰実・前掲注192、60頁。

²¹⁵ 国税庁「事業者のデジタル化促進」

（<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jigyousyadx.htm>）2024年7月9日訪問。

²¹⁶ 国税庁・前掲注194。

²¹⁷ 同上。

²¹⁸ 国税庁「国税庁レポート2024」22頁（2024）。

（<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/report2024/index.htm>）2024年8月16日訪問。

²¹⁹ OECD「Tax Administration3.0:The Digital Transformation of Tax Administration Publications-Forum on Tax Administration」24頁（令和2年12月）。なお、OECDは「Tax Administration 2024 COMPARATIVE INFORMATION ON OECD AND OTHER ADVANCED AND EMERGING ECONOMIES」45頁（令和6年10月）において、すべての税務当局は納税者情報のセキュリティ確保に相当な努力を払っているとし、データセキュリティに対するリスクについて言及していない。

²²⁰ 例えば、厚生労働省の難病患者の個人情報流出（令和4年8月）厚生労働省「指定難病患者データの研究利用のための第三者提供における個人情報の流出及びその対応について」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27386.html）2024年8月18日訪問。

大阪府堺市の選挙データの情報漏洩（平成27年6月）堺市「市職員による個人情報の流出について（平成27年9月13日掲載）」

（<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kokai/kojinjoho/kojinjoho0913/index.html>）2024年8月18日訪問。

宮城県釜石市の住民の個人情報の不正持ち出し（令和4年5月）釜石市「個人情報の漏えいについての市長メッセージ【令和4年10月4日追加】」

（<https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2022053000033/>）2024年8月18日訪問。

公金受取口座を他人のマイナンバーに紐づけ（令和5年5月）デジタル庁「河野大臣記者会見（令和5年5月23日）」

（<https://www.digital.go.jp/speech/minister-230523-01>）2025年5月6日訪問、など。

²²¹ デジタル庁「社会のデジタル化やデジタル行政サービスの意識調査の結果に関するダッシュボード」（令和7年1月）

（<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/dx-attitude-survey>）2025年5月14日訪問。

²²² 酒井克彦「税務行政における情報管理・情報保護」酒井克彦ほか『スマート税務行政でこう変わる！！キャッチアップデジタル情報社会の税務』267頁（ぎょうせい、2020）。

²²³ 金子宏「税務情報の保護とプライバシー——納税者番号制度を視野に入れて——」租税法研究22号42頁（2024）。

²²⁴ 国税庁「国税庁70年史 第9章 情報公開・個人情報保護」

（https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/70th_html/02_9.htm）2025年1月6日訪問。

²²⁵ 金子宏・前掲注223、34頁。

²²⁶ OECD「Tax Administration3.0:The Digital Transformation of Tax Administration Publications-Forum on Tax Administration」24頁（令和2年12月）。なお、AI技術によって犯罪者識別が行われたり監視社会になると不安を感じている人は、47%になるとする調査結果がある。総務省情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究の請負成果報告書」185頁（2024）

（https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/r06_03_houkoku.pdf）2025年5月6日訪問。

²²⁷ 日本弁護士連合会「デジタル社会において人間の自律性と民主主義を守るため、自己情報コントロール権を確保したデジタル社会の制度設計を求める決議」（2022）

（https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2022/2022_2.html）2025年1月5日訪問。

²²⁸ 個人情報保護委員会「第5回 特定個人情報保護委員会 資料1 別添4」（2014）

(<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260207siryo1-5.pdf>) 2025年1月5日訪問)。

²²⁹ 個人情報保護委員会・前掲注228。

²³⁰ 日本弁護士連合会「デジタル社会において人間の自律性と民主主義を守るため、自己情報コントロール権を確保したデジタル社会の制度設計を求める決議」(2022)

(https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2022/2022_2.html) 2025年1月5日訪問)。

²³¹ 日本弁護士連合会・前掲注230。

²³² 金子宏・前掲注223、34頁。

金子宏教授は、「コンピューター化の進行によって、納税者に関する情報の収集と蓄積はいつそう容易になるのみでなく、大量化し、またそれが外部にもれる危険性も増大するおそれのあることにかんがみ、われわれは、納税者の権利・利益を保護するため、税務情報の収集と管理に十全の歯止めをかける必要」があると指摘している。

²³³ 同上。

²³⁴ 酒井克彦・前掲注222、261頁。

²³⁵ 国税庁・前掲注218、34頁。

²³⁶ 2010年代のオランダでは、税務当局が過去の不正申請のデータや国籍などの個人情報を活用し、AIによるデータ分析を行った結果、誤った判断によって2万人以上が児童手当の「不正受給者」と判定され、多額の借金を背負うこととなり、親子が引き離されたり自殺者が出る事態が発生していた。荒ちひろ「オランダ引き離された親子たち」2頁(朝日新聞 The Asahi Shimbun GLOBE 令和5年12月17日号)。

²³⁷ 総務省情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究の請負成果報告書」184頁(令和6年3月)

(https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/r06_03_houkoku.pdf) 2025年5月6日訪問)。

²³⁸ 外務省「デジタル・ディバイド」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/it/dd.html>) 2024年8月25日訪問)。

²³⁹ 国税庁・前掲注218、11頁。

²⁴⁰ 酒井克彦教授は、「納税者にとっての利便性の名の下に、今後は税務署に行かなくてもよいという広報を行い、問題解決を納税者自身の手で行わせるという手法に転換したと見て取ることができそうである。」と指摘している。酒井克彦「デジタル化による税務行政の変革(2)」月刊税務事例54巻9号5頁(2022)。

²⁴¹ 外務省・前掲注238。

²⁴² 同上。

²⁴³ デジタル庁「社会のデジタル化やデジタル行政サービスの意識調査の結果に関するダッシュボード」(令和7年1月)

(<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/dx-attitude-survey>) 2025年5月14日訪問)。

²⁴⁴ デジタル臨時行政調査会「デジタル原則に照らした 規制の一括見直しプラン」12頁(2022)

(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/7f6adee4/20230314_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_outline_01.pdf) 2024年11月5日訪問)。

²⁴⁵ 一般社団法人日本経済団体連合会「Society 5.0の扉を開くー デジタル臨時行政調査会に対する提言ー」(2022)

(https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/032_honbun.html) 2024年10月6日訪問)。

²⁴⁶ 同上。

²⁴⁷ デジタル臨時行政調査会「デジタル原則に照らした 規制の一括見直しプラン」(2022)

(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/7f6adee4/20230314_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_outline_01.pdf) 2024年10月6日訪問)。

²⁴⁸ デジタル臨時行政調査会「アナログ規制の見直しによる経済効果(中間報告)～株式会社三菱総合研究所へのデジタル庁委託調査による推計～」11頁

(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/f1709e5a/20230825_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_list_01.pdf) 2024年10月6日訪問)。

²⁴⁹ 同上。

²⁵⁰ 2024年(令和6年)6月21日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

(<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>) 2024年10月8日訪問)。

²⁵¹ 日本商工会議所・東京商工会議所・前掲注46。

²⁵² 同上13頁。

²⁵³ 同上 19 頁。

²⁵⁴ 同上 20 頁。

²⁵⁵ デジタル庁・前掲注 250、79 頁。

²⁵⁶ デジタル人材（デジタル化の主導者）の在籍率は、大企業 42%、中小企業 18%であった。総務省情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究の請負成果報告書」227 頁（2024）

（https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/r06_03_houkoku.pdf）2025 年 5 月 6 日訪問）。

²⁵⁷ 国税庁・前掲注 218、12 頁。

²⁵⁸ 同上 7 頁。

²⁵⁹ 国税庁長官官房デジタル化・業務改革室課長補佐佐々木辰実・前掲注 192、51 頁。

²⁶⁰ 大柳久幸・瀬上富雄「CURRENTISSUE－識者に聞く税務行政 DX と税理士業務」税研 39 巻 6 号 5 頁（2024）。

²⁶¹ デジタル庁・前掲注 250、12 頁。

²⁶² 大柳久幸・瀬上富雄・前掲注 260、7 頁。

²⁶³ 前田順一郎ほか・前掲注 125、83 頁。

第2章 デジタル化の進展と税理士の役割

目次

第1節 はじめに	(平田 由紀子)
第2節 バックオフィスのデジタル化	(中野 慎太郎)
I バックオフィスとは	
II 電子帳簿保存法の本格施行	
1. 電子帳簿保存法の概要	
2. 電子帳簿保存法の問題点	
III ペーパーレス化	
1. ペーパーレス化について	
2. 事業者のペーパーレス化の現状と取り組み	
3. ペーパーレス化のまとめ	
IV Peppol を通じたデジタルインボイスの利用	
1. インボイスと電子インボイスの違い	
2. 電子インボイスとデジタルインボイスの違い	
3. デジタルインボイス (Peppol e-invoice) 発行会社のメリット	
4. デジタルインボイス (Peppol e-invoice) 受領会社のメリット	
5. Peppol e-invoice のデメリットについて	
V 小括	
第3節 税理士業務のデジタル化	
I 税理士法改正とICT化対応	(中野 慎太郎)
1. ICTとDXについて	
2. ICT化への対応	
3. 事務所設置と使用人等監督義務の見直し	
II 税理士業務のデジタル化の考え方	(松清 哲士)
1. デジタルツールによる自動化・時短をして改革余力を創出	
2. 改革余力を利用し、改革本体を実行	
III 税理士業務のデジタル化の導入事例	(松清 哲士)
1. ITツールを導入するための手法	
2. ITツール紹介	
IV AIの特徴・利用方法および注意点	(松清 哲士)
1. AIの状況	
2. 生成AIの利用方法	
3. 生成AI利用の注意点	

V 税理士業務のデジタル化の課題 (松清 哲士)

1. データ管理と情報セキュリティ
2. デジタル人材の育成と確保・デジタル投資の拡大と費用対効果
3. 使用人等の管理（テレワークやサテライトワーク）

VI 小括 (松清 哲士)

第4節 税理士制度は必要か～税理士の将来的な存在意義について～

(藤田 由紀)

I 税理士制度創設の背景

1. 戦時下における増税・新たな税の創設(明治初期～昭和 15 年)
2. 税務代理士の誕生(昭和 16 年～昭和 19 年)
3. 申告納税制度を担う税理士制度への転換(昭和 20 年～昭和 26 年)

II 申告納税制度における税理士の役割

1. 申告納税制度について
2. 税理士業務について
3. 申告納税制度と税理士

III もしも税理士制度がなくなったら～DX と税理士の未来～

1. 税務行政は税理士の存在なくして機能するのか
2. 納税者の権利について誰がどのように保護するのか

IV 小括

1. 本稿における考察と提言
2. オズボーン・レポートの検証と私たちの進むべき道

第5節 税理士のこれからの役割について

(高橋 昌也)

I 人間である税理士にできること

1. 税法の解釈、通達の読み解き
2. 納税者権利保護の実現
3. 租税教育の充実について
4. 納税者の DX 支援について
5. 建議権の再認識と積極的な行使

II 現在用意されている制度の確認とその利用実態

III 税理士試験制度と求められる資質について

1. 税理士試験の受験者数と受験資格の見直し
2. 情報処理技術に関する専門性について

IV 小括

第6節 おわりに

(平田 由紀子)

第2章 デジタル化の進展と税理士の役割

第1節 はじめに

第1章では、日本社会のデジタル化の現状と課題、そして税務行政のDXについて述べた。それを受けて本章では、事業者・納税者のデジタル化はどうなっているのか、どのようにしていくべきなのかを考察し、デジタル化社会が進展する中で、税理士は今と同じ役割のままなのか、さらに新しい役割を担う存在となっているのかを以下の構成で検討する。

第2節では、バックオフィスのデジタル化について概論する。バックオフィスは従来紙の作業、手作業に依存してきたが、近年デジタル化が加速しているといわれる。その中でまず本格施行された電子帳簿保存法について概要と問題点、そしてそれに伴うペーパーレス化について考える。最後にデジタルインボイスについて考察する。

第3節では税理士業務とデジタル化として、令和4年の税理士法改正による影響を述べる。2条の3が創設され、業務のデジタル化の推進並びに納税者の利便性の向上及びその業務の改善進歩が努力義務とされた。その対応についても考察する。さらに税理士業務のデジタル化について、導入事例、ツールの紹介なども含めて考察した。

第4節では税理士制度は必要かとして、税理士制度が創設された背景を振り返り、社会的な必要性から生じた制度であることを改めて確認する。そして税務行政DXの進んだ社会において、税理士の存在意義、果たすべき役割を考察する。

第5節では、デジタル化推進により変化するであろう税理士の役割について、具体的に検討する。税務・会計にとどまらず、租税教室、納税者のDX支援、建議権の積極的な行使などの社会的役割、現在ある制度を利用した納税者支援などを考察し、より広範囲の知識や技術を獲得するために試験制度についても考察している。

以上各節を通して、デジタル化が進展する中での税理士の果たすべき役割・税理士の未来について考察する。

第2節 バックオフィスのデジタル化

バックオフィスのデジタル化は、企業の内部業務の効率化と高度化を目指す重要な取り組みであり、これらの業務は従来、紙の書類や手作業に大きく依存していた。しかし、近年のデジタル技術の進展により、これらの業務プロセスを IT ツールやクラウドサービス、RPA（Robotic Process Automation=ロボットによる業務自動化）やAI（Artificial Intelligence = 人工知能）などで自動化・効率化する動きが加速している。

こうした中で、まず企業が電子帳簿保存法においてどのくらいの割合で対応が進んでいるのか、次にどのくらいの割合で企業のペーパーレス化が進んでいるのかを考察する。

最後にインボイスについて従来のインボイスからデジタルインボイスまでの相違及びデジタルインボイスと会計システム等の連携についても記載する。

I バックオフィスとは

バックオフィスとは、企業の営業活動やマーケティングなどのフロントオフィス業務を支援する内部部門や業務を指す。具体的には、経理・財務、人事・労務、総務、法務、情報システム、営業事務などが該当する。これらの部門は、企業の円滑な運営を支える重要な役割を担う¹。

II 電子帳簿保存法の本格施行

1. 電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法とは、「法人税法や所得税法において書面で保存することとされている帳簿や書類について、一定の要件を満たせば、電子的に保存することを可能とする法律である。²」

電子帳簿保存法の目的は、帳簿や取引書類などの税務関連書類の作成・保存を電子化することを促進し、企業のバックオフィス業務のデジタル化を推進することである。これにより、業務効率の向上と生産性の向上が期待される。さらに、納税者に適切な帳簿書類の保存を促すことで、記帳水準の向上を図るという狙いもある³。

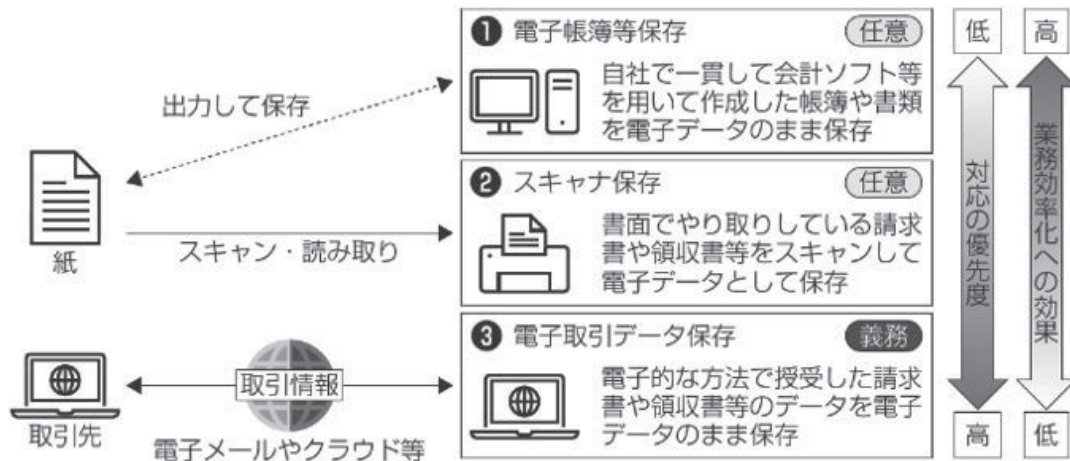
この電子帳簿保存法には、「電子帳簿等保存」、「スキャナ保存」、「電子取引データ保存」という3つの区分がある(図表2-2-1参照)。それぞれの内容は以下のとおりである。

(1) 電子帳簿等保存

電子帳簿等保存とは、自社で会計ソフトや基幹システムを活用し、仕訳帳や総勘定元帳などの「帳簿」、または請求書や領収書などの「書類」を電子データ形式で一貫して作成し、電子帳簿保存法の要件を満たすことで、紙に出力せずにそのまま「電子データの形式」として保存できる制度である⁴。

つまり、今まで紙でしか扱えなかったものが電子データで保存することで今までの要件を満たすことができるようになったということである。

【図表2-2-1】電子帳簿保存法の区分



出典：『税務弘報 2024 1月号』15 頁図解（中央経済社 2023）

（2）スキャナ保存

スキャナ保存の制度は、主に取引先から受け取った紙の書類を、スマートフォンやスキャナなどを用いて画像としてスキャンし、そのデータの保存を認める制度である。帳簿書類の電子保存や電子取引のデータ保存とは異なり、一度「紙媒体」として受け取った書類を後から電子化し、そのデータを保存する点に特徴がある⁵。今までは過去の領収書等を探す際にどこにあるのか探すのが手間だったが、データで保存することで検索機能を使うことができ、すぐに見つけることが可能となる。また、経費精算についてもスマートフォンで読み取った電子データでも問題がないためテレワークが可能になり、領収書をファイリングすることやそのファイルを保存するスペースを確保する必要もなくなるので企業にとって大きなメリットとなるのではないだろうか。

（3）電子取引データ保存

「所得税（源泉徴収に係る所得税を除きます。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、一定の要件の下で、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととされている。

「電子取引」とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。）の授受を電磁的方式により行う取引をいい、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）、インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引等が含まれる⁶。」

電子取引を行った場合には、電子帳簿保存法が定める要件を満たした形で保存することが求められる。

上記【図表2-2-1】の記載の通り①電子帳簿等保存、②スキャナ保存については、任意での選択が可能のため今まで通り紙で保存していても問題はなく、電子帳簿保存法が定める要件を満たした電子データで保存してもよい。

一方、③電子取引データ保存については、紙で出力した書面を原本として保存するという従来の保存方法は認められず、規模の大小を問わず基本的にはすべての企業が電子データでの保存に対応しなければならない。

なお、電子取引データ保存は電子帳簿等保存を行うための要件と同じような管理が必要であり、電子帳簿保存法では真実性の要件と可視性の要件の2つに区別され、下記【図表2-2-2】のように定められている。

【図表2-2-2】電子取引データ保存

真実性の要件	以下の措置のいずれかを行うこと ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
可視性の要件	保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
	電子計算機処理システムの概要書を備え付けること
	検索機能※を確保すること ※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要） 保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

出典：国税庁 HP「電子帳簿保存法が改正されました」

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

なお、可視性の要件における検索機能を確保することについて従業員が会社の経費等の立て替えを電子データで領収書等を受領した場合も会社としての電子取引に該当する。

したがって「会社が適時にこの電子データを従業員から集約し、保存・管理するほか、集約するまでの一定の間、従業員のパソコンやスマートフォン等に電子データ自体は保存しておきつつ、検索機能を損なうことがないよう会社としても日付、金額、取引先の検索条件に紐づく形でそうした保存状況にあることを情報として管理しておくことも認められる⁷。」ため従業員にも周知する必要がある。

2. 電子帳簿保存法の問題点

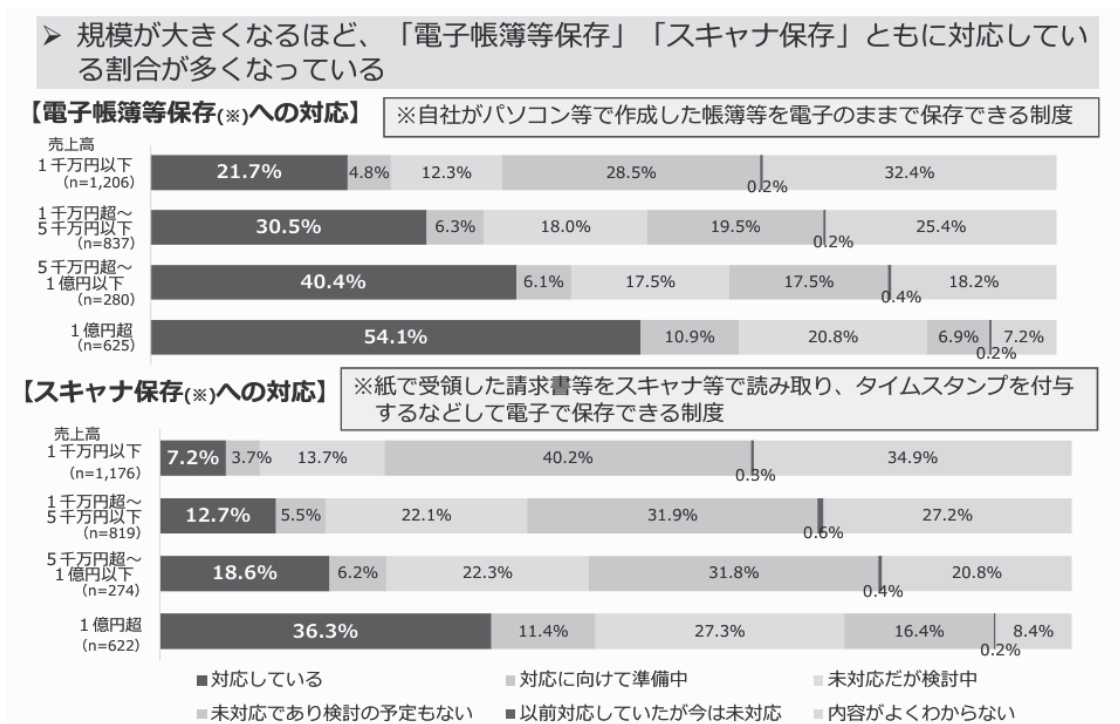
電子帳簿保存法のような問題点としては、導入の初期コスト、運用の複雑さ、法的要件の理解不足、そしてセキュリティの問題が挙げられる。

【電子取引におけるデータ保存義務の企業規模別対応状況】



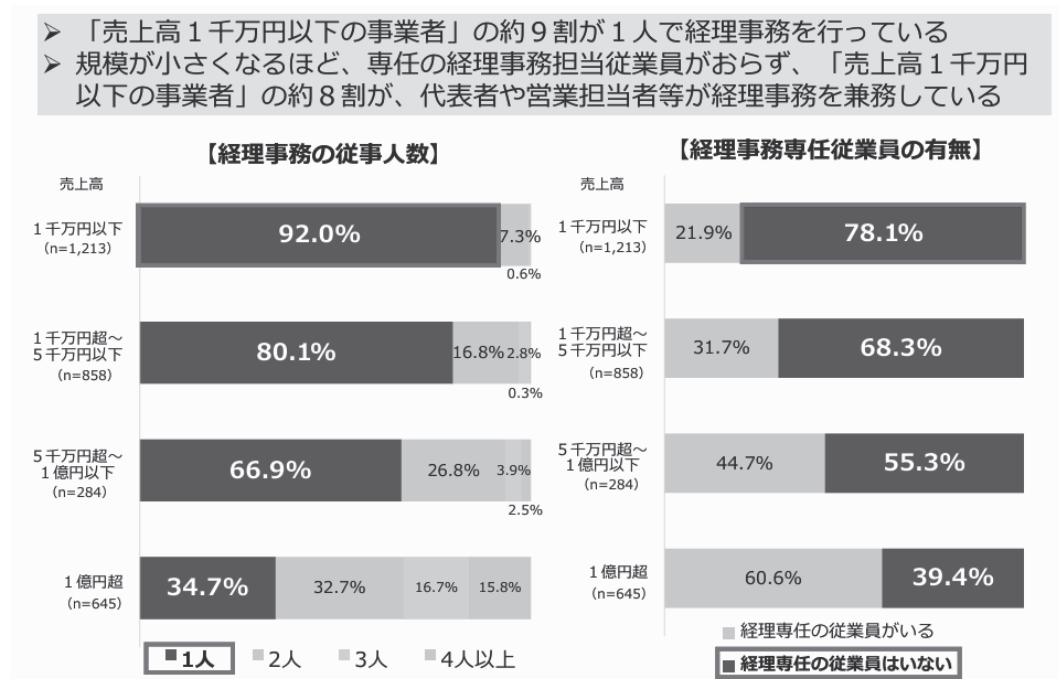
初期コストに関しても、電子帳簿の保存や管理に必要なシステムの導入にかかる費用が高いことがあげられる。今まで会計ソフトや販売管理システム等を利用してこなかった企業がこの問題を解決するためには、コスト対効果の分析と長期的な運用コストの削減を見込むことが重要であるが、IT 導入補助金等の補助金の利用をしたとしても売上規模が少ない企業が電子帳簿保存法に対しての補助金だけで対応できるかが重要である。運用の複雑さに関しては、電子帳簿の管理が従来の紙ベースと異なる点である。この問題には、十分な準備とサポートが必要である。企業内での研修や、外部の専門家を活用することで、従業員が新しいシステムに適応できるようにすることが必要不可欠である。ただし、【図表 2-2-4】にもあるように売上規模が少ない企業ほど電子帳簿等保存・スキャナ保存の対応数も減少している。人材不足が叫ばれる中、売上規模が少ない企業に対してこれに対応できる人材を準備することが難しいことも想定される。

【図表2-2-4】改正電子帳簿保存法への対応（電子帳簿等保存・スキャナ保存）



（出典）中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果

【図表2-2-5】バックオフィス業務（経理事務の従事人数・専任従業員の有無）

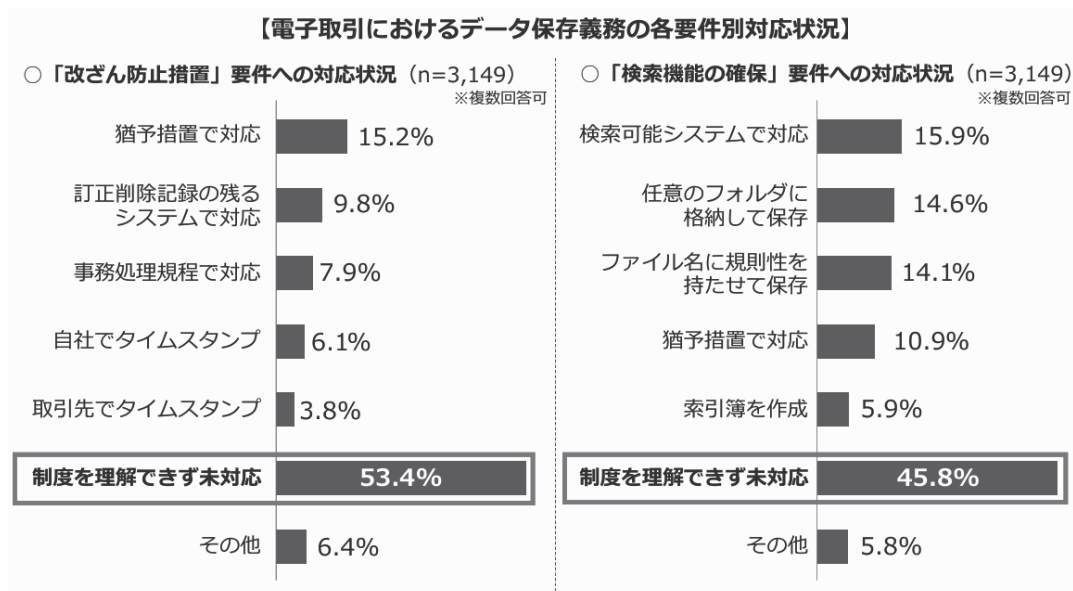


（出典）中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果
また、法的要件の理解不足も問題となる。

【図表2-2-6】に示されるように、電子取引におけるデータ保存義務の各要件別対応状況において「改ざん防止措置要件」及び「検索機能の確保要件」への対応については、

ともに「制度を理解できず未対応」の回答が最も多くなっている。これに対処するためには、関連するガイドラインをしっかりと確認し、さらに業界団体や税理士からの助言を求めることで、法令遵守の確実性を高めることが必要であると思われる。

【図表 2-2-6】改正電子帳簿保存法への対応（データ保存義務の各要件別対応状況）



（出典）中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果

セキュリティの問題は重要である。現在大手企業であっても電子データのハッキングや不正アクセスのリスクにさらされる可能性がある。これを防ぐためには、強固なセキュリティ対策を講じることが必要である。具体的には、データの暗号化、定期的なセキュリティチェック、アクセス権限の管理などを徹底することが必要となる。

売上規模が少ない企業にとっては電子帳簿保存法への対応は高いハードルに思われるかもしれない。ただし、これを単なる制度対応に終わらせることなく、デジタル化やシステム化を進めて経理業務全体の効率化と生産性向上に繋げることで、長い目でみるとコスト削減効果が期待できるはずである。

Ⅲ ペーパーレス化

1. ペーパーレス化について

ペーパーレス化とは、紙の使用を削減するために、文書や資料を電子的な形式で管理・運用することを指す。特に企業活動においては、従来紙で管理・運用されていた書類や資料を電子化し、業務の効率化やコストの削減を実現する取り組みをペーパーレス化と称する⁸。

一方、電子化とは、企業が保有及び発行する紙の帳票類を電子媒体に変換することを指す。例えば、経費精算のために受け取った紙の領収書をスキャンして電子データとして保

存することがこれに該当する。「ペーパーレス化の推進という「方針」があったとき、それを実現するための「手段」の一つに電子化は位置づけられる。」このように、ペーパーレス化と電子化は、ペーパーレス化を進める中で異なる段階に位置づけられ、それぞれが相互に関連しながら業務の効率化を推進する⁹。

また、デジタル化とは、紙の書類など従来のアナログ方式で行われていた業務工程を、ITやシステムの導入によりデジタル環境で完結させることを指す。例えば、紙で回付される稟議申請書を、ワークフローシステム上で申請から承認までの一連のプロセスを再現することでデジタル化を実現する。電子化と同じく、ペーパーレス化の推進という「方針」がある場合、それを実現するための「手段」の一つとしてデジタル化が位置づけられる。したがって、ペーパーレス化とデジタル化の違いは、その言葉が示す段階の違いにある¹⁰。

2. 事業者のペーパーレス化の現状と取り組み

2022年1月に改正された電子帳簿保存法では帳簿書類の電子保存に関する要件が緩和されたため、ペーパーレス化の傾向は進んでいくのではないかと予想される。

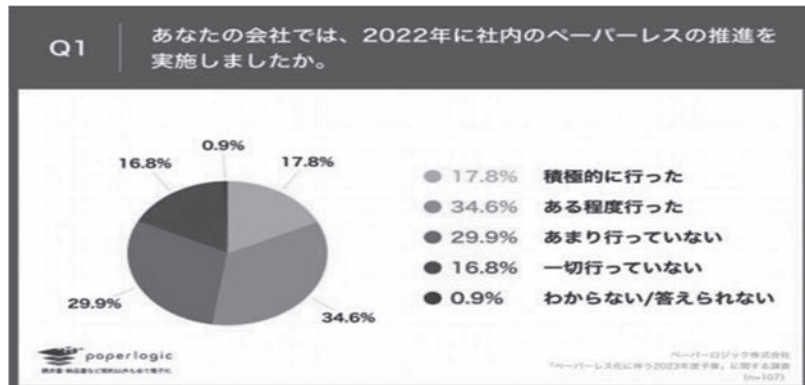
このような中でペーパーロジック株式会社が2022年12月に行ったペーパーレス化に伴う2023年度予算に関する調査において52.4%の企業がペーパーレス化に着手していると回答している。

なお、調査対象は現在の経営先・勤め先の所在地が「本社・勤め先ともに東京」「本社のみ東京」と回答した107名である。

【図表2-2-7】で「積極的に行った」「ある程度行った」と回答した中で、下記【図表2-2-8】のあなたの会社で現在、ペーパーレス化を進めるシステムとして導入しているものがあれば教えてください。(複数回答)との質問に対し「電子ワークフロー（稟議書・申請書など）」が53.6%、「経費精算システム」が51.8%、「見積書・請求書発行システム」が42.9%という回答であった。

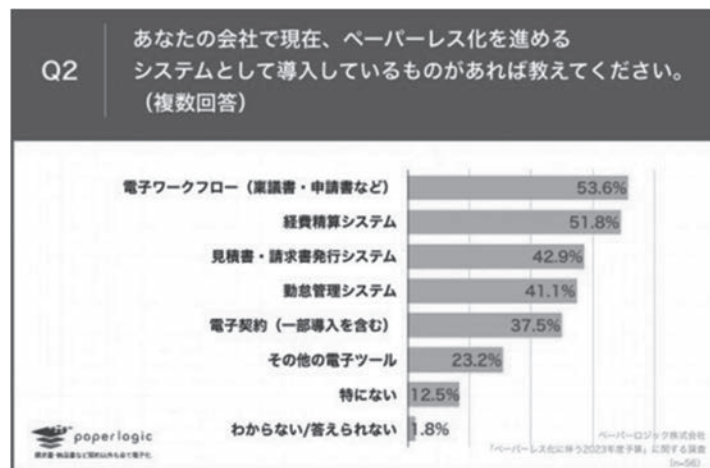
また、【図表2-2-7】で「積極的に行った」「ある程度行った」と回答した中で、【図表2-2-9】で「あなたの会社では、さらなるペーパーレスの推進のために、2023年度にペーパーレス化システム導入のための予算配分を予定/検討していますか。」との質問に対し、「予定している」が21.4%、「検討している」が41.1%という回答となり合わせて62.5%の企業が2023年度に「ペーパーレス化システム導入のための予算配分」を予定/検討している結果となった。

【図表 2-2-7】「ペーパーレス化に伴う 2023 年度予算」に関する調査



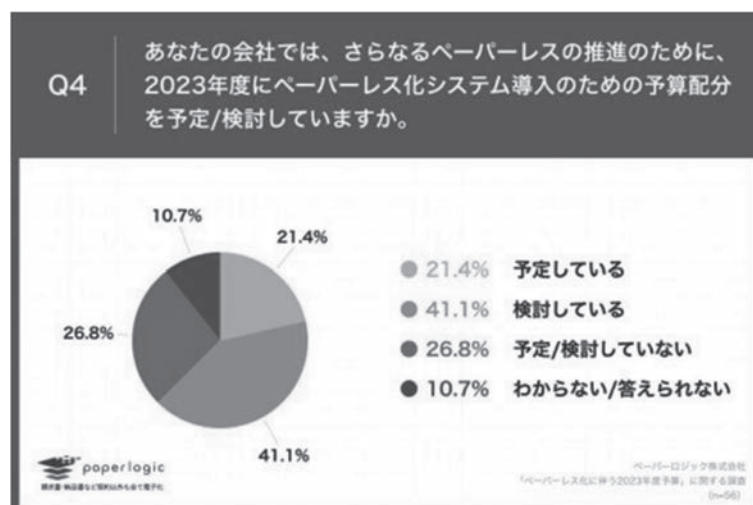
(出典) 「ペーパーロジック株式会社」 https://paperlogic.co.jp/news_20230214/

【図表 2-2-8】「ペーパーレス化に伴う 2023 年度予算」に関する調査



(出典) 「ペーパーロジック株式会社」 https://paperlogic.co.jp/news_20230214/

【図表 2-2-9】「ペーパーレス化に伴う 2023 年度予算」に関する調査



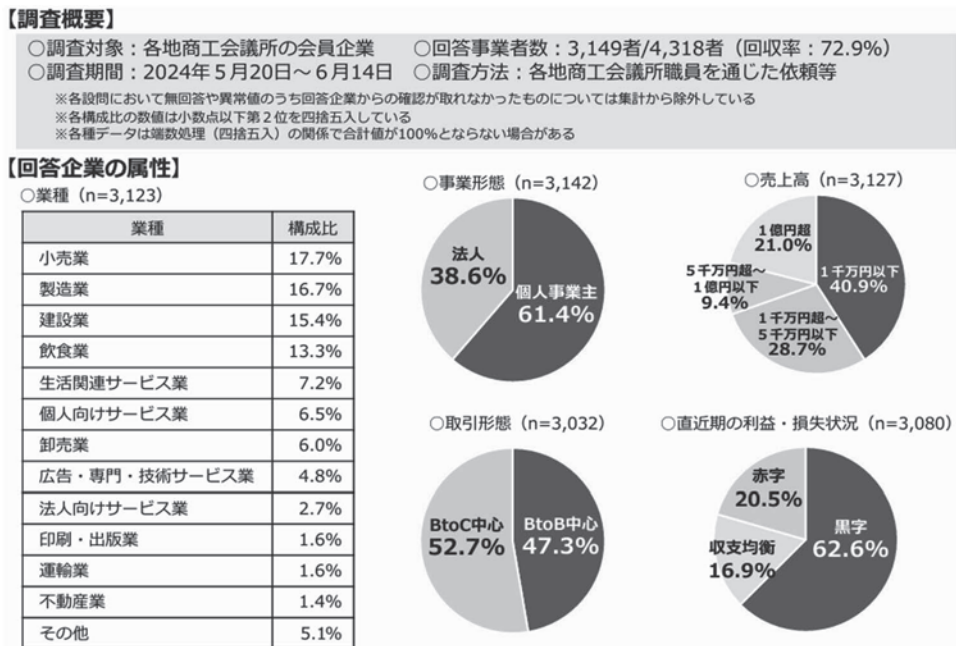
(出典) 「ペーパーロジック株式会社」 https://paperlogic.co.jp/news_20230214/

一方、下記は日本・東京商工会議所が2024年9月9日に発表した中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果である。

調査対象は【図表2-2-10】のとおりである。

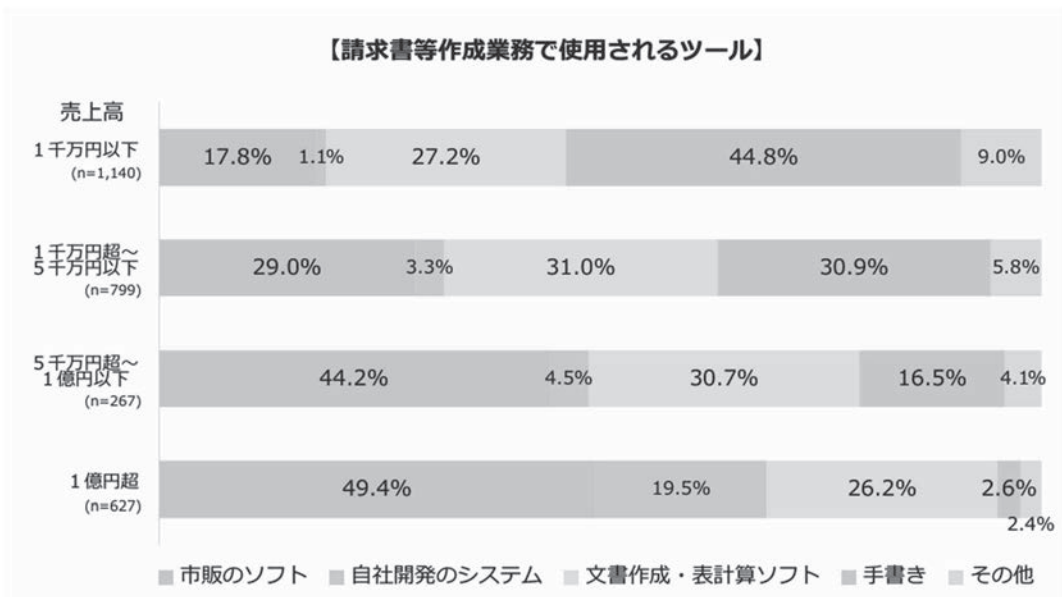
これによれば【図表2-2-11】の請求書等作成業務で使用されるツールにおいて手書きの割合は、売上高が1千万円以下の企業では44.8%、1千万円超～5千万円以下の企業では30.9%となっている。

【図表2-2-10】調査概要・回答企業の属性



（出典）中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果

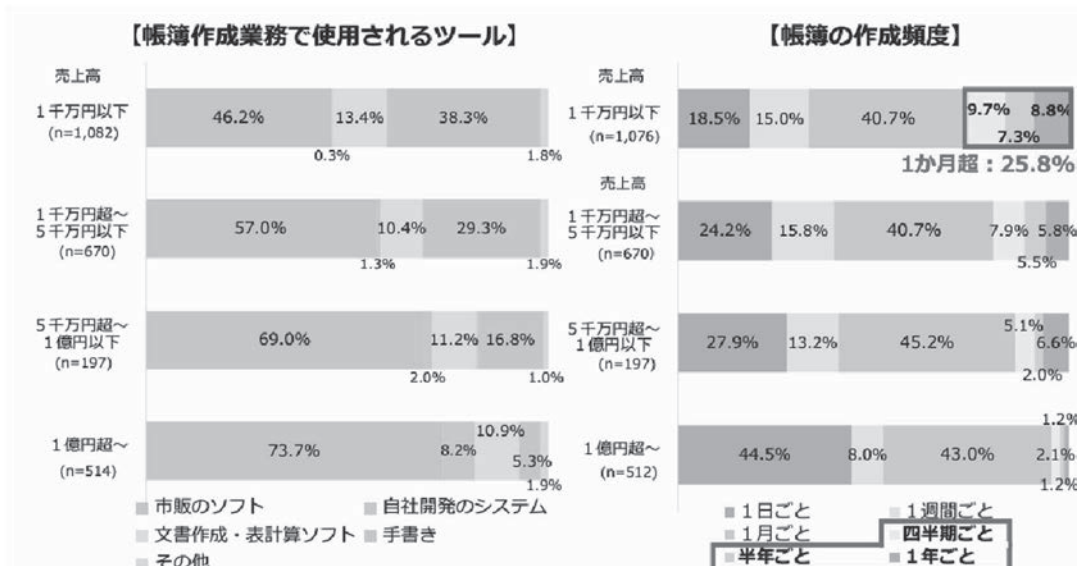
【図表2-2-11】請求書等作成業務で使用されるツール



（出典）中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果

また、【図表2-2-12】の帳簿作成業務の状況においても売上規模が小さくなるほど帳簿を手書きで作成する割合が高くなっている。さらに売上規模が小さくなるほど帳簿の作成頻度は低い傾向にあり、売上高1千万円以下の事業者では25.8%が毎月帳簿を作成していない状況となっている。

【図表2-2-12】 帳簿作成業務の状況



(出典) 中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果

ペーパーロジック株式会社の調査において 52.4%の企業がペーパーレス化に着手していると回答しているのに対し、商工会議所のデータではまだまだ手書きの会社があるため地域差、売上規模によって違いがあることが分かる。

このように売上規模が小さい企業においてはペーパーレス化が遅れてしまう傾向にある。その理由として以下の理由が挙げられる。

(1) 必要性やメリットの理解不足

組織全体、特に経営層や従業員がペーパーレス化のメリット（コスト削減、業務効率化など）を認識しておらず、推進意欲が低くなっている。また、それにより中途半端な導入で止まってしまう場合がある。

(2) 従業員の抵抗や慣習への依存

長年の紙ベース業務への慣れや、IT ツールへの移行に対する不安・抵抗感が強くデジタルデータより紙の方が「管理しやすい」「参照しやすい」という意見がある。

(3) セキュリティやシステムへの懸念

データ消失、情報漏えい、サイバー攻撃のリスクを懸念し、電子化に踏み切れない。システム障害時の業務停止リスクも課題となる。

(4) 導入コストの負担

初期費用（スキャナ、システム構築、セキュリティ対策など）が障壁となり、長期的なコスト削減効果が見えづらい。

(5) 電子化できない書類の存在

法律で紙の保存が義務付けられた書類（契約書、帳簿など）や、自社フォーマットが電子化に対応していないケースがある。

(6) 作業効率の低下懸念

複数資料の同時参照が困難、ディスプレイサイズの制約などで、逆に非効率化する可能性がある。

(7) 外部要因

取引先の電子化未対応や、押印文化など社会的慣習が障壁となる場合もある。

一方、ペーパーレスにすることによるメリットについては次のようなことが考えられる。

① コスト削減

紙代、印刷代、印刷機器のメンテナンス費用、文書の郵送・運搬費用、文書廃棄費用など、紙の運用・管理にかかるコストを大幅に削減できる。さらに、文書保管スペースの縮小によりオフィス賃料の抑制も可能。

② 業務効率化・生産性向上

文書の印刷や管理、検索にかかる時間を削減でき、電子化により入力ミスの自動チェックや一部修正が可能となる。データベースでの一元管理により、文書検索が容易になり、資料探しの無駄な時間を最小限に抑えることができる。

③ 多様な働き方の実現

テレワークや遠隔地勤務を可能にし、時間や場所に縛られない柔軟な業務形態が実現できる。

④ 企業イメージの向上

環境保護や SDGs への取り組みとしてアピールでき、社会的責任を果たす企業としての評価向上につながる。

⑤ BCP 対策（事業継続計画対策）

BCP（事業継続計画）とは、企業が緊急事態に遭遇した場合、例えば自然災害や大火災、テロ攻撃などに直面した際に、事業資産の損害を最小限に抑えつつ、重要な事業の継続や迅速な復旧を可能とするために、通常時に実施すべき活動や緊急時における事業継続のための方法・手段をあらかじめ定めておく計画のことをいう¹¹。紙の資料は火災や地震、津波などの災害で紛失・損傷するリスクが高いが、データ化してクラウドやデータセンターに保管することで、物理的な被害を避け、重要情報を安全に保護することができる。

3. ペーパーレス化のまとめ

2つの調査結果に対して比較検討したが、かなりの違いがあることがご理解いただけたと思う。まずペーパーロジック株式会社の調査対象が現在の経営先・勤め先の所在地が「本社・勤め先ともに東京」「本社のみ東京」となっており東京のみの対象となっているのに対し、日本・東京商工会議所が全国を対象としている点で地域差があるのではないかと思います。

れる。

また、日本・東京商工会議所の調査対象のうち事業形態の61.4%が個人事業主という点も大きな違いではないだろうか。

つまり売上規模の少ない個人事業主に関してはかなりの数の事業者が請求書等の作成業務から帳簿作成まで手書きで行っているのが現状である。

ただし、個人事業主で売上規模が小さい企業でも電子取引を行っている企業は一定数存在するためペーパーレス化を進めなければならないのが現状である。

そこでペーパーレス化を進めるため以下の3つが大きなキーワードではないだろうか。

(1) 電子帳簿保存法への対応

事業者の電子取引のデータ保存について電子帳簿保存法の要件を満たす必要がある。具体的には、電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を策定する又は会計ソフトが電子帳簿保存法に対応しているかを確認し、電子データの保管場所や管理方法を決めることが必要である。

(2) ペーパーレス化の目的と目標の明確化

先にも述べたペーパーレス化が遅れてしまう背景にペーパーレス化の必要性やメリットの理解不足、組織全体、特に経営層や従業員がペーパーレス化のメリット（コスト削減、業務効率化など）を認識していないこと、さらには従業員の抵抗や慣習への依存がある。

従ってペーパーレス化の導入目的を明確にし、達成したい具体的な目標を設定することにより、取り組みの方向性が定まり、実行しやすくなると思われる。

(3) 業務手順の見直し

ペーパーレス化に伴い電子データの管理方法や保存期間、バックアップ体制を整備しなければならない。これらを踏まえると電子帳簿保存法の要件を満たす会計ソフトを選ぶことで段階的に書類のペーパーレス化が進む。また IT ツールを活用しながら取引先とも連携することによりペーパーレス化を進めることが可能となると思われる。

そしてもし会計ソフトが必要な事業者がクライアントにいたのであれば、まずは我々税理士が補助金等の申請サポートをすることで事業者にとって大きな一歩を踏み出すことができるのではないだろうか。

IV Peppol を通じたデジタルインボイスの利用

1. インボイスと電子インボイスの違い

インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいい、請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問わない¹²。

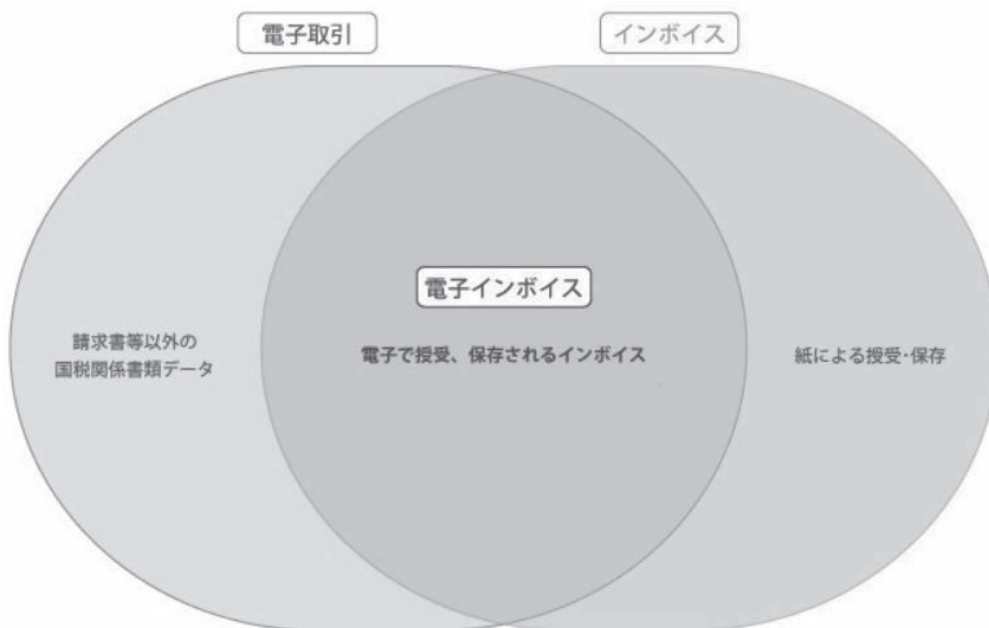
なお、Ⅲでも触れているが、我が国はまだまだペーパーレスが進んでいるとは言い難く【図表2-2-13】における紙によるインボイスの授受・保存が多い。

一方、電子インボイスとは電磁的方式で授受を行う適格請求書をいい¹³「例えば、単に紙で作成したインボイスをスキャンして作成した（PDF ファイルなどの）電子データや、法定事項を読み取り可能なテキストデータで記録した電子データなど様々なものが該当し得る¹⁴。」

【図表2-2-13】でいえば「電子取引とインボイスが重なる部分、紙により授受、保存されるインボイスではない部分¹⁵」といえる。

したがってインボイスは電子インボイスを包含していることとなる。

【図表2-2-13】インボイスと電子インボイスの違いとは



出典：TKC グループホームページ「インボイスと電子インボイスの違いとは」

2. 電子インボイスとデジタルインボイスの違い

デジタルインボイスとは、電子化された適格請求書を指し、電子帳簿保存法の概念でいえば電子取引の手段を通じてインボイスを授受することを意味する¹⁶。

デジタル庁によれば「デジタルインボイスとは、請求情報（請求に係る情報）を、売り手のシステムから、買い手のシステムに対し、人を介することなく、直接データ連携し、

自動処理される仕組みでありその際、売り手・買い手のシステムの差異は問わない¹⁷」としている。

また、EIPA（デジタルインボイス推進協議会）によれば「標準化され構造化された電子インボイス¹⁸」と定義されている。

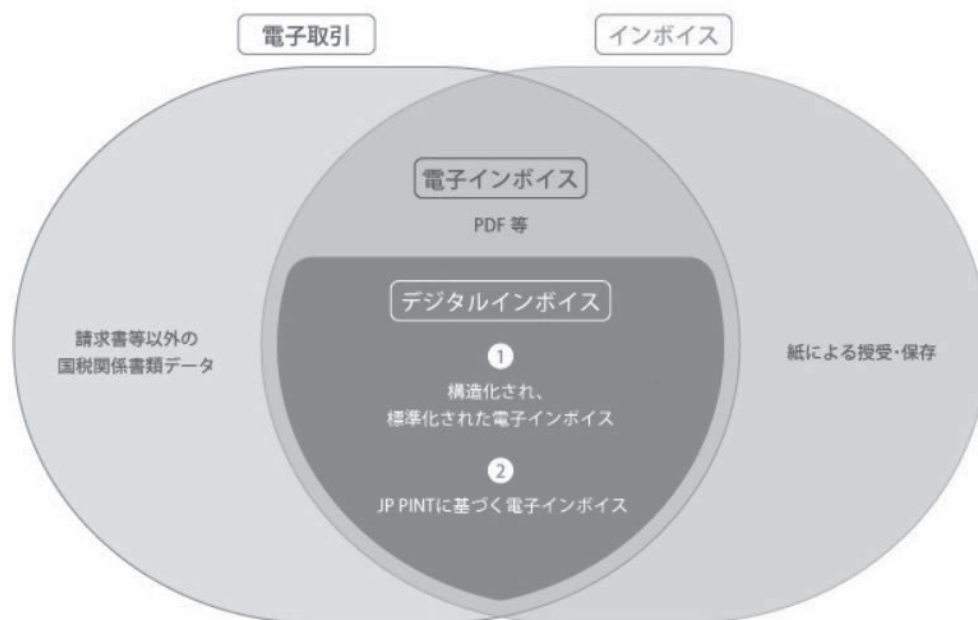
PDF などを含む単なる「電子化されたインボイス」ではなく、あらゆる相手ともやり取りができるよう「標準化」され、各事業者のバックオフィスの業務全体をデジタル化できるよう「構造化」されたインボイス、すなわち適格請求書等を指す。

しかし、デジタル庁が公開している「我が国におけるデジタルインボイスの標準仕様（JP PINT）」に基づく、XML 形式の電子インボイスのみがデジタルインボイスとされ、PDF や JPEG などの画像データ形式の電子インボイスはデジタルインボイスには該当しない¹⁹。

つまり、デジタルインボイスとは「①電子インボイスのうち構造化され、標準化された電子インボイスであり②JP PINTに基づく電子インボイスとなり、電子インボイスの一部であると説明できる²⁰。」

なお、デジタル庁は、「日本の Peppol Authority（Japan Peppol Authority）として、electronic invoice の国際標準仕様である「Peppol（ペポル）」をベースとした日本におけるデジタルインボイスの標準仕様（JP PINT）の管理等を行っている²¹」

【図表 2-2-14 デジタルインボイスとは



出典：TKC グループホームページ「デジタルインボイスとは」

・EIPA（デジタルインボイス推進協議会）について

「多くの事業者が共通して利用できる電子インボイス・システムの構築のためには、その仕様の標準化が不可欠であり、この標準仕様の提言や電子インボイス・システムの普及のため計 10 社により、2020 年 7 月 29 日に設立²²」された協議会である。

EIPA の活動の目的は、日本国内で事業者が適格請求書等を発行または受領する際に共通で利用できるデジタルインボイス・システムの構築を目指すものであり、民間の立場から Peppol Authority が進めるデジタルインボイスの標準仕様の策定に対して、支援と協力をするににある。また、現行の制度や仕組みから円滑に移行できるよう配慮したデジタルインボイス・システムの構築と普及を通じて、商取引全体のデジタル化と生産性向上に貢献することを目指して活動している²³。

EIPA が推進する電子インボイスの標準仕様として採用を目指しているのが、「Peppol（ペポル、Pan-European Public Procurement On-Line の略）」である²⁴。

Peppol は、電子化された請求書などの文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「運用ルール」「通信ネットワーク」に関する国際標準規格²⁵であり、その運用と管理は国際的な非営利団体「OpenPeppol」によって行われている。

日本のデジタル庁も 2021 年 9 月からこの OpenPeppol に加盟し、活動を行っている²⁶。

この規格は現在、欧州諸国だけでなく、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールといった欧州以外の国々を含む 30 か国以上で導入が進んでおり²⁷、日本においてもこうした国際的な標準仕様を採用するべきだという認識が広がっている²⁸。

また、Peppol では「4 コーナーモデル」と呼ばれる仕組みが採用されている。

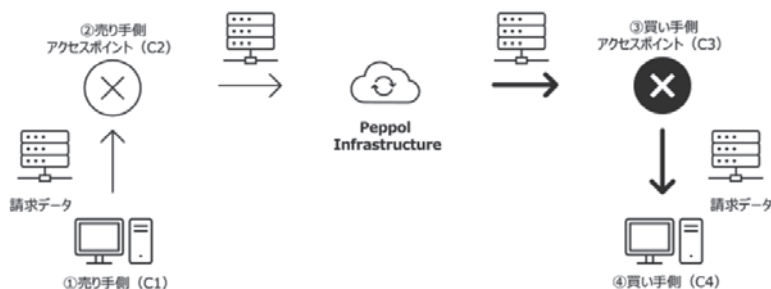
このモデルにおいて、ユーザーである売り手（C1）は自らが利用するアクセスポイント（C2）を介して Peppol ネットワークに接続し、買い手のアクセスポイント（C3）にインボイスデータセットを送信する。そのデータは最終的に買い手（C4）に届けられるという流れである。

さらに、この仕組みによって、売り手（C1）と買い手（C4）のそれぞれのシステムで、送受信されたインボイスデータを自動的に処理することができるようになっている²⁹。

日本におけるデジタルインボイスの標準仕様「JP PINT」は、売り手側のアクセスポイント（C2）と買い手側のアクセスポイント（C3）の間で送受信されるデジタルインボイスのための標準仕様である。

具体的には、適格請求書（Peppol BIS Standard Invoice JP PINT）、仕入明細書（JP BIS Self Billing Invoice）、および区分記載請求書（JP BIS Invoice for Non-tax Registered Businesses）といった各種文書の仕様が、OpenPeppol のウェブサイトで公開されている。これらの仕様は、今後必要に応じて改訂・更新が行われていく予定である³⁰。

【図表 2-2-15】4 コーナーモデル



出典：デジタル庁ホームページ「Q2-1」

なお、「4 コーナーモデル」は、電子メールの仕組みをイメージすると理解しやすい。

例えば、メールの送信者 A が携帯会社の甲社と契約しており、受信者 B は乙社と契約している場合でも、両社がインターネットにつながっていれば、A から B へ問題なくメールを送ることができる。これと同様に、電子取引においても、売り手と買い手がそれぞれ異なるアクセスポイントを利用していても、共通のネットワーク上でインボイスのやり取りが可能になる。

そして、実際の利用者である売り手や買い手は、裏側の仕組みである JP PINT の詳細を意識する必要はない、という点も特徴である³¹。

3. デジタルインボイス (Peppol e-invoice) 発行会社のメリット

(1) インボイス発行によるコストと手間の削減

請求書の発行、送付などの一連の業務が自動化され、大幅な時間短縮が可能になる。また、同時に「紙によりインボイスを発行する場合に発生する、コストや手間を削減することができる。³²」

ただし、インボイスを紙で発行する際に生じるコストや手間を削減することが可能であるというメリットは電子インボイス全般に該当するものであり、Peppol e-invoice 特有のメリットではないことに留意すべきである。

電子取引かつインボイスとして機能している電子インボイスの領域では紙を用いたやり取りがないため、例えば PDF 形式のインボイスを電子メールで送信する場合でも、同様のメリットが得られると考えられる³³。

なお、宮本勝浩名誉教授と「日本の経理をもっと自由に。」プロジェクトの経済試算によれば、請求書を完全に電子化した場合、日本企業全体で約 1 兆 1,424 億 2,182 万円の経済効果があり、内訳としては、郵送費が年間約 5,913 億円、人件費が年間約 5,511 億円削減されるということである³⁴。

(2) 「控え」データの保存容量の削減

スキャンした文書や PDF などの電子取引データと比較して、データの保存容量を圧倒的に少なく抑えることができる³⁵。利点は、Peppol e-invoice のデータが構造化されたデジタル形式 (XML 形式) であることに由来し、PDF や JPEG などの画像データ (アナログデータ) とは異なり、コンピュータ処理に最適化された形式だからである³⁶。

(3) 送信先情報 (ID) の管理の容易性

Peppol e-invoice では、ペポルネットワーク上で取引先を特定するための ID (ペポル ID) として、法人番号や適格請求書発行事業者の登録番号などの公的番号を使用する。これらの ID は、紙のインボイスで使用される住所情報や、電子メールで使用されるメールアドレスとは異なり、変更されることがなく、相手先担当者の変更時にもメンテナンスが不要である。そのため、送信先情報の管理が容易であり、安定した取引先識別が可能となる³⁷。

4. デジタルインボイス (Peppol e-invoice) 受領会社のメリット

(1) 受領したインボイスの記載事項が網羅されている

デジタルインボイスは会計システムと連携しやすく、請求書データの自動入力や仕訳処理が可能である。これにより、手作業による入力ミスやヒューマンエラーを防止でき、経理担当者の負担が軽減される。また、請求書の受領から処理までの時間が大幅に短縮され、業務効率が向上する。

その理由として、デジタルインボイスは「ペポルネットワークでの送信時に統合的な整合性チェックが実施され、インボイスの記載事項が網羅されているデータのみが届く³⁸⁾」ため、紙のインボイスにおける適格請求書発行事業者の登録番号や適用税率、消費税額などの記載内容についての形式チェックが不要になる。これにより、整合性チェックを満たしたインボイスのみが受け取られ、記載事項の確認作業が大幅に軽減されることが予想される³⁹⁾。

(2) インボイスの保存データ容量の削減

発行会社のメリットと同様に受領したデータについても少ないデータ量での保存が可能である⁴⁰⁾。

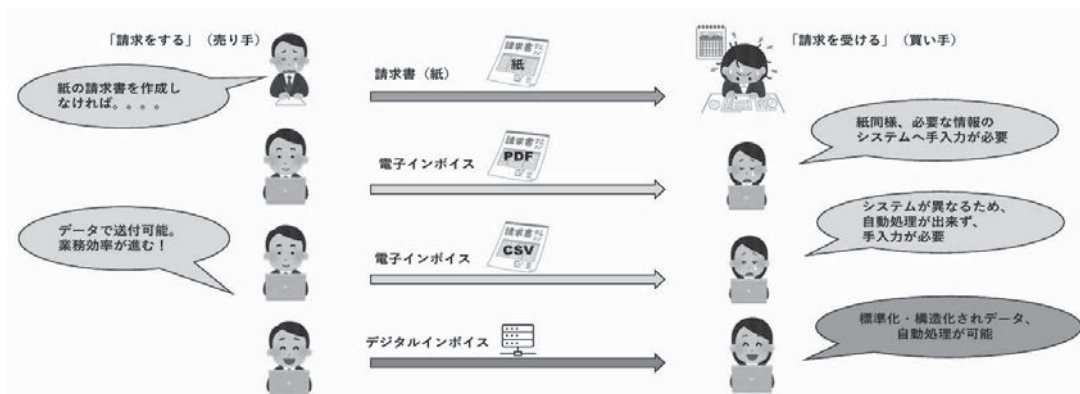
(3) 本社でインボイスを集中管理できる

「法人又は事業者宛に届く仕組みのため、本社での集中管理が可能である。⁴¹⁾」

(4) 正確な仕訳生成による業務効率（生産性）の向上

インボイスの記載事項をシステムが正確に読み取るため、確認や補正に係る作業の効率化が見込める。

【図表2-2-16】 デジタルインボイス (Peppol e-invoice) について



出典：デジタル庁 PDF「デジタルインボイス (Peppol e-invoice) について」

(5) インボイスのデータの活用

Peppol e-invoice を受領した後の業務では、その構造化された標準データを活用することが大きな利点となる。Peppol e-invoice は、統一されたフォーマットで提供されるため、異なるシステム間でもデータのやり取りが円滑に行われる。これにより、会計システムなどの後工程システムで、Peppol e-invoice のデータを直接取り込む機能の追加が期待される。このようなデータ活用により、業務の効率化やミスの削減が図られると考えられる⁴²⁾。

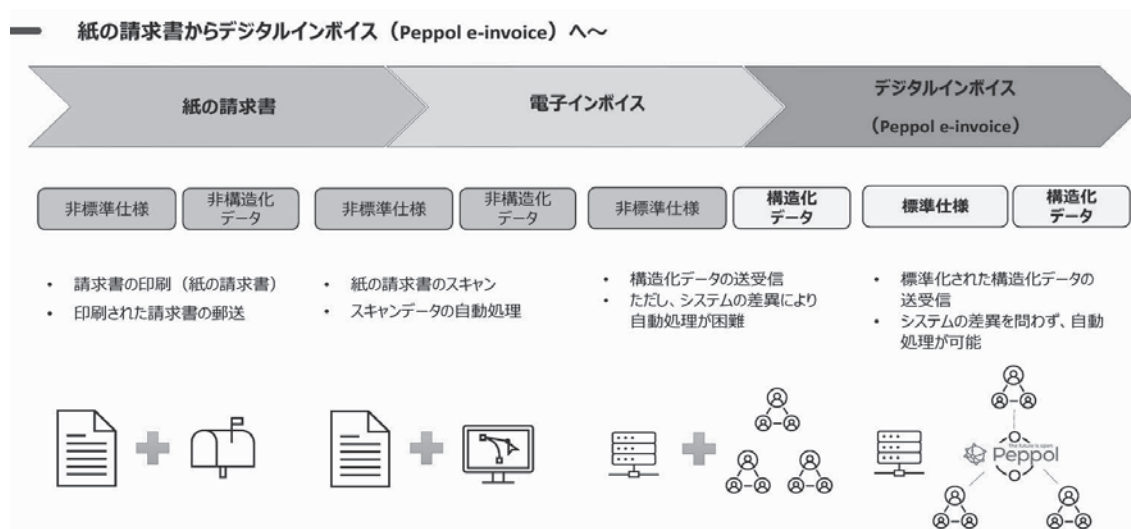
(6) 会計システム等への連携

電子インボイスの標準化が進むことで、会計システムベンダーには、統一された請求書データを取り込む機能を備えた製品の開発が求められるようになる。これにより、請求書の情報が自動的に会計ソフトへ連携されるようになり、バックオフィス業務の効率化が進むと考えられる⁴³。

具体的には、これまで紙のインボイスをもとに手動で仕訳を入力していた業務に比べ、仕訳作業の自動化が進むことで業務効率が大幅に向上すると見込まれる。入力作業の省力化に加え、手入力に伴う転記ミスの削減も期待され、それにより確認作業の手間も軽減される可能性がある。さらに、仕訳の処理がリアルタイムで行えるようになれば、最新の会計情報を即座に把握できるという利点も生まれる。

加えて、Peppol e-invoice では、部門別や商品別といった明細レベルのデータが含まれることが想定される。これらの情報を活用して仕訳を自動で行えば、会計システム上でより細かな部門別・商品別の業績管理が可能となり、より精緻な経営分析が実現できると期待される⁴⁴。

【図表 2-2-17】 デジタルインボイス (Peppol e-invoice) について



出典：デジタル庁 PDF「デジタルインボイス (Peppol e-invoice) について」

(7) 代金決済の効率化

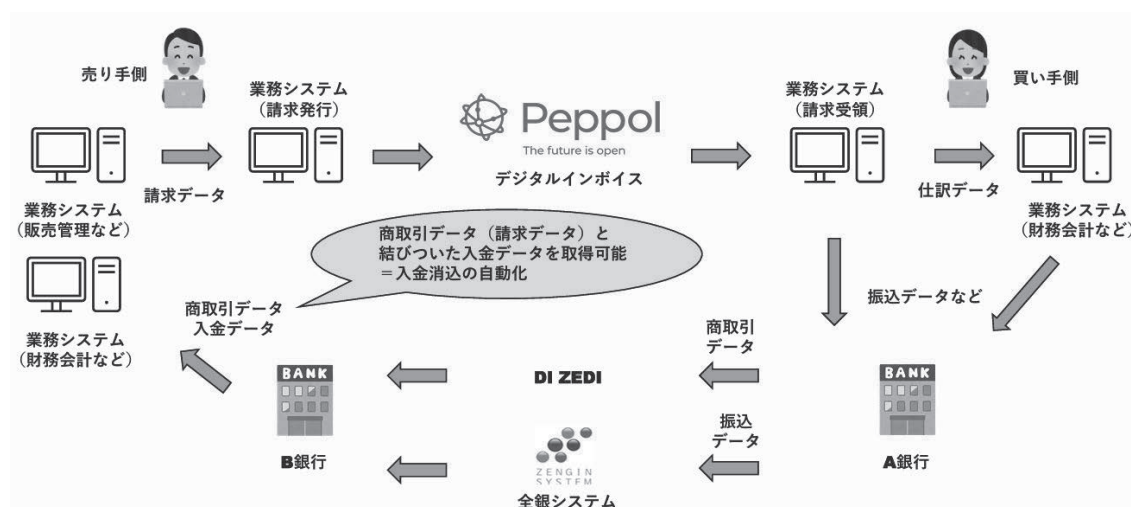
現在は入金情報において、いつ、どの企業から、いくら入金があったかしか記載されておらず、入金額にどの注文分が含まれているのかは、別途確認が必要であり多くの手間とコストがかかっている。

企業の多くが複数の商取引の代金を合算して支払い、受取企業側で認識している回収金額と、実際の入金金額が合わないケースがある。

その場合、営業担当や支払企業に照会するなどにより原因を究明する必要があるが、ここでインボイスデータを使うことで売掛金の消し込みが効率化し、経理業務の負担軽減のほか、営業担当や支払企業への照会も不要になる。

「電子インボイス推進協議会には、全銀協（全国銀行協会）も所属しており、請求データと支払データの連携についても議論がされており、請求・振込処理プロセスの自動化による迅速な代金決済が期待できる。⁴⁵⁾

【図表 2-2-18】 デジタルインボイス (Peppol e-invoice) について



出典：デジタル庁 PDF「デジタルインボイス (Peppol e-invoice) について」

上記【図表 2-2-18】にある全銀システムとは全銀 EDI システム（愛称：ZEDI）といい 2018 年 12 月 25 日に稼働を開始し、全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が提供するデータ連携システムである⁴⁶⁾。

インボイス制度を契機として、全銀ネットでは、デジタルインボイスの標準仕様をベースとして、業界横断的にデータ連携するための金融 EDI 情報として「DI-ZEDI（ディーアイゼディ）」を制定した。この「DI-ZEDI」は、政府相互運用性 フレームワーク（GIF）のベースにもなっており、金融 EDI 情報として、この「DI-ZEDI」を利用することで、取引先企業の業種や利用ソフト等を気にすることなく、請求・決済データの連携が可能となる⁴⁷⁾。

また、デジタルインボイス標準仕様とは、「デジタル庁が、グローバルな標準仕様である「Peppol（ペポル）」をベースとして策定したものである。「DI-ZEDI」は、当該標準仕様の適格請求書「JP PINT」および仕入明細書「JP BIS」に対応⁴⁸⁾している。

なお、EDI とは「企業や行政機関などがコンピュータをネットワークで繋ぎ、伝票や文書を電子データで自動的に交換すること⁴⁹⁾」である。

受発注業務の標準化が EDI によって実現されると、取引先ごとに異なる様式を作成する必要がなくなり、従来の紙ベースの伝票などをデータで一元管理できるようになる。

これにより、業務の効率化が進み、コスト削減や人的ミスの軽減が期待できる。具体的には、手作業によるデータ入力自動化や、伝票の電子化により、作業時間の短縮やエラーの減少が実現される。また、取引先とのデータ交換が迅速かつ正確に行われることで、業務全体のスピードと信頼性が向上する。このように、EDI の導入は業務効率化とコスト削減、さらには人的ミスの軽減といった多方面での効果が期待できるため、企業の競争力強化にも寄与する⁵⁰。

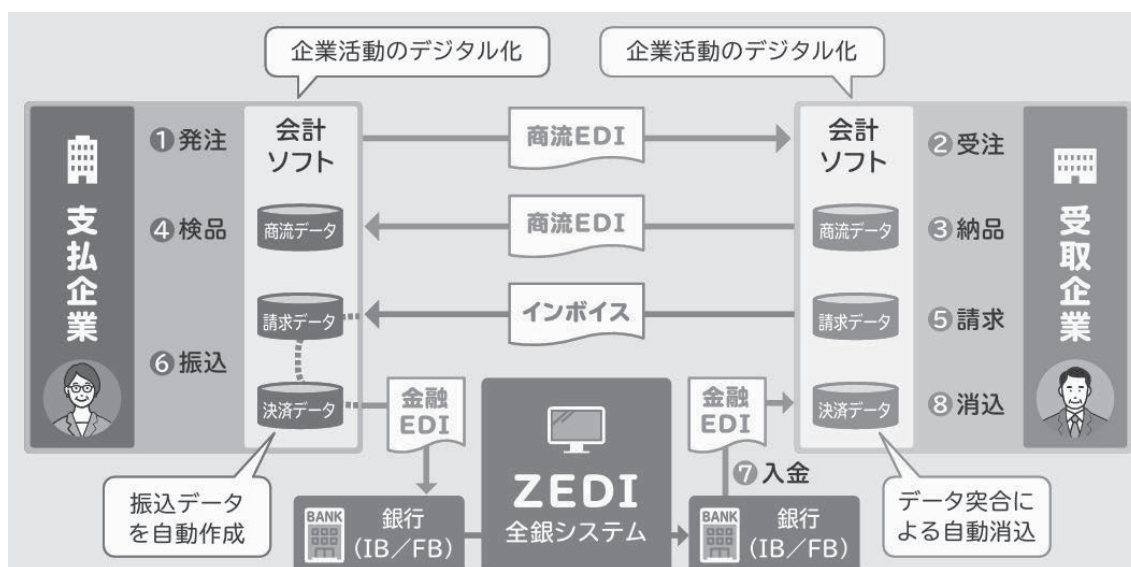
ZEDI の導入により、企業間の振込電文が従来の固定長形式から国際標準規格である XML 形式へと移行可能となり、EDI 情報の拡充が実現した。これにより、支払通知番号や請求書番号などの商取引に関連する情報を柔軟に設定・送信できるようになる。

また、ZEDI を活用することで、支払企業（発注企業）は、受領したデジタルインボイスを基に、請求データが添付された総合振込の作成を自動化できる。また、振込・入金データからオンラインでリアルタイムに取引内容を確認できるため、受取企業からの問い合わせを削減することが可能となる⁵¹。

「受取企業（受注企業）のメリットとしては総合振込に添付された請求データをもとに、入金消込作業を自動化でき、振込・入金データからオンライン・リアルタイムで取引内容を確認することが可能となり、請求書と入金額の差額の原因特定が容易⁵²」になる。

具体的なイメージは【図表 2-2-19】～【図表 2-2-22】の通りである。

【図表 2-2-19】全銀 EDI システム「ZEDI（ゼディ）」のご案内



出典：一般社団法人 全国銀行資金決済ネットワーク PDF「全銀 EDI システム「ZEDI（ゼディ）」のご案内」

【図表2-2-22】全銀EDIシステムを利用した入金消込イメージ

(本資料はイメージです。画面や操作は会計ソフトウェア等により異なります。)

①取得した入出金取引明細を読み込み
②自動入金消込を実施

入金管理

FBデータ取込 : C:\Users\... 参照 **自動入金消込** ...

<< ページ: 1 >>

取引先	請求日	入金期日	請求番号	単価	数量	売上金額	入金金額	未入金金額	結果
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	¥15,000	10	¥162,000	¥162,000	¥0	完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	¥399,980	8	¥3,455,827	¥3,455,827	¥0	完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	¥4,560	100	¥492,480	¥492,480	¥0	完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	¥15,000	10	¥162,000	¥162,000	¥0	完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	¥399,980	32	¥13,823,309	¥13,823,309	¥0	完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	¥4,560	100	¥492,480	¥492,480	¥0	完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	¥15,000	10	¥162,000	¥162,000	¥0	完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	¥399,980	4	¥1,727,914	¥1,727,914	¥0	完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/21	INV-17AUG-0001	¥4,560	100	¥492,480	¥492,480	¥0	完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/22	INV-17AUG-0002	¥15,000	10	¥162,000	¥162,000	¥0	完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/22	INV-17AUG-0002	¥399,980	120	¥51,837,408	¥51,837,408	¥0	完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/22	INV-17AUG-0002	¥1,054,000	2	¥2,276,640	¥2,276,640	¥0	完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/22	INV-17AUG-0002	¥15,000	10	¥162,000	¥0	¥162,000	未完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/22	INV-17AUG-0002	¥399,980	30	¥12,959,352	¥0	¥12,959,352	未完了
〇〇産業株式会社	2017/8/1	2017/8/22	INV-17AUG-0002	¥4,560	100	¥492,480	¥0	¥492,480	未完了

<< ページ: 1 >> 1~15 / 15件中

③自動入金消込結果を表示

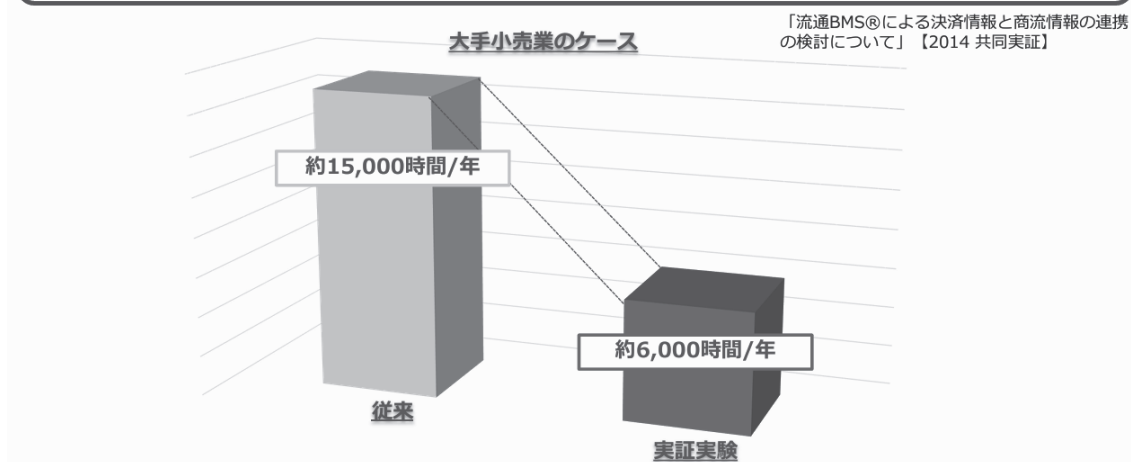
出典：一般社団法人全国銀行協会「経理関連業務の効率化に向けた金融EDIの活用について」10頁 全銀EDIシステムを利用した入金消込イメージ

このようにZEDIを使うと、電子請求書、いわゆるデジタルインボイスの情報を振り込み電文に添付が可能である。請求書データとZEDIによる決済データの連携が可能となり、消込処理などを自動化することができる。これにより大幅な経理関連業務の効率化が図られる。

実際にある企業では60%程度の売掛金の消込業務が削減されたと報告されている。

【図表2-2-23】期待効果

- これまでに、流通業界や自動車部品業界において実証実験が行われており、とある大手小売業のケースでは、売掛金の消込業務が60%程度（年間約9,000時間）削減された。



出典：一般社団法人全国銀行協会「経理関連業務の効率化に向けた金融EDIの活用について」

5. Peppol e-invoice のデメリットについて

(1) システムの導入・改修コスト

電子インボイスの導入には、システムの新規導入や既存システムの改修に伴うコストがデメリットとして挙げられる。この問題への対応策として、補助金制度や国税庁による無料の電子インボイス作成・提供システムが考えられる。国税庁には年末調整システムを無料で提供した実績もあり、中小零細事業者がそれぞれの状況に応じて補助金と無料システムのいずれか、あるいは両方を選択できるようにすることで、電子インボイスの普及を促進することが望ましいと考えられる⁵³。

(2) 税込金額に対応していない

現在の「Peppol e-invoice のフォーマットは、税抜金額がベースである。商品単価が税込金額の請求書等の場合、ペポルインボイスとして送信できない。⁵⁴」という点がある。

(3) 免税事業者の個人事業者は、現在利用不可

一般的に、ペポル ID は法人番号や適格請求書発行事業者の登録番号などを用いて取得される。そのため、免税事業者である個人事業主は、これらの番号を取得できないため、現時点ではペポル ID を取得することができない。結果として、デジタルインボイスの送受信にペポルを利用することができない状況となっている⁵⁵。

(4) 部署・拠点単位での受信利用不可

「Peppol e-invoice での送受信は、法人又は事業者単位である。これまで、例えば A 支店と B 支店で別々に請求書を受領している場合、ペポル ID は 1 事業者につき 1 つのため、各支店で受領することができなくなる。なお、この制限事項は、Peppol e-invoice 内の担当者情報を活用し、受信システムの処理として、該当の担当者に割り振ることで解決できるが企業によってはデメリットとなる⁵⁶。

まとめとして受発注から申告までのイメージは第 1 章 6 節【図表 1－6－2】の通りである。

受発注や納品、検品は基本的には人間が行う作業であるが、販売管理ソフトを使うことで請求・出金・入金・消込・仕訳計上までほぼ自動で行うことが可能となる。

V 小括

このバックオフィスのデジタル化の目的は、業務の抜本的な変革を通じて企業競争力を高めることにある。具体的には、紙の書類管理からペーパーレス化を推進し業務スピードのアップとミスの減少を可能にする。例えば、請求書処理や入金確認、勤怠管理、給与計算などの定型業務は RPA によって自動化され、これにより労働生産性が大幅に向上し、人的コストの削減も期待できる。

また、電子インボイスが導入されることで紙の業務が減少し、出社を前提とする業務も減るため、リモートワークの実現がより進むと考えられる⁵⁷。さらに、クラウドシステムの活用により、場所や時間に縛られない柔軟な業務遂行が可能となり、従業員の満足度向上や人材確保にも寄与すると思われる。

また、バックオフィスのデジタル化は、企業が変化の激しい市場環境に迅速に対応し、競争優位を確立するための戦略的な取り組みである。これにより、企業はコア業務に人的資源を集中でき、顧客体験の向上や経営基盤の強化が実現できる。今後も AI やクラウド技術の進化に伴い、バックオフィス業務はさらに進化し、まだまだ多くの企業で不可欠な経営課題となるだろう。

さらに電子インボイスの導入についても事業者に多くのメリットをもたらし、納税者の利便性向上にもつながるが、これらの効果を最大限に引き出すには、紙のインボイスを廃止し、全ての取引が電子インボイスで行われる完全な電子化が望ましい。なぜなら、自社が業務をデジタル化しても、取引先が紙のインボイスを使用していれば、その効果が限定的になるからである。したがって、全ての取引で電子インボイスを利用するためには、電子インボイスの使用を制度として義務化することが最も効果的であり、それにより申告手続の簡素化や、売上計上漏れの防止といった適正な申告の実現が期待できる⁵⁸。

そうした中で我々がどのようにクライアントに対して経理業務のデジタル化を推進できるだろうか。クライアントから進んでできるだろうか。

まずはご自身の事務所からデジタル化を推し進め失敗を経験し、良いものだけをクライアントへ提供することができればクライアントへの一助となろう。自動化すべきところは自動化し、我々しか出来ない業務に時間をかけることが出来る時代となっている。

第3節 税理士業務のデジタル化

I 税理士法改正と ICT 化対応

1. ICT と DX について

「ICT（アイシーティー）とは、Information and Communication Technology の略で情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称⁵⁹」である。

日本語では、「情報通信技術」と訳される。これは情報の収集、処理、保存、伝達を行うための技術を含むコンピュータやインターネットなどのデジタル技術全般を指す。特に、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含まれるため、単なるコンピュータの利用にとどまらず、情報の伝達や共有の重要性も強調されている⁶⁰。

また、DX とは「Digital Transformation」の略で単にデジタル技術やツールを導入することにとどまらず、データやデジタル技術を活用して顧客の視点で新たな価値を創出する取り組みを指す。そのためには、ビジネスモデルや企業文化などの組織全体の変革に取り組むことと定義されている⁶¹。

なお、Digital Transformation の頭文字を取ると「DT」となるが、実際には「DX」と表記される。「これは、英語圏では接頭辞の「Trans」を「X」と書く慣習があるためで「Trans」には「～を横断する」という意味があり、同義語の「Cross」を略す際に使われる「X」が略称として用いられる⁶²」ようになった。

ICT は、コンピュータやインターネットなどのデジタル技術を活用し、人と人、または人と情報をつなげて情報のやり取りを行うための技術を指す。具体例としては、Web 会議システム、クラウドサービス、FAX 転送システムなどが挙げられる。

一方、DX は、デジタル技術を活用して、生活やビジネスモデルを根本的に変革することを指す。例えば、RPA や AI などのデジタルツールを組み合わせ、業務フローの自動化や効率化、精度向上を図り、生産性を向上させる取り組みが挙げられる⁶³。

このことからこの ICT と DX は「手段と目的」⁶⁴の関係性が見られる。

2. ICT 化への対応

令和4年度の税制改正により税理士・税理士法人は、税務申告や財務書類の作成、会計記帳、税務相談などの業務において、電子的方法（ICT）を積極的に利用し、納税義務者（依頼者）の利便性向上を図る努力義務が新設された。

税理士業務の電子化とは e-Tax の導入をはじめとする税務手続の電子化により、税理士や税理士法人と国税当局との間で、申告や納税などの手続きをオンラインで効率的に行うことが可能となった。また、電子メールや Web 会議システムの活用により、税理士と顧客との間で税務相談や書類のやり取りを迅速に行うことができるようになっている。さらに、税理士事務所内部でも、業務のデジタル化が進み、書類の電子保存や業務フローの自動化などが実現されている。これらの取り組みにより、業務の効率化や正確性の向上、事務負担の軽減が期待されている⁶⁵。

税理士法2条の3に関するICT化への対応は、税理士が現代の情報通信技術（ICT）を積極的に活用し、納税者の利便性を高めることを目的としている。

改正の概要として、

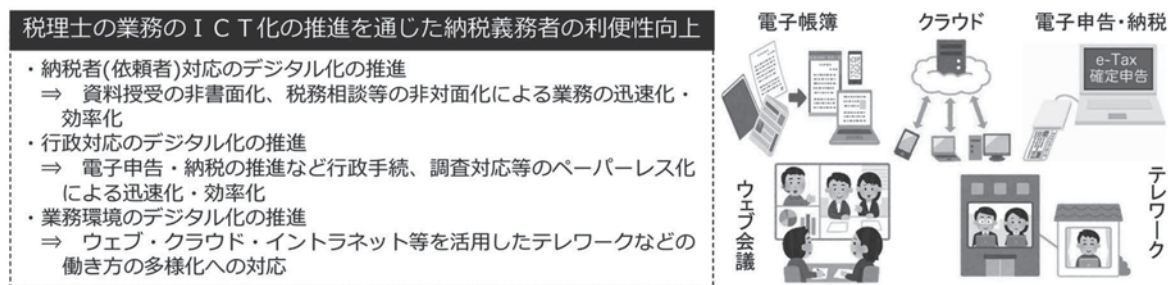
（１）「税理士・税理士法人は、税理士業務付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を新設する（令和4年4月1日施行）⁶⁶。」

（２）「日本税理士会連合会及び各税理士会の会則には、税理士業務・付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を記載しなければならないこととする。これらの記載に係る会則の変更には、財務大臣の認可を必要とする。（令和5年4月1日施行）⁶⁷」

背景として社会全体のデジタル化・DX推進の流れを受けたものであり、税理士制度の持続的な発展を図るためには、前提として税理士が税務の専門家としての責務を果たすことが求められる。ただ、現在では経済社会の変化を的確に捉え、オンライン化の進展、ネットワークの高速化・大容量化、AIやRPAなど、デジタル化を支えるICTを積極的に活用することにより、納税者の利便性の向上と、経済社会全体の効率化・高度化に貢献する必要がある⁶⁸。

また、税理士の業務のICT化の推進を通じた納税義務者の利便性の向上については【図表2-3-1】を参照。

【図表2-3-1】税理士業務のICT化の推進を通じた納税義務者の利便性の向上



出典：日本税理士会連合会ホームページ「税理士制度の見直しについて」

【図表2-3-1】のように税理士業務のICT化の推進を通じた納税義務者の利便性の向上における具体的な事例として、納税者（依頼者）からの書類をスキャンしてデジタルデータで管理し、クラウド会計ソフトでリアルタイムにデータ共有を行い、RPA導入による単純作業の自動化も進めることによりタイムリーな業績把握をすることが可能となる。

また、チャットやオンライン会議システムを活用したコミュニケーションの効率化により通常の業績報告を通常よりも早く行うことが可能となる。

これらの取り組みにより、税理士業務のICT化は納税義務者の利便性を大きく向上させ、税務手続きの迅速化・効率化、非対面での相談対応、多様な働き方の実現に寄与することができる。

また、今回改正となった条文は以下の通りである。

税理士法第2条の3

(税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等)

税理士は、第2条の業務を行うに当たっては、同条第1項各号に掲げる事務及び同条第2項の業務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第49条の2第2項第8号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。

税理士業務のデジタル化が進む中で、税理士事務所は業務の効率化を図るための ICT ツールを積極的に導入する必要がある。

これらのツールは、データの管理や処理を迅速化し、ミスを減少させるため、税理士事務所の業務の生産性を大幅に向上させることができる。

また、税理士法改正に伴い、税理士の業務に関する情報のデジタル化が求められる場面も考えられる。これには、顧客情報や業務記録を電子的に保存し、必要に応じて迅速にアクセスできる体制の整備が必要である。このようなデジタル化により、業務の透明性が高まり、顧客とのコミュニケーションもスムーズに行えるようになるのではないだろうか。

一方で、デジタル化に伴うセキュリティの問題も重要である。顧客の個人情報や財務データを取り扱う税理士は、サイバー攻撃やデータ漏洩から守るために、十分なセキュリティ対策を講じる必要がある。これには、暗号化技術の導入や、定期的なセキュリティチェック、さらに、職員全体のセキュリティ意識を高めるための教育も重要である。

税理士法の改正により、税理士に対する情報提供義務が強化される可能性もある。そのため、税理士は最新の法令や規制に常に対応できるよう、情報収集と研修を継続的に行う必要がある。ICT ツールを活用して、法律や規制の変化に即座に対応できる体制を整えることが求められる。

また、税理士に限らず、テクノロジーの進展に伴い、各分野の専門職には高度な情報リテラシーとリスク管理能力が求められるようになっている。特に AI の急速な普及は、企業における対応方針の明確化を迫っている。

日本企業における AI ガイドラインの整備は、AI の活用が急速に進展する中で、企業の成長促進とリスクの適切な管理という観点から、ますます重要性を増している。例えば、富士通は「Fujitsu 生成 AI 利活用ガイドライン」を策定し、文章作成やプログラミング、画像・動画の生成など、多岐にわたる業務への AI 導入方法と、誤情報の拡散、バイアスの影響、著作権の侵害、個人情報の漏洩といったリスクへの具体的な対応策を明示している。このようなガイドラインの整備により、従業員が安心して AI を活用できる体制が整い、業務の効率化や生産性の向上につながっている。さらに、日産自動車やソフトバンクでは、社内で AI チャットや分析ツールを導入する際に、AI の活用ルールや運用ガイドラインを

策定し、現場の担当者が迷わず活用できる環境を整備している。こうした取り組みによって、業務の効率化やコストの削減、さらにはサービスの質の向上といった具体的な成果が生まれている⁶⁹。

このような企業の取り組みは、税理士業界においても非常に参考になる。税理士業務にAIを導入し、記帳や申告書の作成、顧客対応などが自動化・効率化される一方で、個人情報漏洩、説明責任の所在といった新たなリスクが懸念される。そのため、税理士事務所においても、AIを活用する目的や対象業務、責任範囲の明確化、データの取扱い、従業員への教育などを明文化したAIガイドラインの整備が欠かせない⁷⁰。

AIガイドラインが整備されていれば、税理士自身はもちろん、スタッフも安心してAIを業務に取り入れることができ、業務の質や顧客からの信頼を維持しつつ、法令遵守の徹底も可能となる。AIの利便性を最大限に活かしながら、誤情報や情報漏洩といったリスクを最小限に抑えるためにも、税理士業界におけるAIガイドラインの策定は、もはや喫緊の課題と言える。

3. 事務所設置と使用人等監督義務規定の見直し

(1) 事務所設置規定の見直し

今までは税理士事務所の「事務所」とは、継続的に税理士業務を行う場所で、外部表示の有無、設備状況、使用人の有無など物理的な事実で判断されていた。改正後は、「税理士業務の本拠」と定義し、判定基準は「外部に対する表示」に限定され、設備や使用人の有無は判定要素から除外された。（図表2-3-2参照）

【図表2-3-2】事務所設置規定の見直し

【見直し内容】
① 税理士の業務のICT化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判定基準に、応接設備や使用人の有無といった物理的事実を用いないこととする[R5.4.1施行]。
② 併せて、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るための運用上の措置を講ずる[R5.4.1施行]。

出典：日本税理士会連合会ホームページ「税理士制度の見直しについて」

今回の事務所設置ルールの変更は、運用上の対応のため通達の改正のみが行われている。その改正の内容は、次のとおりである。

税理士法 40 条

（事務所の設置）

税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第4項において同じ。）を除く。次項及び第3項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。

- | |
|---|
| <p>3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。</p> <p>4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。</p> |
|---|

新通達

税理士法基本通達 40－1

(事務所)

法第40条第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するものとする。

この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれることに留意する。

旧通達

税理士法基本通達 40－1

(事務所)

法第40条に規定する「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。

また、法40条1項の規定では、「税理士業務を行うための事務所を設けなければならない」と規定しているが、その事務所の概念について、旧通達では「継続的に税理士業務を執行する場所」としていたが、新通達では「税理士業務の本拠」という考え方が採用された。⁷¹⁾

なお、税理士事務所の本拠とは「税理士等が自己所有又は賃貸借契約などにより自らの管理下とする場所のうち、税理士業務を執行するための場所として、外部に対する表示が行われた場所⁷²⁾」である。

また、これまで事務所該当性の判定基準とされてきた、外部に対する表示、設備の状況、使用人の有無等については看板等物理的な表示やホームページへの表示のほか、契約書等に記載することで判断することとされた。

ただし、この場合外部に対する表示がなければ二ヶ所事務所に該当しないかという問題が生じる。このことから新たに税理士法基本通達 40－2 二ヶ所事務所の禁止が新設され、税理士法基本通達 40－3 税理士である公認会計士の公認会計士事務所について修正後、条項番号が繰り下げられた。

【図表2-3-3】事務所設置規制の見直し

	現行制度	見直し(案)
法律上の規定	税理士は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。また、複数設けてはならない。	
「事務所」の捉え方	定義:「継続的に税理士業務を執行する場所」 ←判定基準:外部に対する表示の有無、 応接設備の状況、使用人の有無 等	定義:「税理士業務の本拠」 ←判定基準:外部に対する表示の有無 設備や使用人の有無といった物理的事実による判定を行わないこととする。 → 業務の場所・形態にとられない働き方を促進。
※ 併せて、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るため、日本税理士会連合会と連携し、使用者税理士による監督義務に関する法令解釈や指針を定める等、運用上の措置を講ずる。		

出典：『税経通信 2022年7月号』78頁図解（税務経理協会 2022）

税理士法基本通達 40-2

(二ヶ所事務所の禁止)

法第40条第3項の「税理士事務所を二以上設けて」いる場合とは、例えば、自宅以外の場所に税理士事務所を設け、40-1の「外部に対する表示」をしている状態で、自宅においても40-1の「外部に対する表示」をして税理士業務を行っている場合などをいう。したがって、自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っていても、その場所に40-1の「外部に対する表示」に係る客観的事実がなく、法第40条第1項に規定する「税理士業務を行うための事務所」と判定される状態でない場合には、税理士事務所を二以上設けている場合には該当しない。

税理士法基本通達 40-3

(税理士である公認会計士の公認会計士事務所)

税理士である公認会計士が、税理士事務所のほかに公認会計士としての事務所を有する場合、その事務所が、外部に対する表示に係る客観的事実によって税理士事務所であると認められるときは、法第40条第3項の規定に抵触するものとして取り扱うこととする。

法40条3項では、「税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない」と規定している。ここで「税理士事務所」とは、継続的に税理士業務を行う場所のことであり、その判定は主に「外部に対する表示」の有無によって行われる。具体的には、看板やウェブサイトへの連絡先掲載、契約書への記載内容などが該当する。

「したがって、自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っていても、その場所についての外部に対する表示がない場合には、二ヶ所事務所には該当しない。⁷³⁾

つまり、使用人の有無や設備の状況にかかわらず、外部に対する表示がなければ二ヶ所事務所には該当しない、ということになる。

(2) 二ヶ所事務所の禁止の課題と対策

税理士が二か所以上の事務所を設けることは、法40条3項により禁止されている。ただし、「二ヶ所事務所」と判断されるのは、本拠となる事務所以外の場所で「外部に対する表示」がされている場合に限られる。

ただ、現在は「〇〇〇税理士事務所□□□分室」、「〇〇〇税理士事務所□□□オフィス」など税理士事務所と誤認されるおそれのある外部に対する表示がなされている場合は、税理士事務所と判定される⁷⁴ことになる。

これは「税理士や税理士法人という文字が使用された表示は税理士事務所であるとの誤認を与える可能性が高いことから、外部に対する表示に該当すること⁷⁵」になるためである。

また、税務会計事務所など屋号を看板や名刺、ウェブサイト上で使用している場合が多くある。この場合も、「外部に対する表示に「税理士事務所」の6文字がなくても税理士事務所と認識されている状況にあるのが現実であり、外部からの誤認を避けるためには、「〇〇税務会計事務所」などといった屋号表示であっても本拠以外の場所で使用することは避けるべきである⁷⁶」ため注意が必要である。

(3) 使用人等に対する監督義務

事務所該当性の判定基準の変更により、使用人等は、税理士及び税理士法人の社員が業務を行う場所と異なる場所で業務を行うことが可能となることから、登録された税理士事務所(本拠)以外の場所において、使用人等を勤務させることが可能になった。しかし、このことにより使用人等による非税理士行為やその加担の問題についての懸念が生じることとなるため、使用人等監督責任の重要性が増すこととなった。そのため新規の通達が新設されている。

税理士法 41 条の 2

(使用人等に対する監督義務)

税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

なお、税理士法については改正が行われていない。

税理士法基本通達 41 の 2 - 1

(使用人等に対する監督責任)

税理士の使用人その他の従業者(以下「使用人等」という。)に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が業務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技

術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。

(1) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法

(2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

このように「税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはなく、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより適切に監督が行われているときには、その監督義務が果たされていると判断されることが、法令解釈通達上明確化⁷⁷⁾」された。

その一方で、税理士・税理士法人の使用人等に対する監督義務の適正な履行が重要となるが、その義務は使用人等の業務執行の場所を問うものではなく、使用人等が本拠以外の場所で業務を行う場合でも税理士事務所における税理士又は税理士法人の監督下にあることが求められる。

その中で税理士又は税理士法人の使用人等に対する監督が明確に行われている状態とは、テレワークの場合、「使用人等の自宅（自宅以外の場所でのテレワークを含む）での業務の実施に当たっては、非税理士行為を防止する観点からの「一定の制御」ができているかどうか極めて重要になる。⁷⁸⁾

次の【図表2-3-4】のようなシステムが組み立てられていることで、使用人等に対する監督義務が果たされていると捉えることは可能であるとしている。

【図表2-3-4】使用人等に対する監督義務

①自宅で業務を開始する際の確認	●システムログイン、ログアウトの際の確認を税理士又は税理士法人が行うような機能を加えることなど。 ●使用人等の自宅での業務記録（ログ）を保存し、税理士又は税理士法人が確認できるような機能を加えることなど。
②自宅で行うことができる業務を制限	●特に税務書類作成業務の補助業務について、税理士又は税理士法人の確認を経てからでないと申告事務に入れないような機能を加えることなど。 ●自宅における使用人等の非税理士行為を防ぐため、税務書類等の印刷、電子送信を自宅においてできない機能を加えることなど。
③新規顧客登録事務の制限	●新規顧客の登録事務を制限すると、当該事務は税理士事務所で行えなくなり、非税理士行為等の防止に相当程度期待できる。

出典：『税経通信 2022年7月号』85頁図解（税務経理協会2022）

(4) 使用人等の監督義務の課題と対策

使用人やスタッフの業務に対する監督が形式的になりがちで、実際の業務が適正に行われているかの確認が不十分になる可能性がある。これは、監督体制が不十分であったり、税理士自身の負担が大きかったりすることが考えられる。

税理士に対して使用人やスタッフのすべての業務に対する責任を負わせることが、実際には困難な場合があり特に業務が複雑化する現代において、監督が過剰であると感じる税理士もいる。

使用人やスタッフに対する教育や研修が不十分な場合、税理士がその業務を適切に監督することが難しくなる可能性があるため監督義務の実効性を低下させる要因となる。

これについて使用人やスタッフの業務に関する監督に対する対策としては税理士が定期的にスタッフの業務をチェックする仕組みを導入し、業務の質やコンプライアンスを確認すること、また、スタッフに対して定期的なフィードバックを行い、業務の改善点や成功事例を共有することが必要である。

例えば業務日報を税理士がいつでもどこでも確認できる仕組みを作り、使用人やスタッフにはその日あったことを日報に全て記載するようにしてもらう。

これを行うことで何の業務にどれくらいの時間がかかったか、関与先ごとの業務内容や相談事項などを確認することが出来る。また、これらの内容について検索機能があれば各部門がどんな動きをしているのか、各担当者が何を思って仕事をしているかを把握することができる。

使用人の適切な管理とモチベーションの維持も重要な課題である。労働環境が整備されていない場合、スタッフの効率が低下し、モチベーションが下がる可能性があるため労働環境を改善し、適切な労働条件を提供することで、スタッフのモチベーションを維持することが必要である。

不正行為や法令違反への対応も重要な課題である。使用人による不正行為や法令違反が発生した場合、税理士が適切に対応できないと業務の信頼性が損なわれる。そのため不正行為や法令違反を早期に発見できる仕組みを作ることが必要である。また、法令遵守のためのコンプライアンスプログラムを実施し、スタッフに対する教育や監督を強化することが必要である。

税理士には業務管理ツールやソフトウェアを導入し、業務の進捗や成果をリアルタイムで監視・管理する仕組みを整えることが求められる。業務のデジタル化を進め、効率的なデータ管理や業務の追跡を可能にすることで、監督の実効性を高めることができる。

また、使用人やスタッフの業務に対する責任について明確でない場合、業務の不正確さやミスが発生する可能性がある。この対策については、税理士事務所内の業務マニュアルや手順書を整備し、使用人やスタッフに対して明確な業務範囲と責任を示す必要がある。加えて、業務の進捗や成果を確認するためのチェックリストを導入し、定期的に確認することで、業務の精度を高めることが可能である。

さらに使用人やスタッフに対する教育と研修の不足も挙げられる。使用人やスタッフが十分な知識やスキルを持っていないと、業務の質が低下する可能性がある。この問題を解

決するためには、税理士事務所が定期的に教育・研修プログラムを実施し、税務に関する最新の知識や技術を提供する必要がある。日本税理士会連合会や各単位会との連携を強化し、専門的な研修やセミナーを活用することで、スタッフの専門性を高める支援を行うことが不可欠である。

II 税理士業務のデジタル化の考え方

I 税理士法改正と ICT 化への対応で述べてきた通り、税理士業務のデジタル化が進む中で税理士事務所は業務の効率化を図るための IT ツールを積極的に導入する必要がある。しかし、デジタル化への対応は税理士事務所にとって必須であるとはいえ対応するための負担は大きく、そのため今後税理士としての活動に不安を感じがちである。だが、同時に IT ツールを導入し税理士事務所の業務の生産性を大幅に向上させることができれば税理士業務を広げるための大きなチャンスでもあると考えられる。これからの税理士の役割を考えていく上で他税理士事務所の事例などを参考にデジタル化への対応を徐々に進めていくには良いタイミングである。以下では税理士業務のデジタル化の考え方、現状での税理士事務所でのデジタル化の事例や IT ツール・AI の活用事例に触れていく。

まず、税理士業務のデジタル化について考察してみる。

第1章第2節で述べられている通り、日本社会のデジタル化の現状としてはモバイル端末が普及しており、「インターネットショッピング」や「支払い・決済」、「地図・ナビゲーション」、「情報検索・ニュース」、「動画配信」等の様々な分野でのサービスが国民の日常生活に浸透している。一方、中小企業で DX に取り組んでいる割合は令和3年度経済財政白書では1割弱でありデジタル化が遅れているといえる。そして、少子高齢化等の深刻な社会課題を抱える我が国において生産性を向上させるには、アナログで行っていた業務をデジタル技術の活用によって、新たなビジネスモデルの構築や業務効率化などを実現することが不可欠である。

税理士事務所の経営に着目した場合、同様に現在の多くの税理士事務所に見られるような労働集約型のビジネスモデルが今後継続していくことは難しいと考えられる。そのために業務効率化と新たなビジネスモデルの構築を目指す必要があるが、新しい価値を創造するための改革余力を生み出すためにデジタルによる業務効率化を行うと考えると整理しやすい。

ただ、業務効率化の際に単に「デジタルツールを導入して使用すること」だけでは不足であり、デジタルツールを有効活用できるように税理士やその顧客の顧問先がこれまでの業務のあり方や組織や文化、提供している商品やサービスの在り方そのものを抜本的に見直すことが必要である。そして新しい価値（商品・サービス・顧客体験）を創造することが今後の税理士業務の指針となるであろう。

ここで、デジタルツールによる自動化・時短をして改革余力を創出するステップ、改革余力を利用し、改革本体を実行するステップと2段階のステップに分けて考え整理する。

1. デジタルツールによる自動化・時短をして改革余力を創出

デジタルによって自動化・時短する時に必要な考え方は、電子化したデータを使い回すことである。そのためには、まずワークフロー分析をする必要がある。ワークフロー分析とは、業務を分析し、分解し、単純化することで機械にわかる形で標準化し、再構築することである。業務プロセス全体を一旦単純化する。その上で電子化したデータを使い回せ

るように、IT ツールを利用することを前提とした再構築することで自動化・時短につながる。

デジタルツールの単体導入を行うだけでは個人の業務や一部署の部分最適化はできても事務所の全体最適化を行うことはできず、生産性の向上も限定的なものとなる。以下ではその一例を紹介する。

ある事務所では業務の生産性を向上させるためにペーパーレス化を行うことにした。使用する IT ツールは業界内でのシェアも高く、操作性に優れており、すぐに利用を開始することができた。ところがペーパーレスで業務を行ったところでは一向に生産性は向上しない。従業員に意見を聞いてみると「紙の資料をスキャンすることで手間が増えた」「紙の資料を画面で見ること慣れておらず、確認がしづらい」「データが個人管理されていてやり取りが面倒」という回答が返ってきた。生産性を向上させるはずが、その効果を感じられず、この事務所のペーパーレス化は失敗に終わってしまったのである。

ではどこに問題があったのだろうか。その問題こそ業務プロセスの重要性を示すものとなる。IT ツールには利用をすればただちに効果を感じられるようなものもあれば、全体で意思統一をして運用ルールがないと正しく効果を享受できないものもある。また、業務のペーパーレス化のような改革を行う場合、ペーパーレスで業務が進むように新たなプロセスを再構築したうえで、その運用を徹底しなければならない。

これによって、部分的には生産性が落ちること（例えば画面上でのチェックが紙に比べて行いづらい等）がたとえあったとしても、プロセス全体においては生産性が向上しているという全体最適化を行うことができるのだ⁷⁹。

まとめると、生産性向上のために最も重要なのは、「業務プロセスを再構築する」という視点であり、そのプロセスは IT ツールを使用することを前提として設計することが重要である。

2. 改革余力を利用し、改革本体を実行

業務効率化が行われ改革余力を確保した後は税理士事務所の方針により様々な新しい価値を創造することができ、提案型・創出型の仕事、仕事の効率化・改善改革、新しい収益源の獲得と投資といったことに関する改革に取り組むことが可能である。その取り組みは必ずしもデジタル化を伴う必要はないが、DX 化の取り組みから派生する価値創造としての取り組みも多く考えられる。

例として、①AI-OCR を利用した新しい時代の記帳代行サービスといった、デジタル技術を活用した新しいビジネスモデルの創出②データと AI を利用した未来予測・企業価値分析サービスといった、データや AI を活用した製品・サービスの高度化③業務デジタル化・働き方改革支援サービスといった、従業員の働き方改革（ペーパーレス、リモートワーク等）④士業・分散・協力型ネットワークの構築で全国規模のワンストップ士業サービスといった、組織の垣根を超えたアジャイルな企画開発体制の構築⑤生成 AI を利用した税務相談チャットボットで 24 時間 365 日相談受付サービスといった、顧客体験のデジタル化による CX（Customer Experience）の革新⑥デジタル人材育成支援、デジタル人材派遣、チ

チャレンジ投資環境の整備といった、企業文化・風土の改革(デジタル人財の育成、試行錯誤を許容する文化の醸成等)など考えられ、様々な方向に価値創造が広がりそうである。

Ⅲ 税理士業務のデジタル化の導入事例

1. IT ツールを導入するための手法

IT ツールを導入する場合、規模や環境の違い、投入できるリソースなどにより導入するまでの過程は税理士事務所ごとに異なる。例えば、導入までの意思決定に関して一人税理士であれば自由に IT ツールを導入するのは容易であり、小規模の税理士事務所であるなら迅速に意思決定することが可能である。しかし、事務所の規模が大きくなるにつれ IT ツールの導入にはより工夫が必要になるなどデジタル化への意識する点についても異なるはずである。そのため、税理士事務所の規模別に具体的な事例を以下にまとめた。

(1) 数名規模の場合

強い覚悟を持って事務所一丸となって DX に取り組み、外部のアドバイザーとも協力し事務所運営を行う。在宅スタッフの管理、スタッフと顧問先の属人的な結びつきからの脱却、情報セキュリティの担保・退職リスクの軽減に、クラウド・IT を活用することが役立った。製販分離を行い管理チームと税務会計チームに分け、顧問先ごとの預かり資料を担当者任せでなく事務所管理とする。生産性の向上を高めるため、すべて管理チームがスキャンして手入力を禁止しデジタルで業務を行なう。そのためのツールやサービスへの投資をして事務所内の IT 環境を整える。

(2) 20～30 名規模の場合

汎用性のある安価なクラウド系ツールの標準機能のみを組み合わせで利用し、IT 専任担当は置かず職員で対応可能な範囲から少しずつ DX を進めた。導入のハードルを下げることを最優先し、職員が成功体験を積み重ねることで DX の定着が促進されることを狙いとしている。IT 専任担当の確保という制約を受けずシステム導入のイニシャルコストが抑えられ、簡単に使うことができ効果を実感ができている。

クライアント企業の黒字化への最大の貢献は「決算の早期化」であると考え数値の早期化の為にクラウド会計を取り入れる。取り掛かりとしてペーパーレスにし、同時に顧問先ごとにばらばらであった業務を標準化した。ペーパーレスへの移行時期にはスキャン作業専任の期間限定パートスタッフを採用し、社員の通常業務への影響を抑えた。少数精鋭メンバーでスタートし、大きく広げていくようにした。理由としては、少数精鋭でスタートすることで習熟のスピードが早くなり、人的リソースも確保しやすい。また、自社の課題業務の効率化に一番大切なのは実際の恩恵を受ける社員の当事者意識でありベンダーや外部コンサルに導入を依頼する場合所員ほど事務所の課題を認識しておらず、何より所員の当事者意識が失われることがデメリットとなるためである。

(3) 100 名超規模の場合

データ化の推進、完全ペーパーレスの推進、テレワークの推進、自動化の推進を DX で推進すべき 4 項目としている。できるだけデータ化できるよう顧客には提案し、データ化に

対応する場合は価格にも反映させている。自動化を推進するためにまずは自動化する業務全体を見直し、間接コストを下げることができないかを検討する。自動化は業務フローや取り入れる手法が複雑化しすぎないように注意している。自動化技術は技術革新が速いため IT チームを作り常に情報収集をしている。組織全体が同じ方向を向いて変化し続けていくために IT に強い技術者を積極的に採用し、自社独自のシステム開発をする。「新しいものは取り入れて当たり前」というカルチャーを醸成する。

IT 専任者を採用する。IT 専任者を所内サポートの為に拠点ごとに置き、事務所内の DX を推進していく体制を組む。IT 専任者は会計業務の補助をさせるなどの今までの職員と同じ業務は一切させずに、自由な発想で体系的なアプローチで事務所の業務の改善を考えさせる。その結果、従来の会計事務所の職員だけでは思いつかなかったアイデアを提案させることに成功した。IT 専任者の仕事の役割が他職員と違うことを全社で共有することで次第に所内に業務の違いを受け入れる風土が醸成できた。

2. IT ツール紹介

現在、様々なデジタルツールがベンダーから提供されており、その利用による業務の効率化は既に多くの事務所が実践し成果を上げている。チャットツールによる顧問先とのやり取りやクラウドストレージによる資料の授受などは、導入後ただちにその効果を実感することができる。

特に近年 SaaS (Software as a Service) が多く利用されている。SaaS はクラウドサービス事業者がソフトウェアを稼働し、インターネット経由でユーザーがアクセスすることによって利用できる仕組みである。代表的なサービスとしては、ビジネスチャットの Slack, Chatwork, Microsoft Teams, LINE WORKS や Web 会議の Zoom, Google Meet などがあり、MoneyFoward クラウドや freee 会計、弥生会計オンラインなどのクラウド会計ソフトも含まれる。SaaS の一般的な特徴として、既に機能として完成されたものをサービスとして利用するので導入が簡単で低コスト、定期メンテナンスや利用拡大に伴うファシリティやインフラの増強などすべてをサービスベンダーが代行するので管理運用が簡単、誰でもいつでもどこからでもアクセスできるという特徴がテレワークに最適であるというメリットがある。しかし、カスタマイズ性が低く、アクセス経路での盗聴などのリスクや公共の場で PC をのぞき見されるリスクセキュリティに注意が必要で、利用環境がネットワークやベンダーに依存するというデメリットも併せ持っている。

RPA (Robotic Process Automation) も業務効率化に与える影響は大きく、定型的なデータの切り貼りが多い税理士業務においてはピンポイントで業務を効率化する有効な手段となりうる。「RPA はこれまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの⁸⁰⁾」で、繰り返し発生する作業を効率化し負担を軽減することを目的としている。RPA は、基本的には設定されたプロセスを、設定された通りの順番で設定された通りに実行することしかできず、なんらかの判断を伴ったり、手順が毎回変わったりするような業務には適していないと言われている。そのため、RPA の導入が著しい効果をもたらすのは単純な作業を複数のユーザー・インターフェースを用いながら複数

システムをまたいで行うような、定型的かつ繰り返し型の作業である。導入したその日から具体的な効果を確認することができるのも RPA の特徴である。

以下では税理士事務所・法人で活用される IT ツールとして活用されることが多いツールを挙げる。

(1) ドキュメント管理ツールの導入（情報の活用準備）

紙出力を行わず紙同様にデジタルデータで処理を行う際に Scansnap（ドキュメントスキャナ）で紙の資料をデータ化し、Docuworks（文書管理・加工ソフト）で加工する。Docuworks はオフィスソフトやイメージファイルなど、さまざまな電子文書を、束ねたり、ばらしたり、付箋を貼ったりと紙の文書を扱うように PC の画面上で電子文書を紙の文書と同じ感覚で操作でき、フォルダを「引き出し」に見立てた階層管理が可能かつオンラインストレージにフォルダを置けば一元管理も可能という特徴がある。

決算後に監査調書を紙ベースで印刷せずにデジタルで作成することで、検索しやすく保管場所が不要などの明確なオペレーションメリットがある。税務調査への対応としても資料抽出がスピーディーに行えるので、調査官が総勘定元帳を精査して気になるところに付箋を貼ったタイミングで手元のデジタルデータを確認して先回りして税務判断ポイントを見直すという利用方法もある。

(2) ビジネスチャットツールの導入（安全な通信手段）

LINE や Chatwork、Slack などのチャットツールを利用することで効率的な連絡方法が可能になる。メリットとしては、情報漏洩リスクの軽減、コミュニケーションの円滑化・活性化、業務の効率化が挙げられる。チャットツールはセキュリティのレベルが高いものが多く管理者の権限でアクセス制限や情報の暗号化やログの管理をできることが情報リスクの低減の理由となる。また、メールと比較して宛先の指定や形式的なあいさつ文を挿入するなどの手間がかからず、電話や対面と違いリアルタイムである必要がないことからコミュニケーションのハードルが下がり円滑化と活性化につながる。そして、チャットルームを設け、情報を一元的に集約することで情報共有の手間が省け、検索機能やタスク管理の機能などもあることから業務の効率化となる。

(3) クラウド会計サービスの導入

MoneyForward クラウドや freee 会計などのクラウド会計サービスは従来型のパッケージ型会計ソフトと比べ以下の点が特徴となっている。

クラウド環境上にデータがあるのでインターネット環境さえあれば場所を問わずどこからでもアクセス可能である点がメリットである。またクラウド会計以外でも対応できるソフトは多くなったが、API 連携により各金融機関等から取引明細を取得して明細情報を仕訳として取り込み AI を活用することで過去情報を参照し、ほとんどの仕訳がほぼ自動で作成されることで仕訳作業についてかなりの省力化が図られている点もメリットである。一方、インターネット環境に依存しており、トラブルが発生してインターネットが利用できなくなれば作業が停滞してしまう点、及びインターネットの接続環境に依存する部分が大きく画面変更へのタイムラグが感じられるため操作性で劣る点に関してはデメリットと

いえる。また、自動で作成される仕訳は過去に入力した仕訳を参照して生成されるだけなので正しい仕訳であることを確認する必要がある点に注意する必要がある。

IV AI の特性・利用方法および注意点

1. AI の状況

2022 年 11 月に OpenAI 社が開発したテキスト生成 AI「GPT-3.5」を活用したチャット形式の Web サービスが公開され、汎用的な対話 AI として公開後すぐに大きな注目を集め、現在でも更なる改良が行われている。AI は文章の作成や情報の整理だけではなく、プレゼン資料や画像・動画の作成やプログラミングの作成など幅広く活用できるようになっており、様々な AI を活用したサービスが生み出され日々進化している状況となっている。

ここで重要なことは、生成 AI が素人でも簡単に安価に高品質な文章、画像、音楽等を手に入れることができるツールとなっていることで、税理士のあり方にまで深く関わってくると想定されることである。関与先が税理士に質問する前に AI で質問内容を確認してから問い合わせることが近い将来日常となるかもしれない。その際に AI 以上の価値を提供できない税理士の存在価値はどのようなものになるのであろうか。関与先の状況や業界の慣行、税務実務を押さえたうえで総合的で、より深い情報提供を行う必要が出てくるはずである。

2. 生成 AI の利用方法

税理士事務所に限らず、生成 AI は業務において様々な状況で活用されているが、税理士事務所で生成 AI をどのように活用するか検討する。主に下記項目において活用できるであろう。

(1) 情報収集・整理

顧問先の業務形態などについて理解を深め、その業界に関する知識や慣行などの周辺情報を得てより深い情報提供が出来るよう情報収集・整理をすべきであるが、生成 AI を活用すれば短い時間と少ない労力で目的を達成できる。生成 AI に対しては気兼ねなく理解するまで何度も質問することが可能であり、大量の情報を要約させることで情報の整理が可能である。翻訳も得意であり海外の情報でも言語の壁が障害とならず情報収集ができる。また、情報収集に特化した AI を活用したサービスも出てきている。そのため、事実関係については AI が誤った情報を生成することに注意しなければならないが、情報収集のあたりを付けることにおいて優秀であるため、今後は生成 AI を使う税理士と使わない税理士の情報格差が加速度的に拡大することになると考えられる。

(2) 情報分析

生成 AI は情報分析や予測も得意であり、経営分析、経営予測(シミュレーション)、経営改善提案のほか、与信管理や分析、融資や補助金の申請の際に提出する事業計画書の策定やその支援等、新しい業務の開拓も可能になる。

(3) 業務一般

税理士事務所の業務に限らず、生成 AI を業務に活用する方法は発想次第で無限に存在する。

- ・顧客に対する挨拶文や回答文などの草案作成
 - ・文章の形式チェックやまとめ直し
 - ・契約書の草案の作成や簡単なリーガルチェック
 - ・研修や説明資料などの骨子の作成
 - ・生成 AI で画像や音楽を作り事務所の発行物や HP 等に利用することでブランディングなどに利用する
- など利用の幅は広い。

(4) 税理士事務所での生成 AI の活用事例

1 つの事例として、提案や相談対応やヒアリングなどの難易度が高い業務に生成 AI を活用するという事例がある。上記の難易度が高い業務には様々な知識や情報のインプットが重要になってくる。法律知識や定型の情報に対してはマニュアルを作成することで対応し、一般教養や市場・業界の情報に対しては生成 AI との相性が良いため生成 AI を活用する。

具体的に、打合わせの議題を作成する際において生成 AI を活用することができる。期中や決算前後の打合せなどのタイミングに応じた打合わせの事務所ルールを生成 AI に学習させ、その上で顧客の定性・定量情報を生成 AI にインプットすることにより効率よく議題案を出力する。

また、顧客へ提案する際にも生成 AI を活用する。財務情報から生成 AI に顧客の問題点を回答させ、人が顧客へのヒアリングを通じて課題を特定する。その後、課題解決のためのアクション案を生成 AI に回答させ、回答内容を参考に人が複数検討・選定を行う。そうすることにより重要な顧客への提案を効率化できる。

ただし上記のように活用する際には、顧客情報を生成 AI にインプットする際のフォーマットの作成、社内ルールに落とし込み、社内でプロンプトのテンプレートを用意するという事前準備が必要となり、相応の負担となる。

3. 生成 AI の利用の注意点

機械学習の主要な特性として生成 AI を利用する際に具体的に発生する問題点として、生成 AI は確率的にもっともらしい回答をするだけで事実に基づかない回答をすることがあるという「嘘 (Hallucination)」が発生すること。また、生成 AI が機械学習でパターンを見つけ出すために使われるデータの集まりをデータセットというが、そのデータセットに含まれるデータの偏りが出力にそのまま反映され幅広く学んだモデルであっても意図的に出力の傾向を変えることができる「バイアス」が発生すること。そしてデータセットに含まれていた個人情報を出力してしまう可能性や、人が好みそうな回答をするよう追加学習されている問題点があるため生成 AI を利用する際には注意が必要である。

また、AI を利用する場合には入力した顧客データなどの情報が生成 AI のサービスの改善に利用され外部へ情報が流出してしまう恐れがある。そのため守秘義務の観点からオプ

トアウト(ユーザーの入力データをAIの学習に利用しないという、サービス改善への利用拒否)を行うなど対策を講じる必要がある。

V 税理士業務のデジタル化の課題

税理士業務のデジタル化が進むことにより、下記のような新たな課題も発生している。

1. データ管理と情報セキュリティ

税理士の守秘義務は税理士法によって定められており(税理士法 38 条秘密を守る義務、54 条税理士の使用人等の秘密を守る義務)、業務上知り得た情報に関する取扱いに気をつけなければならない。デジタルデータで記録される昨今、特にデジタルデータへのリテラシーを高める必要がある。データのアカウント管理やアクセス管理を行うことが重要である。

事務所にサーバーを置きリモートワーク時にはサーバーの仮想化環境に入り業務を行うことで、在宅勤務用に貸与している PC にダウンロードデータが残らないようにするほか、ログ管理を行うことで退職時のデータ抜き取りへの抑止力とすることや、Web や電話での面談内容をレコーディングすることによって管理する事例も見られた。

2. デジタル人材の育成と確保・デジタル投資の拡大と費用対効果

今後さらにデジタル人材に対する重要性が高まり、需要が高まっていくと考えられ、採用も困難になる可能性がある。大規模税理士事務所ではデジタル人材としての採用、育成をすることによって対応することが可能であるが、小規模事務所ではデジタル専門の人材を抱える余力がないことが想定される。外注化をする、もしくは職員のデジタル人材への育成を行うにしても以前と比較して相当のコストをかける必要があると考えられるため、経営陣の判断が必要である。

デジタル投資全般に関しても投資額は大きくならざるを得ない。デジタル投資の生産性を判断し、自前でシステム開発をする。一方、SaaS などの安価で高機能のサービスも数多くあるため、生産性を考慮し効果的に組み合わせる対応も選択肢となる。

3. 使用人等に対する監督義務(テレワークやサテライトワーク)

I で検討した通り税理士業務のデジタル化によるテレワークやサテライトワーク化により、更に使用人の適切な管理とモチベーション維持が課題となる。スタッフ管理の効率化や労働環境の整備、スタッフへの教育など様々な対応が必要になるが、運用する際には情報セキュリティ対策や在宅業務のガイドラインの作成が有効であると考えられる。例えばサン共同税理士法人では IT 技術を導入して情報セキュリティー対策をした上で、テレワーク勤務の目的及び 15 項目の概要が記載されているテレワーク運用ガイドライン⁸¹を公開している。

VI 小括

本章で見てきた通り、税理士が ICT を積極的に活用することは納税者の利便性を高めると同時に税理士業務の生産性を上げることにつながり、税理士が ICT を活用することのメリットは大きい。しかし、同時に新たな課題が発生し、税理士が新たな対応を取る必要が発生している。さらに新しい IT ツールが日々開発され AI の進化も激しく取り入れていくための負担も少なくない。

デジタル化による税理士の役割の変化の考察については後の節にて検討するが、税理士がどのような役割に移り変わるとしても IT ツールを取り入れることは必須であると考えられ、デジタル化への対応にも一定のエネルギーを割く必要がある状況となっている。

第4節 税理士制度は必要か～税理士の将来的な存在意義について～

2013年9月に発表された英国オックスフォード大学の研究者カール・B・フレイとマイケル・A・オズボーンの共著による論文⁸²(以下「オズボーン・レポート」とする)において、「10年後なくなる職業」として税務申告代行者(Tax Preparers)が挙げられて久しいが、税理士はいずれAIなどに代替され、消えていく存在なのであろうか。

本稿では、次の3つの視点を通して税理士の将来的な存在意義について論じることとする。

I 税理士制度創設の背景

第二次世界大戦後に税理士制度が創設されることとなった背景を、明治期の税制改正までさかのぼり、歴史と立法の面から検証する。

II 申告納税制度における税理士の役割

申告納税制度下において税理士に課せられている役割を税理士法等の法律面から検証し、現代における税理士の社会的な位置づけについて考察する。

III もしも税理士制度がなくなったら～DXと税理士の未来～

今後、国税庁主導によるDX(デジタル・トランスフォーメーション)が進み、税理士制度が廃止されたと仮定した場合の問題点について検証する。

I 税理士制度創設の背景

1. 戦時下における増税・新たな税の創設(明治初期～昭和15年)⁸³

明治初期における税制は、従来の税制度を踏襲したものであったため地租を中心としたものであった。明治20年に初めて所得税⁸⁴が創設されたが、個人の商工業者のみが対象で税率も低かったため大きな混乱は起きなかった。

明治27年の日清戦争後、国家予算規模は急激に増大した。この財源確保のため、明治29年に新たに「営業税」⁸⁵を賦課することとなり、商工業者は小規模な者を除き広く課税されることとなった。明治32年、所得税法の改正が行なわれ、法人に対する課税が開始された。明治37年2月に日露戦争が勃発し、政府は戦費調達のため同年3月「非常特別税法案」を議会に提出し可決された。この非常特別税法⁸⁶により営業税はさらに重課され、従来は課税対象外であった小規模な商工業者についても課税の対象とされた。また明治38年には非常特別税の一環として相続税が新設され、納税者の数はさらに増えることとなった。

現在は申告納税制度が採られている所得税、法人税及び相続税であるが、当時は政府が税額を決定する賦課課税方式であったため、納税者は課税標準決定のための諸資料を税務署に提出することとなっていた。多くの納税者は自力で提出資料を作成することが困難であったため、税務署提出書類作成を代行する職業(以下「税務代理業者」とする。)が自然発生した。

この税務代理業者は納税者の代行をするという意味では有用な面もあったが、報酬として多額の金銭を要求したり、納税者の知識のなさにつけこんで税務官庁に対する不要な紛争をけしかけ、その解決のためと称して報酬を要求するなど、さまざまな問題が起きた。

悪質な税務代理業者を規制する法的な仕組みがなかったことから、明治45年に全国に先駆けて大阪府が、税務代理業者に対して一定の規制をする「大阪税務代弁者取締規則⁸⁷⁾」(以下「取締規則」とする。)を制定した。この「取締規則」は、税務代理を行なうことができる者を「税務代弁者」として所轄警察署長の許可制とし、不正行為を行なうおそれがある者に対しては許可をせず、許可を受けずに業務を行った者は拘留又は科料に処することなどを定めたものであった。

これに対して国が税務代理業者を規制する動きは鈍く、西日本計理士会⁸⁸⁾などから悪質な税務代理業者排斥のための建議書が2度にわたり提出されたのを受け、昭和8年によりやく議員立法として「税務代理人法案⁸⁹⁾」が提出された。この「税務代理人法案」は試験制度を導入し合格者に対して税務代理人の資格を付与することを定めるなど、現在の税理士制度に近いものであったが、衆議院において賛成多数に至らず法案は不成立に終わった。

年表

明治20年 『所得税法』が創設される

同27年 日清戦争

同29年 『営業税法』が創設される

同32年 『所得税法』が改正され、所得税の一区分として法人に対する課税を追加

同37年 日露戦争

同38年 『相続税法』が創設される

同45年 『大阪税務代弁者取締規則』が制定される

昭和8年 税務代理人法案が提出されるが、衆議院を通過できず廃案になる

昭和15年 『法人税法』が創設され、法人に対する課税が独立した税目となる

2. 税務代理士の誕生(昭和16年～昭和19年)

昭和16年12月の太平洋戦争開戦を受け、昭和17年1月に政府は「膨大な臨時軍事費特別会計の追加予算(筆者補足：前年度に比べ60%増の約180億円)の財源に充てるため(中略)直接税を中心とする大增税を行なうこととし、これに必要な税法改正案を提出⁹⁰⁾」した。この増税は戦費調達を目的としたものであり軍部の強い要請を受けていたため、法案提出から1ヶ月弱という異例の速さで成立した。

これと同時に税務代理士法案が提出、可決された。税務代理士法は、税務の代理業務を行うものを税務代理士に限定し、税務代理士となる資格を有する者(弁護士、計理士、学識経験者等)は税務署長を経由して申請し、大蔵大臣の許可を得なければならないと定めるものであった。こうして国として初めて税務代理業者を規制する法律が制定されたのである。

衆議院の審議で税務代理士法⁹¹の立法趣旨を問われた池田勇人政府委員は、「従来の無統制の税務代弁業者に税務官庁と納税者との間を斡旋せしむることは非常に危険があるので、税務代理者としての品位を保持し、一つは税務官庁の補助機関たる心構えをもって（下線筆者）納税思想の宣伝普及に努めてもらい、又他は納税者の善良なる指導者となって納税者の権利を正当に擁護するために設けた⁹²」との答弁をしている。

税務代理士法には、いわゆる脱税相談を行なった場合「二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下の罰金に處ス」との罰則が設けられた。この規定は脱税を企図したこと自体に対する罰であるため、脱税が未遂であっても科される。懲役刑の可能性があると罰金 3000 円は非常に高額（当時の公務員の初任給は 75 円程度）であること等から、法律審議の過程で「きわめて苛酷」であるとして一部で問題視⁹³されたが、削除されなかった。

そもそも税務代理業者を国が急遽法制度化したのは、増税分を確実に徴税するために使役することが目的であったからとみられる。貴族院で行われた税務代理士法案提出の理由説明で当時の大蔵大臣が、税が国家財政上重要なものであること、今後も増税が予想されることを述べたうえで、次のように発言している。

「是等のもの（筆者補足：税務代理士のこと）に対する取締りの徹底を期し、之により戦時に於ける税務行政の円滑な運営に資せむとする⁹⁴」

このように税務代理士が創設された目的や課税庁との関係性等を鑑みると、税務代理士が現在の税理士制度の前身であると言うにはやや違和感がある。むしろこの税務代理士制度に対する反省があったからこそ、次項で述べる税理士制度創設につながったものと考えられる。

年表

昭和 16 年 12 月 太平洋戦争開戦

同 17 年 2 月 『税務代理士法』が公布される

（筆者補足：税務代理士法は昭和 17 年の制定から昭和 26 年に廃止されるまで計 3 回改正⁹⁵されたが、いずれも用語の変更などの軽微な内容であり、制度の根幹にかかわる大規模なものではなかった。）

3. 申告納税制度を担う税理士制度への転換（昭和 20 年～昭和 26 年）

第 2 次世界大戦終結後、日本国憲法の施行に伴い、所得税、法人税及び相続税が従来の賦課課税方式から申告納税制度に移行した。この申告納税制度は「第一次的に納税者自身が税法に基づいて自ら課税標準と税額を計算し、これを申告して納付するもの⁹⁶」であり、「国民主権主義理念の税制面における決意の表明⁹⁷」であるとされた。

昭和 24 年 5 月に連合軍総司令部（以下「GHQ」という。）の招きにより、アメリカのコロンビア大学、カリフォルニア大学等の経済学・法学などを専門とする学者を中心に構成された 7 名の使節団（以下「シャウプ使節団」とする。）が来日した。

シャウプ使節団は約 4 ヶ月にわたって日本の従来の税制を精査し、恒久的な制度構築のための重要な勧告（以下「シャウプ勧告」という。）を行った。

「シャープ勧告は、国と地方を通ずるわが国の税制全体の長期的なあり方を勧告しているが、その基本方針は①公平な租税制度の確立、②租税行政の改善、③地方財政の強化、の3点に要約することができる。」(金子宏『租税法』より⁹⁸⁾)

シャープ勧告はその序文でも述べられている通り、単に当時の日本が必要としていた税収を確保するためだけではなく、恒久的で納税者間の公平に配慮した理想的な税制を目指したものであった。シャープ使節団の構成員は、全国的な実地調査や納税者や税務職員との懇談などを精力的に行い、税務行政の執行面も考慮した実効性のある提言をまとめた。

税務代理士については、シャープ勧告(第一次報告書)付帯問題E「納税者の代理(Taxpayer Representation)⁹⁹⁾」に言及があり、公平な課税制度に不可欠なものであるが、現状の税務代理士制度は改善が必要との見解を示している。

「税務官吏に対する職業的立場からする納税者の代理業務は、現在税務代理士によって取扱われている。(中略)納税者の代理を立派につとめ、税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見識の広い職業群が存在すれば適正な税務行政は容易に生れるであろう¹⁰⁰⁾」

「適正な税務行政を行うためには、納税者が税務官吏に対抗するのに税務官吏と同じ程度の精通度をもってしようとすれば、かかる専門家の一団の援助を得ることが必要である。(中略)これらの専門家団のサービスが充分に利用できないとすれば、納税者は、税務官吏の避け得られない誤謬に対してその地位を適当に保持することが不可能となるであろう¹⁰¹⁾」

このため「税務代理士階級の水準が相当に引き上げられることが必要である⁹⁹⁾」とし、「税務代理士の資格試験については、租税法並びに租税および経理の手續と方法のより完全な知識をためすべきである⁹⁹⁾」として、試験制度により資格認定すべきとの提言をした。税務に関する専門家集団は必要であるとしながらも、現状(税務代理士制度)では不十分であるため、抜本的な制度改革が必要との見解を示したのである。

当初、日本側は税務代理士を存続させる方向で税務代理士法改正の準備を進めていたが¹⁰²⁾、これにGHQが難色を示したため、税務代理士法は廃止され、新たに税理士制度が創設された。

年表¹⁰³⁾

昭和20年8月 第2次世界大戦終結(ポツダム宣言受諾)

同20年11月 税務代理士会は大蔵省外郭団体として存続する方針と内示される

同21年8月 税務代理士の税務署職員任官希望者を募る件が内示される。

同21年11月 『日本国憲法』公布(翌22年5月施行)

同22年3月 『所得税法』『法人税法』『相続税法』が全面改正され、

課税方式が従来の賦課課税方式から申告納税方式に変更される

同23年7月 『計理士法』が廃止され、同日に『公認会計士法』公布(8月施行)

同24年5月 シャープ使節団来日

同24年8月 「シャープ使節団日本税制報告書」発表(第1次シャープ勧告)

同 25 年 7 月 シャウプ使節団再来日

同 25 年 9 月 第 2 次報告書発表(第 2 次シャウプ勧告)

同 26 年 6 月 『税務代理士法』が廃止され、同日に『税理士法』公布(7 月施行)

Ⅱ 申告納税制度における税理士の役割

わが国において税と呼ばれるものは、課税主体が国である国税、課税主体が地方団体である地方税の二つに大別され、令和 7 年 5 月現在、国税 24 種類、地方税 23 種類の合計 47 の税目¹⁰⁴が存在する。この 47 税目のうち印紙税、登録免許税、関税、地方税の一部を除くすべての税目が税理士の業務の対象範囲¹⁰⁵である。本稿ではこのうち国税と税理士のかかわりを中心に論じる。

1. 申告納税制度について

国税の納付すべき税額を確定する方法は、国税通則法 16 条において「申告納税方式」と「賦課課税方式」のいずれかの方式によることとされている。

申告納税方式は、「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則(国税通則法 16 条 1 項 1 号)」とするものであり、「税額の確定権¹⁰⁶」が納税者にあるという点が大きな特徴であると言える。本稿の I で取り上げたように、わが国における申告納税制度は、第二次世界大戦後に民主主義制度(日本国憲法における国民主権等)のもと導入されたものである。納税者の申告により税額が確定する課税方式であり、自主申告が尊重される制度であると言える。現在、所得税、法人税、相続税、消費税などをはじめとする国税のほとんどの税目において、申告納税方式が採用されている。

これに対して賦課課税方式は「納付すべき税額がもつぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式(国税通則法 16 条 1 項 2 号)」であり、税額の確定権は課税庁側が持つ。現在、国税の一部の税目¹⁰⁷において賦課課税方式による課税が行われている。

2. 税理士業務について

税理士が行うことができる業務は、税理士法 2 条(以下この項において「同法」とする。)により次の 3 つと規定されている

- (1) 税理士業務(同法 2 条 1 項)
- (2) 税理士業務に付随して行う財務書類の作成等(同法 2 条 2 項)
- (3) 租税に関する訴訟の補佐人(同法 2 条の 2)

本稿における「税理士業務」とは、特別な場合を除き、主に(1)の税理士業務を指すものとする。

税理士業務とは、同法 2 条 1 項において「他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする」と規定されている。

ここでいう「業とする」とは、「当該事務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しない¹⁰⁸」ため、税理士資格を有しない者はたとえ無償であっても税理士業務を行うことはできない¹⁰⁹。税理士業務が「無償独占業務」と呼ばれる所以である。(税理士以外では、医師¹¹⁰、司法書士¹¹¹などが無償独占業務に該当する)

また「次に掲げる事務」とは、同法2条1項各号において次の3つが規定されている。

- (1) 税務代理(同法2条1項1号)
- (2) 税務書類の作成(同法2条1項2号)
- (3) 税務相談(同法2条1項3号)

上記(2)における「税務書類の作成」とは、「当該書類を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれない¹¹²」と解されている。ここでいう自己とは税務の専門家としての自己であり、税務書類の作成とは税理士が専門家として「判断をすること」が前提であることがわかる。

納税者と税理士との間の契約は、委任契約(法律行為の委任・民法643条)及び準委任契約(それ以外の委任・民法656条)からなる委嘱契約¹¹³と呼ばれるものである。委任された契約内容を自己の判断のもとに遂行するということは、自らの判断の結果に責任を負うということでもある。税理士が故意又は過失に起因して納税者に損害を与えた場合には賠償責任(債務不履行責任。民法415条)を問われる可能性が高く¹¹⁴、また、税務書類を利用する第三者に対しても不法行為責任(民法709条)を負う¹¹⁵と考えられている。委任契約は報酬の有無を問わず成立する¹¹⁶ため、無償で申告書の作成を行った場合であっても、これらの法的責任を免れることはできない。

委任契約は請負契約と異なり、契約の履行に際して善管注意義務が課される¹¹⁷ことが特徴である。税理士は専門家として高い見識を有していると期待される存在であるため、税理士業務を遂行する上で求められる善管注意義務の範囲も広いと考えられている。

このように、税理士はその業務を独占的に行う地位を法律(税理士法)によって保障されているが、それと引き換えに専門家として重い責任を負っていると言える。

3. 申告納税制度と税理士

シャープ使節団が来日した昭和24年当時、すでに所得税、法人税、相続税の国税について申告納税制度が開始されていた¹¹⁸が、たとえば所得税については、納税者が毎年4月にその年の所得を予想した申告を行い(4月予定申告)、その予想に基づく納税額の4分の1ずつを4月、7月、10月に納税し、翌年1月の確定申告において確定税額を計算する¹¹⁹という、大変煩雑なものであった。

また「納税者が申告怠慢として税務署長により更正決定を受けた割合は、昭和23年が約70パーセント¹²⁰」であったことから、申告納税制度が納税者の自主申告を尊重する制度であるとは言っても、誤りや不正等の申告については課税庁側は更正せざるを得ないため、その処理に追われていたことがわかる。

こうした状況を踏まえて、シャープ勧告第一次報告書(以下「第一次報告書」)は、「所得税、および法人税の執行面の成功は全く納税者の自発的協力にかかっている¹²¹」とし、「申告納税制度の下における適正な納税者の協力は、かれが自分の所得を算定するため正確な帳簿と記録をつける場合にのみ可能である¹²²」と指摘している。しかしながら当時の日本における記帳の実態は、そもそも帳簿が存在しないか、または内容の異なる帳簿がいくつもあってどれが真正な帳簿か納税者本人にしかわからないかのいずれかという惨憺たるものであった。

そのためシャープ勧告では、正しい帳簿を納税者自ら作成させるための誘因策として、「帳簿記録をつける納税者には特別な行政上の取扱¹²³」を規定して優遇することを提言した。(この提言は「青色申告制度」の基礎となった。)

正確な帳簿記録の裏づけがあれば納税者の行った申告が真正であることが担保されるため、自主申告を名実ともに尊重することができる。税務当局が大量の更正事案に追われることもなくなり、適正な税務行政が実現する、というのがシャープ使節団の意図したものであったと思われる。

第一次報告書は、当時の税務代理士の状況について「納税者の代理としての税専門家というよりもむしろ上手な取引者¹²⁴」となっているとの指摘をしている。「取引者」の語は買収や収賄などを婉曲に表現したとわざわざ補足しており、税務官庁と税務代理士との関係は適切とは言えない状態にあったようである。従来の税務代理士法を改正するのではなく、まったく別の制度として新しく税理士制度を創設したのは、悪しき慣習を排して人心を刷新する意味もあったのではないかと思われる。

税理士法案の審議で、税務代理士の名称を変えることの「根本的な理由」を問われた三宅則義委員(税理士法案を提出した議員のうちの一人で、後の東京税理士会会長)は、次のように述べている。

「税務代理士というのは、戦時中昭和17年にでき上つた法律でありまして(中略)これは潔くなげうちまして、民主的な民主納税になりました今日までは、税理士として出直すのがしかるべきであり、最も民主的なものに直したいというので、名前をかえ内容もかえた次第でございます。(原文ママ)¹²⁵」

同審議中に平田敬一郎政府委員(大蔵事務官・主税局長)は、税理士について「法律に基づく公正な税務の運用と、税務官吏だけのややもすると起す独善的な弊害等を、チェックする機関¹²⁶」として期待していると述べ、税理士法案は「そういう方向に税理士の資格を上げる、地位を上げるということにつきまして、相当有効な役割を果すのではないか¹²⁷」と税理士制度創設を歓迎する旨の答弁をしている。

従来の税務代理士法と施行された税理士法との違いは、その条文にも表れている。

税務代理士法1条

「税務代理士ハ所得税、法人税、其ノ他命令ヲ以テ定ムル租税ニ関シ他人ノ委嘱ニ依リ税務官憲ニ提出スベキ書類ヲ作成シ又ハ審査ノ請求、訴願ノ提起其ノ他ノ事項(訴訟ヲ除ク)ニ付代理ヲ為シ若ハ相談ニ応ズルヲ業トス」

(昭和22年時点における内容。昭和17年施行後に改正された内容については筆者が修正している)

税理士法1条(税理士の職責)

「税理士は、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるように努力しなければならない」(昭和26年施行時の条文。下線筆者)

税務代理士法1条は単に税務代理士の業務内容を定めたものである。税務代理士法には「職責」に相当する条項は存在しない。これに対して税理士法1条は「税理士の職責」として、「中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ」と税理士の社会的な立場を示し、納税者から信頼される存在であることを職責として負うことを定義している。

税理士制度は戦前から続く税務代理士制度を焼き直したのではなく、社会からの負託にこたえ新しく生まれたのである。

この「税理士の職責」の条項は、昭和55年に税理士法の一部改正が行なわれた際に「税理士の使命」と名を変え、内容についても次の通り変更された。

税理士法1条(税理士の使命)

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

税理士法逐条解説¹²⁸では、税理士制度を「税務に関する専門家としての能力、識見を有する税理士が納税義務者を援助することを通じて、納税義務者の負っている納税義務を適正に実現し、これによって、申告納税制度の円滑、適正な運営に資する(下線筆者)」ものであるとしており、なかでも1条の規定は「申告納税制度の下における、税理士の果たすべき役割あるいは位置付けを示して、税理士の社会的地位を明確にする」ものであるとしている。すなわち税理士法1条とは、税理士としてのあるべき姿を示す基本原則であると言える。

昭和55年から現在までの45年間、税理士法も時代の変化に対応するなどのために3回の改正¹²⁹を経ているが、この1条については昭和55年から現在まで変わらず引き継がれてきた。それは、税理士を取り巻く社会情勢がいかに変化しようとも、税理士のあるべき姿、精神そのものは不変であるからではないだろうか。

Ⅲ もしも税理士制度がなくなったら～DX と税理士の未来～

将来、国税庁が納税者のさまざまなデータを日常的に収集してAI などにより自動的に税額を算定するようになり、税理士制度は廃止されたと仮定する。この場合、次の2つの疑問が生じる。

1. 税務行政は税理士の存在なくして機能するのか
2. 納税者の権利について誰がどのように保護するのか

まず本稿の目的は、AI の技術的な問題について論じることが主ではないことをあらかじめ断っておく。社会機能の一部を、人(自然人・法人)以外のものであるAI に委ねた場合に考えられる問題点について、特に税理士に関わりのあるものを中心に論じることを目的としている。

また、本稿において議論の前提とするAI は、生成AI (以下単に「AI」とする)のいくつかある種類のうち、テキスト生成型を想定している。AI の定義については、経済産業省の「AI 事業者ガイドライン¹³⁰」における「「AI システム」自体又は機械学習をするソフトウェア若しくはプログラムを含む抽象的な概念」に準じるものとする。

1. 税務行政は税理士の存在なくして機能するのか

(1) 申告納税制度の形骸化

国税庁が日常的に納税者に関するあらゆるデータを収集し、自動的に納付税額を算定してこれを納税者に承認させるシステムに移行したとする。

自己に課される税額の決定プロセスや結果等を納税者本人が理解しないまま、形式的に承認だけさせたとしても、申告納税制度における「自らの判断と責任において申告¹³¹」をしたとは到底言えないのではないだろうか。

制度として申告納税制度が存続していても、事実上課税庁側が税額を決定しているのであれば、なしくずし的に賦課課税方式に移行したのと同じである。(言うまでもないことだが、賦課課税方式自体に問題があるのではない。法的根拠なしに別の制度に移行することが問題なのであり、賦課課税方式に移行するのであれば、その是非についての議論と法改正を経るべきである。)

現在、各税目の申告件数(税目別)に占める税理士関与率¹³²は、法人税 89.5%、相続税 85.9%、所得税 20.4%となっており、複雑な内容については税理士が関与して申告が行われているのが実情である。(所得税の税理士関与率が低いのは、医療費控除のみの還付申告など軽微な内容のものがかなり含まれている¹³³ことも一因と思われる。)

納税者自身が税法に精通していない場合には税理士に申告を依頼し、税理士から申告の内容等の説明を受けることで、納付税額等への一定の理解や納得をしたうえで申告が行われていると言える。

DX の名のもとに自動税額決定、税理士制度廃止などの施策が推し進められた場合には、申告納税制度において最も重要な「納税者の自主性」言い換えれば「納得して自ら申告する」という部分が失われ、申告納税制度は形骸化することとなる。

また、果たして納税者は「普段のあなたの行動等を逐一記録・観察・分析した結果、税金は〇〇円なので期限までに納付しなさい(または金融機関口座から徴収します)」と言われて、おとなしく従うものであろうか。計算結果の正否を問わず、強い反発を生み、社会的な大混乱に陥るのではないかと憂慮する。

社会制度の改変は、政府に対する国民の信頼度や国民の権利意識の高低など、さまざまな要素が成否を決めると考える。そのため、たとえ他国では機能している方法であったとしても、わが国にそのまま適用できるとは限らないのが難しい問題である。

(2) 税法の例外規定をどう判断するのか

ある事象について法令の解釈などに幅があり複数の方法が許容されるなど、事実に対する解答がひとつとは限らないことがある。そのようなケースに AI などはどう対応し、またその選択の責任は誰が負うのだろうか。

事例1 譲渡所得の取得費不明の場合(税額に差異が出るケース)

A 氏は相続により取得した不動産を譲渡した。被相続人がこの不動産をいくらで購入したのか不明であったことから、どのように取り扱うべきか所轄税務署に相談した。

取得費不明の場合には譲渡対価の5%で取得したものとして譲渡所得の計算を行なう旨の回答を得たが、税額が思いのほか高額(以下「当初税額」とする。)であったため、A 氏は本件についてあらためて税理士に相談した。

被相続人が残した古い書類を税理士が検分したところ、被相続人が勤務先の共済組合との間で交わした住宅資金借用証書(以下「契約書」とする。)の原本が発見された。

契約書の内容等を総合的に判断すると、契約書記載の借入金額は不動産の取得費に高い確率で近似すると考えた税理士は、この住宅資金として借入れた金額をもって取得費とし、譲渡所得の計算を行なった。その結果、納付税額は当初税額の約69%に圧縮された。

この事例1の場合、税務署回答の取得費(譲渡対価の5%)はもちろん適法である。だがしかし、税理士が採用した過去資料から推認した取得費も許容される範囲のものである。別の例として、個人事業者の家事関連費の按分比率や事業における経費性の有無の判断などについても、画一的に取扱いを定めることは難しい。これらは業種や業態などによりケース・バイ・ケースで判断すべきものであるからである。

現在は選択可能な複数の方法があるなどの場合には、税理士からメリットとデメリットの説明を受けたうえで、納税者は納得して自己決定することができる。税理士制度がなくなったとしたら、その役割を担うのは果たして誰なのか。

2. 納税者の権利について誰がどのように保護するのか

(1) AI などによる算出結果の検証と利用に対する監視

AI の使用については、いくつかの問題点が指摘されている。まず、AI の算出した結果（以下「算出結果」とする。）は、その算出過程（論理）がブラックボックス化（人間にはわからない状態）してしまうため、追検証できないことが挙げられる¹³⁴。なぜその算出結果になったのかの論理の流れを追えなければ、結果の正否の検証は困難になる。

また、AI は過去の膨大なデータを無選定で学習¹³⁵する仕組みであるため、学習データに誤りがあれば、算出結果は当然誤ったものとなる。学習データが特定の人種・性別・職業などに対する差別を含むものであれば、算出結果は差別的な内容になる¹³⁶のである。

これらの懸念を払拭するためには、AI の算出結果を最終的に人間がチェックし、適正なものであることを保証する必要がある。では「誰が」それを行うのか。

算出結果がどのように利用されるかについては当事者である本人に通知されるべきであり、算出結果が適正に利用されているか（目的外使用がされていないか）を公正な立場から監視する制度も必要であると考える。

事例2 リクナビ問題(2018年～2019年)

就職支援サイトのリクナビが、自社サイトを利用して就職活動を行う大学生（以下「就活生」とする。）の内定辞退リスクをAIで「予測」して、辞退の危険度に応じて就活生を5段階にランク付けし、そのランク付けした結果を企業に販売していた問題である。リクナビの運営会社である株式会社リクルートキャリア（2021年に株式会社リクルートに吸収合併され消滅）は事実を認め、謝罪した。

過去の内定辞退事例に基づいて就活生をラベリングし、かつ、ランク付けし、内定を出すかどうかの判断材料として企業に提供するなど、あってはならない重大な人権侵害である。「過去に内定辞退した就活生」と何らかの特徴が一致したということが、差別的な取扱いを受ける理由になるはずもない。自分がランク付けされていること自体を知らされていないため、不当な扱いについて声を上げることすらできないのである。

この事例に関連して、国税庁発表の「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像—2023」の21頁にAIの使用について気になる記載がある。

「AI・データ分析の活用」と題して「収集した様々なデータを、BA ツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し（下線筆者）、その分析結果を活用する¹³⁷」とあるのである。

過去の申告漏れ事例との類似点等からリスク判定を行うと思われるが、これもまたリクナビ問題と同じ危険をはらんでいると言える。

人権の先進地域であると言われるヨーロッパの欧州連合(EU)では、人権に対するリスクに応じてAIを次の4段階に分類し、人間の尊厳を侵すAIについては使用を禁止するなどの方針を打ち出している¹³⁸。

- ①許容できないリスク(使用禁止)
- ②ハイリスク(使用に一定の制限)
- ③特定の透明性が必要なリスク

④最小リスク

この4分類のうち、許容できないリスクのAIには「AIを使ったスコアリングシステム・ソーシャルスコアリング(個人の行動や人格的特性などのデータに基づき、国家や企業が個人の信頼性などを格付けするAIシステム)(下線筆者)」などが含まれている。

事例2のリクナビ問題におけるAIは、EUであれば人間の尊厳を侵すものとして許容できないとされ使用が禁止されるAIである。AI使用については、現在でもわが国では人権に配慮した法整備がなされておらず、欧米諸国に後れを取っていると言わざるを得ない。

(2)結果責任は誰が負うのか

AIなどの行為又は不備等により不利益を被った場合に、AIは法律上の人格を持たないため誰が責任を負うのか。AIの作成者(または使用者)に不法行為責任を問うことはできるのか。

事例3 AIがオランダで引き起こした大混乱 数万人を不正受給者と誤判断

「オランダでは、税務当局が過去の不正申請のデータと国籍などの個人情報に基づきAIによるリスク分析を行った結果、2万人以上が児童手当の「不正受給者」のぬれぎぬを着せられ、親子が引き離されたり、自殺者まで出る事態が起きました¹³⁹。」「国会の調査委員会は(中略)「不正受給者」とされた2万5000～3万5000人中、94%が不当な判断だったとしている。報告書によると、税務当局は少なくとも2013年までに、不正受給をチェックするため、過去のデータをもとに不正申請者のパターンを学習するAI(下線筆者)を取り入れた。組織的な不正受給事件の直後で、対策強化を推し進めていた背景があった¹⁴⁰」(筆者補足：児童手当を不正受給しているとみなされた親は返金請求を受けた。請求に応じなかった親は養育者として不適格であるとされ、子どもが児童福祉当局に「保護」されたため、親子が強制的に引き離される事態が生じた。)

この事例3における問題点は2つあると考える。ひとつめは、未確認の事象(児童手当の不正受給)に対するAIの推定結果を鵜呑みにして具体的な執行(返金請求や強制保護)を行ったこと、もうひとつは、あらぬ疑いをかけられたときの抗弁(または救済)の仕組みが存在しない(あっても正常に機能しなかった)ことである。

日本経済新聞(令和7年3月17日記事)が、国税庁の新しい動きとして、相続税申告における申告漏れの可能性をAIでスコア化して税務調査対象を選定するとの内容を報じた。国税庁の担当者¹⁴¹の話として、「スコア化の詳細については答えられない」としている。これは納税者にとって、理由不明のまま疑いをかけられるということにならないだろうか。本人にとって根も葉もない疑いであっても、潔白であることを証明するのは困難である。申告漏れを証明するのは漏れていた相続財産等を明示すれば事足りるが、「漏れていないこと」を証明するのはきわめて難しいからである。自らにかけられた疑いを晴らすことができず追いつめられた納税者に不測の事態が起こった場合、誰がその責任を負うのだろうか。AIの算出結果に従っただけとして、誰も責任を負わないのであろうか。事例3におけるオランダでの悲劇が、わが国でも起こるおそれがある。

AIによる判断の結果責任を誰が負うのか等の問題については、自動運転車導入に関する議論が参考になると思われるため、次の事例において検討することとする。

事例4 自動運転車の実現に向けた法制度上の課題¹⁴²

「自動運転技術は事故を減らすだろうが、ゼロにすることは絶対にないから、事故が起きたときの法的責任の所在も論じられなければならない」として、自動運転車(AI)が人身事故を起こした場合などに想定される法律上の問題点について、弁護士が次の4つの側面から検証したものである。

- ①行政法上の問題(警察庁・道路交通法)
- ②刑法上の問題(自動運転車同乗者の過失責任・自動車メーカーの過失責任)
- ③民法上の問題(自動運転車所有者の損害賠償責任・自動車メーカーの製造物責任)
- ④保険の問題(保険会社・過失割合・立証責任)

自動運転車(AI)を「運転者」とみなして法適用することができるか、自動運転車(AI)が危険回避のために取った行為の結果、死者が出た場合にその責任は誰が負うのか(または誰も負わないのか)等の問題を現行法に基づいて考察し、新たな法整備も視野に入れて論じている。また、「わが国は、(中略)技術面での研究では世界最先端にあるが、哲学的・倫理的・法的検討においては、欧米に後れをとっているように思われる。」としており、これは税務行政と納税者の関係を考えるうえでも当てはまる指摘である。

事例5 「AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ¹⁴³」

自動運転車の導入で起こりうる諸問題について、関係省庁と各界の有識者(法学系・工学系教授、弁護士、損害保険協会、日本自動車工業会など)が6回にわたって検討し、2024年5月、最終報告書をまとめた。

事務局 デジタル庁、経済産業省、国土交通省

オブザーバー 警察庁、金融庁、消費者庁、法務省、総務省

小塚総一郎(学習院大学法学部法学科教授)を主査とする構成員16名(法学系・工学系教授8名、弁護士3名、損害保険協会、日本自動車工業会など)

IV 小括

1. 本稿における考察と提言

DXはよりよい社会制度を作るための手段であって、DXを推進すること自体が目的ではないはずである。技術的に可能かどうかの議論に終始するのではなく、人が判断すべき部分については責任を負うべき部分についての議論が必要であると考えます。

いわゆる「人間中心¹⁴⁴」の議論となるため、どの分野におけるDXであっても、最終的には人の尊厳、つまり人権とは何かという根源的な問題に行き着くと考えます。

日本は欧米、特に欧州連合(EU)などをはじめとするヨーロッパ諸国と比較して、人権意識そのものが低いと言われる。

例を挙げる。1993年の「国内人権機関の地位に関する原則(パリ原則)」以降、国連は人権保護のために各国に「政府から独立した人権機関」(以下「国内人権機関」とする。)の設置を求めている。現在、EU加盟国を含むヨーロッパ38か国、アジア太平洋27か国、アフリカ33か国、アメリカ大陸18か国の合計116の国において設置されている。(ベルギーなど複数設置の国もあるため、実数は118機関¹⁴⁵⁾)

この国内人権機関の設置について日本は、1998年以降国連から設置の勧告を再三受けているが、いまだ設置に至っていない¹⁴⁶⁾。

納税者の権利は人権の一類型である。納税者の権利を保護することを明文化した法的な後ろ盾がない状態で、国税庁主導(つまり官主導)のDXが進んでいくことは、納税者側の視点の欠如や権利保護の観点から重大な懸念がある。税理士は納税者に不利な方向にDXが進まぬよう、抑止力として参画すべきであると考ええる。

ここで、本稿の結論として次の二つの提言をしたいと思う。

①税理士は、国税庁の税務行政DXを専門家の立場から検証し、納税者にとって不利な部分については歯止めをかけ、適正な運営がなされるよう積極的な働きかけを行う

②税理士は、納税者の代理人として納税者権利憲章の制定を主導し、納税者の権利保護のため将来にわたって尽力する

①については、自動運転の諸問題を解決するために関係省庁と弁護士などが異なる立場から検証・検討を進めていること(事例5)を念頭に置いた提言である。

「税務行政DX」では「納税者にとって利便性の向上」を掲げているが、便利であることと納税者の権利が侵害されていないかは別の問題である。制度設計に際して課税庁側だけではなく、納税者の立場からも検証する必要がある。ただし課税庁と納税者の間には税制の知識等において圧倒的な差があり、対等な関係にはなりえない。このため、納税者に代わって税理士が制度設計に参画し、納税者にとって不利なものになっていないか等を検証することが望ましいと考える。

また、システムは「一度作ったら終わり」ではない。税務行政DXが適正に運用されるためには、継続的な監視と問題点について指摘する存在が必要である。これも公正な立場の専門家である税理士が担っていくべき役割ではないかと考える。

②については、日本弁護士連合会が「人権のための行動宣言2024¹⁴⁷⁾(以下「行動宣言」とする。)」において、人権保護の側面から納税者権利憲章の必要性を指摘していることを踏まえている。行動宣言では、納税者は「税務に関する情報を受ける権利、適正手続を保障される権利、公正で独立した機関により不服申立てが審査される権利、不服申立機関を自由に選択する権利、租税立法に参加できる権利、秘密保持及びプライバシーの保護を受ける権利」などを有しているとし、これらの権利が保護されるためには「「納税者権利憲章」を制定することが不可欠」としている。

現状では、平成23年に国税通則法が改正された際に、税務調査等の手続についての規定が置かれたことで納税者の予測可能性を高め、納税者の権利保護に配慮したとされる。しかしながら、国税通則法の立法趣旨は納税者の権利保護を目的としたものではないため、納税者権利憲章として独立した法律の制定が必要と考える。

税理士の役割である「納税者を援助する」とは、納税者の申告代行などという狭い範囲にとどまるものではない。納税者を守る法規としての納税者権利憲章の制定に尽力し、納税者自身がその内容を十分理解できるよう助けることは、税理士が負うべき社会的な使命のひとつではないだろうか。

2. オズボーン・レポートの検証と私たちの進むべき道

冒頭で挙げたオズボーン・レポートから10年を経て、2023年、レポートの執筆者のひとりであるマイケル・A・オズボーン氏(オックスフォード大学教授)が講演のため来日した。その際に日本の雑誌媒体からのインタビューを受け、10年前の自説はあくまで当時における予測であり、現在の状況は必ずしも予測したとおりになっていないことを認めている¹⁴⁸。

このレポートはアメリカの職業分類である「O*NET¹⁴⁹」を用いて職業に関する分析を行った。このため、10年後なくなる職業とされた「Tax Preparers」とは、アメリカにおける納税申告書作成業者(Tax return preparers 以下「TRP」とする)を指していると思われる。日本の税理士を名指ししたものではない。TRPは単純な税務手続代行者であり、特別な資格も許可も不要であるため質が担保されておらず、アメリカの連邦政府が税務専門職として認めている登録税理士(Enrolled Agent¹⁵⁰)とは異なるものである。

ゆえに、オズボーン・レポートの指摘をもって「税理士は10年後になくなる」などと、日本のメディアがセンセーショナルに取り上げたこと自体が誤りであったと考える。

(しかしこの報道の影響は、いまなお残っていると感じる)

税理士制度は、もともと制度が先に整備されたのではなく社会的な必要性を背景に生まれたものである。ある意味でわが国を適切に維持していくためのインフラであると言える。時代がどのように変化しても納税者が私たち税理士を必要とするかぎり、これからも税理士制度は存続すると考える。

私たちは税務の雑用係ではない。国家権力である課税庁と納税者とのあいだに立つ存在として何をなすべきか、今一度自らに問い直す必要がある。私たちは眠れる獅子であってはならない。覚醒すべきである。

第5節 税理士のこれからの役割について

I 人間である税理士にできること

税理士の果たすべき使命について確認をしてきた。その上で、デジタル化推進により変化するであろう税理士の役割について、具体的に検討を進めていく。

まず、現行のAIに関する限界について、あくまでも推定ではあるが提示をする。この推定に関しては、以下の条件が達成された場合には、覆されることも予想される。

- ・自律的で、感情をもつAIが誕生する
- ・AIが積極的に人間への関与をするようになる
- ・そのAIが納税者ごとにパーソナライズされる
- ・各AIが連携し統合的に情報処理を行うことができるようになる

これらが実現した場合、それはほぼ自然人と同様のコミュニケーションを人工知能が実現できることを意味する。その場合、税理士だけでなく、人類が行うあらゆる活動は人工知能に代替され、かつその処理速度も人間を遥かに上回ることも予想される。そこまでを想定した場合、そもそも本論文そのものの存在意義は、消滅していることであろう。従って、ここから先は、AIがその限界値を超えないことを前提として記述していくものとする。

現行のAIにおいて、以下のような税務上の問題に対処することは、不可能であると考えられる。DXやAIによる税務行政の自動化、効率化がどれだけ進もうとも、これらの分野について人間である税理士が関わっていくことが必要なのではなかろうか。

1. 税法の解釈、通達の読み解き

税法の解釈や通達の読み解きは、現実において事業活動が行われ、そこに経済的な実態が存在する状況において実施する。つまり、どこまでも「個別具体的な経済実態」と税法・通達とを比較することにより行われる。

もちろん、過去において同様の経済実態が存在するか否かといった事例検索において、AIは優れた検索能力を発揮することは疑いの余地はない。しかし、完全に同じ経済実態は存在し得ないし、また昨今のように新しい経済取引が頻出する時代にあつては、常に新しい経済実態が創出される。そのようなとき、あくまでも過去の実例から統計的に分析を行うAIには、最終的な解釈を行うことは不可能となる。渡辺徹也教授による『生成AIと課税ーロボット課税からAI利用へー』において、以下のような指摘がなされている。渡辺教授は同論文内において、生成AIに「生成AIはどれくらい税理士の代わりになれるか」を質問している。

「ところが、それに続き『しかし、以下の点において税理士の代わりにはなり得ません』として、以下の4点をあげた。すなわち、①個別具体的な相談への対応、②最新の税法改正に関する情報、③法的責任とコンプライアンス、④対人サービスとカスタマイズである。さすがに自分のことはよくわかっているのか、これらはそれなりに真つ当な回答のように見える¹⁵¹。」

より身近な業務でいえば「事業経費と家事関連費の分類」といった我々にとって身近な問題も、やはり AI に最終的な判断を下すことは不可能である。「漫画週刊誌を購入したレシートが経費になるか否か」について、その実態を判断することが存外に難しいことは、税理士であればよくお分りのことであろう。もちろん「喫茶店経営をしていて、店の備品として継続的に購入している」といった取引実態が蓄積し、ある程度の時間を経過すれば、AI による自動判定も可能となってくるであろう。ただ、その事例にしても、初期入力をすることは必要である。個人、法人を問わず、納税者が現実存在する自然人を基盤としている以上、その事業実態を解釈し、そこに税務や通達を当てはめる人間の役割は必要不可欠である。税理士業を営んでいて、おそらく一番に受けるであろう「これって経費になりますか。」という質問に対して、責任を持って回答することができるのは、やはり AI ではなく人間である。さらに、前節において触れた AI 利用時の結果責任問題についてもあらためて指摘しておく。AI はあくまでもツールであり、その結果に対する法的責任まで負うことはできない¹⁵²。

2. 納税者権利保護の実現

本論文第1章や前節でも触れた通り、税務行政のデジタル化進行に当たり、行政による情報収集が強化され、納税者側の経済実態がより鮮明に把握される中で、その情報格差はより一層拡大していくことが予想される。そのような傾向が今後より強まっていくことが予想される中で、納税者権利の保護を早急に図ることが必要と考えられる。この点については、本論文の第三章において詳細を述べていくこととする。本節ではその前提となる事項のみ、簡単に確認をしておく。

本論文第1章において、マイナンバー制度の沿革やその活用方法について紹介をした。税務行政側による情報収集が強化されることに対して、国民から一定の危機感が発せられていることは無視できない。ここに加えて、近年では税務行政側の AI 活用が急激に進んでいる。例えば税務調査においては、AI の活用により所得税の追徴課税額が 1398 億円余と過去最多金額に達している¹⁵³。これまで見過ごされてきた課税漏れが指摘されたという点で、より公平公正な税務行政の実現に向けて一歩前進をした、と考えることもできる。しかし、一方で調査選定に関する人工知能活用については、別種の問題が潜んでいることも指摘されている。

本論文の第1章第六節においても触れた通り、政府による大規模データ活用についてはセキュリティに対するリスクが普遍的に存在する。また基本理念なきデジタル化や AI 活用は、納税者権利の保護上、大きな問題をはらんでいることも確認した。同種の問題を指摘する先行論文もあり、行政のデジタル化に対する懸念点は数多く存在し、放置しても良いものではないものと考えられる¹⁵⁴。また日本も含め、先進各国において税務行政側による AI を活用した税務申告支援は急激に進んでいる。AI による税務相談が実現し、それに従って納税者への課税および納税が実行される。これが日常になったとき、仮にその税務上の取り扱いに不備や不満が発生したとき、誰が、どのように、行政に対して問題提起をすることができるのであろうか。無論、税務訴訟をするために AI を駆使して情報収集を行

い、整理し、明確に論理立ててその不備を指摘することも理論上は可能である。しかし、そもそも行政と納税者の間に圧倒的な情報格差が存在している中で、これを実行に移すことはほぼ不可能である。税務訴訟等の手続きにおいて、納税者の側に立ち支援する役割を果たすことができるのは、やはり税理士という職業になるであろう。

税務行政のDX進行において、ひとつの目標とされているのが「納税者の利便性向上」である。その主な内容として「あらゆる税務手続きが税務署に行かずに出来る社会」が掲げられている。その具体的施策として「日本版記入済み申告書」の採用も取り沙汰されている。納税者の利便性向上が図られる事自体は、たいへんに喜ばしいことである。その上で、仮に事業者まで含めた記入済み申告書が採用されるような状況になった場合、その申告内容を検討し、場合によっては税務訴訟等の手続きに進むためには、やはり税理士による支援が欠かせないものとなる。

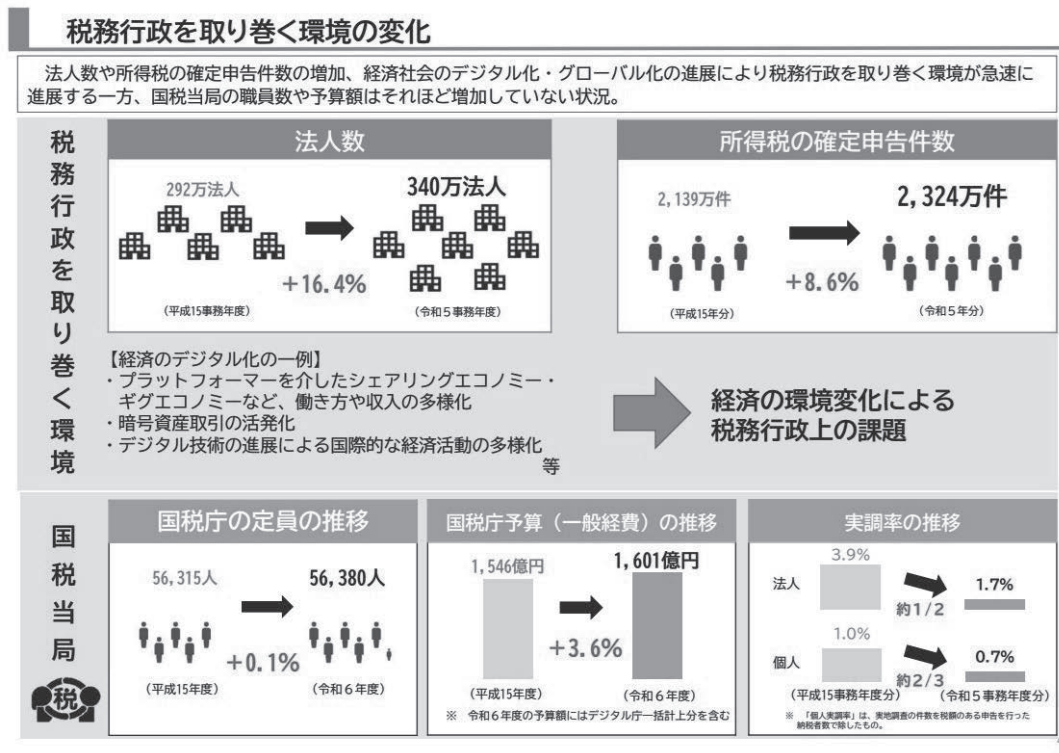
税務行政側のAIにより作成された記入済み申告書に対して、税務行政側が内容を確認し、税務行政側が否認し、それに対して加算税が課される。そのようなおかしい事態が引き起こされないためにも、やはりその申告内容に対して納税者側の立場から確認をする人間が必要である。前述した通り、その際には納税者個々人の現状や経済取引の実態に関する深い認識と理解が欠かせない。

そして、このように税務行政のDXが進行する中で、税理士に対する社会的な期待値も、少しずつ変遷していくものと考えられる。税理士の社会的な役割については、これまでも様々な言及がなされてきた。大別して「公正妥当な税務行政の確立」と「納税者側の権利支援」が挙げられている。今後はより納税者側の立場に即した業務の在り方が強くなっていくのではないだろうか。税務行政の執行が自動化され、より統計的に処理が進むことは、社会的なコスト削減を進めるに当たっては有効であると考えられる。その上で、合理性を追求した税務行政が進む中で、こぼれ落ちるであろう人間性のような部分を拾い上げることが、税理士の役割として求められることになるのではないだろうか。

3. 租税教育の充実について

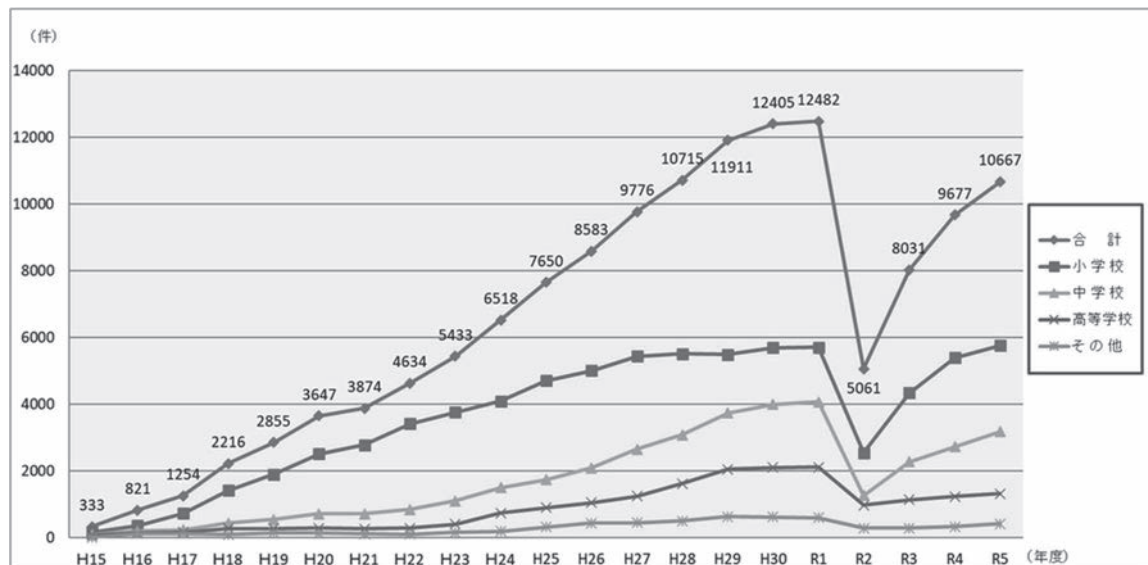
納税者の権利支援について考える上で、もうひとつ提示をしておきたいのが租税教育に関する分野への取り組みである。これまでの日本では、大半の納税者が被雇用者であり、生涯を通じて給与所得者として生活することが一般的であった。しかし、これも周知の通り、転職の一般化や副業・複業の推奨など、従来とは働き方に対する考え方が変化してきている。またDXの進行もあり、起業そのものが従来に比べて容易となったことも、広く納税者に認知されてきている。加えて、金融税制の整備も進み、日本人の金融投資は至極一般的なものとなった。これまで以上に「税に関する知識」が必要となる納税者が増えてくることが予想される¹⁵⁵。

【図表2-5-1】税務行政を取り巻く環境の変化



出典 国税庁 税務行政の現状と課題 2024年12月3日より

【図表2-5-2】租税教室開催数の推移



出典 日本税理士会連合会 HP「税理士会の事業 租税教育」より

その一方で、日本においては学生時代を通じて税金について学ぶ機会は、非常に限定的である。令和4年に高校での金融教育が必修となったが、その学習内容の中に、税金に関

する分野はそれほど多く取り上げられてはいない。強いて言えば小学校高学年において日本国民の三大義務として教育、勤労、納税について取り上げられるくらいである。確かに、憲法に規定される租税法律主義という現代国家の基礎をなす知識を学ぶことは、大切なことである。しかし、その先の実務的な税金の話や、日々の生活にどのような税金が関わっていて、どのように計算され、いつ、どうやって負担するのかを学ぶ機会は、驚くほどに少ない。

【図表2-5-2】でもわかる通り、租税教室の開催数そのものは、令和2年に感染症対策による影響もあり大きく落ち込み、その後に回復をみせている。しかし、令和元年の水準にはまだ戻っておらず、加えてその実施対象にも偏りがみられる。上述の通り、高等学校や社会人など「まもなく社会に出る若者」や「現にいま、税を負担し続けている当事者」が税についての体系的な知識を学ぶ機会が少ないのである。日本税理士会連合会のHPには租税教育等基本方針が掲示されている。その中において、税理士の役割は以下のように指摘されている。

「つまり、税理士は、教育関係者、行政機関などに租税教育等の充実を求め、啓発に努める社会公共的使命を担っていると言っても過言ではなく、また税理士自身が社会貢献の一環として租税教育等に積極的に取り組むことの意義を十分自覚しなければならない。このことは、無償独占という権利を賦与されていることに対する税理士の義務と考えることもできよう。租税教育等を通じて申告納税制度の維持発展に寄与することにより、広く社会に向けて国民の信頼に応え、納税者の期待に応えることができれば、申告納税制度と不可分の関係にある税理士制度の発展にもつながるものである¹⁵⁶。」

これからの税理士業務において、租税教育分野への積極的な関与は、喫緊の課題として認識されるべきものではないだろうか。特にこれからの社会を担う若い世代に対して税理士が積極的に関与していくことが求められる。税理士の租税教育への積極的関与が当たり前のこととなってくることが、税理士による納税者の権利支援を実現することに繋がり、それはそのまま、税理士という仕事の価値を高めていくことを意味するであろう。また金融教育の必要性については、実際に教育現場で働く教員側からも、強く指摘されている。日本FP協会からは金融教育に関わる専門家が増えることの必要性が指摘されている¹⁵⁷。

実際の教育現場からも、金融教育に関する厳しい現状についての意見が出ている。特に税務のように専門性の高い分野について、専門知識を有さない教職者から学生に指導をすることは困難を極めることは、容易に想像される。近年、広く認識されてきたSDGsの17の目標においても、租税教育と関わるであろう項目が掲げられている。「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「9 商業と技術革新の基盤をつくろう」といった目標の実現には、租税教育の実施を通じて税理士が貢献できるであろう分野が数多く存在する。特に「4 質の高い教育をみんなに」については、それまで国際的な研究組織「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク」の評価で達成済とされていたものが、2024年の評価で「課題が残る」というランクに落とされている¹⁵⁸。教育の充実は近代国家における基盤を支える最重要事項であり、その拡充に寄与することは、多くの専門家にとって積極的に関わる価値がある一大事業である。

これまで本論文でも繰り返し確認してきた通り、デジタル化やAI活用により、今後は統計的な手法により検索・調査が行われ、税務上の判断や処分が下される事例が増えてくる。そのようなときに、納税者自身が、自らに関わるであろう税務に関する知識を有しているか否かが、各々の身を守り、自己の人生を自己で管理していくために、必要不可欠なこととなり得る。税理士が租税教育事業に関わっていくことは、納税者の自己決定権を保護していくことに繋がっていくであろう。前述の日本FP協会からの発表を参照すると、外部専門家による高度な教育機会の確保は必要だが、そのためにかけられる予算等は限られている、という実態も見て取ることができる。教育への参画を期待されてはいるものの、その高い専門性に対して対価を求めることについては、なかなか厳しいというのが現状と考えられる。この点については、税理士という職業に対する社会的信頼度を高めるための投資的側面と、正当な対価を求めていくバランスが必要となってくる。機会や相手に応じて、無償による社会貢献も行いながら、有償での教育事業が業務分野として確立していくことも求められるであろう。

4. 納税者のDX支援について

税務行政のDXが進む中、その流れに乗り遅れることなく恩恵を受けられている納税者は、残念ながら現状ではまだ限られている。

【図表2-5-3】

マイナポータル連携の利用状況

国税庁HP『確定申告書等作成コーナー』では、マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能（以下「マイナポータル連携」といいます。）を令和2年分から導入しています。

マイナポータル連携を利用して控除証明書等を取得した方は190万9千人（対前年比+45.0%）で、前年分から59万2千人増加しました。

《マイナポータル連携を利用して控除証明書等を取得した方の数の推移》



出典：国税庁報道発表資料「令和5年分の所得税等、消費税および贈与税の確定申告状況等について」より

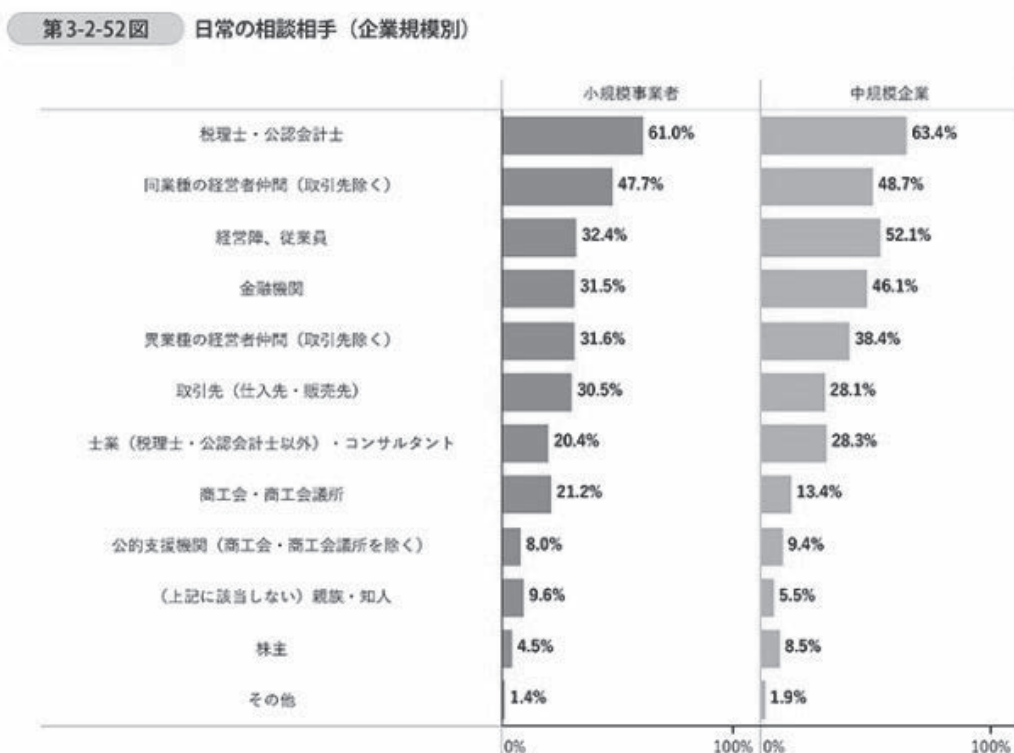
令和5年の所得税等の申告件数は23,243千人であった¹⁵⁹。そのうちの1,909千人がマイナポータル連携を利用している。つまり、全国申告者の中で、マイナポータル連携を活用

できた納税者は、10%に満たない状況である。年々活用の割合は上がっているものの、まだまだ税務行政のDXによる利便性向上の恩恵を受けられていない納税者が大半を占めていることが、この件からも推測される。

今後も税務行政に関して多くの新技術・サービスの導入が進むことが見込まれるが、個々の納税者が自分で対応していくことは、非常に困難である。なぜなら、これらの変化に対応するためには「技術やサービスに関する知識」だけでなく「税務に関する正しい知識」が必要だからである。従って、納税者のDX導入を支援できるのは「新しい技術やサービスに関する知識を有している税理士」が一番ふさわしいであろうことは、容易に想像ができる。税理士法第二条の三に規定される「電磁的方法の積極的な利用その他の取組」として、納税者のDX支援に税理士が積極関与をすることが強く求められる。

実際、これまでの日本経済において、税理士は「中小企業の町医者」として紹介されてきた。何か困ったことがあれば税理士に相談をする。そのように常日頃から判断をする事業経営者が数多くいることは、中小企業庁の統計情報からも明らかである。

【図表2-5-4】



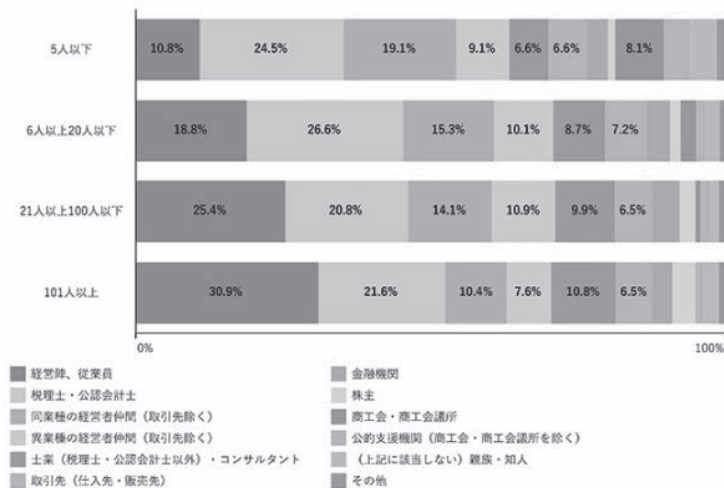
資料：(株)野村総合研究所「中小企業の経営課題と公的支援ニーズに関するアンケート」

(注)1.各回答数(n)は以下のとおり。小規模事業者：n=1,681、中規模企業：n=1,558。

2.複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

第3-2-53図は、日常の相談相手のうち、最も有効なアドバイスや情報の提供者を従業員規模別に示したものである。従業員規模が小さい企業の方が、「税理士・公認会計士」や「同業種の経営者仲間（取引先除く）」と回答する割合がおおむね高いことが分かる。他方、従業員規模が大きくなるほど、「経営陣、従業員」と回答する割合が高くなることも分かる。

第3-2-53図 最も有効なアドバイス等の提供者（従業員規模別）



資料：（株）野村総合研究所「中小企業の経営課題と公的支援ニーズに関するアンケート」

（注）1.日常の相談相手がいる者について集計している。

2.各回答数(n)は以下のとおり。5人以下：n=640、6人以上20人以下：n=969、21人以上100人以下：n=1,219、101人以上：n=278。

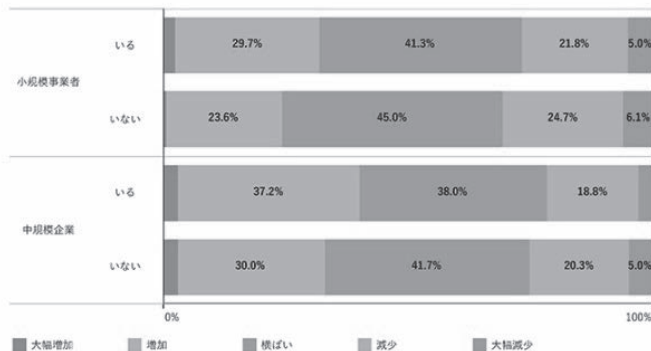
出典：中小企業庁 「2020年版 小規模企業白書」 第3部 中小企業・小規模事業者と支援機関より
この統計によれば、日常的な相談相手として税理士・公認会計士をあげる事業経営者の割合は、実に6割を超えている。これは同業者や他の経営者、従業員、金融機関等と比較しても、飛び抜けて高い割合である。上記レポート内において、特に規模の小さな企業において顧問税理士や公認会計士に対する信頼感が高いことが指摘されている¹⁶⁰。

【図表2-5-5】

2 日常の相談相手の有用性

第3-2-54図は、日常の相談相手の有無別に、直近5年間の経常利益の傾向別に見たものである。いずれの企業規模においても、日常の相談相手を有しているの方が、経常利益の傾向について「大幅増加」又は「増加」と回答する割合が高いことが分かる。

第3-2-54図 経常利益の傾向（日常の相談相手の有無別）



資料：（株）野村総合研究所「中小企業の経営課題と公的支援ニーズに関するアンケート」

（注）各回答数(n)は以下のとおり。小規模事業者（いる）：n=1,682、小規模事業者（いない）：n=758、中規模企業（いる）：n=1,555、中規模企業（いない）：n=403。

出典：中小企業庁 「2020年版 小規模企業白書」 第3部 中小企業・小規模事業者と支援機関より

また日常的な相談相手の有無により、企業業績に影響があることも中小企業庁の資料から、統計的に明らかとなっている¹⁶¹。相談相手の有無が企業業績に明確な差異を生んでおり、かつ、その相談相手として規模の小さな企業ほど税理士に対して高い信頼を有している。これがこれまでの日本経済において税理士が残してきた業績であり、これからの期待値でもある。税理士はその職責を通じて、国内に存在する数多くの中小零細企業の経営を支えてきたことについて、あらためて自信を持つべきである。

今後、DX 導入の有無が各事業者の業績を左右することになることは、その業種を問わず、常に指摘され続けていることである。そして税務や会計に関する情報は、申告納税だけでなく、事業認可や資金調達などあらゆる分野において重要な意味を持つ。つまり税務に関する DX を進めることは、その企業の価値を高めることに直結する、非常に重要な意味を持っている。その部分についてもっとも貢献をできるのが、日常的に多くの事業者と接している税理士である。税理士は今後、多くの納税者に対して、DX 導入を支援できるような見識を深めていくことが求められる。上述の中小企業庁によるレポートでは、成長企業の多くが外部からの支援を継続的に受けている点も指摘されている¹⁶²。その上で、多くの中小零細企業において相談相手の最有力候補として税理士が選ばれていることも、既に提示をした通りである。

前提として、各税理士が自らの業務について、デジタル化の推進や情報保護技術等を導入、推進していくことは、当然に必要なことである。その上で、納税者の DX 化支援や情報保護について、税理士がそのすべてを担うことは、非常に難しいのも事実である。規模の大きな税理士事務所であれば、システム開発分野まで内製化することも可能であろう。しかし、小規模な税理士事務所ですそれを求めるのは困難だ。だからこそ、DX 関連の技術者やベンダー企業、法律関係に関する他士業との連携など、これまでは求められなかった協力関係が必要となってくる。税理士が税理士とだけ話をしていて解決できる問題ではない。税理士法二条の三を実現していくためには、税理士自身の自己研鑽と、縦横無尽な連携強化が必要不可欠である。

本節においては、納税者の DX 支援という点について、これまで税理士が担ってきた役割と納税者からの期待、そしてこれからの税務行政 DX による税理士業務のあり方の変遷という点を横断的に紹介した。これからの税理士のあり方について、少し視点を広げて指摘するのであれば、如何に納税者のためになる業務を遂行することができるか、ということになるであろう。個々の税理士による自己研鑽だけでは職域が守られないとする悲観論が優勢だとしても、それが個々の税理士による自己研鑽は必要ない、ということを意味しないことは明らかである。まずはひとりひとりの税理士が、自らの業務水準を引き上げるべく、当たり前前に努力をすることについて、税理士全体を通じて共有が進むことを期待する。

なお、税務署の統廃合や内部事務のセンター化の進展についても指摘しておく。2020年の感染症対策以降、社会のあらゆるところでオンラインを含めた非対面での業務遂行が推進されてきたことは、周知のことである。また本論文第一章でも確認した通り、税務行政の DX 進行により「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指すことが掲げられている。今後、税務行政の体制変更が進む中で、DX に対応できない納税者は、税務

的な支援を受ける手段そのものが大きく制限されていく。特にこれからの人口減少傾向が進む中で、地方における税務行政に関わる組織の統廃合は避けて通れないこととなるであろう。そのような中で、ひとりでも多くの納税者が適切な税務サービスを享受するための環境構築を支援することは、税理士にとって大切な業務である。デジタルデバイドと呼ばれる問題に対して放置せず、納税者が一人として放置されないような社会の実現を目指して、税理士は努力することが求められる。

努力の方向性として、個々の税理士によるものと税理士全体としてのものについても検討が必要である。藤間大順准教授による『税理士と税務行政のこれまでとこれから』において、税理士業務に関する楽観論と悲観論の両方が紹介されている¹⁶³。楽観論によれば、個々の税理士がデジタル化への対応を進めることで、税理士の職域は守られると考えられている。一方で、税務行政のDX普及に対して、個々の税理士による努力で職域が守られ続ける、というのは楽観論に過ぎず、税理士業務のあり方について、より本質的な議論が必要なのではないか、という悲観論も紹介されている。この点は建議権に関する議論として次に補足する。

5. 建議権の再認識と積極的な行使

税務行政のDXが進行するに当たり、あらためて認識を深める必要があるのは、租税法律主義についてである。税務行政の自動化は、当然のことながら税法に従って進められる。仮にその土台となる税法の中身がその時代の経済活動に即しておらず、非合理的なものとなっていれば、多くの納税者が苦しみを味わうこととなる。そしてその苦しみは、税務行政の自動化と相まって、より速度感をもって拡散することとなるであろう。日本の国力が諸外国と比較して相対的に低下していると指摘されている昨今、税法のあり方がその行く末を大きく左右するであろうことは間違いがない。税法とはいわば国家戦略のあり方を規定する、一大指針とも考えられる。

国家戦略である税法の内容が日本の国力を削ぎ取るようなものとなっていれば、経済活動が停滞するのは必然である。税務行政のDX進行を考えるに当たり、そもそも税法のあり方に関する検討がなされなければ、決して比喩的な表現ではなく「国家存亡の危機」を招きかねない。

だからこそ、あらためて税法の中身が現実に即しており、行政執行側の恣意的な運用を許すようなものになっていないかどうか、定常的に確認し続けることが必要となる。そこで注目されるのが、税理士法に規定される建議権である。税理士法第49条の11および15には、以下のように規定されている。

(建議等)

第四十九条の十一 税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

（税理士会に関する規定の準用）

第四十九条の十五 第四十九条の二第一項、第四十九条の四、第四十九条の五、第四十九条の七から第四十九条の九まで及び第四十九条の十一の規定は、日本税理士会連合会について準用する。

個々の税理士は、定められた税法の規定に従って業務を行い、個々の納税者に対する支援を行っている。その上で、税理士法は税理士会や日税連の役割として「税法の内容に関する意見提示や献策」を定めている。税理士会や日税連として、これまで以上に「税法のあるべき姿」について提示をしていく必要がある。その活動を通じて、専門家団体として、国家運営の支援をするという視座でもって業務を行っていくことが必要である。

繰り返しになるが、税務行政のDX進展により、今後はあらゆる処理がこれまで以上に速度感を持って進められることになる。税法の歪みを正すことは日本経済の振興に寄与することであり、そしてその役割を積極的に果たすことができるのは、税理士会および日税連のみである。前述の藤間准教授の論文においても、税理士会および日税連による建議権の行使について、現状では有効に行使されているとは言い難く、より積極的かつ組織的な努力が必要である点が指摘されている¹⁶⁴。

また、この建議権の強化を実現していくためには、税理士業界全体としての情報処理能力を高めていくことが必要と考えられる。個々の税理士による経験は、どうしても個々の納税者による具体的な事案により構成される。しかし、政策立案というものは統計的な情報処理の考え方が求められるであろう。この情報処理能力に関する議論は、後ほど補足するものとする。

II 現在用意されている制度の確認とその利用実態

今後の税理士業務において、定型化された部分については自動処理が進み、税理士が直接関わる分野は減っていくであろうことは、これまでの本稿で述べてきた通りである。それでは税理士がひとりの人間として担当すべき仕事とはなんなのか。

前項において、その回答については確認をしてきた。これらを更に簡潔な内容にまとめるとすれば、それは「納税者の信頼に応えること」である。税理士法第一条の記載されている通り、納税者からの信頼に応えていくために、DX対応も含めた様々な努力をすることが求められている。

そして、納税者とは人であり、つまりその人の話をしっかりと聴き、その想いを受け止め、その希望を実現するために仕事をする。これからの税理士は、数値化出来る情報だけでなく、納税者に関する気持ちや感情、定性的な情報を提示できる能力が求められてくるであろう。そのための制度として、現行の税理士制度においてもツールは既に用意されている。例えば書面添付制度や経営強化税制などがその事例として適切であろう。

まず書面添付制度について、簡単に経緯を紹介する。日本税理士会連合会のHPに、書面添付制度について、簡潔にまとめられている。平成13年の税理士法改正で用意された制度

であり、事前通知のある調査について、調査前に税理士による意見陳述の機会が与えられることとなった。

【図表 2-5-6】

参考指標 1：税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）
（単位：％）

年 度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
所得税	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5
相続税	20.1	21.5	22.2	23.1	23.4
法人税	9.5	9.7	9.8	9.8	10.0

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

【図表 2-5-7】

参考指標 2：税理士関与割合（所得税・相続税・法人税）
（単位：％）

年 度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
所得税	20.3	20.6	21.1	21.0	20.4
相続税	85.0	85.7	86.1	86.1	85.9
法人税	89.1	89.3	89.4	89.5	89.5

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

（注1）「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としています。ただし、令和元年度から令和3年度については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書を対象としています。

（注2）「相続税」は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書（修正申告書を除く。）を対象としています。

（注3）「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

出典：国税庁 令和4 事務年度国税庁実績評価書

書面添付制度の効果については、同連合会 HP にも記載されている通り、多くの税理士にとってわかりづらいものとなっているのが現状である。日本税理士会連合会 HP の書面添付制度に関するページでも制度概要と税理士から寄せられる制度への疑問の声が掲載されている¹⁶⁵。

残念ながら、書面添付の実施率は決して高いとはいえない状況である。令和4年度の実績で、所得税は1.5%、相続税は23.4%、法人税は10.0%であった。同年度の法人税申告について、税理士の関与割合は89.5%に至っている。つまり、90%に近い法人税の申告に税理士が関与していながら、書面添付が実施された割合は、その10%程度であるということになる¹⁶⁶。

書面添付は定型の書式に記載する必要がある、そのスペースも限られている。納税者と税理士がどのようなやり取りをしてきて、その申告を行う時点でどのような考えを有しており、今後についてどのような展望を持っているのか、端的にまとめ、記述する必要がある。書面添付制度の実施により、納税義務者と税理士の間にひとつの効果が発生する。それはコミュニケーションの円滑化である。限られた書式の中に納税義務者の実態を効率的に記載するためには、納税義務者と税理士の間で、繰り返し対話を行うことが求められる。その対話を通じて得られたやり取りが、あらためて書面添付の中に文章として編集される。この過程を通じて、納税義務者と税理士との間でコミュニケーションが成立し、信頼感が

醸成されていくこととなる。また、まとめられた書面は課税庁や金融機関など、様々な外部利害関係者にも読まれる。そのことを通じて、定量的情報（会計・税務情報）のみでは読み解けない、納税義務者の実態が容易に把握できることとなる。

このように、書面添付制度を通じて、納税者、税理士、課税庁、金融機関まで含めて、数多くの利害関係者に対して、全方位的な良い影響を及ぼしている。DX 進行により税理士業務の内容が変化を強いられる中で、書面添付制度は、税理士の新しい業務形態の中核となり得るものと考えられるのではないであろうか。

また、書面添付制度と同様、現状であまり活用されていない制度として、経営強化税制についても振り返ってみる。本制度は平成 29 年 4 月より稼働しており、一定の中小企業者などが設備投資等を行うに当たり、所定の計画書を策定し、管轄官庁より認定を受けることで、即時償却や税額控除などの特典を受けることができるというものである。中小企業庁 HP によると令和 6 年 10 月 31 日時点で、178,196 件の計画が認定を受けているとのことである¹⁶⁷。

【図表 2-5-8】

経営力向上計画の認定について【中小企業等経営強化法】	
○平成28年7月1日に施行した中小企業等経営強化法では、「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、中小企業経営強化税制（即時償却等）による税制面の支援や資金繰り等の支援を措置。	
○令和6年10月31日現在、178,196件を認定（経済産業省:81,371件、国土交通省:57,388件、農林水産省:17,004件、厚生労働省:11,055件、国税庁:2,627件等）	
<認定事業者の内訳（178,196件）>	
（業種別）	（地域別）
○製造業：63,983件	○北海道：9,040件
○卸・小売業：16,377件	○東北：10,834件
○建設業：47,959件	-青森:1,625件 -岩手:1,319件 -宮城:2,003件 -秋田:1,344件 -山形:2,104件
○サービス業(他に分類されないもの)：7,532件	-福島:2,439件
○医療、福祉業：7,760件	○関東：58,454件
○電気・ガス・熱供給・水道業：4,021件	-茨城:3,350件 -栃木:2,344件 -群馬:3,370件 -埼玉:5,940件 -千葉:4,400件
○情報通信業：2,947件	-東京:15,440件 -神奈川:6,545件 -新潟:4,103件 -山梨:1,260件 -長野:4,695件 -群馬:7,007件
○学術研究、専門・技術サービス業：7,434件	○中部：25,180件
○生活関連サービス業、娯楽業：3,902件	-富山:2,420件 -石川:2,584件 -岐阜:4,284件 -愛知:12,869件 -三重:3,023件
○宿泊業、飲食サービス業：3,765件	○近畿：36,410件
○不動産業、物品賃貸業：2,421件	-福井:2,243件 -滋賀:2,569件 -京都:4,030件 -大阪:15,213件 -兵庫:9,047件
○農業・林業：5,767件	-奈良:1,672件 -和歌山:1,636件
○運輸業、郵便業：2,363件	○中国：12,254件
○鉱業、採石業、砂利採取業：825件	-鳥取:1,312件 -島根:942件 -岡山:3,389件 -広島:4,765件 -山口:1,846件
○教育、学習支援業：707件	○四国：7,226件
○漁業：326件	-徳島:1,551件 -香川:1,965件 -愛媛:2,486件 -高知:1,224件
○金融業、保険業：83件	○九州・沖縄：18,798件
○複合サービス事業：21件	-福岡:5,987件 -佐賀:1,248件 -長崎:2,256件 -熊本:3,151件 -大分:1,625件
○分類不能の産業：3件	-宮崎:1,463件 -鹿児島:1,847件 -沖縄:1,221件

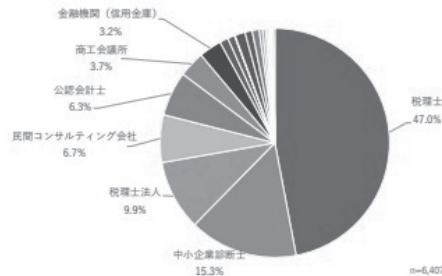
出典：中小企業庁 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定状況について

ここで令和 3 年 6 月時点における、日本全国における中小企業の数と同じく中小企業庁の HP で確認をすると、約 381 万社とのデータが出ている¹⁶⁸。比較時点が異なるので大まかな計算となるが、上記の計画認定件数で割合を計算すると、5%を切る程度の企業しか計画の認定を受けていないこととなる。1社が複数の計画認定を受けている事例もあるので、実際に計画の認定を受けている企業の割合は、もっと少なくなることが予想される。更にもうひとつ、経営力向上計画の策定支援をすべき、認定経営革新等支援機関について、その状況を確認する。令和 5 年度に行われた認定経営革新等支援機関に関する任意調査報告書によると、認定を受けた機関のうち、税理士が 47.0%、税理士法人が 9.9%を占めて

【図表2-5-9】

(1) 認定を受けた属性

認定を受けた属性は、「税理士」が47.0%と最も高く、次いで「中小企業診断士」15.3%「税理士法人」9.9%の順となっている。



図表 1 認定を受けた属性

【図表2-5-10】

② 経営力向上計画

経営力向上計画は、全体の29.0%が支援している。

属性別では、「商工会」93.8%が最も高く、「金融機関（銀行）」53.1%、「税理士法人」45.4%、「金融機関（信用金庫）」43.1%の順となっている。また、「商工会」は「6企業以上」支援している機関の割合も全体と比べて大きい。

	n 数	実施してい								実施してい
		る (%)	1企業	2企業	3企業	4企業	5企業	6企業以上	企業数不明	
全体	6,407	29.0	7.9	3.9	2.4	0.8	1.2	2.5	10.2	71.0
税理士	3,013	25.2	8.5	3.5	2.5	0.5	1.1	1.3	7.9	74.8
税理士法人	635	45.4	8.3	5.5	3.3	1.3	1.3	3.8	21.9	54.6
公認会計士	402	19.2	6.0	3.5	1.0	0.2	1.0	2.0	5.5	80.8
監査法人	2	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
弁護士（法人含む）	63	12.7	1.6	1.6	-	-	1.6	1.6	6.3	87.3
行政書士（法人含む）	92	35.9	9.8	3.3	2.2	4.3	5.4	3.3	7.6	64.1
司法書士（法人含む）	3	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
社会保険労務士（法人含む）	12	25.0	16.7	8.3	-	-	-	-	-	75.0
商工会	16	93.8	-	-	-	6.3	6.3	50.0	31.3	6.3
商工会議所	235	40.0	8.5	6.8	3.4	4.3	1.7	5.1	10.2	60.0
中小企業団体中央会	19	36.8	26.3	5.3	-	-	5.3	-	-	63.2
中小企業診断士	981	25.1	9.1	4.5	1.9	0.5	0.8	1.7	6.5	74.8
コンサルタント	65	30.8	10.8	4.6	-	3.1	3.1	3.1	6.2	69.2
民間コンサルティング会社	429	34.5	7.0	4.0	3.7	0.2	2.3	5.4	11.9	65.3
NPO法人	9	33.3	-	11.1	-	-	-	-	22.2	66.7
公益財団法人	28	35.7	-	3.6	-	3.6	-	7.1	21.4	64.3
公益社団法人	1	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
一般財団法人	3	33.3	-	33.3	-	-	-	-	-	66.7
一般社団法人	31	22.6	6.5	3.2	-	-	-	3.2	9.7	77.4
金融機関（銀行）	64	53.1	3.1	3.1	-	-	-	4.7	42.2	46.9
金融機関（信用金庫）	204	43.1	3.9	2.5	2.0	2.5	1.5	6.4	24.5	56.9
金融機関（信用組合）	77	14.3	-	-	2.6	-	-	1.3	10.4	85.7
金融機関（その他系統金融等）	6	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
その他	17	23.5	-	5.9	-	-	-	11.8	5.9	76.5

図表 5 事業計画策定等の支援業務実施状況：②経営力向上計画

出典：中小企業庁 認定経営革新等支援機関に関する任意調査報告書

いる¹⁶⁹。実に全体の過半数を税理士が占めており、支援機関という制度を通じて、税理士が経営に関する全面的な支援を行うことが期待されていることは、明らかである。

しかし、同報告書を読み進めていく中で、その期待と実態がかけ離れていることが明示されている。実際に経営力向上計画の策定支援を行っている割合が高いのは、商工会や公益財団法人といった別属性の団体である。税理士の計画策定支援は25.2%、税理士法人でも45.4%にしか達していない。

前項で述べた通り、事業経営者にとって、最も身近な相談相手は税理士・公認会計士であった。そして、認定経営革新等支援機関として最も数多く認定を受けているのも、税理

士である。しかし、その税理士が、経営計画の策定支援に積極的に関わっているとは、到底言い難い状況であることがわかる。

経営強化税制と似たような制度として、先端設備等導入計画についても簡単に記載しておく。本制度は固定資産税の減免に関わるものである。つまり、赤字企業についてもその恩恵が生じるものであり、より広範な企業に影響が出ることとなる。本稿では詳細な数値の紹介は省略するが、やはり経営強化税制と同様、その活用程度は低い状況に留まっている。

経営強化税制や先端設備等導入計画は、特に中小企業の事業活性化を目的として運用されている制度である。その制度の活用について、多くの中小企業から支援を期待されている税理士が積極的とは言い難い状況に陥っている。この現状について、税理士業界全体として危機感を持つべきではなかろうか。

前項で「感情をもったAI」について触れたが、現行のAIとそれは隔絶した存在である。感情らしきものを表明するAIは既に存在しているが、それはあくまでも統計的にそれらしく処理されたデータである。また、事業・親族関係・私生活など、どの範囲まで含めてその人に関与すべきなのか、現行のAIは判断することができない。現実の社会において、納税義務者のそばに寄り添い、その人生目標の達成を支援することができるのは、人間である税理士だけなのである。

繰り返しの指摘となるが、今後、税務行政の運用は、DXやAIにより自動化が進み、仕組みの「見えない化」が進行することが予想される。そのような状況において、各納税者が自らの考え方や立場を表明、主張する機会を確保していくことは、納税者権利保護を実現していくために、必要不可欠なものである。その実現に向けて、もっとも力を発揮することができる者は、いま、現に納税者の側で日々の業務に励んでいる税理士なのではなかろうか。

本稿では人間としての税理士がその能力を発揮するための制度として、書面添付制度と経営強化税制を取り上げた。それ以外にも、多数、税理士が納税者のためにその能力を発揮することができる機会や制度は、数多く用意されている。しかし、その機会や制度が有効活用されないまま放置されている現状について再認識することが強く求められている。

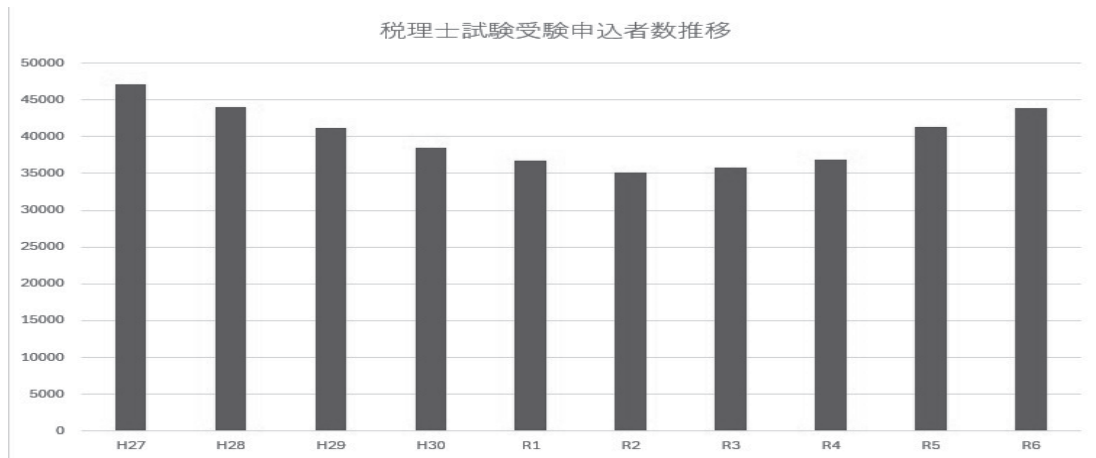
Ⅲ 税理士試験制度と求められる資質について

1. 税理士試験の受験者数と受験資格の見直し

税理士の役割について考えていくに当たり、税理士試験制度に関する検証も必要であろう。最初に税理士試験の受験申込者数の推移について確認する。

令和2年まで、継続して税理士試験の受験者数が減少していることは広く知られてきたことである。日税連では、その原因として「受験資格を取得するためのハードルが高い」とことと「試験を受ける期間が長い」ことが日本税理士会連合会内部において、指摘・共有

【図表2-5-11】



出典：国税庁 HP 税理士試験情報より著者が作成

されていた。資格試験の専門学校の HP より、日税連専務によるインタビュー記事を抜粋する。

「高橋 受験資格要件緩和の背景として、まず近年税理士の活躍するフィールドが広がっていることから、多彩な人材を確保したいという思いがあります。また、税理士受験者数の減少傾向に歯止めをかけたいという課題もありました。実は、税理士登録者数は年々増えているのですが、受験者数は減り続けています。2021年度は微増しましたが、この傾向に変わりはありません。特に、若年層受験者が少なく、結果として、20代の合格者は数える程度しかない現状にあります¹⁷⁰。」

【図表2-5-12】



出典：日本税理士会連合会 税理士を目指す 税理士試験の受験資格要件の緩和

そういった課題解決を目指すために、令和4年より受験資格の要件が緩和されたことは、本稿をお読みの方であれば周知のことであろう。今回の緩和では会計科目の無条件受験や税法科目の受験資格の緩和が実施された。実際に受験者数が大きく伸びたことが受験者数の推移からもはっきり見て取ることができる。また、令和6年8月の試験に著者の親族（彼自身も20代の大学生である）が受験をしているが、その会場で高校の制服を着た受験生をみかけたとの話を聞いた。また、上記の学歴による受験資格の緩和については、次節で触れる情報処理技術に関する話題にも関係してくる。本件については後ほど補足するものとする。

どのような職業分野であれ、若年層からの期待が高まることは、たいへんに喜ばしいことである。現在も受験資格の見直しについては、継続して検討をされているようである¹⁷¹。試験内容の見直しも、条文集の持ち込みなど暗記偏重とも取れる点の改正なども議論されているようである。試験そのものの難易度についてどのように考えていくのかは議論があるところだが、若年層にとって税理士試験を受けることが将来のキャリア形成において有望な選択肢として認識されていくよう、制度設計がされていくことは重要であろう。

2. 情報処理技術に関する専門性について

もうひとつ、今後の税理士に求められる能力として、情報処理に関する技術を取り上げておく。この10年ほどのIT技術進化により、企業経営のあり方は大きく変化した。その最たる例として考えられるのが統計学であり、情報処理に関する技術でもある。本稿においても繰り返し取り上げてきたAIも、その基盤にあるのは膨大な量の情報を統計的に処理した結果、稼働している。

近年、職業としてデータサイエンティストという肩書が少しずつ認知されるようになってきた。厚生労働省のHPでは、その業務内容について以下のように紹介されている。

「新たな商品やサービスを生み出したり、業務プロセスの革新のため、大量に蓄積されたデータ（ビッグデータ）を分析する。ビッグデータを解析した情報を活用することによって、これまで経験や勘で行われてきた仕事の効率性、競争力を高めたり、これまでできなかったことが可能になる¹⁷²。」

データサイエンティストの業務範囲は、企業の内部と外部、両方に及ぶ。自社内の業務効率化という観点でいえば「製品開発を進めるに当たっての市場調査」から「製造現場における歩留まり率の向上」まで、これまで経験や勘に頼って判断されてきた事項への適用が期待される。また企業外部に対しては、統計的な処理を元にしたコンサルタント業務が成立するであろう。そして、データサイエンスの分野においても、実際にビジネスの現場で活躍するためには、各分野に対する専門的な知識が必要不可欠となる¹⁷³。

税理士の中核業務は税務と会計であり、そのどちらも非常に高い専門性を有している。そしてどちらも金額による把握が可能な部分が大きく、定量的分析を取り扱うデータサイエンスの分野とは、非常に相性が良い。そして現在、ビッグデータ分析や活用の需要は高まり続けている。また今後は、中小企業におけるデータサイエンスの活用も広がりを見せていくことであろう。これまで中小企業の支援役を税理士が中心となって担ってきたこと

は、前項において確認した通りである。税理士としての高い専門性に加えて、情報処理に関する技術が組み合わさることで、日本に数多く存在する中小企業を、より強く支援することができるようになるのではないかな。

税理士試験制度の見直しと情報処理分野に関する税理士の関与は、共に若年層の掘り起こしという意味でも連携する部分がある。現在の若年層はいわゆるデジタルネイティブであり、データサイエンス分野に関する知見も深い。税理士と情報処理技術という高い専門知識が組み合わさることで、日本経済全体の活性化を支援するような人材が輩出されていくのではないだろうか。

また徒前でも指摘した通り、今後は税理士会として建議権についても積極的に駆使していくことが求められる。あるべき税法の姿について検討するに当たり、データサイエンスの考え方は必要不可欠となる。諸外国まで含めたビッグデータも駆使しながら、あるべき税法、つまり国家戦略について提言をする。データサイエンスの世界は、税理士業界全体としても、取り組む価値のある分野ではないか。前述の受験資格緩和に関するインタビューでも、以下のように紹介されている。

「——会計科目は受験資格要件そのものをなくし、税法科目は履修要件の範囲を広げることによって緩和を図ったのですね。なぜ税法科目の要件を『社会科学に属する科目の履修』としたのか、もう少し詳しく教えてください。

高橋 税理士の業務範囲は、今や税務・会計だけでなく、中小企業の経営支援や租税教育などの公益的業務にまで広がっています。関与先企業の良きパートナーとなるためには、法律や会計の専門知識だけでなく、広く社会に関する基礎的素養が必要であることから、政治、行政、社会、経営、教育、福祉、情報など、様々な社会科学に属する科目全般に広げたのです。

従来、例えば理工学部出身者が大学卒業後に税理士をめざす場合には、大学での履修内容が受験資格の学識要件の対象外であれば、日商簿記検定1級または全経簿記上級に合格する、あるいは会計・法律事務で2年以上の職歴を積むなど、まず受験資格を得るための準備から始めなくてはなりませんでした。

今回の改正では、法学部や経済学部以外の、理工学部や文学部の学生・卒業生まで、幅広く多様な人材を税理士業界に迎え入れやすくなりました。税理士受験の最初のハードルである『受験資格を得るための準備』をする負担がかなり減ったのです¹⁷⁴。」

試験制度の見直し段階において、税理士業務のあり方がより広範に変化してきていること、そして税務や会計に限定されず、より広い範囲において社会貢献を目指せるような資格制度を目指していることが読み取れる。繰り返しにはなるが、DXやAIといった技術の背景には統計的に処理をされた膨大な量の情報が存在する。より広い範囲での業務遂行や建議権の行使を実現するに当たり、税理士が情報処理分野の技術を積極的に取り入れていくことは、その職域の維持と拡張を考えていくに当たり、大きな力となるのではないだろうか。

IV 小括

本節において、デジタル化が進む社会において税理士がどのような役割を果たしうるのが検討をしてきた。具体的な役割として「税法や通達の解釈」「納税者権利保護の実現」「租税教育の充実」「納税者のDX支援」「建議権の活用」という5つの分野について取り上げた。それぞれの分野について、税務行政のデジタル化進行という環境の変化に対応をしながら、個々の税理士による努力だけでなく、税理士会や日税連など組織的な取り組みも求められる点について確認をしてきた。

続いて、納税者の信頼に応えるための方策として、現状で用意されている制度として書面添付制度や経営強化税制の沿革と活用状況について提示した。既に用意されている様々な制度をより積極的に活用していくことが、税理士の職域を守り、発展していくためには必要不可欠であろうことを提示した。

加えて、これからの税理士に求められる資質を検討する意味で、税理士試験制度の改正や情報処理技術に関する考察を行った。社会制度が大きく変化する中で、税理士には税務や会計だけでなく、より広い範囲での知識や技術を獲得していくことが求められる。試験制度の見直しは、その求められる資質を再定義していく上で重要な指針となるであろう。また情報処理技術に長けた税理士が増加していくことは、個々の納税者支援のみならず、建議権など国家を相手にするような分野においても重要である。

税理士という仕事がこれからも存続し、発展していくためには、現状を認識し、起こっている変化を見逃さず、行動をし続ける必要がある。またその過程について、継続的に広報をしていくことも求められる。税務行政をめぐる環境が大きく変化する中で、納税者が適切な支援を受け続けることができるよう、自己研鑽と情報の受発信に努めることが、結果として税理士という仕事の社会的地位を高め、より魅力的な職業として認知されることに繋がるであろう。

第6節 おわりに

本章では、デジタル化の進展の中で、税理士にどのような使命・役割があるのかについて検討してきた。

デジタル化社会の進展に伴い、税理士法2条の3が創設された。税理士は自らも業務のデジタル化を進め、知識・スキルを身につけていかなければならない。急速にデジタル化が進む社会にあって、デジタルデバイド解消のために納税者のDX支援は税理士の重要な役割である。さらに税理士事務所のデジタル化により効率化が進めば、そこから得た余力を新たな価値創造に向け、新たな収益につなげていくことができる。従来の税務・会計中心の業務から、より広い範囲において社会貢献を考える機会になるのではないだろうか。例えば、税理士の果たすべき役割として「税法の解釈、通達の読み解き」「納税者権利保護の実現」「租税教育の充実」「納税者のDX支援」「建議権の活用」などが考えられる。また、税務行政DXが納税者に不利益な方向に進まないように監督し、その在り方を検証することも税理士の大きな役割ではないだろうか。

個人の申告はマイナポータルの普及などでますます簡便化していくであろう。記入済み申告書が実現する可能性も高い。「申告納税制度は、納税義務の確定行為の主体が納税者であるという点において、民主的な社会を税制面から表明する制度¹⁷⁵」と考えると、納税者自身が納得して申告する必要がある。そのため、記入済み申告書の適正性の判断や税務当局のAIが出した答えを税理士が精査し、納税者の情報コントロール権を擁護する新たな役割も生じることになるだろう。

デジタル化が進むことにより税理士業務はなくなる、のではなく、こういった役割を果たしていくことは、税理士の社会的地位を高め、より魅力的な職業として認知されるのではないだろうか。

この役割を果たすために、本章で以下の提言を行う。

- ① 税理士は業務のデジタル化を進め、新たな価値創造を目指す。
- ② 税理士は会計・税務のみならず、より広い範囲での知識・技術の獲得を目指す。
- ③ 税理士は税務行政のDXを検証し、納税者の不利益に進まないように監視する。
- ④ 税理士は納税者の権利保護のために、納税者権利憲章の制定を主導する。

デジタル化の進展は決して税理士の業務を奪うものではなく、むしろ新たな社会的役割を果たすために変化していくチャンスでもある。しかしどのような社会情勢になろうとも税理士として最も大切なものは変わらない。それは税務行政と納税者の間に立って納税者の権利を守るものであるということである。現状でも納税者の権利保護は十分であるとは言えない。デジタル化によって新たな問題も考えられる中、第3章でデジタル化社会における税務行政の手続法の整備と納税者の権利保護について検討する。

-
- ¹ 住友電工情報システム「バックオフィスとは？今注目される理由や効率化のメリットを解説」
((<https://www.sei-info.co.jp/column/backoffice/>) 2025年5月4日訪問)。
- ² 「税務弘報 2024 1月号」14頁(中央経済社、2023)。
- ³ 猪野茂ほか『これだけは押さえておきたいインボイスと電帳法のルール』104頁(中央経済社、2023)。
- ⁴ 佐藤和助『所得税 確定申告ハンドブック(令和6年3月申告用)』92頁(大蔵財務協会、2023)。
- ⁵ 戸村涼子『クラウド会計を活用した 電子帳簿保存法対応の実務』44頁(大蔵財務協会、2023)。
- ⁶ 国税庁「電子帳簿保存法の概要」((<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/02.htm>) 2025年1月5日訪問)。
- ⁷ 安部高樹ほか『すぐに役立つ 入門図解 最新 株式会社・合同会社・一般社団法人設立の手続きと書式』244頁(三修社、2024)。
- ⁸ 三井住友銀行「ペーパーレス化とは？メリットや推進のポイント、成功事例を解説」
((<https://www.smbc.co.jp/hojin/magazine/general-affairs/paperless.html>) 2025年4月4日訪問)。
- ⁹ 富士フイルムビジネスイノベーション「ペーパーレス化とは？方法や進め方のほか、メリット・デメリットを徹底解説」((https://www.fujifilm.com/fb/solution/dx_column/paperless/about_paperless_01.html) 2025年4月4日訪問)。
- ¹⁰ 同上。
- ¹¹ 中小企業庁「中小企業 BCP 策定運用指針」
((https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/level_c/bcpgl_01_1.html) 2025年5月5日訪問)。
- ¹² 国税庁「インボイス制度が開始されます」
((<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/300416.pdf>) 2025年5月24日訪問)。
- ¹³ TKC システム開発研究所『ペポル利用申請手順書』20頁(株式会社 TKC 飯塚真規、2023)。
- ¹⁴ 佐藤智裕「消費税の申告手続のデジタル化に関する一考察—Real-time reporting を活用した記入済申告書を中心として—」税大論叢 106号 242頁(2022)。
- ¹⁵ TKC グループ「インボイスとデジタルインボイスの違いとは」
((<https://www.tkc.jp/consolidate/webcolumn/023915/>) 2024年10月5日訪問)。
- ¹⁶ 佐久間裕幸『中小企業の DX に役立つ 電子帳簿・取引のデータ保存完全ガイド』45頁(ぎょうせい、2023)。
- ¹⁷ デジタル庁「デジタルインボイスについて」
((https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fe4b257e-3cb3-48c4-8f11-3729bf98d43f/0bcb83ce/20231218_meeting_digital-system-reform-outline_04.pdf) 2024年11月30日訪問)。
- ¹⁸ デジタルインボイス推進協議会「デジタルインボイスとは」((<https://www.eipa.jp/peppol>) 2024年10月5日訪問)。
- ¹⁹ TKC システム開発研究所・前掲注(13) 20頁。
- ²⁰ TKC グループ「インボイスとデジタルインボイスの違いとは」
((<https://www.tkc.jp/consolidate/webcolumn/023916/>) 2024年10月5日訪問)。
- ²¹ デジタル庁「JP PINT」((https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice) 2024年10月5日訪問)。
- ²² TKC システム開発研究所・前掲注(13) 20頁。
- ²³ デジタルインボイス推進協議会「デジタルインボイスとは」((<https://www.eipa.jp/about-us>) 2024年10月5日訪問)。
- ²⁴ 戸村・前掲注(5) 164頁。
- ²⁵ 国税庁「デジタル化による一貫した事務処理のイメージ」
((<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/zeimugyousei.htm>) 2024年10月5日訪問)。
- ²⁶ デジタル庁「JP PINT」((https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice) 2024年10月5日訪問)。
- ²⁷ デジタルインボイス推進協議会「デジタルインボイスとは」((<https://www.eipa.jp/about-us>) 2024年10月5日訪問)。
- ²⁸ 戸村・前掲注(5) 164頁。
- ²⁹ デジタル庁「Peppol ネットワークでのデジタルインボイスのやり取りについて」
((https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice_faq_02) 2024年10月5日訪問)。
- ³⁰ デジタルインボイス推進協議会「デジタルインボイスとは」((<https://www.eipa.jp/peppol>) 2024年10月5日訪問)。

-
- ³¹ 佐久間・前掲注(16) 46 頁。
- ³² TKC システム開発研究所・前掲注(13) 20 頁。
- ³³ TKC グループ「ペボルインボイス利用のメリット」
(<https://www.tkc.jp/consolidate/webcolumn/023919/>) 2024 年 10 月 5 日訪問)。
- ³⁴ ROBOT PAYMENT「日本の経理をもっと自由にプロジェクト」
(https://www.robotpayment.co.jp/keiri_liberty/) 2025 年 5 月 24 日訪問)。
- ³⁵ TKC システム開発研究所・前掲注(13) 20 頁。
- ³⁶ TKC グループ「ペボルインボイス利用のメリット」
(<https://www.tkc.jp/consolidate/webcolumn/023919/>) 2024 年 10 月 5 日訪問)。
- ³⁷ 同上。
- ³⁸ TKC システム開発研究所・前掲注(13) 20 頁。
- ³⁹ TKC グループ TKC グループ「ペボルインボイス利用のメリット」
(<https://www.tkc.jp/consolidate/webcolumn/023919/>) 2024 年 10 月 5 日訪問)。
- ⁴⁰ 同上。
- ⁴¹ TKC システム開発研究所・前掲注(13) 20 頁。
- ⁴² TKC グループ「ペボルインボイス利用のメリット」
(<https://www.tkc.jp/consolidate/webcolumn/023919/>) 2024 年 10 月 5 日訪問)。
- ⁴³ 税理士法人山田&パートナーズ『消費税インボイスの実務対応ガイドブック』219 頁(中央経済社、2023)。
- ⁴⁴ TKC グループ「ペボルインボイス利用のメリット」
(<https://www.tkc.jp/consolidate/webcolumn/023919/>) 2024 年 10 月 5 日訪問)。
- ⁴⁵ 税理士法人山田&パートナーズ・前掲注(43) 220 頁。
- ⁴⁶ 全銀ネット「全銀 EDI システム「ZEDI (ゼディ)」のご案内」
(https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/efforts/smooth/xml/zedi_leaf_202311.pdf)
(2024 年 12 月 8 日訪問)。
- ⁴⁷ 同上。
- ⁴⁸ 同上。
- ⁴⁹ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「EDI とは」
(<https://www.jipdec.or.jp/project/kcode/edi/about.html>) 2024 年 12 月 8 日訪問)。
- ⁵⁰ 国税庁「デジタル化による一貫した事務処理のイメージ」
(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/zeimugyousei.htm>)
(2024 年 12 月 8 日訪問)。
- ⁵¹ 全銀ネット「全銀 EDI システム「ZEDI (ゼディ)」のご案内」
(https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/efforts/smooth/xml/zedi_leaf_202311.pdf)
(2024 年 12 月 8 日訪問)。
- ⁵² 同上。
- ⁵³ 佐藤・前掲注(14) 316 頁。
- ⁵⁴ TKC グループ「ペボルインボイス利用のメリット」
(<https://www.tkc.jp/consolidate/webcolumn/023919/>) 2024 年 10 月 5 日訪問)。
- ⁵⁵ 同上。
- ⁵⁶ 同上。
- ⁵⁷ 佐藤・前掲注(14) 315 頁。
- ⁵⁸ 同上 321 頁。
- ⁵⁹ 総務省「用語解説」(<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/ict/data/3.html>) 2024 年 11 月 3 日訪問)。
- ⁶⁰ RICOH 中小企業応援サイト「ICT とは? IT や IoT との違い、活用メリットや活用事例を詳しく解説」
(<https://www.ricoh.co.jp/magazines/smb/column/000132/>) 2024 年 11 月 3 日訪問)。
- ⁶¹ 経済産業省「デジタルガバナンス・コード 実践の手引き」
(https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-chushoguidebook/tebiki-yoyaku.pdf) 2024 年 11 月 3 日訪問)。
- ⁶² 大塚商会 ERP ナビ「デジタルトランスフォーメーションはなぜ DX と略す? 推進させる重要性」
(<https://www.otsuka-shokai.co.jp/erpnavi/topics/dx-mikata/archive/why-dx.html>) 2024 年 11 月 3 日訪問)。
- ⁶³ KDDI メッセージキャスト「DX 化と IT 化や IoT・ICT の違いとは? DX 化のメリットや課題について解説 - SMS 送信サービス」
(https://kddimessagecast.jp/blog/dx/dx_it_iot_ict) 2024 年 11 月 3 日訪問)。
- ⁶⁴ SINGATE 総研「ICT とは? DX との関係、IoT との違いを解説」

- (<https://cloud.signate.jp/column/ict>) 2024 年 11 月 3 日訪問)。
- ⁶⁵ 財務省 『令和 4 年度 税制改正の解説』 737 頁 (財務省、2022)。
- ⁶⁶ 日本税理士会連合会「税理士制度の見直し」
(<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/houkaisei.pdf>) 2024 年 9 月 30 日訪問)。
- ⁶⁷ 同上。
- ⁶⁸ 日本税理士会連合会ほか『改正税理士法実務への対応』 6 頁 (大蔵財務協会、2023)。
- ⁶⁹ VOST 「ビジネス講座見つけ隊」(<https://businesskouzamitsuketai.com/seiseiai-guidlines/>) 2025 年 5 月 24 日訪問)。
- ⁷⁰ asana 「企業の AI 導入に必須となる『AI ガイドライン』の事例解説」
(<https://asana.com/ja/resources/ai-guideline-impletation>) 2025 年 5 月 24 日訪問)。
VOST 「ビジネス講座見つけ隊」(<https://businesskouzamitsuketai.com/seiseiai-guidlines/>) 2025 年 5 月 24 日訪問)。
- ⁷¹ 日本税理士会連合会ほか・前掲注(68) 10 頁。
- ⁷² 国税庁「税理士事務所」(<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/qa/05.htm>) 2025 年 2 月 2 日訪問)。
- ⁷³ 同上。
- ⁷⁴ 同上。
- ⁷⁵ 日本税理士会連合会「税理士事務所 FAQ」
(<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/telework3.pdf>) 2025 年 5 月 6 日訪問)。
- ⁷⁶ 同上。
- ⁷⁷ 財務省・前掲注(65) 745 頁。
- ⁷⁸ 「税経通信 2022 年 7 月号」 84 頁 (税務経理協会、2022)。
- ⁷⁹ 月刊「税理」編集局編 『事例から学ぶこれならできる！DX 税理士事務所』 6-7 頁 (ぎょうせい、2021)。
- ⁸⁰ 総務省「RPA (働き方改革：業務自動化による生産性向上」
(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin02_04000043.html) 2024 年 11 月 7 日訪問)。
- ⁸¹ サン共同税理士法人採用サイト「テレワーク運用ガイドライン」
(<https://taxstartup.jp/recruit/telework/>) 2024 年 10 月 4 日訪問)。
- ⁸² Carl B. Frey and Michael A. Osborne 「THE FUTURE OF EMPLOYMENT」 (2013)。
- ⁸³ 税理士制度沿革史編纂委員会『税理士制度沿革史 [増補改訂版]』 3-22 頁 (日本税理士会連合会事業本部、1987)。
- ⁸⁴ 国立国会図書館デジタルコレクション『所得税法』(<https://dl.ndl.go.jp/pid/788011/1/17>) 17-21 頁 2024 年 9 月 8 日訪問)。
- ⁸⁵ 国立国会図書館デジタルコレクション『営業税法』(<https://dl.ndl.go.jp/pid/787999/1/33>) 33-37 頁 2024 年 9 月 8 日訪問)。
- ⁸⁶ 国立国会図書館デジタルコレクション『非常特別税法』(<https://dl.ndl.go.jp/pid/788035/1/7>) 7-15 頁。2024 年 9 月 8 日訪問)。
- ⁸⁷ 税理士制度沿革史編纂委員会・前掲注(83) 13-14 頁。
- ⁸⁸ 日本公認会計士協会は、公認会計士制度の始まりを 1927 年(昭和 2 年)の計理士法制定としている。
日本公認会計士協会(<https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/organization/cpasystem/>) 2024 年 9 月 8 日訪問)。
- ⁸⁹ 日本法令検索 『税務代理人法案』
(<https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?billId=006414014&searchDiv=2¤t=1>) 2024 年 9 月 8 日訪問)。
- ⁹⁰ 税理士制度沿革史編纂委員会・前掲注(83) 23 頁。
- ⁹¹ 国立公文書館デジタルアーカイブス『税務代理士法』
(https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F00000000000000040156) 2024 年 9 月 8 日訪問)。
- ⁹² 税理士制度沿革史編纂委員会・前掲注(83) 31 頁。
- ⁹³ 同上 28-30 頁。
- ⁹⁴ 同上 26 頁。
- ⁹⁵ 日本法令検索「税務代理士法改正履歴」及び昭和 22 年 3 月 31 日官報号外・昭和 23 年 7 月 6 日官報号外・昭和 24 年 5 月 31 日官報号外・昭和 26 年 6 月 15 日官報の記載による。
- ⁹⁶ 池本 征男『申告納税制度の理念とその仕組み』 36 頁 税務大学校論叢 32 号 (1998)。
- ⁹⁷ 同上。
- ⁹⁸ 金子宏『租税法 [第 24 版]』 60 頁(弘文堂、2021)。

- ⁹⁹ 会田宣也『シャウブ勧告 70 年記念出版』275-277 頁(エヌピー通信、2019)。
- ¹⁰⁰ 同上。
- ¹⁰¹ 同上。
- ¹⁰² 税理士制度沿革史編纂委員会・前掲注(83)1066-1071 頁。
- ¹⁰³ 税理士制度沿革史編纂委員会・前掲注(83)1065-1066 頁。
- ¹⁰⁴ 財務省「税の種類に関する資料」
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a01.htm) 2025 年 4 月 29 日訪問)。
- ¹⁰⁵ 税理士法 2 条。
- ¹⁰⁶ 金子・前掲(98) 15。
- ¹⁰⁷ 関税法、消費税法及び酒税法の一部と各種加算税及び過怠税が該当する。
- ¹⁰⁸ 税理士法基本通達 2-1。
- ¹⁰⁹ 税理士法 52 条。
- ¹¹⁰ 医師法 17 条。
- ¹¹¹ 司法書士法 3 条。
- ¹¹² 税理士法基本通達 2-5。
- ¹¹³ 鳥飼重和ほか『税理士の専門家責任とトラブル未然防止策』19 頁(清文社、2013)。
- ¹¹⁴ 同上 18-25 頁。
- ¹¹⁵ 同上 25-49 頁。
- ¹¹⁶ 民法 643 条は委任契約は委託と承諾により効力が生ずると定めており、報酬の有無を前提としていない。
(報酬を請求するためには委任契約に特約が必要となる。(民法 648 条 1 項))。
- ¹¹⁷ 民法 644 条(受任者の注意義務)
- ¹¹⁸ 所得税法、法人税法、相続税法は昭和 22 年に施行された。
- ¹¹⁹ 所得税法 21 条。法人税は 6 か月を 1 事業年度とみなして事業年度終了後 2 か月以内に申告(法人税法 18 条)、相続税は相続開始後 4 か月以内に申告(相続税法 31 条)とされていた。
- ¹²⁰ 池本・前掲注(96) 28 頁。
- ¹²¹ 会田・前掲注(99) 235-236 頁。
- ¹²² 同上 271-273 頁。
- ¹²³ 同上 275-277 頁。
- ¹²⁴ 同上。
- ¹²⁵ 第 10 回国会衆議院大蔵委員会議事録第 47 号(昭和 26 年 3 月 31 日)。
- ¹²⁶ 同上。
- ¹²⁷ 同上。
- ¹²⁸ 日本税理士会連合会『税理士法逐条解説 8 訂版』26 頁(日本税理士会連合会、2023)。
- ¹²⁹ 税理士法の一部改正は昭和 55 年改正の後、平成 13 年(2001 年)、平成 26 年(2014 年)、令和 4 年(2022 年)に行われている。
- ¹³⁰ AI 開発ガイドライン(平成 29 年、総務省)、AI 利活用ガイドライン(令和元年、総務省)、AI 原則実践のためのガバナンスガイドライン Ver1.1(令和 4 年、経済産業省)が統合・アップデートされ、令和 6 年 4 月に「AI 事業者ガイドライン(第 1.0 版)」としてまとめられた。
(<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004.html>) 2024 年 12 月 4 日訪問)。
- ¹³¹ 池本・前掲注(96) 46 頁。
- ¹³² 財務省「国税庁実績評価書」
(https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/nta/fy2022/evaluation/index.html) (2024 年 9 月 7 日訪問)。
- ¹³³ たとえば東京国税局が発表している「令和 5 年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」によると、所得税の申告件数 648 万 5 千件のうち、申告納税額があるものは 190 万 1 千件(約 29.31%)である。
- ¹³⁴ 大阪大学「生成 AI に関する注意点」
(https://www.tlsc.osaka-u.ac.jp/project/generative_ai/important_point.html) 2024 年 11 月 4 日訪問)。
- ¹³⁵ 栗原聡『AI にはできない 人工知能研究者が正しく伝える限界と可能性』36-37 頁(角川新書、2024 年)。
- ¹³⁶ 総務省・経済産業省「AI 事業者ガイドライン第 1.0 版付属資料」14 頁(2024 年 4 月 19 日発表)。
- ¹³⁷ 国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像ー 2023」
(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/pdf/syouraizo2023.pdf>) 21 頁 2024 年 11 月 4 日訪問)。
- ¹³⁸ 日本貿易振興機構(JETRO) (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/05/4a706cd3034c4706.html>) (2024 年 11 月 5 日訪問)。

PWC ホームページより「欧州(EU)AI 規制法の解説」

((<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/awareness-cyber-security/generative-ai-regulation10.html>) 2024 年 11 月 5 日訪問)。

¹³⁹ 朝日新聞 GLOBE+ (令和 5 年 12 月 21 日 WEB 掲載記事)

((<https://globe.asahi.com/article/15088788>) 2024 年 9 月 7 日訪問)。

¹⁴⁰ 同上。

¹⁴¹ なお、本記事中で明らかにされていないため役職等の詳細は不明。

¹⁴² 小林正啓「自動運転車の実現に向けた法制度上の課題」情報管理 vol160 240-250 頁(2017)。

¹⁴³ デジタル庁「AI 時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ」

((<https://www.digital.go.jp/councils/mobility-subworking-group>) 2025 年 5 月 28 日訪問)。

¹⁴⁴ 内閣府「人間中心の AI 社会原則」

((<https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/aigensoku.pdf>) 2024 年 12 月 10 日訪問)。

¹⁴⁵ 世界各国人権機関連合 (GANHRI) ((<https://ganhri.org/>) 2024 年 11 月 4 日訪問)。

GANHRI は各国の国内人権機関が「パリ原則」に準拠しているかどうか審査する役割を担っている。

主要国の中で国内人権機関を設置していない国は、日本のほか、中国、アメリカなど。

アフガニスタン、ニジェール、ロシア、ミャンマーについては過去に国内人権機関を設置し認定を受けていたが、令和 6 年 7 月現在認定を停止されている。

¹⁴⁶ この問題については日本弁護士連合会が平成 21 年に国内人権機関実現委員会(現：政府から独立した人権機関実現委員会)を設置し、国内人権機関の設立のために活動している。

¹⁴⁷ 日本弁護士連合会「人権のための行動宣言 2024」

((https://www.nichibenren.or.jp/document/policies/jinken_sengen_2024.html) 2024 年 11 月 4 日訪問)。

¹⁴⁸ 講談社現代ビジネス(2023 年 5 月 26 日掲載記事)

((<https://gendai.media/articles/-/110814?page=1&imp=0>) 2024 年 9 月 8 日訪問)。

¹⁴⁹ Occupational Information Network ((<https://www.onetonline.org/link/summary/13-2082.00>) 2024 年 9 月 7 日訪問)。

¹⁵⁰ 石村耕治「アメリカで新たに誕生した税務専門職制度：登録納税申告書作成士(RTRP)」獨協法学 92 号 46-90 頁 (2013)

((<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I000000017261-i5580547>) 2024 年 9 月 8 日訪問)。

¹⁵¹ 渡辺徹也「生成 AI と課税 ―ロボット課税から AI 利用へ―」ファイナンシャル・レビュー157 号 37 頁 (2024)。

¹⁵² 同上 38 頁。

渡辺教授の論文でも、AI の使用者責任において、自動車の自動運転事例にも触れながら言及されている。

¹⁵³ NHK NEWS 「所得税追徴課税 1398 億円余 過去最多に“AI 取り入れた結果” 2024 年 11 月 29 日報道」((<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241129/k10014653461000.html>) 2025 年 3 月 20 日訪問)。

¹⁵⁴ 泉絢也「税務行政における AI (人工知能)・機械学習アルゴリズムの利用と法的問題」千葉商大論叢 59 巻 51 頁 (2021)。

泉教授の論文内において、機械学習アルゴリズムの特性とその結果として起こり得る法的問題について考察されている。

¹⁵⁵ 国税庁「税務行政の現状と課題」

((<https://www.nta.go.jp/about/council/shingikai/241203/shiryo/pdf/03.pdf>) 2025 年 3 月 20 日訪問)。

¹⁵⁶ 日本税理士会連合会「租税教育等基本方針」((<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/cpta/business/education/01%20kihonnshishin.pdf>) 2024 年 12 月 29 日訪問)

¹⁵⁷ 日本 FP 協会「News Release 金融経済教育の浸透に課題」

((https://www.jafp.or.jp/about_jafp/katsudou/news/news_2024/files/newsrelease20240731.pdf) 2025 年 3 月 20 日訪問) プレスリリース内において金融制度の難解な点や教える側の知識不足、専門家の積極的な関与が期待される点が紹介されている。

¹⁵⁸ 朝日新聞「【SDGs 達成度ランキング】日本、2024 年は世界 18 位に上昇 気候変動対策など最低評価」((<https://www.asahi.com/sdgs/article/15308085>) 2024 年 12 月 6 日訪問)。

¹⁵⁹ 国税庁「令和 5 年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について(報道発表資料)」

((<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0024005-100.pdf>) 2024 年 12 月 29 日訪問)。

¹⁶⁰ 中小企業庁「中小企業・小規模事業者と支援機関」

((https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/shokibo/b3_2_4.html) 2024 年 12 月 6 日訪問)。

特に小規模企業において、社内ではなく社外に相談相手が存在していることが指摘されている。

¹⁶¹ 同上。

日常的に相談相手が存在している企業の方が増益傾向にある点が指摘されている。

¹⁶² 同上。

成長企業の多くが専門家や他企業の経営者など外部からの支援を継続的に受けている傾向が高いことが指摘されている。

¹⁶³ 藤間大順「税理士と税務行政のこれまでとこれから」神奈川大学法学 55 号 195 頁（2022）。

日税連答申を中心とした個々の税理士によるデジタル化対策の自助努力で税理士の職域が守られるという楽観論と、税務行政のデジタル化進行の現状から個々の税理士による努力だけでは職域が守られることは難しいという悲観論が紹介されている。

¹⁶⁴ 同上 226 頁。

建議権について、現状では有効に行使されているとは言い難い点と、その改善方法について、組織的な面も含めて指摘されている。

¹⁶⁵ 日本税理士会連合会「書面添付制度」（<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/document/>） 2024 年 9 月 3 日訪問）

制度に対する個々の税理士から寄せられた疑問の声と、制度定着に向けての会としての希望的観測が述べられている。

¹⁶⁶ 国税庁「令和 4 事務年度国税庁実績評価書」

（https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/nta/fy2022/evaluation/202310ntahyoka_mokuhyo15.pdf） 2024 年 9 月 3 日訪問）。

¹⁶⁷ 中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定状況について」

（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/nintei/download/nintei.pdf?1031>） 2024 年 12 月 29 日訪問）。

¹⁶⁸ 中小企業庁「集計結果」

（https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2023/231213chukigyocnt.html） 2024 年 9 月 3 日訪問）。

¹⁶⁹ 中小企業庁「令和 5 年度認定経営革新等支援機関に関する任意調査報告書」

（https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/download/r5_tyosa-hokoku.pdf） 2024 年 9 月 3 日訪問）。

¹⁷⁰ 資格の学校 TAC「特別インタビュー 日本税理士会連合会に聞く、税理士制度見直しの概要と背景」

（https://www.tac-school.co.jp/tacnewsweb/feature/feat202209_sp.html） 2024 年 12 月 29 日訪問）。

¹⁷¹ 同上。

インタビュー内において、年 2 回の試験開催や受験資格撤廃など、試験制度に関する見直し案が紹介されている。

¹⁷² 厚生労働省「職業情報提供サイト job tag」

（<https://shigoto.mhlw.go.jp/User/Occupation/Detail/323>） 2024 年 12 月 29 日訪問）。

¹⁷³ 同上。

情報処理技術単独ではなく、コミュニケーション力や他分野の知識など、個々人の得意分野との組み合わせが推奨されている。

¹⁷⁴ 資格の学校 TAC「特別インタビュー 日本税理士会連合会に聞く、税理士制度見直しの概要と背景」

（https://www.tac-school.co.jp/tacnewsweb/feature/feat202209_sp.html） 2024 年 12 月 29 日訪問）。

¹⁷⁵ 酒井克彦「スマート行政でこう変わる!! キャッチアップデジタル情報社会の税務」44 頁（ぎょうせい、2020）

第3章 税務行政手続の整備と納税者の権利保護

目 次

第1節 はじめに	(池袋 一弘)
第2節 国税通則法の現状と課題	
Ⅰ 国税通則法の意義と沿革	(村田 洋・池袋 一弘)
Ⅱ 平成23年改正の概要と主な改正項目	(村田 洋・池袋 一弘)
1. 背景と目的	
2. 税務調査手続の整備・法定化	
3. 更正の請求期間の延長	
4. 不利益処分における理由附記制度の整備	
5. 小括	
Ⅲ 情報照会手続の整備	(小野澤 寿一・池袋 一弘)
1. 制度整備の背景	
2. 「協力要請」の制度趣旨と情報連携の進展	
3. 「報告の求め」の制度構造とデジタル課税対応	
4. 今後の課題と制度的展望	
Ⅳ 税務調査手続における新たな問題点	(小野澤 寿一・池袋 一弘)
1. 調査の長期化	
2. ハイブリッド調査 ― 簡易な接触と行政指導の区分をめぐって―	
3. 質問応答記録書 ― 任意性と証拠性をめぐる問題―	
4. 税務調査におけるデジタル化の進展と手続的保障の再定義	
5. 小括 ― 制度と運用の乖離をどう捉えるか―	
Ⅴ 加算税制度の見直しと複雑化の問題点	(小野澤 寿一・池袋 一弘)
Ⅵ 国税犯則取締法の編入と納税者の権利保護	(小野澤 寿一・池袋 一弘)
Ⅶ 租税争訟手続の現状と課題―納税者権利保護の観点から―	(榊原 慎太郎・池袋 一弘)
1. 租税争訟手続の全体像	
2. 平成26年改正	
3. 納税者権利保護に関する現行制度の評価	
4. 最新データに見る不服申立て・訴訟の状況	
5. 現行制度の課題と問題点	
6. 納税者の権利保護強化に向けた提言	
7. 小括	
第3節 国税徴収法の現状と問題点	(伊藤 美穂)
Ⅰ 国税徴収法の概要	

1. 国税徴収法の目的と特徴
2. 国税の徴収手続

II 第二次納税義務

1. 第二次納税義務制度の趣旨と態様
2. 第二次納税義務の種類
3. 国税徴収法 39 条の適用と第二次納税義務
4. 成立要件の検討と過去の裁判例
5. 国税徴収法 39 条の立法経緯
6. 国税徴収法 39 条の問題点
7. 主たる納税義務と第二次納税義務との関係
8. 第二次納税義務者の権利救済

III 滞納処分

1. 滞納処分の意義
2. 租税債権と他の債権との調整
3. 差押え
4. 差押財産の選択
5. 差押禁止財産をめぐる問題—判例研究—
6. 財産の調査

IV 適正手続保障の実現に向けて

1. 米国との比較
2. 徴収手続の権利保障
3. 適正手続保障へのアプローチ

V 小括

第4節 デジタル化の進展と納税者の権利保護 —税務調査への影響とプライバシー権— (伊藤 美穂)

I スマート税務行政の構想

1. AI・データ分析の活用、オンラインツール等の活用
2. 関係機関への照会等のデジタル化

II 納税者のプライバシー権の保護

1. 納税者のプライバシーと自己情報コントロール権
2. 最高裁におけるプライバシー権の判断
3. 人格プロファイリングとプライバシー侵害の問題
4. EU 一般データ保護規則 (GDPR) とフィンランドの AI 倫理原則

III デジタル化進展に伴い発生する問題点

1. 説明責任 (アカウンタビリティ) の不在
2. リアルタイムレポーティングの問題点
3. リアルタイムレポーティングが申告納税制度に及ぼす影響
4. 守秘義務と納税者のプライバシー権

IV 納税者の権利保護に向けて

V 小括

第5節 納税者権利保護について—国際的な状況・進展を中心に— (石原 直明)

I 諸外国における納税者権利保護の状況

1. アメリカ合衆国
2. イギリス
3. EU 各国における納税者憲章・納税者権利保護
4. アジア

II 納税者権利憲章の国際モデル

1. OECD「納税者の権利と義務—プラクティス・ノート」
2. D・ベントレー教授の国際モデル法
3. AOTCA・CFE・STEP の納税者権利憲章モデル
4. EU 納税者法のためのモデルのガイドライン

III 諸外国における納税者権利憲章の検証・考察

1. 納税者保護のアプローチ
2. 納税者権利憲章の形態
3. 諸外国における納税者権利憲章が制定される経緯
4. 諸外国における納税者権利憲章に係る権利が保護されるための制度について
5. 納税者権利憲章の国際的な位置づけ

IV 税務行政のデジタル化に対する納税者権利保護

1. OECD のプライバシー・ガイドラインと8つの原則
2. D・ベントレー教授の国際モデル法における守秘義務・個人情報保護
3. 納税者の取引情報の継続的取引管理およびリアルタイム報告
4. 税務行政における AI の利用と納税者権利保護
5. 納税者権利保護に対する今後の課題

V 小括

第6節 日本における納税者権利憲章をめぐる議論の展開 (井上 薫・池袋 一弘)

I 納税者の権利保護の歴史的文脈と国際比較

II 日本弁護士連合会の「納税者権利保護法に関する立法提言」

III 民主党政権下における納税者権利憲章構想（平成23年度税制改正法案）

IV 最近の「納税者権利憲章」を含む税制改正の動向

V 税理士会による納税者権利保護に関する提言

VI 小括

第7節 おわりに (池袋 一弘)

第3章 税務行政手続の整備と納税者の権利保護

第1節 はじめに

税務行政は、国家財政の根幹を支える役割を担い、その適正かつ公正な運営は、民主的な社会の構築と維持に不可欠である。そして、こうした税務行政における手続の在り方、とりわけその透明性と公平性の確保は、納税者が適正な納税義務を果たす上での前提条件であるとともに、納税者と課税当局との信頼関係を築く基盤でもある。

近年、我が国では国税通則法等の整備を通じて、調査手続の明確化や納税者の権利保護が一定程度進展してきた。平成23年の国税通則法改正では、税務調査手続の法定化、調査事前通知や結果説明義務、更正の請求期間延長、不利益処分に対する理由附記制度などが導入され、手続的権利保障は前進を見せた。しかしながら、調査手続の厳格化がかえって調査期間の長期化を招く事態を生み、形式上の簡易な接触や、行政指導の名のもとに実質的な調査が行われる場面が増加している。このように、法定手続と運用実態との間には依然として乖離が存在する。

また、徴収分野においても、国税徴収法の整備は、第二次納税義務の適用や滞納処分の運用において、現代の複雑な経済取引や多様な納税者の実態に十分に対応しきれていない状況がある。差押禁止財産の範囲や、第二次納税義務者に対する権利救済手続の整備の不十分さ、徴収実務における行政裁量の広さといった問題は、依然として納税者の権利利益に対する重大な懸念材料である。

さらに近年、税務行政のデジタル化が急速に進展している。AIやビッグデータを活用した調査対象選定、情報照会手続のオンライン化、電子インボイス制度の導入など、行政の効率化・高度化は着実に進められているが、その一方で、納税者のプライバシー権、自己情報コントロール権、データ活用における透明性と説明責任など、新たな権利保障の枠組みが問われている。AI判断の根拠の不透明さや情報収集の非開示性は、納税者の納得感や信頼を損なう恐れもある。

第1章では、こうした税務行政DXの推進において「納税者本位」の理念の欠如が指摘され、税務行政DXの推進・進展が真に納税者の利便性に資するものでなければならないとの提言がなされた。第2章では、デジタル化のなかで税理士に求められる新たな役割として、納税者の支援や税務行政の監視、納税者権利保護の制度構築が論じられた。

これらの議論を受け、本章では、国税通則法および国税徴収法における税務行政手続の現状と課題を分析するとともに、デジタル化の進展がもたらす構造的変化と国際的な納税者権利保護の枠組みを参照しながら、今後の我が国における税務行政の制度的方向性を展望する。最終的には、納税者の権利利益を実効的に保障するための法制度整備と運用改善の課題を提示し、民主的かつ持続可能な税務行政の実現を目指す。

第2節 国税通則法の現状と課題

I 国税通則法の意義と沿革

国税通則法（昭和37年法律第66号）は、わが国における国税に関する共通の手続（課税、徴収、更正、調査、不服申立て等）を横断的に規定する租税手続法制の基本法である。個別税法に分散していた手続規定を体系的に整理・統合することにより、納税者と課税庁の双方にとって共通の制度的基盤を提供する点に、その法的意義があるといえる¹。

昭和37年（1962年）の制定当初、国税通則法は、主として課税庁内部の事務処理の効率化および手続の統一を目的とする、いわば技術的・管理的性格の強い法律として整備された。したがって、当初においては、納税者の手続的権利保護に対する制度的配慮は必ずしも十分とはいえなかった。実際、制定時点では、税務調査手続や不利益処分の理由附記、修正申告に関する取扱い等について明文の規定を欠いており、その運用はもっぱら通達や事務運営指針等によって行われていたのが実情であった²。

その後、1990年代以降、行政手続法（平成5年法律第88号）の制定や情報公開法（平成11年法律第42号）の施行など、手続的透明性を重視する法制度改革が相次いで進められ、税務行政においても「説明責任」や「納税者の予見可能性」といった価値が重視されるようになった。あわせて、OECDによる納税者憲章（Taxpayers' Charter）の提唱や、諸外国における納税者権利章典（Taxpayer Bill of Rights）の整備・普及といった国際的な動向も、税務手続における納税者の権利保護の在り方に再評価を促す要因となった。

こうした国内外における制度改革の潮流を受け、国税通則法の在り方についても抜本的な見直しが行われ、その大きな契機となったのが平成23年改正（平成23年法律第114号）である。同改正では、税務調査に関する事前通知や結果の説明、修正申告の勧奨、更正の請求期間の延長、不利益処分に対する理由附記の義務化など、従来は通達等に依拠していた重要な実務が法定化された。これにより、納税者の予見可能性の確保や説明を受ける権利といった視点が制度的に明確に位置づけられるに至った。

II 平成23年改正の概要と主な改正項目

1. 背景と目的³

平成23年11月30日に成立し、同年12月2日に公布された国税通則法の改正は、我が国の税務行政手続における制度的な転換点であった。改正の背景には、従来の税務行政実務におけるいくつかの構造的な問題点が存在していた。特に、納税者に対する事前通知の欠如や、調査終了時の説明責任の不明確さ、不利益処分に対する理由の附記義務の不在などが長年の課題とされていた。

納税者側からは、突然の实地調査に対する準備不足や、調査の対象範囲が不明確であること、調査終了後の処理結果に対する説明の欠如が、納税者の防御権の行使を困難にしているとの指摘が繰り返されていた。また、税務調査の現場では、修正申告の勧奨が実質的には税務署側からの「圧力」として受け取られることもあり、税務職員との交渉力において格差のある納税者が、不本意な形で申告を修正してしまう事例も報告されていた。

課税庁側もまた、従来の実務運用が法律上の裏付けを欠くことによるリスクを抱えていた。たとえば、調査結果の説明を行わなかったことが後に裁判で争点化されるなど、訴訟対応の面でも制度的な脆弱さが課税処分の適正性に疑問を生じさせる要因となっていた。

これらの課題に対処するため、平成 21 年（2009 年）に設置された政府税制調査会の納税環境整備小委員会では、納税者と課税当局の信頼関係に基づいた適正・円滑な課税の実現を目指し、制度整備の方向性について検討が行われた。平成 22 年（2010 年）9 月には「納税環境整備に関する論点整理」⁴が公表され、税務調査手続の法定化、調査結果の説明義務、更正の請求期間の延長、不利益処分に対する理由附記義務、納税者権利憲章の創設など、納税者保護の観点から複数の制度的課題が提示された。さらに同年 11 月には、これらの検討を踏まえた「納税環境整備 PT 報告書」⁵が取りまとめられ、今後の制度整備の方向性を整理する提言が行われた。

こうした提案を受けて、平成 23 年（2011 年）12 月に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号）の一部として、国税通則法が抜本的に改正されるに至った。

次項より、主要な改正項目である「税務調査手続の整備・法定化」「更正の請求期間の 5 年間への延長」「処分理由の附記」について考察する。

2. 税務調査手続の整備・法定化⁶

平成 23 年（2011 年）12 月に成立した国税通則法の改正は、税務調査手続の透明性向上と納税者の予見可能性の確保を目的に、従来運用上の取り扱いにとどまっていた税務調査手続を法令上明確化し、法定化された。なお、この改正は平成 25 年 1 月 1 日以降に開始される税務調査から適用されている。

（1）事前通知の義務化

税務調査の事前通知制度は通則法 74 条の 9 に明文化された。調査実施に際しては、従前から国税庁の事務運営指針等により、調査日時や場所について一定の事前連絡・調整が行われていたが、その法的根拠は曖昧であり、納税者によっては「突然の調査」や「対象範囲の不明確さ」に困惑する例が少なくなかった。

国税通則法 74 条の 9 および国税通則法施行令 30 条の 4 により、实地の調査を行う場合には、原則として納税者に対し、調査の対象税目・期間・日時・場所等 11 項目にわたる事項⁷を通知することが義務付けられている。ただし、これらの通知については、法令上、通知の方法や様式についての定めはなく、口頭による説明や面談を通

じて通知事項を伝達する運用が一般的であり、書面による通知は例外的な取扱いであり、納税者が希望しても原則として書面は交付されない。

この事前通知の義務化によって、納税者は調査に向けた準備や代理人の選任・立会いの調整が可能となり、防御権行使の基礎的条件が整えられることとなった。事前通知制度は、税務調査が任意調査としての性格を維持するうえで、その正当性と手続的公平性を担保する重要な制度的要素であり、納税者保護の観点からも極めて意義深い。もっとも、「事前通知によって調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合」等においては、通知を要しない旨の例外規定（通則法 74 条の 10）が設けられている。

通則法 74 条の 10 の規定に基づく無予告調査は、近年においても一定の割合で実施されているが、調査手続の例外として法的に認められている無予告調査は、その運用においては複数の制度的課題が指摘されている⁸。

第 1 に、同条文が「調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」等の抽象的な表現にとどまり、通達においても「合理的に推認される場合」といった主観的判断に委ねられているため、具体的な適用基準が不透明である点が問題視されている。第 2 に、税務職員による無予告調査の実施理由は通常、口頭での説明にとどまり、納税者に対して文書での開示が義務付けられていないため、納税者側が後からその判断を検証・反論することが困難な構造となっている。第 3 に、実務上は「現金取引が多い」ことを通知省略の理由とする例が見られるが、通達上はこれを理由としないと明記⁹されており、こうした運用の恣意性に対する批判も根強い。第 4 に、無予告調査が違法であることを納税者が争う場合、裁判上は「明白に合理性を欠く場合」に限り違法とされる傾向にあり、司法的救済も極めて限定的である。

このように、事前通知制度は納税者の手続的権利を保障する意義ある制度である一方、その例外規定の運用においては、判断理由の書面開示義務の導入や、第三者的視点による基準の明確化といった、透明性・客観性を高める制度的改善が今後の重要な課題である。

（2）質問検査権規定の集約及び提示・提出、留置き規定の法定化

平成 23 年改正では、これまで所得税法や法人税法など各税法に規定されていた「質問検査権」が、通則法 74 条の 2 から通則法 74 条の 6 において所得税・法人税・消費税、相続税・贈与税、源泉所得税その他の税目に関する質問・検査手続について体系的に規定され、調査権限の横断的な枠組みが整備された。なお、納税者がこれに正当な理由なく応じない場合などには刑事罰の対象となることも集約的に規定された（通則法 128 条）。

あわせて、税務職員が帳簿書類その他の物件の提示または提出を求める権限についても、法定化された。従来は、個別税法において「質問・検査」の権限が規定されていたのみで、「提示・提出」については明文の根拠が存在せず、質問検査権に含まれる暗黙の権限と解釈され通達や実務慣行に委ねられていた。この改正により、「提示・提出」についても法的根拠が整備され、調査手続全体の制度的明確化が図られた。

さらに、提出物件の一時的な留置きに関する手続も、通則法 74 条の 7 において新たに規定され、納税者の承諾、預り証の交付、善管注意義務および遅滞なく返還する義務（国税通則法施行令 30 条の 3）などが明文化された。この留置きにおいても、従来、通達等に依拠していた調査実務において課題とされてきた権限行使の曖昧さや運用上の恣意性が今改正により、一定程度是正され、調査手続の透明性と納税者の権利保護の強化につながったと評価できる。

ただし、留置きに関する実務では、提出物件の留置きの対象や手続について、依然として職員の個別判断に委ねられる場面が多く、運用マニュアルや FAQ と法令条文との整合性確保が課題であり、現場運用の安定性には引き続き注視が必要である¹⁰。

（3）税務調査終了時の手続

平成 23 年 12 月の改正により、税務調査終了時の手続が国税通則法 74 条の 11 に明確に規定された。調査の結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、納税者に対し書面で「更正決定等をすべきと認められない旨」の通知（いわゆる是認通知）を行うことが義務付けられた。この通知は、納税者の権利利益の保護と調査手続の透明性確保の観点から、従来の運用を法定化したものである。

一方、調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、税務職員は納税者に対して調査結果の内容を説明する義務がある。この説明に際しては、納税者が修正申告または期限後申告を行うことができること、また修正申告をした場合にはその内容について不服申立てができないが、更正の請求は可能であることを説明し、その旨を記載した書面を交付しなければならないとされた¹¹。

これらの手続も、従来の慣行を法定化したものであり、納税者が自己の申告誤りについて合理的に判断し、防御権を行使するための基礎を形成する。税務職員からの教示に基づく修正申告は原則として不服申立ての対象外であるため、説明の質が納税者の判断形成において極めて重要である。修正申告の勧奨は、納税者の自主的な是正を促し、円滑な税務行政を実現するための有効な手続である¹²一方、納税者の意思決定の自由や権利救済との関係で慎重な運用が求められる。現行法では、修正申告の勧奨は「できる」規定であり、納税者の任意性が強調されているが、実務上は調査官による説明の質や納税者の理解度、意思確認の在り方が制度の実効性を左右する。したがって、修正申告の勧奨が本来の趣旨に沿って適正に運用されるためには、調査結果の丁寧な説明と納税者の十分な理解・納得に基づく意思決定を保障する仕組みの充実が不可欠である¹³。

東京高裁令和 4 年 8 月 25 日判決¹⁴（以下、「東京高裁令和 4 年判決」という。）は、税務調査終了時の説明手続の意義とその違反が課税処分の効力に及ぼす影響について、極めて重要な判断を示した裁判例である。本判決は、納税者に対して税務調査の結果説明が一切なされなかったことが、更正処分等の取消事由となるか否かが争点となった事案である。

従来の裁判例では、税務調査手続に違法があつたとしても、そのこと自体が直ちに課税処分の取消事由となるのは、調査手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し、また

は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなど、重大な違法が認められる場合に限られるとされてきた（東京高裁平成3年6月6日判決¹⁵等）。このような枠組みの下では、調査手続の単なる瑕疵は処分自体の違法事由とはならないという極めて限定的な解釈が支配的であった¹⁶。

しかし、東京高裁令和4年判決は、平成23年の国税通則法改正によって調査終了時の説明義務が法定化された趣旨を重視し、従来の厳格な基準を修正する方向性を明確に打ち出した。すなわち、本判決は通則法の「改正の趣旨からすると、税務当局が国税に関する調査結果の内容について納税者に対する説明責任を果たさず、その結果、自ら納税義務の内容の確定を行う意思のある納税義務者の修正申告等の機会が実質的に失われたと評価される事案については、税務当局による説明義務が定められた趣旨に反するものとして、当該手続を経てされた課税処分を違法な処分として取り消すべき場合がある」と明言し、調査終了時の説明手続の履行が納税者の権利保護にとって不可欠であることを強調している。

具体的には、税務調査終了時に調査結果の説明がなされなかった場合には、その手続違反の程度・内容・納税者の受けた不利益の有無等を総合的に考慮しつつ、課税処分の違法事由となり得ることを認めた点に本判決の画期性がある。また本判決は、納税者が調査結果の説明を受ける意思を明確に拒否した場合など、個別事情によっては違法性が否定される余地を残しつつも、調査手続の履行実態に即した柔軟な判断枠組みを示した。

東京高裁令和4年判決は、調査終了時の説明義務違反が課税処分の取消事由となる場合があることを明確にし、従来の消極的な判例理論を実質的に転換したと言える。今後の税務調査実務においては、調査手続の適正な履行が一層強く求められることとなり、納税者の手続的権利保護の観点からも極めて重要な意義を有する裁判例である。

以上のように、税務調査終了時の手続は、納税者の権利保護と税務行政の適正化の両面から、今後もその運用実態と法的意義が問われ続ける重要な制度である。

3. 更正の請求期間の延長¹⁷

平成23年改正により、納税者からの「更正の請求」の期間は、法定申告期限から1年以内という従来の規定から、原則5年以内へと大幅に延長された。これにより、納税者が自らの申告誤りに気づいた場合に、税務署に対して減額の是正を請求できる期間が大きく拡充された。

この改正は、課税庁側の更正期間（原則5年¹⁸）と均衡をとる趣旨から導入されたものであり、申告納税制度の建付けと公平性の確保の両立を図る制度的整合性が認められ、高く評価されている。従来、1年という極めて短い請求期間の下では、期限後に判明した誤課税等については嘆願書の提出など、課税庁の裁量による救済（いわゆる嘆願行政）に頼らざるを得なかったが、本改正により、法定の更正請求手続による是正が可能となり、納税者側の法的救済手段の拡充という点でも、実質的な権利保護の強化につながる制度設計である¹⁹。

一方で、一定の課題も残されている²⁰。たとえば、5年以内の請求であっても「純粋な計算誤り」や「税法上の適用誤認」に限定され、「評価の違い」や「事実認定の争いを含む主張」は却下される可能性があること、また、請求に対して処分がなされるまでの期間に不確実性が生じる点などが挙げられる。今後は、こうした課題への対応や、手続きの透明性・迅速性の確保が、制度の実効性を高める上で重要となろう。

4. 不利益処分における理由附記制度の整備

国税通則法においては、平成23年の改正以前、行政手続法8条および14条、すなわち申請拒否処分および不利益処分に対する理由提示義務の規定が適用除外とされていた（旧通則法74条の2第1項）。このため、納税者にとって重大な影響を及ぼす更正処分や決定処分などの「不利益処分」がなされる際にも、その理由が必ずしも記載されるとは限らなかった。

もっとも、青色申告者については、所得税法155条2項や法人税法130条2項において、従来より更正処分に理由附記を要することが明文化されており、一定の手続的配慮が認められていた。これは、記帳義務や帳簿保存義務を履行する誠実な納税者に対し、信頼原則に基づく説明責任を課税庁に求める趣旨と理解されている。しかしながら、こうした制度的対応はあくまで限定的かつ例外的なものであり、税務行政における手続的公平性の観点からは極めて不十分であるとの批判が学説・実務双方から提起されていた。

こうした中、平成23年税制改正において通則法74条の14が新設され、旧来の行政手続法適用除外の例外として、行政手続法8条および14条については適用除外としない、いわゆる「除外の除外」が規定された。これにより、税務分野においても一般行政と同様に、不利益処分に対して理由を明示する義務が課税庁に課されることとなった。これは、行政権の恣意的行使を防ぎ、納税者が当該処分の内容・法的根拠・事実認定の過程を理解し、適切な不服申立てや司法救済に資するための不可欠な制度であり、行政手続の透明性・公正性を確保するための重要な措置である。

このような理由附記制度の一般化は、憲法31条が保障する「法律の定める手続による処分」の要請²¹とも軌を一にするものである。実際、最高裁（最高裁昭和38年5月31日判決²²）も、理由附記義務違反は処分取消事由となると判示しており、本改正は実定法上の整備を通じて憲法的要請の具体化を図ったものと評価できる。

ただし、同改正により白色申告者に対しても新たに記帳義務（所得税法旧231条の2、いわゆる簡易簿記義務）が導入された点については、疑問が呈されている。改正時、記帳義務の導入と理由附記制度の拡大がセットで説明されたため、本来憲法上当然に保障されるべき理由提示という手続的権利が、課税庁によって交渉可能な政策的手段として取り扱われた印象を与えかねない。こうした説明手法は、適正手続の理念を矮小化し、制度設計の正統性を損なうおそれがあるとの批判が指摘されている。

近年の裁判例では、この理由附記義務に対して、附記が形式的であったり、要件事実の認定に対する具体的な説明が欠けていた場合には、厳格な判断がなされる事例も

出てきている²³。さらに、令和6年5月7日の最高裁判決²⁴は、青色申告承認取消処分における事前手続保障の要否が争われ、多数意見は「当該処分の性質を踏まえ、必ずしも憲法31条違反とはいえない」と判示した。しかし、付された宇賀克也裁判官による反対意見（以下、「宇賀反対意見」という。）は、原則として事前の意見陳述機会を保障すべきと主張しており、税務行政における適正手続保障のあり方をめぐる重要な意見となっている。

この宇賀反対意見は、税務行政における不利益処分の手続的保障の範囲について、最高裁において憲法上の適正手続の観点から新たな基準を示したものとも言え、今後の実務運用や制度設計に大きな影響を与えるものと期待したい。

理由附記制度が実効的に機能するためには、単なる法文上の規定整備にとどまらず、課税庁における事実認定手続の透明化、文書化の徹底、公平性の確保といった運用面での改革が求められる。そして、納税者の権利利益を真に保障する制度へと発展させるには、理由附記の質的向上、すなわち形式的な記載ではなく、個別事案に即した具体的かつ合理的な説明を求めることが不可欠である。

5. 小括

平成23年改正は、日本の税務行政手続における手続的保障を大きく前進させた画期的な改正であった。一方で、制度改正の議論過程で提起されながらも、最終的に法制化に至らなかった重要な論点も存在する。代表的なものとして、以下の3点が挙げられる。

第1に「国税通則法の法律名の変更」である。納税者の権利保護をより明確に示す名称への変更案が検討されたが、実現には至らなかった。第2に「国税通則法第1条への『国税に関する国民の権利利益の保護を図りつつ』という文言の挿入」である。法の目的規定に納税者保護の理念を明記することが提案されたが、これも見送られた。第3に「納税者権利憲章の制定」である。納税者の権利と義務を明文化し、税務行政における納税者の地位向上を図る納税者権利憲章の策定が議論されたが、最終的に法制化には至らなかった。

これらの論点はいずれも、納税者の権利保護や税務行政の透明性・公平性の強化に直結する重要なテーマであり、今後も継続的な検討が求められる。特に納税者権利憲章の制定については、国内外の専門家からも課題として指摘されており、OECDの議論等を踏まえた国際的な視点からの対応も必要である。

改めて、平成23年改正は、税務行政手続における手続保障の出発点を制度的に明文化した重要な一歩であった。事前通知、調査結果の説明、理由附記、修正申告の勧奨など、従来は運用にとどまっていた一連の手続が法定化された意義は極めて大きい。

しかし、通則法への明文化後も、実際の運用においては例外規定の濫用、職員による修正申告の不適切な勧奨、理由附記義務の形式化といった実務上の問題が指摘されるなど、納税者の防御権が十分に機能していない現状も見受けられる。

以上の課題を踏まえ、国税通則法をより実効的な納税者保護に資する手続保障法として機能させるためには、さらなる立法的・運用的な改善が求められる。

Ⅲ 情報照会手続の整備

1. 制度整備の背景

デジタル経済の急速な発展に伴い、従来の税務調査手続では把握できない匿名性の高い取引が増加している。これに対応すべく、令和元年度税制改正において国税通則法が改正され、「協力要請」（通則法 74 条の 12）と「報告の求め」（通則法 74 条の 7 の 2）が新設された。これらは税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）と連動して位置づけられており、令和元年 6 月の『税務行政の将来像』では、これらの制度が「情報収集の基盤」として整備されたことが示されている。これにより、調査の初動段階において、民間事業者や官公署を通じて間接的に情報を収集するルートが制度的に確立され、従来型の税務調査と併用する形で、無申告者等の把握、適正申告の促進がなされるようになった。

2. 「協力要請」の制度趣旨と情報連携の進展

協力要請制度は、実務上行われていた民間事業者等への任意の情報照会を法制化したものである。改正前ではそれぞれの個別法での協力要請規定であったものを、民間事業者と官公署の双方を対象とする統一的な協力要請規定（通則法 74 条の 12）が整備されたものであり²⁵、従来は明確な根拠規定を欠いていた民間事業者への照会行為を、法の明文で位置づけたものである。対象事業者は、金融機関を含むほとんどの事業者であり、情報提供はあくまで任意であるが、提供に応じた場合には、個人情報保護法 18 条 3 項 1 号および 27 条 1 項 1 号に規定される「法令に基づく場合」に該当する。したがって、本人の同意なく利用目的を超えて個人情報を取り扱う場合や、第三者提供を行う場合であっても、これらの条文により個人情報保護法上の制限の対象外となる。

また、近年は銀行照会制度のオンライン化等が進められており、協力要請制度はその制度的な基盤を支えている。紙ベースの照会から API 連携やマイナポータルを用いた双方向型の情報提供体制への移行は、協力要請制度を広く解釈し運用する方向性と親和的であり、今後は照会様式の標準化、照会履歴の開示、照会濫用の防止等も求められる。

3. 「報告の求め」の制度構造とデジタル課税対応

報告の求めは、主に匿名性が高く、申告義務の履行強制が困難となっている個人による取引（暗号資産やプラットフォーム取引等）への対応手段として設けられた制度であり、税務調査前段階での情報収集を可能とする。対象は、暗号資産やインターネット仲介取引等において、特定事業者等（暗号資産取引に関与する事業者やプラット

フォーム提供者等）が当該情報を保有している場合である。制度上は、収集手段の補充性、申告漏れの蓋然性等の要件を満たす場合に限り、国税局長が、あらかじめ国税庁長官の承認を受けたうえで、報告を命ずることができる。

4. 今後の課題と制度的展望

「協力要請」および「報告の求め」は、納税者の申告支援と税務当局の効率的課税を実現するための制度として期待されている。しかし、照会制度の運用には一定の限界や課題も存在する。

第1に、「協力要請」が任意であることから、事業者によって対応に差があり、事業者が協力要請に応じた納税者と応じなかった納税者との間で税務上の取り扱いに差異が生じる可能性がある。これを是正するには、照会履歴の保存と開示制度、対応実績の可視化といった仕組みが求められる。第2に、「報告の求め」における判断要件の運用が不透明な場合、不服申立てを行う特定事業者等にとって不利益な影響を及ぼすおそれがある。制度の信頼性を担保するためには、報告命令の件数、応諾率、取消件数等の統計情報を定期的に開示すべきである。第3に、情報照会手続全体が、税務行政の将来的なDX構想の中で整理された制度であることに鑑みれば、技術的側面におけるセキュリティ対策や、AI・ビッグデータを活用した自動的な情報分析との連携も今後の重要課題である。これにより、制度の運用効率と納税者の利便性の両立が図られるべきである。第4に、照会対象となる情報には個人の財産・取引履歴・事業活動に関する詳細な内容が含まれることから、納税者のプライバシー権や経済的自由との調整が必要である。とりわけ、事業者による情報提供が結果として納税者本人に不利益な処分をもたらす可能性がある場合、その事前の通知や異議申立ての機会確保が求められる。

もっとも、これらの課題に対しては、通則法75条以下における不服申立制度や、個人情報保護法に基づく利用制限、行政手続法に準じた説明義務の導入といった仕組みが一定程度対応している。また、事務運営指針等においても、照会手続の対象や内容、事務負担への配慮が明記²⁶されており、実務上の運用によって権利利益の保護が意識されている面もある。ただし、これらの制度が具体的な運用の中で十分に機能しているかについては、引き続き検証と改善が求められる。そのため、収集された情報の保存期間、利用目的、二次利用の制限等について、より明確な法的根拠とガイドラインを整備し、納税者の権利利益を形式的・実質的の両面から保障することが望まれる。

IV 税務調査手続における新たな問題点

平成23年改正により、国税通則法に「第七章の二 国税の調査」が新設され、税務調査に関する基本的な手続が法定化された。この改正は、納税者の予見可能性や手続的公正を確保することを目的としており、調査の事前通知や結果説明義務、物件留置き手続などが新たに整備された。いわば、調査の「可視化」と「正当化」を制度面か

ら推進するものであった。

しかし、改正から10年以上が経過した現在、実務運用の中でこの制度的整備が新たな課題に直面している。とりわけ、「調査期間の長期化」「簡易な接触を通じた事実上の調査」「質問応答記録書の運用と証拠性」など、納税者の権利保護の観点から問題を孕む事例が散見される。また、近年ではAIによる調査対象者の選定や非対面型の行政指導といった、制度設計当時には想定されていなかった技術的変化も進行している。

本稿では、これらの新たな問題点を、1. 調査の長期化、2. ハイブリッド調査、3. 質問応答記録書、4. 調査のデジタル化と手続的保障の再定義の4項目に分けて検討し、制度的課題とその改善の方向性を探る。

1. 調査の長期化²⁷

平成23年改正により、税務調査における納税者の手続的保障は明確に制度化された。とりわけ、調査の開始に際する事前通知（通則法74条の9）、終了時の結果説明義務（同法74条の11）、さらには調査終了後の再調査制限（同法74条の11⑤）といった規定は、調査の正当性と透明性を担保するものとして高く評価されている。

しかしその一方で、これらの法定手続が税務調査の事務処理負担を増大させ²⁸、調査期間の長期化を招いているという指摘も根強い。たとえば、調査担当者は、争点整理表など複数の内部資料を作成し、署内の決裁・審査を経て初めて処分案を構築することになる²⁹。さらに、終了時に納税者に対し説明する義務があるため、誤りや説明不足を回避するための文書精査に相当の時間が費やされる。

この結果、実地調査そのものはすでに終了しているにもかかわらず、調査結果の告知までに数か月を要する事例も少なくない。とりわけ中小事業者においては、「いつ課税処分が来るかわからない」という不安定な状況が長引き、事業活動や資金繰りに影響を及ぼすこともある。これによる納税者の精神的・経済的負担は看過し得ない問題である。

加えて、再調査に関する制限規定（通則法74条の11⑤）により、「一度の調査で処分の瑕疵があってはならない」という慎重姿勢が署内に強まり、調査完了のハードルが上がったことも長期化の要因とされる³⁰。

2. ハイブリッド調査 — 簡易な接触と行政指導の区分をめぐって³¹—

税務調査手続において、実地調査に先立つ接触や、臨場を伴わない文書・電話・来署依頼などの対応を通じて、納税者に申告内容の見直しを促す手法が広がっている。これらは国税庁内部では「簡易な接触」³²や「文書照会」等と称され、法的には「行政指導」に区分されるものであるが、実務上は実質的に税務調査と変わらない情報収集・是正誘導が行われる場面も少なくない。このような運用は「ハイブリッド調査」とも呼ばれ、実地調査手続の形式を取らないことで、国税通則法第七章の二に定める手続保障の網を潜脱しているのではないかという批判がある。

たとえば、ある所得税事案では、まず「所得税の確定申告についてのお尋ね」と題

する文書が送付され、納税者に対して帳簿・領収書等を準備の上来署を求める内容となっていた。その場で担当者と口頭でやり取りがなされ、申告内容の誤りを指摘されると、修正申告書の提出を強く促されたという。

このような手法は、納税者にとっては事実上の「調査」に等しく、その心理的圧力や手続保障の欠如が問題視されている。

国税庁はこうした行為を「調査に該当しない行為」として整理し、調査通達³³ 1-2においてその範囲を例示している。そこでは、「記載事項の誤りがあると見られる場合に、納税者に基礎資料の提出を求めた上で修正申告を要請する」ことは調査に該当しないとされている³⁴。

しかし、これらの行為が「課税標準や税額等を認定する目的」を事実上有していることは否定できず、形式的に調査と呼ばれないからといって、その法的性格が変容するものではないとの批判が強い。

実際、国税庁 FAQ（一般納税者向け）においても、「提出された申告書に誤りがあるのではないと思われる場合に、納税者に対して自発的な見直しを要請する場合がある」³⁵とされており、このような行政指導に基づいて修正申告がなされた場合には過少申告加算税が課されない取扱いとなるとしている（通則法 65 条 6 項）。この運用は、納税者にとっては是正のインセンティブとなる一方で、法的手続が曖昧なまま進行する危険性も内包している。

日本弁護士連合会はこうした実態に対し、平成 27 年(2015 年)および平成 29 年(2017 年)に国税庁に対して要請書³⁶を提出し、『行政指導』に名を借りて…適正手続を潜脱することはあってはならない」と明確に批判している。特に、(1)納税者に通知された文書が実質的に調査と区別がつかず、(2)調査通達 1-2 で調査該当性が否定された行為も、実態としては情報収集と心証形成を伴う能動的な対応である点が問題視された。

さらに近年では、この「簡易な接触」の比重が急激に高まっており、国税庁の統計によれば、令和 5 事務年度において所得税・消費税の实地調査件数が約 4.8 万件であるのに対し、簡易な接触は約 55.8 万件と全体の 9 割以上を占める状況にある³⁷。相続税や法人税でも同様の傾向が見られ、「簡易な接触」は今や税務調査実務の主流となっている。

このように、簡易な接触・行政指導という名目のもと、実質的には税務調査と変わらない実務が進行している現状は、国税通則法によって制度化された調査手続の枠組みとの整合性を欠き、納税者の予見可能性や防御権の保障という観点から重大な課題を孕んでいる。特に、納税者が「これは調査なのか、単なる相談なのか」を判断できないまま資料を提出し、後に不利益な処分を受けることも想定されるため、国税当局には明確な手続の区別と説明責任が強く求められるべきであろう。

3. 質問応答記録書 — 任意性と証拠性をめぐる問題³⁸—

税務調査において、調査担当者と納税義務者の対話内容を記録した文書として「質

問応答記録書」が作成される場面がある。これは、質問検査等の一環として調査担当者が納税義務者等に対して質問を行い、これに対する回答を文書化するものであり、その要旨を「いつ、どこで、誰が、何を、どう答えたか」といった問答形式で整理したものである。実務上、税務署側で作成されるが、署名を求められることもあり、後に処分理由や審査請求、訴訟等における証拠資料として利用されることがある³⁹。

この質問応答記録書には、明確な法的根拠規定が存在しない点が最大の問題である。国税通則法にも国税徴収法にも直接的な根拠条文はなく、あくまで課税庁の内部運用に基づいて作成される行政文書にすぎない。しかし、現実には納税義務者の供述内容を示す重要な資料として、調査後の更正処分等の根拠とされたり、争訟段階で証拠として取り上げられたりする例もある。このように法的根拠のない文書が、納税者に不利益な効果を生む証拠とされることに対しては、重大な手続的疑義があると言わざるを得ない。

加えて、この記録書の作成過程にも問題がある。納税者には記録書の写しが交付されず、内容の確認も不十分なまま署名を求められる例が報告されている。調査担当者の筆記によって一方的に要旨がまとめられた上で、「事実関係に相違なければ署名してください」と求められるが、納税者がその内容に一部でも異論がある場合に、署名を拒めば「非協力的」とされ、署名すれば後に供述を認めたものとみなされる。このような運用は、納税者の自己防御権を著しく制限し、実質的に供述調書と同等の扱いをしていることになる⁴⁰。

さらに、刑事訴訟手続における供述調書と対比すると、この記録書の法的立場の曖昧さは一層際立つ。刑事事件では、供述調書には明確な刑訴法上の根拠があり、録音・録画や立会人の存在といった多重の手続的保障が課されている。他方、質問応答記録書にはこうした制度的支えが存在せず、それにもかかわらず納税者の「言質」を取る文書として利用されることがある。この運用が訴訟法的観点からも問題であることは明白であり、証拠能力や真正性、任意性の立証において重大な瑕疵を孕む可能性がある。

また、国税通則法 152 条に定められた「質問調書」は、犯則事件に関する手続において作成される法定調書であるが、一般的な調査における質問応答記録書とは明確に区別される。ところが実務上は、両者が混同され、あたかも質問応答記録書が法定文書であるかのように運用されている側面がある。これは明らかな誤認誘導であり、適正な手続の観点からは是正が急務である。

結論として、質問応答記録書の運用は、法的根拠の欠如と任意性・証拠性の曖昧さという二重の問題を抱えた制度であり、納税者保護の観点から見直しが不可欠である。少なくとも、(1) 記録書作成は任意であることの事前説明、(2) 内容確認と訂正の機会付与、(3) 写しの交付、(4) 署名拒否時の不利益取扱い禁止等の措置を制度化する必要がある。そうでなければ、形式上は「任意」であっても、実質的には「強制性のある供述調書」としての機能を果たしてしまう恐れがある。

4. 税務調査におけるデジタル化の進展と手続的保障の再定義

近年、税務調査におけるデジタル技術の導入が急速に進んでいる。国税庁は令和3年に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」構想を打ち出し、AIによる調査先の自動選定や、非接触型の行政対応、データベース連携による情報分析の高度化などを推進している⁴¹。

この変化は、調査実務の効率化・合理化という点では評価されるべき側面もあるが、その一方で、納税者の手続的保障や情報コントロール権の観点から新たな問題を提起している⁴²。

第1に、AIによる調査対象者の選定が本格化している点が挙げられる。国税庁は「重点課題に応じた調査対象者をAIで抽出する」として、特に高額所得者・富裕層に対して過去の申告状況や資産情報をもとにスコアリングを実施し、優先度を判断している。この選定プロセスは、税務職員による恣意性の排除という点では一定の意義があるが、納税者から見れば選定基準の開示がないままに調査対象となることは、予見可能性を著しく損ねる。これは、国税通則法74条の9以下に定める手続的正義の土台である「公平性」や「説明責任」の再考を迫るものである⁴³。

第2に、調査の非対面化が進行している。とりわけコロナ禍以降、税務署からの「電話確認」「e-Tax等による資料提出要請」などが増加しており、納税者と職員が直接対面することなく、調査的やり取りが進むケースが常態化している。このような形式は「行政指導」として処理され、通則法上の調査手続には該当しないとされるが、納税者の側にとっては調査か指導かの区別が曖昧なまま、誤りを是正するよう求められる構造にある。たとえば、先に述べたように、国税庁は国税庁FAQ（一般納税者向け）において、AIによる選定の下、簡易な接触を通じた是正が行われた場合、「過少申告加算税は課されない」と明示しており、これは一見すると納税者有利に思える。しかし、通知・代理人対応・記録等の手続的保障が一切ないまま、申告内容を変更させられる運用は、手続保障の空白地帯を生み出す結果となっている。つまり、納税者にとっては「黙って応じるか、処分を待つか」の二択に直面させられることになり、実質的に自己防御の機会が奪われている。

第3に、こうしたDX型調査の拡大は、既存の法定調査手続との二層構造（制度と実務の乖離）を生じさせている。すなわち、通則法第七章の二によって厳格に定められた「実地調査」に関する事前通知・説明義務・留置き手続等は、現在の運用実態の大半を占める「簡易な接触」や「オンライン型接触」には適用されない。その結果、法定手続が空文化し、実態としては「制度外運用による是正」が主流となる。これは、納税者の予見可能性や手続的信頼を根本から揺るがす危機といえる。

また、AIやビッグデータに基づく情報収集・分析が進む中で、納税者の自己情報コントロール権（いわゆる情報自己決定権）の観点からも慎重な運用が求められる。たとえば、e-Taxやマイナンバーを通じて収集された情報が、納税者本人の関知しない形で行政判断に用いられている現状に対し、プライバシーと手続的透明性をどう両立させるかが今後の課題となる。

これらの状況を踏まえると、国税通則法上の手続的保障の再定義が必要である。すなわち、(1)調査対象者選定の透明性向上、(2)行政指導的接触に対する簡易な通知制度の導入、(3)非対面型調査に対する署名・記録等の確認制度、(4)AI判断への説明責任原則(いわゆるAIガバナンス)等、現代的リスクに対応した手続整備が求められる。とりわけ、調査と行政指導の境界が曖昧になる中で、手続類型ごとに異なる保障水準を定めるべきか、あるいは最低限の共通保障を全接触行為に付与するべきかは、今後の立法的・政策的課題として検討が急がれる。

結局のところ、デジタル化がもたらす利便性の影で、従来型の法的手続によるコントロールが後景に退きつつある現状において、あらためて納税者の手続的権利を再定義し、制度と運用の間に橋を架ける議論が必要である。そのためには、実務レベルの運用評価だけでなく、法制度としての「調査」のあり方を、技術進展との関係で再構築する視点が欠かせない。

5. 小括 一制度と運用の乖離をどう捉えるか—

平成23年の国税通則法改正により、税務調査に関する手続は法定化され、納税者の予見可能性と適正手続保障の確立が大きく前進したことは間違いない。調査の事前通知、調査結果の説明義務、再調査の制限、物件の提示・提出・留置き手続などは、長らく不明確であった調査実務に透明性とルールを持ち込んだものであり、納税者の地位を一段引き上げたと評価される。

しかし、本稿で見たとおり、今日の実務においては、制度の理念と現場の運用との間に少なからぬ乖離が生じている。調査手続の厳格化は、却って調査期間の長期化を招き、納税者の不安定な状態を長引かせることとなった。さらに、簡易な接触や「行政指導」の名を借りた実質的な調査が多用され、法定手続を迂回した是正指導が定着しつつある。このような実態は、調査の可視化と手続保障という改正の趣旨に反し、むしろ調査が見えにくくなる逆説的な状況を生み出している。

加えて、法的根拠を欠く質問応答記録書が重要な証拠資料として用いられる運用や、AIによる調査対象の自動選定、非対面型調査の拡大といった新たな動向は、納税者の防御権や情報コントロール権を脅かす可能性を孕んでいる。従来の「実地調査」モデルを前提とした手続制度は、こうした変化に対応しきれておらず、結果として「制度はあるが、主流は制度外運用」という二重構造を生じさせている。

このような状況において必要なのは、制度の形骸化を嘆くことではなく、制度と実務の関係を再構築する視点である。すなわち、法定調査手続の実効性を回復するとともに、簡易な接触やデジタル接触といった新たな行政実態に対しても、最低限の手続的保障を与える法的整備を行うことで、制度の外側で進む実務に対して「法の網」をかけることである。

調査と行政指導の明確な線引き、記録書類の運用に関するルール整備、AI判断への説明責任原則の確立等は、その第一歩となろう。税務行政における調査とは、単なる資料収集や課税のための技術的手段ではなく、「納税者の信頼に支えられた国民的イン

フラ」である。その信頼を損なわないためには、制度と運用の間にあるギャップに目を向け、今こそ税務調査のあり方を問い直すときである。

V 加算税制度の見直しと複雑化の問題点

近年の税制改正において、加算税制度は納税者の遵法意識向上や租税回避の抑止を目的として、段階的に見直しが進められている⁴⁴。

【図表 3-2-1】近年の税制改正における主な加算税の見直し⁴⁵

改正年度	改正内容	対象加算税	納税者への影響
平27年度	・無申告加算税の不適用制度に係る期限後申告書の提出期間の延長	無申告	緩和
平28年度	・調査通知を受けて修正申告を行う場合の過少申告加算税等の整備	過少・無申告	強化
	・短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の無申告加算税等の加重措置の創設	無申告・重加	強化
令4年度	・記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の整備	過少・無申告	強化
令5年度	・高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ	無申告	強化
	・一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備	無申告・重加	強化

(出典) 青木丈「改訂版 税理士のための税務調査手続ルールブック」⁴⁶

これらの改正は、納税者間の公平性確保や悪質な無申告行為の抑止を図る観点から一定の合理性がある。しかし一方で、加算税の適用区分や税率が細分化され、適用条件も複雑化している。例えば、「更正予知前後」や「過去5年以内の違反歴有無」など、納税者自身が自らの状況に当てはめて正確に判断することが難しくなっている。結果として、専門家の助言なしには正確な自己判定が困難となり、納税者の事務負担や心理的負担が増大している点は大きな問題である。

税務行政の信頼性や公平性を高めるための制度改正であるが、複雑化が進みすぎることで本来の目的である「自主的な申告・納税の促進」からかえって遠ざかる恐れがある。今後は、抑止力と納税者の利便性・理解可能性とのバランスをより考慮した制度設計が求められる。

VI 国税犯則取締法の編入と納税者の権利保護

平成29年改正により、国税犯則取締法の規定が国税通則法に編入された⁴⁷。この編

入は、調査手続の体系化・現代化という側面が強調される一方で、納税者の権利保護の点ではいくつかの懸念が指摘されている⁴⁸。

もともと国税通則法は、納税義務の履行状況を確認するための任意調査の手続きを定めており、国税犯則取締法は脱税等の犯罪を対象とする強制調査の手続きを定めていた。平成29年改正により両者の規定が一本化されたが、法制度上は任意調査と強制調査の区分が明確に維持されている。例えば、国税通則法74条の8において「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」と規定されており、任意調査に強制調査の権限が及ぶことはないとされている。

しかし、実務運用上、課税調査（任意調査）と犯則調査（強制調査）の境界が曖昧になり、強制的な調査手続が任意調査にもなし崩し的に適用されるのではないかと、この懸念が一部で指摘されている。

また、編入により、電磁的記録の差押えや郵便物の押収、日没後の強制調査など、従来以上に強力な調査権限が国税通則法のもとで行使可能となった。これらの強制調査手続は、あくまで犯則調査に限定されているが、納税者のプライバシーや営業の自由が不当に侵害される可能性が高まるとの指摘がある。

救済手続に関しても、犯則調査に基づく処分については行政不服審査法上の不服申立てが認められず、裁判で争う以外に救済手段がないため、納税者の防御権が十分に保障されていないという問題がある。

さらに、国税通則法に犯則調査規定が組み込まれることで、「納税者は常に犯則事件の被疑者である」との印象が強まり、納税者の信頼や税務行政の中立性が損なわれるおそれが指摘されている。

このように、任意調査と強制調査の区分は法制度上明確に維持されているものの、実務運用や納税者の権利保護の観点からは、引き続き慎重な監視と議論が求められる。

Ⅶ 租税争訟手続の現状と課題 ―納税者権利保護の観点から―

1. 租税争訟手続の全体像

日本における租税争訟手続は、大きく分けて行政上の不服申立て（税務当局内での救済手続）と、司法上の訴訟（裁判所での救済手続）に分かれる。納税者が税務署長や国税局長による課税処分（更正・決定、滞納処分など）に不服がある場合、まず行政上の不服申立てとして、「再調査の請求」または「審査請求」のいずれかを選択できる（通則法75条1項1号）。

再調査の請求（通則法75条1項1号イ）は、課税処分を行った税務署長等に対し、自らその処分を見直すよう求める手続であり、従来の「異議申立て」に代わる制度である。一方、審査請求（通則法75条1項1号ロ）は、国税不服審判所において第三者的立場の審判官による判断（裁決）を求める手続である。納税者は、再調査の請求を経ることなく、直接審査請求を行うこともできる。これらの不服申立ては、いずれも処分の取消しや変更を求めるもので、原則として処分を知った日の翌日から3か月以

内に行う必要がある。

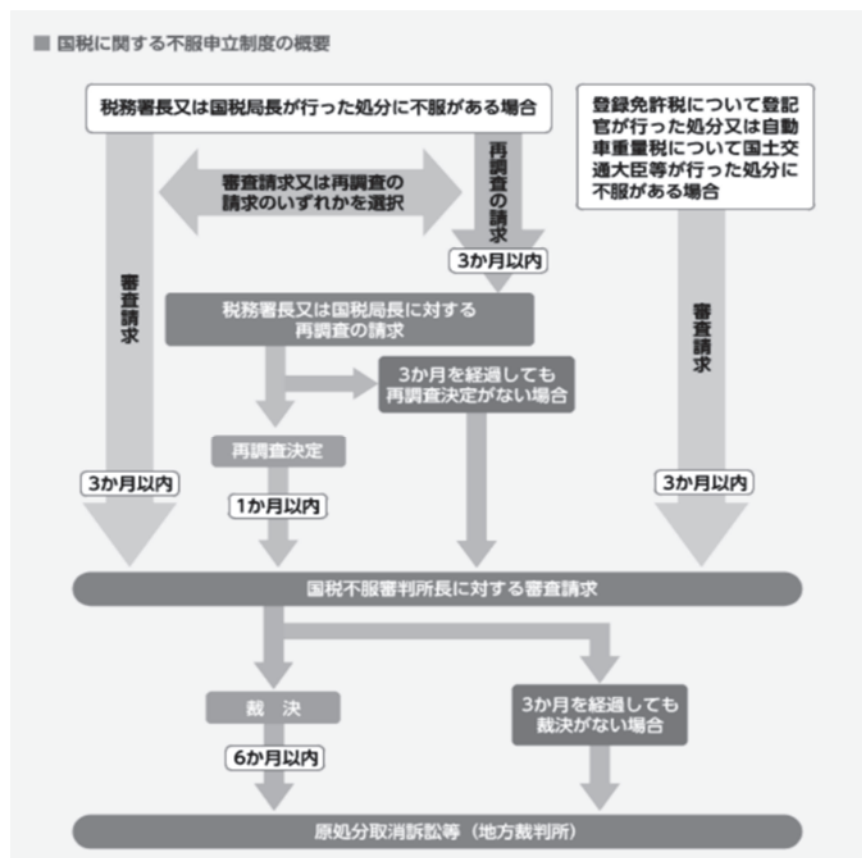
再調査の請求を行い、その決定（再調査決定）に納得できない場合は、再調査決定通知を受けた日の翌日から1か月以内に審査請求を行うことができる。審査請求の審理は国税不服審判所の審判官が行い、所長が裁決を発する。なお、差押え等の一部の行政処分については、不服申立てを経ずに直ちに訴訟提起が認められる場合がある。

審査請求でも解決に至らない場合、最終的には行政事件訴訟として裁判所に訴えを提起し、司法の場で救済を求めることとなる。税務訴訟では、まず地方裁判所で取消訴訟や無効確認訴訟、義務付け訴訟などが審理され、その判決に不服があれば高等裁判所、さらに最高裁判所へと上訴することができる。訴訟の提起は、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に行わなければならない。

このように、日本の制度では納税者救済のため、行政段階での救済手続が用意されており、それを経たうえて最終的に裁判所で争うことになる。行政上の不服申立て制度は、税務行政内部の手続でありながら、公正な第三者的立場で紛争解決を図ることを理念としている。

本稿では、まず国税の不服申立て手続に大きな変更があった平成26年（2014年）の国税通則法改正を整理し、続いて納税者の権利保護の観点から現行制度を評価し、最新の統計データを基に課題点を検討した上で、制度改善の提言を行う。

【図表 3-2-2】租税争訟手続の流れ（行政上の不服申立てから司法上の訴訟まで）



（出典）国税庁レポート 2024

2. 平成 26 年改正

行政不服審査法の抜本的見直し（平成 26 年 6 月全部改正）⁴⁹に伴い、平成 26 年（2014 年）に国税通則法が改正され、国税の不服申立て手続に大きな変更がもたらされた⁵⁰。主な改正点は、以下の通りである。

（1）不服申立て手続の簡素化・一元化

これまでの「異議申立て→審査請求」の二段階手続から、納税者の選択により「再調査の請求（旧：異議申立て）」を経ずに、直接「審査請求」から開始できるようになった⁵¹。

（2）不服申立て期間の延長

不服申立てができる期間が「2 か月以内」から「3 か月以内」に延長された。

（3）証拠物件の閲覧・謄写の拡充

審査請求手続において、審理関係人（審査請求人、参加人、税務署長等）は、税務署長等が提出した証拠物件だけでなく、審判官が職権で収集した証拠物件についても閲覧・謄写（コピー）を請求できるようになった。

（4）審理手続の充実・計画的遂行

口頭意見陳述で原処分庁への質問権が認められ、審理手続の計画的遂行や標準審理期間の設定など、手続規定が整備された。

（5）適用時期

これらの改正は、平成 28 年 4 月 1 日以降にされた国税に関する処分について適用される。

以上のように、平成 26 年改正により、国税通則法の不服申立て手続は「納税者の利便性向上」「手続の透明性・公正性強化」「迅速な救済」を目的⁵²に、手続の簡素化・一元化、期間延長、証拠物件の閲覧謄写権の拡充など、現代的な制度へ大きく整理・刷新された。

3. 納税者権利保護に関する現行制度の評価

（1）意見陳述・証拠提出の機会

現行の不服申立て制度では、納税者には主張・立証を行う権利が法的に保障されている。具体的には、再調査の請求や審査請求の審理において、納税者は意見書や証拠資料を提出できるだけでなく、審査請求人の申し出があれば口頭で意見を述べる機会も認められている（国税通則法 95 条の 2）。この口頭意見陳述の場では、納税者は補佐人（税理士など）と共に出頭し説明することも可能である。

国税不服審判所は、審査請求人（納税者）と処分庁双方から主張や事実関係を聴取し、審理を行っている。また、審理に際して審判官は双方の主張から争点の確認表を作成・交付し、何が争点となっているかを明確化する運用を行っている。これらの取り組みにより、手続の透明性が一定程度確保されている。

しかし、現行制度における納税者権利保護規定は、努力義務や訓示規定にとどまっており、実効性や強制力の面で不十分との指摘がある。また、連帯納付義務者など、

直接的な納税者以外の者に対する権利救済の仕組みは限定的であり、より幅広い権利保護の観点からは課題が残る。

(2) 公平性・第三者性

国税不服審判所は国税庁の特別機関であり、税務署・国税局と納税者との間に立って、公正な第三者的立場で裁決を行うこととされている。審判所の審理官（国税審判官）は、税務行政から一定の独立性を持つよう制度設計されており、現行制度上、国税不服審判所長および国税審判官はその職権で公正中立に審理・判断を下す責務を負っている。

審理に際しては、双方からの主張を公平に聴取し、争点整理を行ったうえで判断が示される。さらに近年は裁決結果の一部を公開し、公表事例には関連する判例の附記を行うなど、裁決内容の透明性向上も図られている。これらの取り組みは、審理過程および結果の公正さに対する納税者の理解と信頼を得るためのものである。

もっとも、国税不服審判所は行政内部の機関であり、人事や予算面では国税庁に属しているため、完全に独立した第三者機関とは言い難い。審判所の独立性や中立性については、制度上一定の配慮がなされているものの、実質的な独立性の限界を指摘する声も根強い。現行制度では原処分庁から切り離された別組織で審理が行われていることから、手続的な公平性は一定程度担保されているが、真に外部の独立機関による審理を求める意見も多い。

(3) 簡易・迅速性

行政段階での不服申立ては、裁判所での争訟に比べ、手続が簡易で費用負担も軽微である。審査請求そのものには手数料も不要であり、書面審理が基本であるため、納税者にとって利用しやすい制度となっている。また紛争解決までの迅速性も重視されており、国税庁は再調査の請求の標準審理期間を3か月以内、国税不服審判所は審査請求の標準審理期間を1年以内と定めて円滑な処理に努めている⁵³。

令和5年度の実績では、再調査の請求について98.2%が3か月以内に処理されており、審査請求についても99.1%が1年以内に裁決まで完了している。これは行政不服審査制度の中でも高い水準の迅速処理であり、納税者の権利救済を遅滞なく図る体制が機能していることがうかがえる。

このように、簡易性と相まって、納税者は裁判に訴える前にまず行政段階でスピーディな解決を図る機会を得られている点は、現行制度の大きな利点である。国税庁自身も「簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図る」⁵⁴と制度の目的を明言しており、その実現のため審理の進行管理や利用環境の整備に取り組んでいる。

(4) 小括

以上のように、現行の租税争訟手続は、納税者の権利保護に一定程度配慮した仕組みを備えている。意見陳述権や証拠提出権が法的に保障され、審理は公正な立場で行われ、手続の透明性や迅速性も確保されている。ただし、納税者権利保護の実効性や審判所の独立性、間接的納税義務者の救済制度の整備など、依然として改善の余地が

ある点は否定できない。今後は、より実効性の高い権利保護制度の構築や、真に独立した第三者機関による審理体制の確立など、さらなる制度改革が求められる。

4. 最新データに見る不服申立て・訴訟の状況

国税庁および国税不服審判所が公表した令和5年度（2023年度）の統計⁵⁵によれば、税務争訟に関する申立件数は大幅に増加している。まず、税務署長等への再調査の請求は令和5年度に新規2,494件発生し、前年度比+62.7%と急増した。また、国税不服審判所への審査請求は3,917件で、前年度比+29.1%増となり、平成2年度（1990年度）以来の4,000件近い高水準となっている。

この背景には、令和5年10月のインボイス制度開始やコロナ禍後の税務調査増加等によって、紛争案件が増えた可能性が考えられるが、詳細な要因分析は別途検討を要する。興味深い点として、審査請求3,917件のうち約65.7%にあたる2,574件は、再調査の請求を経ずに直接審判所に申し立てられたケースである。納税者が初めから審判所による判断を求める割合が高く、必ずしも処分庁での再調査を経由しない傾向が見られる。

このことは、納税者や代理人（税理士）が、再調査段階では十分な救済が得られにくいと判断したり、手続の迅速化のために直接審査請求を選択したりしている可能性を示唆する。実際、再調査の請求に対する納税者救済率（認容率）が6.5%にとどまるのに対し、審査請求における認容率は9.7%とやや高くなっている。件数ベースでも再調査より審査請求の方が、納税者に有利な変更が行われる割合が高く、この点も直接審査請求を選ぶインセンティブになっていると考えられる。

次に、争訟の処理状況と結果を見てみる。令和5年度中に処理（裁決）された審査請求は2,873件で、そのうち納税者の主張が何らか認められたもの（全部または一部認容）は279件（9.7%）であった。残りの多数（約7割弱）は棄却（請求棄却：納税者敗訴）となり、そのほか却下（要件不備等で実体審理せず終了）や取下げも一定数ある。

一方、再調査の請求では処理件数2,278件のうち、認容149件（6.5%）に過ぎず、約93.5%は原処分どおり維持（棄却相当）されている。

裁判所への訴訟については、令和5年度に新規提起189件（前年比+9.2%）、終結件数は172件であった。そのうち納税者勝訴（国側敗訴）となったものは13件のみであり、勝訴率7.6%（部分勝訴4.7%、全部勝訴2.9%）と低い水準にとどまっている。つまり、裁判まで争っても約92%は国側（税務当局）の主張が認められる結果に終わっているのが現状である。

【図表 3-2-3】租税争訟手続における不服申立て・訴訟の件数推移と納税者救済率（令和4・5年度）

区分	新規件数 (令和4→5年度)	処理件数 (令和5年度)	救済が認められた割合
再調査の請求	1,533件 → 2,494件 (+62.7%)	2,278件	6.5%
審査請求	3,034件 → 3,917件 (+29.1%)	2,873件	9.7%
訴訟（第一審）	173件 → 189件 (+9.2%)	172件	7.6%

（出典）国税庁「令和5年度における再調査の請求の概要」等⁵⁶より作成

これらのデータから、納税者の不服申立て件数が近年増加傾向にある一方で、行政・司法段階を通じた救済認容率は一割以下と低水準で推移していることが分かる。このことは、課税処分適法性がおおむね維持されているとも評価できるが、裏を返せば納税者が勝訴するのはごく一部に限られるともいえる。

また、審査請求段階で解決しきれず訴訟に持ち込まれるケースは年間200件弱と限定的であり（申立件数全体の5%程度）、大多数の紛争は行政段階で完結している。したがって、行政上の不服申立て制度こそが納税者救済の要となっているのが実情である。

5. 現行制度の課題と問題点

日本の租税争訟手続には、多くの制度的整備がなされてきたが、現状には次のような課題が残されている。

第1に、国税不服審判所の独立性に対する不信感が指摘される。国税不服審判所は実際には国税庁の一部門であり、審判官の多くが元税務職員であるため、真に第三者的な判断がなされているかについて納税者の疑念を招きやすい。

第2に、専門的な審理を行う人材の不足も課題である。国際税務や企業再編など高度な専門知識を要する案件が増加しているにもかかわらず、審判官や裁判官の専門性にばらつきがあり、外部専門家の登用は一部にとどまり十分ではない。専門性の不足が納税者に不利な判断や審理の長期化を招く一因となっている可能性もある。

第3に、救済を受けるための負担の大きさも問題である。納税者は自ら資料を集め主張を整理し、必要に応じて弁護士や税理士へ依頼することがある。また、争訟中も税金の支払い義務が続き、執行停止には担保の提供が原則として必要であるため、特に中小企業や個人にとっては大きなハードルとなっている。

第4に、手続の長期化も課題である。行政段階の不服申立ては迅速な処理が標榜されているものの、複雑な事案では審理期間が長期化しやすく、裁判段階では2年以上かかる例も多く、これにより納税者の経済的・心理的負担が増す。

第5に、利用しにくい制度設計も指摘される。手続が専門的で複雑なため、納税者が十分に理解・利用することは容易ではなく、電子申請や情報提供の体制も整備途上である。特に高齢者や外国人には使いづらい制度となっている。

6. 納税者の権利保護強化に向けた提言

上述の課題に対応するため、以下の制度改善を提案する。

第1に、国税不服審判所の名実を伴う独立性の確保である。同審判所を内閣府等の外部機関のもとに再編し、国税庁からの人事・予算の独立を図るとともに、審判官の任命に際して外部の学識経験者や実務家の関与を制度化すべきである。

第2に、審判官・裁判官の専門性強化が急務である。租税分野に特化した研修制度や専門資格制度の導入により、租税実務に即応した高度な審理能力を涵養する必要がある。

第3に、救済制度の利用ハードルの引下げを図るべきである。中小企業や個人に配慮し、担保提供義務に対する例外規定を設けるとともに、少額訴訟については簡易迅速な審理手続やオンライン申立制度の導入を検討すべきである。

第4に、納税者支援体制の拡充が重要である。審判所内に納税者支援窓口を設置し、申立書作成のサポート、専門家紹介制度、外国語対応等の利用支援を体系的に整備すべきである。

第5に、裁決・判決の更なる情報開示と透明性向上も不可欠である。データベースの一般公開やAIによる類似事案検索システムの開発により、納税者の予見可能性と主張整理の支援に資する環境整備が望まれる。

7. 小括

日本の租税争訟手続は、納税者の権利保護と税務行政の適正執行の調和を目指し、段階的に発展してきた。現行制度は、不服申立てから訴訟に至るまで一連の救済フローを提供し、一定の成果を挙げているものの、近年の社会経済環境や技術革新の進展に伴い、従来にはなかった課題も浮き彫りとなっている。

特に、納税者の視点に立った公正で開かれた紛争解決制度の確立は、税務行政への信頼を維持・向上させるうえで不可欠である。現行制度には、組織の独立性や審理の専門性、救済率の低さ、審理期間の長期化、手続の負担やアクセシビリティといった課題が残されている。これらの課題に対しては、制度の独立性強化、人的体制の充実、手続の透明性向上、救済機会の拡充、そしてAI技術等の先端技術の活用といった多角的な改革が求められる。

租税法律主義の下、適正手続による課税と救済は表裏一体の関係にある⁵⁷。納税者の正当な権利が十分に尊重され、保護される手続こそが、公平な税務運営と納税者の税法遵守意識向上につながるものである。税理士をはじめとする税務の専門家には、納税者の権利擁護の担い手として、今後も制度改革の議論に積極的に参画し、現行制度下でも納税者の声を適切に代弁して権利救済に導く役割が期待される。

本稿で提起した諸提言は一朝一夕に実現できるものではないが、国税庁や審判所による自主的な運用改善や法改正の積み重ねを通じて、より納税者フレンドリーで信頼性の高い租税争訟手続の実現に向けて前進できると期待したい。

第3節 国税徴収法の現状と問題点

平成29年に開催された第44回公開討論研究会において、東京地方税理士会は、「租税徴収制度の現状と課題」というテーマで国税徴収法について研究発表をした。

国税徴収法が全文改正された際には、旧法に付与されていた自力執行権と租税優先権は新法にも承継された。そして恣意的裁量の懸念は解消されるべきにも関わらず、これまで強制力の見直しはされることはなく、納税者の権利保護が課題であった。

前回の発表から8年が経過したが、その後、国税徴収法はどうなったのか、当時の研究発表の内容を確認し、その後の動向を分析、検討し問題点を探ることとする。

そのうえで、第4節では、近年急速に進む税務行政のデジタル化に伴う納税者の権利利益に及ぼす影響や問題点について考察する。

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー」においては、デジタル技術の活用を拡大することで、更なる課税・徴収事務の効率化・高度化を目指し、デジタル時代に対応した税務行政の将来像が示されている。例えばAI・データ分析の活用により①申告漏れの可能性が高い納税者の判定②過去の架電履歴等から、滞納者の情報等に応じて、接触効率が高いと予測される日時を抽出条件としたコールリストを自動作成するシステムの構築が可能になる。デジタル化に伴い、収集された情報が一元化された上で活用され、調査選定から税務調査、滞納処分に至るまで一連の流れが賦課徴収一体体制のもとで行われる。

しかし、国税庁は、税務行政の利便性や効率性等を重視し、納税者のプライバシー保護をどのように図るかについての方策を示していない。

このような背景のもとで今なお税務行政のデジタル化は着々と進められている。今後益々課税・徴収の効率化が促進されることが予想されるが、納税者の権利保護に基づいた適正手続の実現は担保されるのだろうか。

I 国税徴収法の概要

1. 国税徴収法の目的と特徴

国税徴収法（以下徴収法）は、「国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的」としている（徴収法1）。徴収法の目的としては、（1）国税債権の確保、（2）私法秩序の尊重、（3）納税者の保護が挙げられる⁵⁸。

（1）国税債権の確保

国税の適正な徴収は、国の財源の確保という本来の目的のみならず、国税の公平な負担の観点からも重要である。そのため国税債権を確保するために実体的な面で「国税の優先権」、手続的な面で「自力執行権」がある⁵⁹。

【国税の優先権】

国税は、納税者の総財産について原則として、「すべての公課その他の債権に先立って徴収する」と規定されている（徴収法8）。

【自力執行権】

自力執行権とは債務不履行があった場合に債権者自らが、強制執行があったのと同じの結果を実現させる権限である。国税の場合、国税の徴収が大量性、反復性を有し、その徴収のために煩雑な手続を要求することが困難であることを考慮して、徴収職員に自力執行権が与えられている。

(2) 私法秩序の尊重

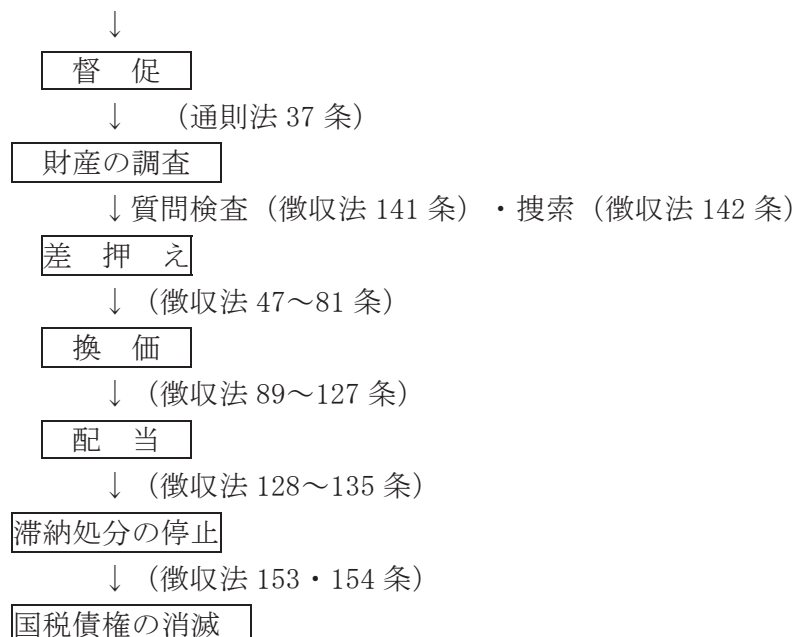
民法等の私法に規定された債権者保護との均衡を保つため、実体面においては国税の優先権の制限（徴収法15～21、23）手続面においては滞納処分にあたり第三者の権利の保護（徴収法49～51、58、59）等の規定により国税に与えられた優先権や自力執行権を制限している⁶⁰。国税による差押えや交付請求と民法等の私法上の担保物権が競合した場合に換価代金の優先権の順位が問題になる。徴収法は、国税と私法上の担保物権により担保される債権との優先劣後を、原則として法定納期限等を基準として調整を行い、私法秩序との調整を図っている（徴収法15～24）⁶¹。

(3) 納税者の保護

滞納処分を行う際において債務者である納税者について最低限の生活や事業活動を行っていくために必要な保護を図るため、「納税の緩和制度」「超過差押え及び無益な差押えの禁止」「差押禁止財産」などの規定が設けられている⁶²。

2. 国税の徴収手続⁶³

《法定納期限までに完納しないとき》



納付が納付期限までに行われなかった場合は、原則として督促が行われ、なお納付されない場合は国税徴収法に規定する差押え等の滞納処分に移行する。

II 第二次納税義務

1. 第二次納税義務制度の趣旨と態様

納税義務者が租税を滞納した場合においてその財産に対し滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められる場合に、納税義務者と一定の関係を有する者が、納税義務者に代わって租税を納付する義務を第二次納税義務といい、この義務を負担する者を第二次納税義務者という⁶⁴（徴収法 32）。いわば納税義務の拡張制度である。

2. 第二次納税義務の種類

国税徴収法は第二次納税義務について次の通り定めている。

- (1) 合名会社等の無限責任社員の第二次納税義務（徴収法 33）
- (2) 清算人等の第二次納税義務（徴収法 34①）
- (3) 同族会社の第二次納税義務（徴収法 35）
- (4) 実質課税額等の第二次納税義務（徴収法 36 一）
- (5) 資産の貸付けを行った者の実質判定による第二次納税義務（徴収法 36 二）
- (6) 同族会社等の行為計算の否認等による第二次納税義務（徴収法 36 三）
- (7) 共同的な事業者の第二次納税義務（徴収法 37）
- (8) 事業譲受人の第二次納税義務（徴収法 38）
- (9) 無償または著しい低額の譲渡人等の第二次納税義務（徴収法 39）
- (10) 人格のない社団等に係る第二次納税義務（徴収法 41）

3. 国税徴収法 39 条の適用と第二次納税義務

徴収法 33 条から 38 条及び 41 条においては、納税者の親族、その他納税者と特殊な関係のある個人または同族会社などが第二次納税義務を負うのに対し、徴収法 39 条（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）においては納税者とは関係がない第三者が第二次納税義務を負うケースがあり、適用をめぐって問題が生じる場合があり裁判例も多い。

第二次納税義務の成立要件は次のとおり規定されている⁶⁵。

滞納者が無償譲渡等の処分をし、このため滞納者の国税を徴収することができないこととなった場合には、次のいずれの要件にも該当するときに、その財産の譲受人等に対して第二次納税義務を賦課する（徴収法 39）。

- ① 滞納者が、その財産を無償又は著しく低い額の対価による譲渡や債務の免除その他第三者に利益を与える処分（無償譲渡等の処分）をしたこと。

②この無償譲渡等の処分が、国税の法定納期限の1年前の日以後にされたものであること。

③滞納者の財産について滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められ、それが無償譲渡等の処分に基因すると認められること。

4. 成立要件の検討と過去の裁判例⁶⁶

(1) 「著しく低い額の対価の判定」

「著しく低い額の対価」については、徴収法基通 39-7 は以下のように示している。徴収法 39 条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかは、当該財産の種類、数量の多寡、時価と対価の差額の大小等を総合的に勘案して、社会通念上、通常取引に比べ著しく低い額の対価であるかどうかによって判定し(平成 2. 2. 15 広島地判、平成 13. 11. 9 福岡高判参照)、次のことに留意する。

①一般に時価が明確な財産(上場株式、社債等)については、対価が時価より低廉な場合には、その差額が比較的僅少であっても、「著しく低い額」と判定すべき場合があること。

②値幅のある財産(不動産等)については、対価が時価のおおむね 2 分の 1 に満たない場合は、特段の事情のない限り、「著しく低い額」と判定すること。ただし、おおむね 2 分の 1 とは、2 分の 1 前後のある程度幅をもった概念をいい、2 分の 1 をある程度上回っても、諸般の事情に照らし、「著しく低い額」と判定すべき場合があること。

平成 2 年 2 月 15 日の広島地方裁判所の判決⁶⁷においては、「著しく低い額の対価による譲渡」に該当するか否かの判断が明示された。当該財産の種類、数量の多寡、時価と対価の差額の大小等を総合的に考慮して当該取引価額が時価に比して社会通念上著しく低いと認められるか否かにより判断すべきものと解するとした。他方「特別の事情のない限り、時価のおおむね 2 分の 1 に満たない価額をもって、『著しく低い額』と解するのが相当である」との判断基準を示し、時価の 65 パーセントを超えた価額での土地の譲渡は低額譲渡に該当しないとして、第二次納税義務告知処分を違法とした判決がある(大阪高裁昭和 54 年 4 月 24 日判決、行集 30 巻 4 号 779 頁)⁶⁸。

(2) 「第三者に利益を与える処分」

徴収法基本通達 39-5 によれば、徴収法 39 条の「その他第三者に利益を与える処分」とは、譲渡、債務の免除以外の処分のうち、滞納者の積極財産の減少の結果、第三者に利益を与えることとなる処分をいう。例えば、地上権、抵当権、賃借権等の設定、遺産分割協議、株主に対する剰余金の配当がある。

民法 424 条の詐害行為取消権の対象となる行為は、財産権を目的とする行為であるため、相続、婚姻、離婚または養子縁組等の家族法上の行為はその対象とならない(民法 424②)。しかし遺産分割協議が「第三者に利益を与える処分」とされた例もある。最高裁判所第一小法廷平成 21 年 12 月 10 日の判決は、国税の滞納者を含む共同相続人の間で成立した遺産分割協議が、滞納者である相続人には法定相続分に満たない財産

を、他の相続人には法定相続分を超える財産を取得させる場合においては、当該協議は、国税徴収法 39 条にいう「第三者に利益を与える処分」に該当するとされた⁶⁹。そのほか、株主に対する剰余金の配当（東京高裁平成 26 年 11 月 26 日判決）⁷⁰や離婚時の過大な財産分与も滞納者の積極財産を減少させ、結果として国税の徴収が困難になる場合には、第二次納税義務が成立するとされた裁判例もある（東京高裁平成 30 年 2 月 8 日判決）⁷¹。

5. 国税徴収法 39 条の立法経緯

（1）詐害行為取消権との関係

国税徴収法 39 条の立法経緯を見てみると民法 424 条の詐害行為の取消の簡易化を目的として創設された。旧国税徴収法は、国税の滞納に関して詐害行為があった場合その行為を取り消すことができるとしていた。しかし訴訟を待つて処理することは、租税徴収の簡易、迅速な確保が困難になるため、その後改正を経て現行のような実質的に詐害行為の取消を行った場合と同様の効果を得られるものになった。詐害行為取消権とは、債務者が債権者を害することを知ってした行為（詐害行為）について債権者がその取消し等を請求できる制度をいう（民法 424 条 国税通則法 42 条）。詐害行為取消権と国税徴収法 39 条の相違点は以下の通りである。

①適用要件

詐害行為取消権では、譲渡人の「詐害の意思を有すること」と譲受人、転得者の悪意が成立要件となるが、国税徴収法 39 条では要件とされていない。

②執行要件

詐害行為取消権では、訴訟手続によるが、国税徴収法 39 条は、納付通知書による告知という行政処分により直接第二次納税義務者へ滞納処分が執行できる。

③行為の期限

国税徴収法 39 条は、滞納に係る租税の法定納期限の 1 年前の日以後にされた行為に限られるが、詐害行為取消権は制限がない。

（2）適用における問題点

第二次納税義務制度は、第二次納税義務者の詐害の悪意を要件とせず、詐害行為の有無とは無関係に成立する。これは、租税徴収の合理化という制度趣旨が背景にあるが、詐害行為取消権と第二次納税義務の双方の要件が満たされた場合は課税庁の判断に委ねられていることになっている（基本通達 32-31）⁷²。

昭和 34 年に改正された徴収法は、「租税徴収の確保を全うするため、本法においては、（中略）いわゆる第二次納税義務の範囲を合理的に拡張して、責任財産が合法的に納税者の支配から逸脱した場合においても、これを私法秩序を乱さない特定の方法によって、『当該財産について権利を有する者に補充的な納税義務を課する方法によって租税徴収の確保を図ろう』としたのである。」⁷³

つまり第二次納税義務の範囲を合理的に拡張し租税徴収の確保を図ろうとした。徴収法 39 条は、詐害行為の取消を簡素化するために設けられた制度であるが、詐害の意

思があることを要せずに、滞納者と人的関係性を有しない第三者へ第二次納税義務を課するのは問題があるのではないだろうか。課税の対象者については、形式的な成立要件のみで判断されているため、第二次納税義務を課すべきでない者に対してまで納税義務を負わされている可能性がある。運用にあたっては第二次納税義務者の権利保護に十分に配慮する必要があるだろう。

6. 国税徴収法 39 条の問題点

全文改正から 60 年以上経過した国税徴収法であるが、現在の複雑な経済取引に適していない部分も出てきている。改正当時は、無償譲渡や著しく低い額の譲渡等を典型的な詐害行為としてきたが、特定の債権者だけに弁済する偏頗弁済なども租税徴収を害する可能性が生じている。身分行為である遺産分割や離婚による財産分与にまで適用されたケースもある。

「著しく低い額」とは、対価が社会通念上、通常取引に比べ著しく低い額であると定義されており、徴収法基本通達 39-7 において、「おおむね 2 分の 1 とは、2 分の 1 前後のある程度幅をもった概念をいい、2 分の 1 をある程度上回っても、諸般の事情に照らし」判断するとしている。しかし、「おおむね」「ある程度」「諸般の事情」といった判断基準は納税者にとっては曖昧である。さらに通達の形式的な適用により第二次納税義務の範囲が拡張する可能性があり、法的安定性が損なわれるおそれがある。

また現代の消費社会においては、買い手はより安く購入したいと考えるのはごく自然なことであり日常的に低額譲渡は行われている。たとえ詐害の意思がない第三者間の通常の売買取引でさえも徴収法 39 条の適用を受けるのは、不利益処分である。徴収法 39 条の第二次納税義務者への課税については、通達による形式的な判断基準ではなく、法律の制定をした上で、分かりやすいように明文化すべきである。

さらに経済取引を行うにあたり、相手がその取引が徴収法 39 条の適用を受ける可能性があるのかを判断するのが難しく、行政の裁量によりその基準が恣意的に変動するのは、私法上の経済取引の安全が損なわれる可能性がある。

昭和 34 年に改正された国税徴収法は、第二次納税義務の範囲を広げ、滞納者と特殊な関係にない善意の第三者も対象としたが、徴収の合理化を図るためにこのような者にまで納税義務を負わせるべきではない。徴収法 39 条以外の第二次納税義務者は滞納者と特殊な関係にあるため滞納税金の存在を知ることが容易であるが、徴収法 39 条においては、特殊な関係にない第三者が第二次納税義務者になる場合もある。そのような者にとっては、不意打ち的な課税を不当に受けることになり予測可能性の観点から問題がある。したがって具体的には第二次納税義務の告知処分を行う前に、事前に意見聴取の機会を設けるなど第二次納税義務者が不利益を被らないようにするべきである⁷⁴。円滑な税務行政を進める上でも課税庁と納税者との間に信頼関係を築くことが重要であり、納税者の法的安定性と予測可能性が担保されなければならない。

金子宏教授は、「租税法律主義は、歴史的・沿革的には、行政権…による恣意的課税から国民を保護することを目的としたが、現代の取引社会において…それは、国民の経済生活に法的安定性と予測可能性を与えることにありと考えると考えてよいであろう。すなわち、今日では、租税は、国民の経済生活のあらゆる局面に関係をもっているから、人は、…納税義務を考慮することなしには、いかなる重要な経済的意思決定をもなせない。むしろ租税の問題は、多くの経済取引において、考慮すべき最も重要なファクターであり、…したがって、租税法律主義は、…今日の複雑な経済社会において、各種の経済上の取引や事実の租税公課（タックス・エフェクト）について十分な法的安定性と予測可能性を保障しうるような（別の表現を用いれば、不確実性を排除し、確実性を確保しうるような）意味内容を与えられなければならない。」⁷⁵と指摘されている。

7. 主たる納税義務と第二次納税義務との関係

第二次納税義務の基因となった納税義務を主たる納税義務といい、第二次納税義務は主たる納税義務との関係において「付従性」と「補充性」を有する。「付従性」とは、主たる納税者について生じた事由（消滅、変更等）の効力が第二次納税義務者にも影響を及ぼすことである。またその内容や態様は、主たる納税者のものより重いものであってはならない。そして「補充性」とは、主たる納税義務の履行がない場合に初めて第二次納税義務者が履行の義務を負うことである。これらの性質は、民法の保証債務に類似している⁷⁶。

8. 第二次納税義務者の権利救済

現行の租税制度には、第二次納税義務者の権利救済制度が明記されていない。第二次納税義務者は、主たる課税処分がいつ確定したかを知る術はなく、さらに納付通知書には、第二次納税義務を負うことになる具体的な根拠が示されておらず、主たる納税義務者に認められている更正の請求のような救済制度もない。

制度上、主たる課税処分が主たる納税義務者に通知されたとしても第二次納税義務者に通知はされない。そして第二次納税義務者に納付告知が行われるときには、出訴期間が経過している場合が多く、結果的に不服申立ての機会を奪われる場合が多い。自己の権利救済を実現するためには、自ら審査請求をして第二次納税義務の固有の瑕疵について不服申立てをすることができる。しかし告知処分の基因となった本来の納税者に対する課税処分（主たる課税処分）につき瑕疵があった場合にこれを理由として告知処分の取消を求めることが出来るかという問題がある。

第二次納税義務者が主たる課税処分に取消原因となる瑕疵がある場合に争う方法は二通りある。（１）主たる納税義務者の瑕疵を理由として自己の納付告知処分の取消しを求める間接的な方法と（２）第二次納税義務者が主たる納税義務者の課税処分について直接的に争う方法である。

最高裁平成18年1月19日第一小法廷判決（民集第60巻1号65頁、以下「平成18年判決」という）においては、（2）の方法の可否が争われ、第二次納税義務者について主たる納税義務者に対する課税処分の瑕疵を直接争う取消訴訟の原告適格が認められた。「第二次納税義務者は、主たる課税処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有するというべきである」と判示している。

これに対し最高裁昭和50年8月27日第二小法廷判決（民集29巻7号1226頁）は、（1）の方法の可否が争われた。「第二次納税義務の納付告知は、主たる課税処分等により確定した主たる納税義務の徴収手続上の一処分としての性格を有し、…したがって、主たる課税処分等が不存在又は無効でない限り…第二次納税義務者は、右納付告知の取消訴訟において…主たる納税義務の存否を争うことはできない」として第二次納税義務の権利救済を認めず、その理由として、主たる納税義務者の賦課処分と第二次納税義務の滞納処分の間に違法性の承継を認めないとした。

これまでの判例はこの点について、第二次納税義務者の権利は、主たる納税義務者によって代理されるものと考えられ違法性の承継がないため第二次納税義務の不服申立ては不可能とされていた。第二次納税義務者が（1）の方法により権利救済を求めることは否定されていた⁷⁷。

しかし、「平成18年判決」においては、「違法性の承継」には言及せず、第二次納税義務者の不服申立てを認めた。そのうえで不服申立期間の起算日は主たる課税処分が本来の納税義務者に告知された日の翌日ではなく、第二次納税義務者に納付告知がされ第二次納税義務が具体的に確定した日の翌日とした。

この判決は、第二次納税義務者が、通則法75条に基づき主たる課税処分の瑕疵に対し直接不服申立てをする権利を認めたうえ、不服申立期間の起算日を、第二次納税義務者に納付告知がされた日の翌日とすることで、第二次納税義務者の権利救済の道筋を示したという点において極めて重要である⁷⁸。

「平成18年判決」以前の裁判では第二次納税義務者と主たる納税義務者の関係は同一とみなされ、「一体性」に着目されていたが、「平成18年判決」は、両者は「独立的」な関係にあることが重視された。この判決における第二次納税義務者は、徴収法39条所定の第二次納税義務者であり、本来の納税義務者から無償または著しく低い額の対価による財産譲渡を受けた単なる取引相手にとどまり、本来の納税義務者とは、「一体性」の関係にないと認定されたゆえ、不服申立ての機会が与えられた。

しかし、このように、主たる納税義務者と第二次納税義務者との関係性に着目するのであれば、徴収法33条（無限責任社員）、34条（清算人等）、35条（同族会社）等の第二次納税義務者は主たる納税義務者とむしろ「一体性」を有する関係にある。その点に関しては、「平成18年判決」は言及しておらず、徴収法

39条の第二次納税義務者に限定されて適用されるのか、もしくはそれ以外の第二次納税義務者も含め不服申立てが認められるかは明らかにされていない。いかなる第二次納税義務者も要件が備われば適用されるのかという疑問が残されている。

さらに「平成18年判決」は第二次納税義務者が直接主たる納税義務者の課税処分を争った事案であるため、主たる課税処分の違法性が第二次納税義務者の納付告知処分に承継されるのか、「違法性の承継」については触れていない。つまり承継された違法性を第二次納税義務者が争うことが出来るかどうかは明らかになっていない。

第二次納税義務者は、納付告知により初めて納税義務が課されることを知る。

しかし自己の納付告知処分の取消訴訟において主たる納税者の課税処分の瑕疵を同時に争うことができないのは、納税者の権利救済の観点からは妥当でない。

この点、金子宏教授は、「第二次納税義務者が、常に本来の納税義務者とそのような密接な関係をもっているとは限らない。むしろ、第二次納税義務者の告知があって、はじめて自分の置かれている状況を知り、しかもそのときには、本来の納税義務者に対する更正・決定等に対する出訴期間が経過している場合も少なくない。このような場合に、第二次納税義務者に更正・決定等の違法性を争う機会を与えないのは、不合理である。」⁷⁹と指摘されている。そしてさらに「平成18年判決」に関しても、「本来の納税義務者に対する確定処分に対して、第二次納税義務者が不服申立をする場合の申立期間の起算日は納付告知の日の翌日であるという判示を類推して、第二次納税義務者に、本来の処分に対する取消の訴えを認め、その出訴期間の起算日を納付告知の日の翌日であると解すれば、同じ救済が得られることになる。しかし、裁判制度の適正な運用と納税者の便宜の観点からは、本来の納税義務者に対する確定処分の違法と納付告知処分に固有の違法を同時に争い同時に解決しうることが適当である」⁸⁰と述べられている。もし仮に同時に解決が可能になれば訴訟経済にも資するであろう。

III 滞納処分

1. 滞納処分の意義

滞納処分とは、納税者がその国税を納期限内に納付しない場合に、租税行政庁が租税債権を強制的に実現する手続きである。財産の差押え、財産の換価、換価代金の配当という一連の手続きをいう。私法上の債権については、その存否および金額を裁判所の判断を経たうえ、司法機関にその履行の強制を求める必要があるが、租税行政庁はその存否および金額を確定する権限（確定権）と任意の履行がない場合に自ら強制的に実現を図る権限（強制徴収権・自力執行権）が与えられており、これは租税の確実かつ効率的な徴収を図るためである⁸¹。

2. 租税債権と他の債権との調整

(1) 質権・抵当権

租税債権と私債権の調整については、原則として租税債権が優先するが、法定納期限等以前に質権または抵当権が設定されている場合には、その質権または抵当権により担保される私債権が租税債権に優先する（徴収法 15①）。

(2) 留置権・先取特権

滞納処分による強制換価の場合において、留置権または先取特権⁸²の被担保債権は、その留置権の成立の時期が法定納期限等の前後を問わず、さらにその留置権が差押え後に成立したものであっても租税債権に優先される⁸³。

(3) 国税、地方税、私債権の競合

国税及び地方税と私債権が競合する場合の強制換価手続に関する配当の優先順位は、国税と地方税の優先順位は原則的には同順位だが、具体的には先に差押えや交付要求をした方が優先する（徴収法 12 差押先着主義）。一方、租税と私債権との間は、法定納期限等と質権・抵当権等の担保権設定時期との先後によって優劣が決まる。しかし一の財産上に多数の租税その他の公課の債権と私債権が、競合した場合は、三すくみの状態になる場合がある⁸⁴。たとえば国税は地方税に優先し、地方税は私債権に優先し、私債権は国税に優先するという状況である。そこで徴収法 26 条はこれら三者の優先順位を定めることが出来ないときの具体的な配当の方法を決定している⁸⁵。

最高裁平成 11 年 4 月 22 日の判決においては、同一の不動産競売申立事案について、競売が 2 回以上にわたり行われた場合は、国税および地方税等の優先権の反復行使が可能とされた。そして「徴収法 26 条の適用により国税、地方税等が再度私債権に優先する結果を制限する趣旨の規定はないため、規定が存在しない以上、租税の一般的優先の原則が適用される」と判示した。

租税債権の再度にわたる優先権を禁止する旨の規定は存在せず、もし仮に二度目の優先権が許されないとすれば、その租税債権はどのような取り扱いがされるのか現行の制度上では不明確であるため、租税債権の優先権の反復行使は認めざるを得ない⁸⁶。

しかし、同一の競売事件において、租税債権の優先権の反復行使が許されると、法定納期限等を基準として債務者の滞納額を把握して担保権を設定した債権者に不測の不利益を招くことになる。法定納期限以前に設定された質権、抵当権の優先を規定した徴収法 15 条、16 条の趣旨に反することになる。結果的に、私債権は担保権を設定していても租税債権に劣後するという事例も発生しており、私法取引に影響をもたらしている。

国税の徴収においては、優先権や自力執行権が付与されているとはいえ、私法秩序の尊重と調和を図ることは求められるであろう。

3. 差押え

通常の場合の差押えの要件は、督促状を發した日から起算して 10 日間を経過した日までにその督促に係る国税を完納しないときである（徴収法 47①一、通則法 40）。督

促状は一定の場合を除き、その国税の納期限から50日以内に発せられる（通則法37②）⁸⁷。督促は納付の催告のほか差押えの前提要件としての意味も有する。

4. 差押財産の選択⁸⁸

差押えの対象となる財産のうち、どの財産を差し押さえるかについては、徴収職員の裁量に委ねられている。しかし、差押えは、滞納者及び第三者の権利に重大な影響を与えるため、次の選択基準により慎重を期さなければならない。

（1）超過差押えの禁止（徴収法48①）

滞納国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差押えることができない。

（2）無益な差押えの禁止（徴収法48②）。

滞納国税への配当が見込まれない財産は、差し押さえることができない。

（3）第三者の権利の尊重（徴収法49）

滞納処分に支障がない場合は、第三者の権利を害することが少ない財産を選択する。

（4）滞納者の生活の維持

滞納処分に支障がない場合は、滞納者の生活の維持又は事業の継続に影響が少ない財産を選択する。

（5）換価等の容易性

換価等が容易な財産を選択する。

（6）相続財産の優先（徴収法51①）

被相続人の滞納国税については、その相続人の財産を差し押さえる場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産から差し押さえるように努めなければならない。

5. 差押禁止財産をめぐる問題—判例研究—

給与等および社会保険制度に基づく給付の一定額については、原則として差押禁止額が設けられている。給与等から控除される所得税、住民税、社会保険料といった租税公課部分、最低生活費保障額、体面維持費部分に関しては差押えが禁止されている⁸⁹（徴収法76、77）。

ところが、これらの給付が銀行口座に振り込まれ、預金債権に転化した場合の取り扱いについては、明文規定がないため、差押禁止債権が振り込まれた預金債権の差押えの適否について争いがあり、裁判例において差押禁止債権の属性に関して見解が分かれている⁹⁰。

近年の裁判例

差押禁止債権である給与などが振り込まれた預金について、その属性を承継し禁止財産にあたるとする説（承継説）と属性を承継しないとする説（非承継説）に分けられる。

最高裁平成10年2月10日判決⁹¹においては、原審判決を維持し、差押え禁止債権を原資とする預金債権が差押禁止債権としての属性を承継しないという立場をとった。

本件は、民事事件であるが、後に同様の事例で争われた裁判において重要な影響をもたらした。

①最高裁平成10年2月10日判決（以下「最高裁平成10年判決」という）

【事実の概要】

被告である信用金庫Yが被差押者（預金者）原告Xに対して有する保証債務履行請求権と、Xの預金に振り込まれた年金等に係る預金債権（年金は差押禁止財産である⁹²）を相殺できるか否かが争われた。

【判 旨】

下級審⁹³においては、「原告は、本件預金口座を、その開設当初から解約に至るまでの間を通じて、国民年金及び労災保険金の入金のほか、被告金庫以外の金融機関及び生命保険会社からの入金並びに原告自身による金員の預け入れ、キャッシュカードによる引き出し等に多数回利用していたことが認められ、右によれば、本件預金口座は原告の日常の財産管理のためのものであって、国民年金及び労災保険金は本件預金口座に振り込まれることにより原告の一般財産に混入し、その識別ができないものとなっているというほかないから、本件預金口座に係る預金債権は差押等禁止の属性を承継していないというべきである。」と判示した（下線は筆者加筆）。

国民年金及び労災保険金が預金口座に振り込まれると預金債権に転化し、もともと存在していた一般財産に混入し、判別ができなくなり、このようなものについてまで差押えを禁止するとなると結果的に取引秩序に大きな混乱を招くとして、預金債権と保証債務の履行請求権との相殺を認めた。

②広島高裁平成25年11月27日判決⁹⁴

【事実の概要】

個人事業税及び自動車税を滞納していた原告（被控訴人）の預金口座に児童手当13万円が振り込まれたが、その直後9分後に県税の滞納処分による差押えが行われたため、差押処分の取消し又は無効確認等を求めた。

【判 旨】

原告の不当利得返還請求を認め、課税庁に差押えた児童手当13万円を返還するように命じた。

「本件差押処分直前の2か月半の間は本件口座に入出金がなく、本件児童手当が振り込まれる直前の残金が73円であり本件児童手当が振り込まれたことによって、その残高が13万73円となったとの事実も認められる。そうすると本件においては、本件預金債権の大部分が本件児童手当の振り込みによって形成されたものであり、本件児童手当が口座に振り込まれた直後である9分後の時点では本件預金債権のうちの本件児童手当相当額はいまだ本件児童手当としての属性を失っていなかったと認めるのが相当である。行政処分庁において本件児童手当が本

件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当が本件口座に振り込まれた9分後に、本件児童手当によって大部分が形成されている本件預金債権を差し押さえた本件差押え処分は、(中略)実質的には本件児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがないと認められるから、児童手当法15条の趣旨に反するものとして違法であると認めざるを得ない」と判示し、不当利得返還請求を認めた(下線は筆者加筆)。

さらに差押えの不法行為の判断については「最高裁判決は、差押え禁止債権に係る金員であっても、これがいったん金融機関の口座に振り込まれた場合には、預金債権を差し押さえることが違法であるとは一般的には解されていないし、上記最高裁判決からすれば差押等禁止債権が預金債権に転化した以上、差押えも許されるとの見解にも相当の合理性があるというべきである(中略)課税庁に不法行為を構成する故意、過失があるということはできない」と示した。

本判決は、「最高裁平成10年判決」を引用したが、結論的には預金債権における差押禁止債権の属性の承継を認め踏襲はしなかった。預金債権を児童手当と同等と判断した理由は以下の事実に基づくと考えられる。

ア 課税庁が児童手当が振り込まれる口座であることを認識していた。

イ 児童手当の振り込み時間と差押えを行った時間が近かった。

ウ 預金残高に占める児童手当の比率が大きかった。

③大阪高裁令和元年9月26日判決⁹⁵

【事実の概要】

国税の滞納処分として給与手当が振り込まれた2日後に預金債権(10万308円)を差し押さえたところ、原告(被控訴人)が本件預金口座は、給与にかかる債権(国税徴収法76条1項)であるとして、差押え可能額(7万5000円)を超える違法な処分として、差押え、配当処分の取消し又は無効確認等を求めた。

【判 旨】

差押え可能金額を超える部分については違法と判断し、不当利得の返還として差押え金額の一部返還を命じた。

「給料等が銀行の口座に振り込まれた場合には(中略)一般財産と混合し、識別特定ができなくなること、国税徴収法は、76条1項で給料等について、同条2項で給料等に基づき支払いを受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定はない。また滞納者は、滞納処分による財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予(同法151条)又は滞納処分の停止(同法153条1項2号)を受けることも可能であることなどを考慮すると、原則として、給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである。」としつつも「最高裁平成10年

判決」を引用しなかった。

「給料等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、同法76条1項及び2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情のもとで、当該預金債権に対する差押え処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。」と加えた。（下線は筆者加筆）

裁判所が認定した統括官に関する事実関係は以下のとおりである。

ア 本件預金口座への入金は就業先からのものが主であることを把握していた。

イ 5日前後に給与の入金があることを確認していた。

ウ 直接給料債権を差し押さえることも可能だったが、原告の雇用関係の影響を考慮し預金債権を選択した。

エ 5日以後に預金口座の差押えを行った場合、給与自体を差し押さえた場合に差押え可能な範囲を超える部分も差し押さえてしまう可能性があることを認識していた。

オ 差押え処分時の残高のほぼ全額が給与を原資とするものであり、それを想定していた。

第一審である大津地裁平成31年2月7日判決⁹⁶においては、徴税職員に差押禁止財産を「確実に狙った意図がある場合に限り違法としたが、大阪高裁は、「認識」「想定」があれば違法とした。つまり差押え禁止額に相当する差押えがあれば、積極的な行為までは不要であり、可能性を認識する程度で足りるといえる。

「最高裁平成10年判決」以降も差押禁止債権が振り込まれた預金債権の差押え処分の違法性については、数々の事件が争われた。

そこでこれらの判決を受けて国税庁は令和2年1月31日に「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて（指示）」という通達を出した。「給与が振り込まれた預金口座に対して実施した差押え処分につき、その差押えが実質的に差押えを禁止された給与等の債権を差し押さえたものと同視できる場合（中略）差押可能金額を超える部分については、法76条第1項及び2項の趣旨に反し、違法となる旨の判決（大阪高裁令和元年9月26日判決）があったため、その判決を踏まえた取扱いを指示するものである」と冒頭で趣旨を述べている。そのうえで以下の指示を挙げている。

ア 滞納者の現況の確認に必要な範囲で入出金状況を把握する。

イ 実質的に差押禁止債権を差し押さえたものと同視され得る場合は差押えを行わない。

ウ 給与等が振り込まれた預貯金口座に係る差押え可能金額の算出方法

エ 差し押さえた預貯金債権の取立ては、原則として、差押えをした日から10日程度の間隔を置いた上で行う。

これまでの裁判例を整理すると、差押禁止債権が振り込まれた預金債権の差押えを違法とする判断基準は以下のとおりである⁹⁷。

- ・差押禁止債権の属性の承継を認め、差押禁止債権を定めた趣旨に反するとする考え方（広島高裁平成25年11月27日判決）
- ・差押禁止の趣旨に反し（実質的に差押禁止債権と同視でき）違法とする考え方（大阪高裁令和元年9月26日判決⁹⁸）
- ・差押禁止の趣旨を没却する脱法的差押処分として違法とする考え方（大津地方裁判所平成31年2月7日判決）
- ・権限を濫用したものとして違法とする考え方（東京高裁平成30年12月19日判決⁹⁹）
- ・性質上の差押禁止債権に該当するとして違法とする考え方（神戸地裁令和2年11月19日判決¹⁰⁰）

いずれの判断基準も「最高裁平成10年判決」を原則として位置づけ、その例外として違法と判断している。

滞納処分が違法とされた裁判例をみると、不当利得返還請求の行使を認めた場合が多く、国家賠償法による損害賠償¹⁰¹を認めた高裁、最高裁判決は存在しない¹⁰²。つまりこれまで課税庁の職員等の職務に関して故意、過失や注意義務違反といった不法行為が認定された事例はない。

憲法30条により納税義務を負う国民としては、滞納は好ましくないが、一方で憲法25条により生存権が保障されている。滞納処分には自力執行権や強靱な調査権限が与えられているが、生存権を侵害するような行き過ぎた徴収は避けられなければならない。滞納処分に関する争訟をなくすためにも一律的に差押えを行うのではなく、滞納者の個々の生活実態や資産状況などに配慮した適切な徴収実務が行われることが期待される。

6. 財産の調査¹⁰³

徴収職員は滞納処分を執行するにあたり、滞納者の財産を調査する必要がある。徴収職員には滞納処分のための調査として任意調査としての（1）質問及び検査（徴収法141）強制調査としての（2）搜索（徴収法142）と（3）出入禁止（徴収法145）が認められている。これらの権限は滞納処分のために認められた権限であって犯罪捜査のためのものではない（徴収法147②）。

徴収職員は、滞納処分のため、滞納者の財産を調査する必要があるときは、必要と認められる範囲内において、滞納者または滞納者と一定の関係を有する者に質問し、またはそれらの者の財産に関する帳簿書類（電磁的記録を含む）等を検査することができる（質問検査権 徴収法141）。この調査はあくまでも調査対象者の同意と協力に基づく「任意の調査」である。しかし財産調査の実施を担保するため、正当な理由なく任意調査を拒否、妨害もしくは忌避した場合は罰則があり、その実効性が間接的に担保され間接強制の任意調査といえる。（徴収法188）。

「必要があるとき」とは滞納者の財産の有無、所在、種類、価額、利用状況、第三者の権利の有無等を明らかにする必要があるときをいう（徴基通 141-1）。

この場合の質問検査権の範囲、程度、時期、場所等については、特段の定めはないが、その実施の細目については、質問・検査の必要があり、かつこれと相手方の私的利益を衡量し社会通念上相当な限度にとどまる限り、徴収職員の合理的な選択に委ねられている¹⁰⁴。

徴収職員による質問・検査の一環として、金融機関・取引先への調査が行われる場合がある。この場合、徴収職員にはその留意事項として、「金融機関、取引先調査に当たっては、それが滞納者の営業活動に影響する場合もあることから滞納者の納付の意思・営業の状況等を勘案した上で実施するとともに、その実施に当たっては滞納者の秘密の保持にも留意する。」¹⁰⁵という滞納整理の基本的な心構えが通知されている。

国税犯則調査手続による強制調査は、裁判官の令状を必要とし、憲法上の適正手続が確保されているのに対して徴収法には搜索・出入禁止といった強力な強制調査手続が定められているが、適正手続の規定が存在しない。

2011（平成 23）年の税制改正において国税通則法が改正された。そして「課税処分のための調査」に関する規定が国税通則法に横断的かつ集約的に規定された（国通法 74 の 2～74 の 13）。「納税義務者に対する調査の事前通知等」（国通法 74 の 9）や「調査終了の際の手続」（国通法 74 の 11）といった実務上の取り扱いが、手続規定として新たに設けられた¹⁰⁶。しかしこれらの規定は滞納処分における質問・検査及び搜索には適用がない。令状なしの搜索は、強制捜査であるにも関わらず、租税債権の実現を図ることを目的とするため、刑事責任を追及するものではない等の理由から住居の不可侵を規定している憲法 35 条に抵触しないと解された裁判例がある¹⁰⁷。確かに国税の徴収には租税債権の確保という本来の目的がある。しかし、一方において納税者の生活や事業については保護を要する場合がある¹⁰⁸。

金子宏教授は、「租税の賦課・徴収は公権力の行使であるから、それは適正な手続で行われなければならない、またそれに対する争訟は公正な手続で解決しなければならない（手続的保障原則）。」¹⁰⁹と述べられている。

強制力を伴う強制調査が含まれているにも関わらず、憲法 31 条に基づく適正手続の保障が十分に認められていないところに問題がある。調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるために滞納処分においても適正手続規定が創設されるべきである。

IV 適正手続保障の実現に向けて

1. 米国との比較

これまでの研究を振り返ると、我が国では租税行政庁の恣意的な裁量権を抑制するための適正手続が整備されていないことが問題として挙げられる。米国は日本と同様に自主申告制度が導入され自力執行権が認められているが、三度にもわたり納税者権

保障法（納税者権利章典）が立法された。以下、我が国と比較して特徴的なものを挙げる。

（１）聴聞の機会の付与¹¹⁰

差押えを行うにあたっての事前通知期間は30日とされており、差押えの実施が誤りであった場合にIRSへ知らせるための機会を、あるいは差押えを回避するために納税資金の調達をする機会を与えるという意義がある。通知には聴聞を請求できる権利があることや、差押え等に対し不服申立てができること等の納税者の権利に関する事項を記載しなければならない。

（２）納税者権利擁護官の設置

首席は、内国歳入庁長官と同等の地位を与えられ、IRSとのトラブルを抱える納税者を迅速に支援するほか、IRSの行政実務の変更や法改正を指摘するといった納税者の権利保護に関わる多くの権限を有している。納税者の経済的困難時における負担軽減の措置等の納税者救済命令制度は滞納の重要な救済方法になっている¹¹¹。

（３）国への損害賠償請求制度

租税徴収に関してIRS職員が内国歳入法令を軽視、無視したことにより、納税者に対し損害が発生した場合には、国を被告として連邦地裁へ損害賠償請求訴訟を提起することができる¹¹²。

2. 徴収手続の権利保障

我が国では、差押えの具体的な実施日や差押財産の選択、差押財産の変更の申立てについて徴収職員に広範な裁量権が認められている。その反面、滞納者は、弁明の機会も与えられない。徴収実務においては文書や電話での催告が行われており、実際には事前告知に近いことが行われているが、それは事実上のものであり法令上のものではない。

また行政決定には、多かれ少なかれ裁量の余地はあるが、裁量権を適切に行使させるためにも手続を公正・透明にすることが重要である¹¹³。そのためには、事前通知、弁明の機会・聴聞などは適正手続として保障されるべきである。

米国では、告知と聴聞は適正手続（Due Process）の重要な内容とされた。ドイツの連邦行政手続法でも、法的聴聞が重要な適正手続のひとつとして定められており、フランス、韓国、台湾でも制度が確立している¹¹⁴。

近年、我が国においても、「納税者支援調整官」制度が設けられ、国税庁や主要税務署に配置されている。納税者からの苦情や相談の対応、必要な助言や調整を行う役割を果たしているが、周知されておらず、現実的には制度の趣旨や内容が国民に広く理解されていない。

米国では租税手続全体にわたる納税者権利保障立法の中で、その一部として徴収手続に特有の権利保障が初期の段階から立法化されている。中村芳昭教授は米国の徴収手続の権利保障として以下の3つが納税者の救済制度において重要な役割を果たしていると指摘されている¹¹⁵。

①徴収適正手続聴聞¹¹⁶ (Collection Due Process Hearing; CDP Hearing 「CDP ヒアリング」)

②納税者支援命令 (Taxpayer Assistance Order; TAO)

③和解の提案 (Offer in Compromise; OIC)

そして③和解の提案とは、「新たな出発プログラム (fresh start program)」の中心的な制度であり、納付が困難な滞納者への救済措置として IRS が自ら提案した制度である。納税者と IRS との間において、租税債務の納付額の減額や一部免除をすることができる¹¹⁷。

3. 適正手続保障へのアプローチ

我が国においては、平成 26 年度の税制改正により新たに申請による換価の猶予が認められたが、行政の裁量のもとで、納付能力により納付期限の延長を認めてもらうのみにすぎず、租税債務の減額は認められない。実質は行政課税庁と滞納者の間の単なる分割納付の協定であり、米国の「和解の提案」とは異なる。

滞納者の中には、様々な個人的な事情で納税できず、資産もない中で税額を請求されても現実的には納付が困難な者もいる。

中村芳昭教授は、このような背景も考慮され、適正手続保障へのアプローチとして以下を挙げられている。

- (1) 人権を基礎とすべきである。
- (2) 申告納税制度の枠組みに適合したものにすべきである。
- (3) 租税手続法は確定手続と徴収手続に分かれるが、これら両手続に対し税法が定める課税当局の権限行使の度合いに相応した権利保障が考えられるべきである。
- (4) 申告納税制度の採用下では、伝統的な税務行政庁の職務内容をそれに合わせて見直す等も必要である¹¹⁸。

そして、「納税者の自発的な税法遵守を高めることが重要な鍵の一つとなるが、これは制裁や罰則の強化によるだけで決して解決できる問題ではない。そこでは徴収手続を含む租税行政手続における納税者の権利保障が重要な要素になるといえる。」¹¹⁹と納税者の権利保障は社会的制度の整備といえるものであり何ら特別のものではないと言及されている。

適正手続保障の実現のためには、まずは現行の税務行政の業務の在り方を見直し納税者の権利が適正に保護されているか見直す必要がある。そのうえで、円滑な税務行政を目指すべきである。権利保障の実現においては、この過程が最も重要であり、権利保障が形骸化されないように丁寧な見直しが求められる。

V 小括

昭和34年に大幅に改正された国税徴収法であるが、結果的には、60年以上が経過した現在も抜本的な改正が行われておらず、現在の社会情勢や経済状況に適合しておらず、公正な手続も未整備のままである。

米国においては、納税者権利憲章により適正手続を保障しており、内国歳入庁による恣意的な裁量権を抑制するために租税適正手続条項を立法化している。法律で明確に納税者の権利保護を図ることにより両者の均衡を維持している。

そして徴収手続において、納税者の権利保護を重視するという考えに立つことにより、申告納税制度において重要な納税者の協力を得ることが可能になり、ひいては効果的な税務行政の促進につながっている¹²⁰。

我が国では、差押えの後に租税行政庁への不服申し立て等が認められているにすぎず、米国のような適正手続はいまだ保障されていないといえる。

改正が進まない徴収法に比して、民事執行法は令和2年に一部改正が行われた¹²¹。現状よりも債務者を保護するという方針で、差押禁止債権をめぐる法律の見直しがされた。差押禁止債権の範囲変更の申立ての期間を十分に確保するために、債権者の取立権の発生時期を、差押命令が債務者に送達後1週間から4週間に変更した¹²²（民事執行法155条2項）。加えて差押命令を債務者に送達する際には、裁判所書記官が差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができる旨を債務者に書面により教示することとされた（民事執行法145条等）¹²³。憲法25条の生存権に基づく要請である。

望月爾教授は「租税は、公正かつ適正な手続を経ることによってのみはじめて課することができる」と述べられている¹²⁴。租税法律主義に基づく明確な適正手続により、納税者の権利保護が図られ、そこではじめて適正かつ公正な租税徴収の実現が可能になる。

第4節 デジタル化の進展と納税者の権利保護 —税務調査への影響とプライバシー権—

前節までは、8年前の東京地方税理士会の公開討論研究会の内容を確認し、その後の動向について研究した。本節では、デジタル化が進む中で、情報収集、調査選定から税務調査、滞納処分に至るまで一連の流れが賦課徴収一体体制のもとで行われる中で生じる問題について、納税者の権利保護との関係を踏まえながら研究する。

令和5年に国税庁が発表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2023」¹²⁵の3つの施策¹²⁶のうち、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」の①AI・データ分析の活用、オンラインツール等の活用および②関係機関への照会等のデジタル化に焦点を当てて論じていく。

I スマート税務行政の構想

1. AI・データ分析の活用、オンラインツール等の活用¹²⁷

注目すべき点は、申告漏れの可能性が高いと見込まれる納税者を、過去の調査実績や第三者情報、さらには所得や業種に関する外部データなどを組み合わせて、AIや統計モデルを用いて選定するという施策である。このような手法により調査対象を合理的に絞り込み、税務調査の効率化と成果の最大化を図ることが意図されている。

以下、当該資料からの引用を含めつつ、現状の取組みについて整理していく。

(1) 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定

収集された多種多様なデータについて、BA ツール¹²⁸やプログラミング言語を用いた統計分析・機械学習等の手段により、申告漏れリスクが高いと推測される納税者を判定する仕組みが導入されている。こうして得られた分析結果を活用し、調査の必要度が高いと判断される納税者には、より深度ある税務調査が実施されるという方針である。具体的には、過去の税務調査における傾向分析などから、高リスク群と判断される納税者をAIが抽出し、そこで得られた情報に基づき、国税職員がより重点的かつ効率的な調査・行政指導を行うという方法である。

機械学習の一つである深層学習（ディープラーニング）は大量のデータを必要とするが、国税庁に蓄積されている多種多様な大量のデータを活用することにより、コンピュータがパターンやルールを学習し、必要としている特徴を抽出することが可能になる。しかし、この大量のデータとAIを活用した高度な分析には懸念事項があると泉絢也教授は以下の3つの問題を指摘されている。

①学習用データに関する問題¹²⁹

国税庁が調査選定のためにAIや機械学習アルゴリズム（すなわち、データに基づきパターンを学習し、予測・判断を行うプログラム）を実装する場合、以下のような懸念点がある。

第一に、反社会的勢力、政治家といった権力を有する者、あるいは税務調査に非協力的な納税者など、特定の集団に対しては、過去の調査件数が少なく、または深度ある調査が実施できていない可能性がある。その結果、これらの対象に関するデータは、他の納税者と比べて質・量の両面において劣る可能性がある。

第二に、税理士が関与していない納税者や、日本の税制について十分な理解がない外国人などについては、税務調査に協力的であり課税庁の指示に従いやすい性質があるため、そのデータが過度に蓄積されやすい。この偏りにより、AI がそうした「従順な納税者」を優先的に抽出し、本来調査対象とすべき悪質な納税者を見逃すという逆転現象が起こるおそれがある。

第三に、課税処分後に裁判所等で取消しとなったケースについても、争訟に至らない限り訂正される機会が乏しい。こうした事例はデータベース上に残存し続け、誤った調査実績としてAI に学習されるリスクがある。過去の調査データを一律に「正しい」と仮定してAI の学習に用いることには、大きな危険が伴う。

このように、学習用データの信頼性や公平性が担保されずにAI による選定を行えば、納税者の中立的な評価は困難となり、制度全体の信頼性を損ねることになる。

② バイアスに関する問題¹³⁰

学習用データに問題がある場合、それを用いて生成された分析結果には、当然ながらバイアス（偏り）が含まれる。その結果、AI による選定は、既存の差別や偏見を再生産し、バイアスが一層強くなる恐れがある。

例えば、特定の業種や国籍の納税者に関して不正行為のデータが多く記録されていれば、AI はそれを「不正リスクの高い属性」と判断するようになる。その結果、そうした属性を有する納税者が無条件に調査対象として選ばれる確率が高まり、不利益を被ることになる。

さらに、納税者本人に関する情報だけでなく、親族や先代の不正履歴、あるいは障害者控除や医療費控除の申告内容など、センシティブな情報も含まれている可能性がある。これらの情報は、本人の意思によらず、AI による評価に影響を与える可能性があり、納税者のプライバシー権を著しく侵害するおそれがある。

納税者に対する不当なイメージの形成と調査選定が繰り返される構造は、憲法上の平等原則に反し、手続的公正の観点から看過できない問題である。

③ ブラックボックスに関する問題¹³¹

AI、とりわけディープラーニングを含む高度な機械学習モデルの大きな課題は、その「判断の根拠」が明示されにくい、いわゆる「ブラックボックス性」にある。

たとえば、AI が「この納税者は調査必要度が高い」と判断したとしても、AI はそのような判断に至った具体的な理由を示すことは苦手であり、因果関係までは明らかにできない可能性がある。「結論」を出すのは得意だが「理由」は示されずにブラックボックス化する危険性がある。

しかし税法の適用や課税処分においては、まさにその理由付けが大事であり¹³²、納税者に対し「なぜその処分がなされたのか」理由や根拠を説明することが求めら

れる。税務行政においては、自らが下す処分や判断に対し、その理由を明確に説明することが要請されている。

これは憲法 31 条に定められた適正手続の保障と密接に関わる問題であり、行政処分の対象となる納税者が、その決定の内容や根拠を理解し、必要に応じて不服申立てや訴訟を行う上で不可欠な要件である¹³³。この点に関して泉絢也教授は、AI による選定結果を無批判に受け入れるのではなく、なぜそのような判断に至ったのかを、税務職員が改めて理論的に検討し、補足的な説明責任を果たす体制が不可欠であると指摘している。そしてそのためには、AI の判断内容を理解・補完できる人材の育成が求められ、熟練職員の経験や判断力が重要となる¹³⁴。

AI はあくまで補助的なツールであり、判断の最終責任は人間に帰属するという原則を徹底することが、今後の税務行政における大前提である。

そして、最も懸念すべき事項は、人間がアルゴリズムの判断に盲従してしまうという危険性である¹³⁵。オーストラリアでは 2015 年から 2019 年の間「ロボデッド」という自動債権回収の制度が政府に導入され、アルゴリズムの誤判定により、社会保障の不正受給があるとして、大勢の受給者が返還請求を求められた。その金額は 17 億豪ドル（約 1500 億円）にも及んだ。

AI や機械学習アルゴリズムは決して万能ではなく、その判断結果に絶対的な信頼を置くことには慎重でなければならない。この事件は、システムの誤判定に基づいて多くの国民の権利が侵害された典型例であり、行政における AI 活用においては、人間の判断・確認を必ず介在させる必要性を示している。

（2）滞納者への最適な接触方法等の予測

近年、税務当局は滞納整理業務においても AI や統計モデルを活用しており、とりわけ滞納者との「接触方法の最適化」が注目されている。具体的には、BA ツールやプログラミング言語を用いて、過去の滞納整理に関する情報（接触履歴、申告書データ、業種、規模等）を分析することで、滞納者ごとに最も効果的と予測される接触手段を提示するというものである。また過去の架電履歴等から、滞納者の情報等に応じて、接触効率が低いと予測される日時（曜日・時間帯等）を抽出条件としたコールリストをシステムが自動作成することにより、応答が見込まれるタイミングで架電できるように設計されたものである。接触方法の予測により、業務の効率性が格段に高まる。

さらに、このような仕組みが発展すれば、税務当局内で縦割りとなっている賦課部門と徴収部門の情報を一体的に運用し、より統合的なアプローチでの滞納整理が可能となる。たとえば優先着手事案の選定に関しては、国税の徴収権の時効消滅の期限が迫っている案件を備忘記録として AI にアラート機能を設定することも考えられる。

その他職員に画一的な判断が求められる場で、滞納者から提示された納付計画の合理性の判断や分割納付や滞納処分の停止、換価の猶予の要件の充足など規定の解釈や適用の可否について AI を活用することも考えられる。法令、通達や判例等を事案と照合することにより専門的な判断ができ差押えの対象となる財産の帰属認定が争点とな

る事案や差押債権取立訴訟といった国側が原告となって訴訟をする場面において、事実認定や法的判断の難しいケースにおいて威力を発揮する¹³⁶。

また滞納整理に当たっては、たとえば納税者の被災、失業、疾病、障害等により納税が困難であった場合においてそのような個人的事情はAIで抽出することは不可能である。そしてこのような場面における行政の裁量権は、納税者の権利保護のもとで最も適切な処置をするためのものであり柔軟に運用されることが望ましい。

形式的な要件に適合するのではなく、実質的な公平に配慮した対応が求められる。

2. 関係機関への照会等のデジタル化

2025年4月現在、NTTデータが開発した「pipitLINQ（ピピットリンク）」は1023の行政機関、415の金融機関で利用されている。さらに保険会社や証券会社へ利用が広まりシェアが拡大することが予想される。

国税通則法等の法令に基づき行政事務の執行上の必要性から行われる税務調査や資産調査等に際して、行政機関から金融機関に対して調査対象者に係る預貯金等の照会・回答が行われているが、2018年度調査によると年間6,000万件あり、照会元である行政機関別の内訳については、割合が高い方から地方税関係が約6割弱、国税関係が約1割、次いで生活保護、国民健康保険といった順番になっている。一方、照会先である金融機関の内訳については、銀行等が7割強、生命保険会社が約3割弱、次いで損害保険会社、証券会社といった順番となっている¹³⁷。

2019年には、内閣官房情報推進技術（IT）総合戦略室と金融庁を事務局とする「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において民間事業者によるオンライン照会サービス等を活用してデジタル化を推進する方針が示された。そこで、株式会社NTTデータ（以下、NTTデータ）が手を挙げ開発に携わった。国税庁は2020年10月から12月にかけて4つの金融機関とともに実際の税務調査の中でNTTデータが開発した「pipitLINQ（ピピットリンク）」を使用し照会業務の実証実験を行った。その結果2021年10月から本格的に全国の国税局、税務署での金融機関への預貯金の照会のオンライン化が始まった。

これまで国税局、税務署が金融機関に対して行う預貯金等照会は、すべて紙ベースで行われていた。調査対象者を選定すると照会に必要な情報を記載した書面を金融機関へ郵送し、金融機関側では開封、仕分け、作成した回答書類を紙出力し郵送するといった業務負担が生じていた。一方で国税局、税務署側でも金融機関から郵送された回答書類の開封、仕分け、保管等の事務に時間を要することが課題となっていた。同社のサービスを使うことで、口座の有無や残高、取引履歴等の預貯金情報のデータの開示が可能になる。こうした業務がオンライン化されれば、国税局、税務署と金融機関双方が税務調査や滞納整理のために必要な預貯金情報が専用回線により照会・回答することが可能になり業務の大幅な削減が可能になる。これまで1件の照会に1～2週間、長ければ50日かかっていた回答が1～3日に短縮される¹³⁸。

(1) 反面調査の濫用とプライバシー侵害の懸念

反面調査の中でも金融機関等へのオンライン照会は急速な広がりを見せている。

しかし、こうしたデジタル化の恩恵と引き換えに、重要な懸念も生じている。すなわち、金融機関等に対する照会が、税務調査における「反面調査」に該当するにもかかわらず、納税者本人の同意や認識を得ないまま実施され、プライバシー権を侵害するおそれがあるという点である。

国税庁の「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について(事務運営指針)」によると、「取引先等に対する反面調査の実施に当たっては、その必要性和反面調査先への事前連絡の適否を十分検討する。」と明記されている。実際、通則法第74条の2の規定も「必要があるとき」に限り反面調査の実施を認めている。

しかし、行政庁と金融機関を結ぶ専用回線上でキーボードを叩けば、容易に金融口座情報が照会される。納税者の知らないところで、反面調査が客観的に「必要かどうか」を十分に検討することなく納税者の預金口座情報が取得されてしまうことは、税務調査の強化や納税者のプライバシーが侵害される恐れがある。被調査対象者の理解や協力を前提として反面調査を行うべきである。納税者本人に対する本調査も金融機関に対する反面調査も同じ任意調査であり、被調査者の理解や協力が前提である。反面調査のオンライン化が進むことで、税務調査手続の透明性が損なわれ、納税者の予見可能性が低下するのは制度趣旨に反する。

(2) 米国における反面調査手続と法改正¹³⁹

近年、米国では2019年から「納税者ファースト法(TFA=Taxpayer First Act of 2019)」が実施され、連邦税務における反面調査手続を適正化するために法改正が行われた。これまで反面調査は、納税者本人の信用やプライバシーを侵害していると批判されてきた。

主な改正としては、IRS(内国歳入庁)が行政召喚状(サモンズ/summons)を发出する際の要件の厳格化とIRSが反面調査を実施するに先立ち、納税者本人への通知後10日経過した日から45日の猶予期間を義務付けている。また納税者への事前通知(pre-contact notice)は、反面調査先が隣人、銀行、雇用主もしくは従業員である場合も必要になる。さらに、IRSは反面調査を実施した場合、その期間内(1年を超えない期間)に照会・調査した者のアクセスログを含む記録(post-contact record)を定期的にまたは納税者の求めに応じて納税者本人に提供しなければならない

(third-party contact program)¹⁴⁰。米国では反面調査の実施の際には、納税者本人のプライバシー権を保護するために、納税者本人への事前通知や反面調査先の情報の提供が義務付けられた。この制度は、税務調査の透明性と適正手続を保障しているといえる。これに対し我が国では、照会手続のオンライン化が急速に進んでいる一方で、納税者への事前通知制度や照会履歴の開示制度は整備されておらず、納税者の手続保障は十分とはいえない。

(3) 民間プラットフォーム利用の問題点と法整備の必要性

我が国においては、2019年に「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において民

間事業者によるオンライン照会サービス等を活用してデジタル化を推進する方針が示され、NTT データや SocioFuture 株式会社がデジタルプラットフォームの仲介役を担ったが、米国においては、IRS 独自のデジタルプラットフォーム(e サモンズプロセス)を使用しオンライン照会を行っている¹⁴¹。つまり民間事業者ではなく公的なプラットフォームを使用している。

現在我が国のデジタルプラットフォームの仲介役を担う民間事業者は、寡占状態となっている。ひとたび特定の企業のシステムを導入すると、容易にモデルチェンジや他社のシステムへの切り替えは難しくなってくる。さらに価格設定の面でも主導権の問題が生じる恐れもある。新規参入の壁が生じ競争力が低下し、その分野におけるイノベーションを阻む要因にもなる。寡占化が生み出す問題も軽視はできない。

II 納税者のプライバシー権の保護

1. 納税者のプライバシーと自己情報コントロール権

急速なデジタル化が進む中で、納税者のプライバシー権の保護は課題である。しかし国税庁が公表する資料を精査しても、納税者のプライバシー権に関する見解については明示されていない。納税者の権利保護のための適正手続を保障する法的な仕組みも不透明である。

国税庁は、納税者の利便性の向上や税務調査・徴収の効率化・高度化を目的として、納税者に関する情報の収集を積極的に進め、巨大なデータベースを構築することを目指しているが、それに伴う権利侵害の可能性については十分に考慮されているとはいえない。

この点について、石村耕治教授は、納税者のプライバシーを「人権」として捉える視点が完全に欠けていると批判されている。現実空間はもちろんサイバー空間で存在する個人情報を含んだ独立した権利として「納税者プライバシー権の確立」を謳うべきであると述べている¹⁴²。とりわけ、納税者の情報が収集・蓄積・分析され、行政による意思決定に利用される状況においては、「自己に関する情報の収集・利用・提供に対してコントロールを及ぼす権利」、すなわち「自己情報コントロール権」が保障されなければならない。

2. 最高裁におけるプライバシー権の判断

令和5年に最高裁がマイナンバー制度に関する憲法判断を初めて示した。先行する制度として住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)は、憲法13条が保障するプライバシー権の侵害になるとして訴訟がされていた。しかし、結果として最高裁平成20年3月6日判決¹⁴³(以下これを「平成20年最高裁判決」という)は、違法な権利侵害はないと示した。そこでマイナンバー制度はこの住基ネットの最高裁判決を踏まえてプライバシー権の違法な侵害を招かないような制度設計を目指した。たとえば、特定の機関が情報を集約してデータベースを構築する一元管理ではなく、従前通

り国税庁は税務に関する情報、日本年金機構は年金に関する情報を保有するといった「分散管理」の状態で維持している。その上で「情報ネットワーク」において各行政機関の連携が行われる形になっている。また管理、利用等は明確な目的のもとで行われ、情報漏洩についても安全管理措置が義務付けられ、目的外の利用や情報漏洩は刑罰をもって禁止された¹⁴⁴。

しかし住基ネットと比較しマイナンバー制度は、対象となる情報は基本的な情報に限らず、社会保障、税に関する個人的かつ広範な情報を扱う。

最高裁令和5年3月9日判決¹⁴⁵においては、憲法13条は「国民の私生活上の自由が公権力によっても保護されるべきことを規定しており、その一内容として、個人情報がみだりに第三者に開示・公表されない自由が含まれる」として、プライバシー権の存在を明確に認めた。

さらに、特定個人情報の取扱いについて、次のように判示した。すなわち、「番号利用法は、行政運営の効率化や公正な給付・課税の実現、国民の利便性向上を目的とする正当な行政目的を有しており、その利用は限定的かつ厳格な目的の範囲内で行われている」としつつも、「特定個人情報には高度に秘匿性の高い情報が多数含まれており、制度設計やシステム運用に不備があれば、目的外利用や第三者漏洩の具体的な危険が生じ得る」と指摘した。

そのうえで、「制度上または運用上、情報漏洩や目的外利用の具体的な危険が現に生じているとはいえない」として合憲判断を示した。本判決は平成20年最高裁判決の判示内容を踏襲した。

3. 人格プロファイリングとプライバシー侵害の問題

マイナンバー制度のもとでは各行政機関において税と社会保障に関する多様な情報がマイナンバーに紐づけられて、管理、利用されている。マイナンバー単体では、プライバシー侵害のリスクが低くても多様な情報を突合していけば、詳細で正確な「人格プロフィール」を作成することが可能になる。このように大量のデータを突合、分析することにより、「人格プロフィール」を作成することは、「プロファイリング」といわれ、現在の情報化社会におけるプライバシー侵害の大きな問題になっている¹⁴⁶。2018年に国税通則法が改正され、預貯金口座へのマイナンバーの付番が義務化されたことにより、金融情報と税務情報が直接的に紐づけられた。確かに、租税回避や脱税の摘発という観点からすれば、合理性があるかもしれないが、納税者の側から見れば、預金口座情報は他人に知られたくない個人情報である。このような制度のもとでは、国民に対して十分な説明を尽くすこと、さらに万一の個人情報漏洩に備えて、事後的救済措置の法制度を整備することが必要である。制度設計における説明責任の徹底や、納税者が納得できる透明性の高い仕組みが強く求められる。

4. EU 一般データ保護規則（GDPR）とフィンランドの AI 倫理原則

こうした懸念に対して、EU における先進的な対応の一例が、2018 年に施行された GDPR¹⁴⁷（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）である。

GDPR 第 22 条 1 項では、「本人に法的効果をもたらす、または重大な影響を与えるような決定を、専ら自動的な処理のみに基づいて行ってはならない」と明記されており、AI やアルゴリズムによる自動決定に対して原則的に制限が課されている。

また同条 2 項では、例外的に自動処理による決定が認められる場合においても、「本人にはその決定に異議を申し立てる権利」が保障されている。

さらに注目されるのが、フィンランドにおける AI 活用に関する倫理規定である。納税者の権利利益への影響がないと確認された場合に限り、税務分野での AI 利用が認められており、以下のような原則が示されている¹⁴⁸。

- ・ AI の利用について、責任と倫理をもつこと
（利用目的を明確化し、社会的影響に配慮すること）
- ・ AI は信頼できるデータのみを使用すること
（信頼性と目的適合性を確認したうえで利用を開始し、モニタリングを実施する。
データに欠陥や歪みが生じた場合には迅速に修正すること）
- ・ AI の運用には人間が責任を負うこと
（正当な意思決定を担保するため、AI の運用責任者を明示する）
- ・ AI は法律と規則に従って運用されること
（システム全体のセキュリティと遵法性を常に監視し、下請けも含めて責任を明確化）

これらの原則は、技術の利活用と人権保障を両立させるための手引きとなるものであり、我が国においても公共分野への AI の導入にあたっては、これらの視点が不可欠である。

Ⅲ デジタル化進展に伴い発生する問題点

1. 説明責任（アカウンタビリティ）の不在

質問検査権の行使における調査の必要性や調査理由においてもバイアスやブラックボックス化の問題が関わってくる。収集されたデータが多い納税者ほど調査選定の対象になりやすく、自己の誤った情報が、行政課税庁のデータに含まれていたとしても納税者自身がアクセスしてそれを訂正することもできない。自己情報コントロール権にも関わる問題である。国税庁は、調査対象者の選定に AI・統計分析を活用する方針を示しているが、その選定ロジックは非公開であり、納税者はなぜ税務調査の対象になったのかを知る手段もない。つまり最大の問題は「説明責任（アカウンタビリティ）」の不在である。税務行政は説明責任を果たす義務があり、税務行政のプロセスを可視化することにより、公平な税制度の構築が可能になる。

2. リアルタイムレポーティングの問題点

我が国では、2023年（令和5年）に電子インボイス制度の導入が始まった。業務の効率化、ペーパーレス化、人的ミスの削減、リモートワークの実現等多くの利点が挙げられる。しかし電子インボイスが、デジタルプラットフォームを介して流通されることにより、電子インボイスが危険な使われ方をされる可能性があるとして石村耕治教授は指摘されている。つまり、政府のデジタルプラットフォーム（ポータルサイト等）を介して電子インボイスで交わされた商取引情報は、AIやアルゴリズムを使用すれば租税回避・租税遁脱の有無を解析することが可能になる。これは実質的には、本来違法である申告期限前に実施される調査に等しく、リアルタイムレポーティングの仕組みは、常時オンライン税務調査が可能になる¹⁴⁹。

韓国では、2011年に電子インボイス制度を導入した。デジタルインボイスの提出義務者は韓国国税庁が運用するポータルサイトを通じて国税庁長官へ送信することになっている。またデジタルインボイス発行義務者が、デジタルインボイスを発行しない場合には、納付税額に附帯税が課される。国税当局では、デジタルインボイス発行の対象となる取引については、ほぼリアルタイムで内容を把握できる状況に至っている。そして零細事業者に対しては2016年から「記入済み申告書」を稼働させた。手続的には、国税当局が集積したデータを使って作成した申告書案を確認し、それを是認か修正かを選択させる仕組みとなっており、過去の実績を見ると過半数の納税者は、国税庁の提供した内容をそのまま申告したという¹⁵⁰。

調査、徴収の効率化、高度化の観点からはリアルタイムレポーティングにより申告誤りの可能性が高い納税者の判定やリモート調査の実施が可能になるかもしれない。

しかし常時オンラインで調査が可能になる状況から納税者の権利利益を保護するためには法律上どのように規制すべきは大きな課題である。

なお令和8年9月には、次世代国税総合管理システム（通称：KSK2）がリリースされる予定である。このシステムは、照会履歴、調査記録、AIによる調査対象者選定履歴等の膨大な情報を一元的に管理し、税務調査の「事前の情報収集・分析」と「調査実施」を一体的に連携させることを目的とするものである。

しかし、納税者が知らぬ間にその情報が蓄積され、調査が始まる前から実質的な「リスク評価」や「事前判断」がなされるおそれがある。これは、納税者の同意や認識を経ることなく、行政内部で評価・判定が完結してしまうことを意味しており、極めて慎重な制度設計や運用が求められる。

3. リアルタイムレポーティングが申告納税制度に及ぼす影響

もし仮に、国税庁が電子インボイスに集積された、売上高、仕入高を記載した請求書のデータを使い、記入済み電子申告制度が構築されるのであれば、自主申告納税制度から一種の賦課課税に類似する仕組みになり、申告納税制度が崩壊することが懸念される。

「申告納税制度は、国民民主主義に適合する制度であり、まさに民主主義的納税思想

の制度的表現である」とする考え方があり¹⁵¹、申告納税制度は、納税者の自発的な納税協力の態度を前提としていると考えられる。

このような申告制度の内容からすると、自ら税法を理解し、納得して記入すべきものが、税務当局により事前に記入されており、納税者はその確認を行うという受け身的な態度である「記入済み申告書」は申告納税制度の本旨に合わないこととなる。また「記入済み申告書」に記載されていない収入などについては、記入されていないことを利用した課税逃れを誘発しやすいという問題点もあり、国民の納税意識やコンプライアンスが低下する懸念があるという意見もある¹⁵²。

4. 守秘義務と納税者のプライバシー権

デジタル化の促進に比例して、税務行政が扱う納税者のビッグデータの量は膨大になっていく。税務行政の透明性の確保は、ますます重要になってくるのではないか。

高度情報化社会に入ってから、行政機関は大量に国民や納税者の個人情報収集するようになった。そして収集された個人情報は、それを扱う行政機関の職員の守秘義務に託されている。国家公務員法¹⁵³、さらに国税職員には通則法 127 条において特別の守秘義務が課せられている。

しかしこのような巨大な課税庁のデータベースを税務行政職員の守秘義務を通じて間接的に保護するという手段は古く、時代にはそぐわない¹⁵⁴。マイナンバー制度による情報ネットワークシステムを使ったデータ照合や、ビッグデータ、AI によるアルゴリズムやデータマイニングなどにはプライバシー侵害が潜在的に潜んでいる。こうした状況のもとでは、もはや課税庁職員の守秘義務のみでは納税者のプライバシーを守るのは難しく、デジタル社会に適合した納税者プライバシー権を確立する必要がある¹⁵⁵。

さらには、国税職員による意図的な情報流出のみならず、過失による情報漏洩、外部からの不正アクセスにも耐えうるシステムの構築など、情報管理のハード面においても更なる強化が望まれる¹⁵⁶。

IV 納税者の権利保護に向けて

米国では、2015 年に内国歳入法が改正され、「10 の納税者の基本的権利」が新たに立法化された。（詳細は第 5 節参照）「内国歳入庁長官は、その職務を果たす際に、IRS の職員が、次の権利を与えられる納税者の権利に精通し、かつこれに従って行動することを確保しなければならない」として納税者の権利を定めて税務行政の執行段階で職員に遵守させようとした¹⁵⁷。

そのひとつに「知らされる権利（通知を受ける権利）」がある。納税者は税法を遵守するのに必要な事項を知る権利を有する。すなわち、納税者は文書などで税法や IRS の手続の明確な説明を受ける資格がある¹⁵⁸。そのほか「IRS の決定に異議を唱え、意見を聞いてもらう権利」、「独立した紛争解決の場で IRS の決定に不服を申し立てる権利」、

「公正かつ公平な税制を求める権利」などがある。

さらに、納税者と課税庁の紛争を解決するために、納税者権利擁護官局 (OTA; Office of Taxpayer Advocate) が設置されている¹⁵⁹。(詳細は第5節参照)

加えて全国納税者権利擁護官 (NTA; National Taxpayer Advocate) は IRS 内部に属しながらも執行部門からは独立しており、内国歳入庁長官と協議して財務省長官が任命する。また年次報告書を独立して作成し連邦議会等へ提出する義務があり、報告書には納税者の声や制度の見直しの建議などが反映される。そして当該機関の IRS からの独立性に疑問を持つ納税者の懸念を払拭するために、苦情処理結果は直接議会に報告される旨の告知や、苦情の申出をした納税者が IRS 職員から報復を受けないように配慮するなどして OTA の信頼性を高めている。

そして画期的なことは、全国納税者権利擁護官 (NTA) が課税庁と納税者の間を仲介するような中立的な仲裁者ではないということである。つまり、納税者の側に立って積極的に納税者の権利利益を代理する権利擁護者である。その点我が国の「納税者支援調整官」は中立的な立場に位置し、米国の制度とは異なる。我が国も米国のような独立した権利擁護官の制度が早急に設置されることが望まれる。さらに、米国に見習い、年次報告書を作成し、利用件数の報告、活動実績、職員の研修等を公表し、国会の委員会に提出させ立法府での評価を受ける仕組みが求められよう¹⁶⁰。納税者権利憲章を作成すれば課税庁と納税者間の紛争が全て解決できるわけではない。納税者の救済措置機関として課税庁から独立した組織が必要とされる¹⁶¹。

米国の納税者制度は「自主的納税協力 (Voluntary Compliance) の制度であるといわれる。我が国と同様納税者自らが任意で申告を行い納税することに信頼を置いている。

全国納税者権利擁護官 (NTA) のリサーチによれば、納税者は税制が公正であると信頼した場合には、より自発的に納税協力をするようになり、ひいては、租税徴収の促進にもつながることが分かっている¹⁶²。

申告納税制度を機能するためには、納税者と税務行政が信頼関係にある必要がある。そのためには、適正手続が保障されなければならない。

V 小括

預金照会のオンライン化や AI や機械学習アルゴリズムによる納税者のデータマイニング化は、納税者の計り知れないところで納税者の個人情報が一歩きをすることに問題がある。さらに本人の感知しないところで、バイアスが形成され不利益な扱いを受ける危険性が生じる。そして例えそれが誤情報に基づくものであったとしても納税者本人もコントロールが不可能である。

スマート税務行政を進める過程においては利便性、効率性が重視されるばかりでなく、納税者への権利保護を十分に考慮しなければならない。

そして納税者のビッグデータが収集され、利用されようとしている今こそ納税者の

プライバシー権が多く場で議論されるべきである。

納税者の基本的人権を尊重し、将来を見据えた中長期的な視点をもって取り組むべきである。納税者のプライバシー権保護の法整備、納税者自身が自己のデータに介入できる情報公開請求権、自己のデータの内容に関する不服申立ての機会の付与、米国のような納税者擁護官の設置など納税者の目線に立った公平、適正な税務行政を目指すべきである。

近年、先進各国は、租税業務手続の改革を進めてきた。それに比して我が国は納税者の権利保護に関しては著しく遅れている。税務行政のデジタル化が第一の目標とされ、納税者の権利保護が後回しにされているのが現状である。

石村耕治教授の言葉を借りるならば「いかなる税務行政のハイテク・スマート化プランも主権者である国民・納税者の存在を捨象しては、実現できないのである。」¹⁶³。

第5節 納税者権利保護について—国際的な状況・進展を中心に—

諸外国において納税者権利保護は、1970年代頃から各国の法典、規則、判例、政府による刊行物など多様な方法を用いて整備及び改定が進められてきた。

経済協力開発機構（OECD）が2003年に公表した「納税者の権利と義務-実務ノート（プラクティスノート）」では納税者権利憲章（Taxpayers' Charter）を「納税者の税務に関する権利・義務を平易な言葉で要約し、かつ、説明して、こうした情報を多くの納税者に周知させて理解させようとする試み」としている。

主要7カ国（G7）のうち納税者権利憲章を有していない国は日本のみであり、ドイツは権利憲章自体は設けていないものの、後述する租税通則法において納税者権利保護の整備がなされており、2021年のIBFD（International Bureau of Fiscal Documentation）の調査報告では、「納税者権利憲章（Taxpayers' Charter）」や「納税者権利章典（Taxpayer Bill of Rights）」を有すると回答した国は26カ国あり、そのうち約半数が法的効力があると回答した¹⁶⁴。

また、納税者権利憲章は各国における整備に加えて、OECDや欧州連合（EU）などから幾つかの国際的なガイドラインやモデル憲章が作成され、納税者の権利と保護についての国際的な標準化に向けた整備も進められている。

このように世界の主要国のみならず多くの国及び幾つかの国際モデルにより納税者権利保護が整備されているなかで、日本は国税通則法等による一定の保護はあるものの、納税者権利保護についての世界的な潮流に十分に対応しているとは言い難い状況にある。

この章では納税者の権利保護の国際的な動向を概観し、その進展および税務行政のデジタル化が進む現代における納税者の権利保護の課題と展望について考察する。

I 諸外国における納税者権利保護の状況

1. アメリカ合衆国

アメリカ合衆国における納税者権利憲章は、連邦レベルではなく1986年にアリゾナ州にて制定されたことがはじまりとされている¹⁶⁵。その後連邦レベルでは1988年にIRS（Internal Revenue Service：アメリカ合衆国内歳入庁）が公表した第1次納税者権利章典（Taxpayer Bill of Rights 1（通称T1））からはじまり、1996年に第2次納税者権利章典（T2）、1998年に第3次納税者権利章典（T3）、2014年～2016年に第4次納税者権利章典（T4）を制定し、さらに2019年7月には「納税者ファースト法（Taxpayer First Act of 2019）」が制定された¹⁶⁶。

T1制定の背景は、当時IRSが税金の徴収姿勢を強め、高圧的な税務行政が問題となり、納税者サービス改革が求められたことによるとされている。従来は納税者だけに求められていた高度な義務遂行がT1制定により課税庁にも求められることとなった。

1990年代に入り税務手続のさらなる適正化、透明化へ向けた流れを受けてT2が制定

され、T3 では IRS の組織改革を核として制定された。そして T4 では 2014 年の税制改正法により内国歳入法典（IRC）の各条項に散在していた納税者の権利を下記の 10 か条としてまとめており、納税者にどのような権利があるのかを周知するために下記 10 か条をわかりやすく説明したパンフレットが広く配布されている。

【納税者としてのあなたの権利（Your Rights as a Taxpayer）】¹⁶⁷

1. 情報提供を受ける権利（The Right to Be Informed）

納税者は税法を遵守するために何をすべきかを知る権利があります。

納税者は、すべての納税申告書、指示書、刊行物、通知、および通信の中で、法律と IRS の手続きについて明確な説明を受ける権利があります。納税者は、自分の税額計算に関する IRS の決定について通知され、結果について明確な説明を受ける権利があります。

2. 質の高いサービスを受ける権利（The Right to Quality Service）

納税者は、IRS との折衝において、迅速かつ丁寧で専門的な支援を受ける権利、納税者が理解しやすい方法で話を聞く権利、IRS から明確で理解しやすい通知を受ける権利、不十分なサービスについては supervisor と話し合いをする権利を有しています。

3. 適正な税額以上の納税をしない権利（The Right to Pay No More than the Correct Amount of Tax）

納税者は、利息や罰金を含めて法的に納めなければならない税額だけを納め、IRS にすべての納税を適正に適用させる権利があります。

4. IRS の見解に異議を唱え、意見を聞いてもらう権利（The Right to Challenge the IRS's Position and Be Heard）

納税者は、IRS の正式な措置や提案された措置に対して異議申し立てを行い、追加の書類を提出する権利、IRS が適時になされた異議申し立てや文書提出を迅速かつ公正に検討し、IRS が納税者の立場に同意しない場合に回答を受け取る権利を有します。

5. 独立した紛争解決の場で IRS の決定に不服を申し立てる権利（The Right to Appeal an IRS Decision in an Independent Forum）

納税者は、加算税を含むほとんどの IRS の決定に対して、公正かつ公平な行政不服審査を受ける権利があり、また不服審査部の決定に関する回答を書面によって受け取る権利があります。納税者は原則として裁判を起こす権利を持っています。

6. 終結させる権利（The Right to Finality）

納税者は、IRS の見解に不服を申し立てることができる最長期間と、IRS が特定の課税年度の監査をしたり、税金を徴収したりできる最長期間を知る権利があります。納税者は、IRS がいつ調査を終了したのかを知る権利があります。

7. プライバシーの権利（The Right to Privacy）

納税者は、IRS が行う質問、検査または執行行為が法律に準拠し、必要以上に干渉せず、搜索および差押における保護措置や滞納・徴収上のすべてのデュー・プロセスの権利を尊重し、該当する場合には、徴収上の適正手続の聴聞会を開くことを期待する権利があります。

8. 機密保持の権利 (The Right to Confidentiality)

納税者は、納税者が IRS に提供した情報は、納税者が許可した場合や法律で認められた場合を除き開示されないことを期待する権利があります。納税者は、職員、申告書作成代理人、その他の者に対して納税者の申告情報を不正に使用したり 開示したりした者に対して適切な措置がとられることを期待する権利があります。

9. 代理人を依頼する権利 (The Right to Retain Representation)

納税者は、IRS とのやり取りにおいて、公認された代理人を自分で選んで依頼する権利を有します。納税者は、代理人を依頼する資力に欠ける場合には、低所得納税者クリニック (LITC) から支援を受ける権利を有します。

10. 公正かつ公平な税制を求める権利 (The Right to a Fair and Just Tax System)

納税者は、税制が納税者の基本的な負債、支払能力、または適時に情報を提供する能力に影響を与える可能性のある事実や状況を考慮することを期待する権利を有します。納税者は、経済的困難に直面している場合、または IRS が通常のチャネルを通じて納税者の税金の問題を適切かつ適時に解決していない場合、納税者支援サービスから支援を受ける権利を有します。

2019 年 7 月に制定された「納税者ファースト法 (Taxpayer First Act of 2019)」では概ね納税者の権利保護を強化するための租税手続の適正化を推進する内容となっている。T1 から現在に至るまでの納税者の権利保護への取り組みは、納税者をお客様 (カスタマー) として取り扱い、納税者の権利を尊重することで円滑な税務行政を図るという考えがあらわれている¹⁶⁸。

2. イギリス

イギリスでは 1986 年に納税者憲章 (Taxpayer Charter) を公表し、1991 年に新納税者憲章 (Inland Revenue new Taxpayer Charter) が公表された。イギリスの納税者憲章は、「小さな政府」実現のために行われた行政改革及び構造改革の一環として制定された¹⁶⁹。

また、2005 年の歳入関税庁 (HMRC : Her Majesty's Revenue and Customs) 発足後、2009 年に財政法 92 条に基づき「あなたの憲章 (Your Charter)」が公表された。2016 年には「あなたの憲章」が公表され、納税者憲章に対する取り組みなどの活動報告を少なくとも年 1 回は提出することとなった。その後、イギリスの納税者憲章は 2020 年 11 月に「HMRC 憲章 (HMRC Charter)」として更新されている¹⁷⁰。HMRC のウェブサイト

では「HMRC 憲章」において HMRC が納税者に対して目指す一連の「基準」として以下の8項目が記載されている¹⁷¹。

【HMRC の基準 (Our standards)】

● 適切な処理 (Getting things right)

HMRC は、正確で一貫性のある明確な情報を提供します。これにより、納税者は義務を果たし、権利と請求できる内容を理解することができます。HMRC が情報を求める際、HMRC は納税者が完全かつ正確でタイムリーな回答をしてくれることを期待しています。納税者が HMRC に同意できない場合は、利用可能なオプションについてお知らせし、迅速かつ簡単に適切な結果にたどり着けるよう納税者と協力します。

● 簡便性 (Making things easy)

HMRC は、納税者が行う必要があることを中心に設計され、アクセスしやすく、使いやすく、迅速に使用できるサービスを提供し、納税者のコストを最小限に抑えます。

● 応答性 (Being responsive)

HMRC にご連絡いただいた場合、HMRC は、納税者が対応する担当者が適切なレベルの専門知識を持っていることを確認します。HMRC は、納税者の質問に回答し、問題を初回または可能な限り迅速に解決します。また、次に何が起るか、HMRC からの回答がいつ期待できるかについても説明します。HMRC が間違いを犯した場合は、できるだけ早く修正します。納税者が受けたサービスに満足できない場合は、苦情を申し立てる方法を説明します。

● 公正な対応 (Treating you fairly)

HMRC は、すべての納税者が適正な税金を支払い、給付金やその他の権利を得られるよう、法律の範囲内で業務を行います。HMRC は、納税者が真実を語っていると想定します。ただし、納税者が真実を語っていないと考える十分な理由がある場合は除きます。

● 納税者の状況を把握します (Being aware of your personal situation)

HMRC は納税者の悩みに耳を傾け、どんな質問にも明確かつ簡潔に答えます。HMRC は納税者のより広い個人的な状況に配慮し、必要な場合は追加のサポートを提供します。

● 代理を依頼することを認めます (Recognising that someone can represent you)

HMRC は、会計士、友人、親戚など、納税者に代わって HMRC と取引する他の誰かに依頼したいというあなたの希望を尊重します。HMRC は、納税者が代理人として許可した場合にのみ、その人と取引します。納税者を守るため、HMRC は専門団体と協力して、納税者の納税義務を果たすのをサポートするプロのエージェントに期待される基準を設定しています。HMRC は、この基準を遵守しないプロのエージェントとの取引を拒否することができます。

- 個人情報の守秘 (Keeping your data secure)

HMRC は、納税者に関して保持している情報を保護し、それをプライベートかつ機密として扱います。HMRC は、その情報を常に公正かつ合法的に使用します。

- 相互尊重 (Mutual respect)

HMRC は、脅迫、威嚇、嫌がらせを非常に深刻に受け止め、この種の行為に対して適切な措置を講じます。HMRC は、常に HMRC の価値観である敬意、プロ意識、誠実さに沿って納税者を扱います。HMRC の職員も人間であり、納税者にも職員を同じように扱っていただくよう期待しています。

ちなみに 2016 年に公表された「あなたの憲章 (Your Charter)」では納税者の権利と併せて HMRC が納税者に期待する下記の「義務」(Your obligations – what we expect from you) が併記されていた¹⁷²。

- (1) 誠実であり、HMRC 職員を尊重すること
- (2) HMRC と一緒に正しい税務事務を実現すること
- (3) 納税者がすべきことを理解し、HMRC に知らせること
- (4) 納税者が正確な記録を保存し、自分の情報を保護すること
- (5) 納税者の代理人が納税者に代わって何を代理しているのかを知ること
- (6) 期限内に対応すること
- (7) 誤りを避けるために適切な注意を払うこと

納税者に対する義務について、1991 年版憲章、2006 年版憲章においても義務についての記載があったが 2016 年版憲章では項目が増加した。この傾向について納税者憲章の保守化や納税者の権利を示す納税者憲章に義務項目が増えることについて疑問視する声もあり¹⁷³、最新の 2020 年版では義務項目の併記はなくなり、「HMRC 憲章」では上記の HMRC の権利についての 8 項目の基準が記されるかたちとなっている。

3. EU 各国における納税者憲章・納税者権利保護

EU における納税者権利保護は、各国の法律や納税者憲章による国レベルの制度、EU 法の基本原則や規則などに基づく EU レベルの制度、そして欧州人権条約 (ECHR) の適用による欧州評議会 (Council of Europe) レベルと重層的な構造から成り立っている¹⁷⁴。

欧州は納税者権利保護の先駆者であり、1970 年代後半に財政状況が悪化するなかで税務当局の権力が拡大したこと、また税務調査等で納税者とのトラブルが増加したこと等を背景に納税者権利保護のための手続法や納税者権利憲章の制定を進めてきた¹⁷⁵。

(1) フランス

フランスでは 1975 年に「税務調査における憲章 (Charte du Contribuable Vérifié)」が発表され、1981 年に租税手続法 (FTPC) が制定された。1987 年には「調査の対象とされている納税者の権利と義務に関する憲章 (Charte du Contribuable)」が公表され、法的効力が付与された¹⁷⁶。その後、2005 年には納税者の権利と義務が規定された「納

税者権利憲章 (la charte du contribuable vérifié)」が公表された。2024 年 8 月時点では 2024 年 1 月に「納税者の権利と義務に関する憲章 (la charte des droits et obligations du contribuable vérifié)」が更新され、税務調査における納税者の手続上の権利と義務を確認する内容となっている¹⁷⁷。フランスの納税者権利憲章は、租税手続法を根拠とし、納税者と課税庁との信頼関係と相互の尊重の確立を目的としている。同憲章は、序文 (Préambule) から始まり、①通知 (L'avis de vérification)、②調査の進捗 (Le déroulement du contrôle)、③調査の結論 (La conclusion du contrôle)、④調査の結果 (Les conséquences du contrôle)、⑤調査終了後の異議申立 (Les recours après la fin du contrôle) の項目に分かれている¹⁷⁸。

(2) ドイツ

ドイツには納税者権利憲章は導入されていないが、憲法にあたる基本法 (Grundgesetz) により、公権力から権利を侵害された者に対する救済される権利 (基本法 19 条第 4 項) が認められている¹⁷⁹。また、1977 年に租税通則法 (Abgabenordnung; 以下「AO」という) が改正され、納税者権利保護を目的とした大幅な手続の整備が行われた¹⁸⁰。具体的には、納税者のデータ保護 (29b 条)、代理人選任権 (80 条)、聴聞権 (91 条)、税務調査における事前通知 (196 条) など納税者の権利保護のための規定が整備されている¹⁸¹。これらの規定により、ドイツでは納税者の権利が憲法および手続法の両面から広く保障されている。

4. アジア

(1) 韓国

韓国では、1996 年に国税基本法 (以下、「国基法」という。) の第 7 章の 2 「納税者の権利」という章が新設され、1997 年に納税者権利憲章が公表された¹⁸²。この第 7 章の 2 に規定されている国基法第 81 条の 2 「納税者権利憲章の制定及び交付」において納税者の権利に法的根拠を持たせている。同章の規定はその後増補され、2024 年時点では第 81 条の 2 以降の複数の規定で構成されている¹⁸³。

憲章制定までの背景としては、国民の権利意識の向上や OECD 加盟のための国際的な規範の必要性のほか、大統領制により政治が国民・納税者の動向を注視する必要があることなどが挙げられる¹⁸⁴。

また、2006 年に税務調査関連規定の改正がなされたこと等を受けて、2007 年には憲章の第 1 次改正が行われた。その後、納税者権利に対する国民意識の変化や近年の法改正を反映させるため、2018 年に納税者権利憲章の大幅な見直しが行われ¹⁸⁵、最新の納税者権利憲章では下記の 6 つの項目が記載されている¹⁸⁶。

【納税者権利憲章】

納税者の権利は憲法と法律に基づいて尊重され、保障されています。

- 納税者は、申告などの協力義務を履行しなかった場合、または脱税の具体的な疑

いがある場合を除いて、誠実であると推定され、法令によってのみ税務調査の対象として選ばれます。納税者は、公正な課税に必要な最小限の期間と範囲で調査を受ける権利があります。

- 納税者は、証拠隠滅の懸念がない限り、税務調査期間と理由を事前に通知され、業務上の困難によりやむを得ない場合は、調査の延期を要求し、その結果を通知される権利があります。
- 納税者は、税理士の協力を得ることができ、明白な脱税の疑いなどがない限り、重複調査を受けません。また、帳簿や書類は、脱税の疑いがあり、かつ納税者の同意がある場合にのみ、税務署に一時的に保管することができます。
- 納税者は、税務調査期間の延長や停止、調査範囲の拡大、調査終了の際には、その理由と結果を文書で通知される権利を有します。
- 納税者は、違法または不当な処分や手続きにより権利が侵害されたり、侵害されるおそれがあるときは、その処分の適法性について不服を申し立てることができます。また納税者保護官や保護委員会を通じて正当な権利の保護を受けることができます。
- 納税者は、税務情報を秘密に保持され、権利行使に必要な情報を速やかに受け取る権利を有し、国税職員から常に公平に扱われる権利を有します。

国税庁長官

納税者権利憲章のほか、韓国国税庁は納税者の権利を実現するために自らの行動指針として「税務行政サービス憲章」を1999年に公表し、2004年に改訂している¹⁸⁷。

【税務行政サービス憲章】¹⁸⁸

国税庁は国民に奉仕する税務サービス機関として、次のことを実践し、納税者が共感し、信頼できる国税行政の実現に最善を尽くします。

1. 納税者の権利保護が私たちの使命であることを心に留め、納税者の権利が侵害されることのないよう細心の注意を払って業務を遂行します。
1. 新しい制度や手続きを創設・実施する場合には、納税者の意見を広く収集し、公正に運営します。
1. 絶え間ない変化と革新を通じて、納税者の視点に立った国税行政サービスを継続的に改善します。
1. 税金に関する疑問を迅速に解決し、納税者の自発的で誠実な納税を最大限支援します。
1. 国税行政の執行過程と内容を納税者に透明に公開し、必要な行政情報を迅速に提供します。
1. すべての納税者に親切で正確なサービスを提供し、誤ったサービスによる不便を積極的に是正します。

上記の約束を実践するために、具体的なサービス実施基準を定めて公表し、忠実に実施します。

(2) 台湾

台湾では、2009年12月に立法院において、税務調査徴収法の第1章の1に「納税者権利の保護」の章名を入れたほか、第11条の3～7にて租税法律主義の確認（11の3）、租税特別措置の制限（11の4）、税務調査の事前通知及び代理人・補佐人選任権（11の5）、税務調査の適正手続（11の6）、税務調査における意見陳述・質問機会の付与（11の7）の5つの条文を追加した¹⁸⁹。

その後、2016年に納税者の権利保護に関して憲法で定めた基本的な権利保護が十分でないとして新たな基本法の制定が検討され、納税者権利保護法が2016年12月に公布され、2017年12月から施行された。納税者権利保護法は全23か条から成り、主な内容は以下の通りである¹⁹⁰。

【納税者権利保護法】¹⁹¹

- ① 1条（目的）憲法に定める生存権、労働権、財産権等の基本権の保障、納税者の権利の確保、課税の公平の実現、正当な法的秩序の徹底。
- ② 3条（租税法律主義）法の解釈は租税法律主義に基づき、立法目的に従い課税の公平を図る。
- ③ 4条（基本生活費の非課税）一人当たり可処分所得から基本生活費を算出。
- ④ 5条（税負担の公平）応能負担の原則、差別的扱いの禁止。
- ⑤ 8条（情報公開）国民の所得分布と税負担割合、租税支出の状況、その他公平な課税に役立つ情報の自主的公開。
- ⑥ 10条（納税者の権利保障）納税者に対する適切な支援、課税及び納税の正当な手続の保障。
- ⑦ 11条（課税庁の責務）i 調査の合理性と権利侵害の抑制、ii 課税庁の挙証責任、iii 違法収集証拠の無効性、iv 課税前の納税者の弁明の機会、v 課税処分理由開示、上記課税処分等の書面の必要性。
- ⑧ 18条（税務行政裁判所）税務訴訟裁判所の設置。
- ⑨ 19条（納税者権利保護審議会）納税者保護の諮問審議会の設置。
- ⑩ 20条（納税者権利保護官）納税者支援の提供、納税係争の調整、異議申立の受理、年次報告書の提出のための専門職員の設置。

台湾の納税者権利保護法の憲法上の基本原則や税務行政裁判所、納税者権利保護審査会、納税者権利保護官などの設置は、アメリカやEU各国の納税者権利憲章や関連の法制のほか日本の学説なども取り入れた内容となっている¹⁹²。

II 納税者権利憲章の国際モデル

納税者権利憲章は各国における整備に加えて、経済協力開発機構（OECD）や欧州連合（EU）などによって、国際的なガイドラインやモデルが策定され、納税者の権利と保護についての国際的な標準化に向けた整備が進められている。

1. OECD「納税者の権利と義務-プラクティス・ノート」

OECD は 1990 年に加盟国の税務行政の現状と納税者の権利・義務について調査した報告書「納税者の権利と義務」を公表し、2003 年には「納税者の権利と義務-実務ノート（プラクティスノート）」を公表した。

この「納税者の権利と義務-実務ノート（プラクティス・ノート）」では納税者権利憲章（Taxpayers' Charter）を「納税者の税務に関する権利・義務を平易な言葉で要約し、かつ、説明し、多くの納税者に周知・理解させようとする試み」として位置付けている¹⁹³。また、1990 年の調査報告書で示した納税者の権利¹⁹⁴と義務¹⁹⁵を踏まえ、納税者権利憲章のモデルを提示している。

この納税者権利憲章モデルは、納税者権利憲章の各要素の具体例を示し、実際に使用する場合には各国の政策や法制度環境に応じた調整が必要であることを前提に下記の権利と義務が例示されている¹⁹⁶。

【納税者の権利(Your rights)】

1. 情報提供や援助、聴聞を受ける権利 (Your right to be informed, assisted and heard)
2. 不服申立の権利 (Your right of appeal)
3. 適正な税額以外支払わない権利 (Your right to pay no more than the correct amount of tax)
4. 確実性の権利 (Your right to certainty)
5. プライバシーの権利 (Your right to privacy)
6. 機密保持と守秘義務の権利 (Your right to confidentiality and secrecy)

【納税者の義務(Your obligations)】

1. 誠実である義務 (Your obligations to be honest)
2. 協力的である義務 (Your obligations to be co-operative)
3. 期限通りに正確な情報や文書を提供する義務 (Your obligations to provide accurate information and documents on time)
4. 記録保存の義務 (Your obligations to keep records)
5. 期限通りに納税する義務 (Your obligations to pay taxes on time)

このモデルは、納税者権利憲章の国際的なガイドラインとして、各国の政策や立法環境を反映した調整が必要であることが明記されている。また、1990 年の調査時点では当時多くの国で明確な納税者権利憲章が存在しなかったものの、これらの権利や義務は各国の税務制度に内在していたことが確認されている。

同報告書では、納税者は政府・行政庁との関係において基本的な権利と義務を有し、租税制度を効率的かつ有効に機能させるためには、これらの権利と義務のバランスが重要であることが強調されている¹⁹⁷。

このモデルは、アメリカ、イギリス、オーストラリアやアジア、中南米、アフリカ諸国など 2000 年代以降の各国の納税者権利憲章の制定や改定に大きな影響を与えた¹⁹⁸。

2.D・ベントレー教授の国際モデル法

オーストラリアのダンカン・ベントレー（Duncan Bentley）教授は、2007年に納税者の権利について、世界各国の納税者権利保護の現状や税制や法律の基本原則、憲法や租税法規、税務行政上の原則や制度、租税行政サービスの在り方などを包括的に分析・検討した「納税者の権利：理論、起源とその実現（Taxpayers Rights：Theory Origin and Implementation）」を出版した。同書の第9章において、租税行政のグローバルスタンダードとなる納税者権利保護モデル法を提示している¹⁹⁹。

【納税者の権利のモデル法】²⁰⁰

- 第1章：範囲及び定義
- 第2章：議会による保護と司法審査
- 第3章：第一次的な法的権利
- 第4章：一般的な執行権限
- 第5章：情報収集
- 第6章：税務調査及び検査
- 第7章：租税の確定
- 第8章：制裁と強制徴収
- 第9章：異議申立て・不服申立て
- 第10章：目標の宣言

【グッド・プラクティスの原則】²⁰¹

憲章におけるかまたは同様な文章におけるかにかかわらず、税務当局は、グッド・プラクティスの原則として一般に受け入れられた以下の原則を採用すべきである。

1. 納税者と対応するに際しては、すべてにおいて専門的に行動すること
2. 納税者を丁寧に思いやりをもって、かつ細やかに扱うこと
3. 納税者の関心に耳を傾けること
4. 重要な変更が導入される前に、重要な利害関係者又は代理人の意見を聞くこと
5. 法律が許す範囲内で、納税者の特別な状況、とくに個人的、文化的及び特別なニーズを考慮すること
6. 課税問題において、納税者がそうでない行動をとらない限り、正直であるものとして扱うこと
7. 納税義務に従う費用を最小化する
8. 納税者が自らの納税義務を理解し、それを履行することを支援するための援助を提供すること
9. 刊行物又はその他の情報発信は、必ず、明瞭、正確かつ有益で、しかも容易に理解可能であるようにすること
10. 納税者に助言と情報を提供するための新しくてよりよい方法を探し続ける

こと

11. 現在の納税者と潜在的な納税者の両方に、一般的な教育プログラムを実施すること
12. 納税者に対し詳細な連絡先の情報に容易にアクセスする方法を提供し、かつ、その詳細な連絡先の情報を明らかにすること
13. 電話、郵便、または直接対面のいずれによるものであれ、照会者に対しては、後れを最小化するように計画された特定の期間の範囲内で接触しうるようにし、かつ、対応すること
14. 電話、郵便、または直接対面のいずれによるものであれ、緊急の要請は遅滞なく処理すること
15. 電話には、不必要な転送をすることなく、かつ、迅速に対応すること
16. 納税者が必ず1回で適切な者に電話がつながるように努力すること
17. 得られるすべての情報を最大限に活用して、最初の1回で納税者との対話の全容を得るように試みること
18. 納税者がしようと言っていることに最後まで対応すること
19. 職員が、よく訓練され有能でかつ自身の職務に影響を与える法律の変更の最新情報に精通していることを確保すること
20. 組織全体において、質の高いサービスを提供するよう努めること
21. 誤りは謝罪し迅速に修正し、かつ、何がなぜ間違っていたかを説明すること
22. 納税者が、自身に与えられる情報、助言及びサービスに異議を申し立てることができることを確実にし、かつ、見解の相違を解決するために利用可能な選択肢を納税者に通知すること
23. 税務当局にこれらの原則を実践するに際してその成果を監視すること、さらに、それらが公開され、かつ、継続的な改善のために内部的に利用されること

3. AOTCA・CFE・STEP の納税者権利憲章モデル (Towards Greater Fairness in Taxation: A Model Taxpayer Charter)

2015年、アジア・オセアニア・タックスコンサルタント協会 (AOTCA) ・ヨーロッパ租税連盟 (CFE) ・信託・相続実務家協会 (STEP) の3団体が共同で「モデル納税者権利憲章 (Model Taxpayer Charter of Taxpayer Rights and Responsibilities)」を発表した²⁰²。

このモデル憲章は、世界のGDPの73%を占める37カ国の納税者の権利や義務に関する調査結果により作成されており、下記の全37か条から構成されている²⁰³。

第1条「概要と目的」、第2条「定義」、第3条「対象者と対象事項」、第4条「基本原則」、第5条「一般規定」、第6条「税務申告と情報申告」、第7条「税額査定手続」、第8条「税務調査手続」、第9条「不服申立て」、第10条「納税者の支援」、第11条「サ

ービス基準」、第12条「通達と解釈」、第13条「納税者の記録保存」、第14条「プライバシーと守秘義務」、第15条「税務行政全般」、第16条「立証責任」、第17条「租税立法基準」、第18条「遡及効」、第19条「二重課税とその回避」、第20条「延滞税と加算税」、第21条「自発的開示」、第22条「立法手続」、第23条「租税法律主義」、第24条「租税公平主義」、第25条「弱者の支援」、第26条「苦情の取扱」、第27条「税務顧問」、第28条「憲章違反」、第29条「租税の徴収減免」、第30条「租税回避」、第31条「脱税」、第32条「汚職防止」、第33条「EU特別規定」、第34条「立法との連携」、第35条「導入と移行期間」、第36条「憲章の改正」、第37条「結語」

第4条「基本原則」では以下の納税者の権利に対する10原則及び納税者の義務に関する10原則を掲げている²⁰⁴。

【納税者の権利に関する10原則】

① 信頼性と公平性

税制は偏りや不当な優遇なしに、納税者に対して公平・公正に、そして十分な信頼性をもって構築され、管理されなければならない。

② 明確性

税制は個々の案件に対して確実性、明瞭性、公平性を提供できるように構築され、執行されなければならない。

③ 効率性と実効性

税制はその目的達成のため、公正に低コストで構築、執行がなされなければならない。

④ 訴訟と不服申立ての権利

税務に関する争訟が生じた場合、迅速かつ低コストで、独立性と客観性を確保した争訟手続が実行されなければならない。税務争訟に関する税務当局側の行動は、独立機関からの監視のもと、報復の恐れを感じさせることなく行われなければならない。

⑤ 適切な援助

自らの申告納税義務を果たすうえで困難に直面している納税者に対しては、税務当局によって、適切な援助が与えられなければならない。

⑥ 秘密とプライバシー

納税者の業務及び記録は、公聴会や法廷、犯罪捜査を経る場合を除き、秘密にされなければならない。

⑦ 適正な税負担

納税者は税法に規定された金額以上の納税を求められることはない。

⑧ 代理人への委託

納税者はその選択により、代理人を立てる権利がある。

⑨ 比例的取扱

税務調査、徴収、更正決定、罰則および告発を含む公権力の行使は、状況に合わせて適切に行われなければならない。

⑩ 真実の推定

反証がない限り、納税者は真実の情報を申告していると考えなければならない。

【納税者の義務に関する 10 原則】

① 誠実性

納税者は法的に求められる情報開示を含み、すべての税務手続に関して誠実に応じなければならない。

② 情報提供

納税者は合理的理由に基づき情報を要求されたときは速やかに提供しなければならない。

③ 協力的であること

納税者は、税務職員への対応、納税申告書の提出、情報申告、税務調査、納税の各場面において常に協力的でなければならない。

④ 期限内納付

納税者は納期限内に、不服申立ての対象となった税額の差引きや相殺をすることなく、税を完納しなければならない。

⑤ 法令遵守

納税者は税法を遵守しなければならず、そのために必要に応じて支援を求めなければならない。

⑥ 記録の保持

納税者は要求される期間が終了するまで、正しい会計記録と、証拠書類を常に保存しなければならない。

⑦ 注意義務

納税者は税務手続に関し、十分な注意を払い、真摯に取り組まなければならない。

⑧ 責任の留保

納税者は、代理人に税務書類の作成や提出を依頼しているか否かにかかわらず、税務当局に提出した情報の正確性と完全性について責任を負う。

⑨ 礼節

納税者は税務職員に対し尊敬と礼節をもって接し、その業務の執行を妨害することは許されない。

⑩ 国際法の遵守

納税者にはすべての国際的規則を遵守することが求められる。

この憲章の作成の目標は、租税当局には租税の徴収を優先することなく、税制の仕組みを明確かつ簡素にして納税者にわかりやすいものにすることを促すと同時に、二重課税を防止しながら国際的なビジネスの発展に貢献することである。

また、税務アドバイザーの規定も拡大され、クライアントが法的な権利責任を果たすようにすると同時にコンプライアンスを確保していかなければならないとされている²⁰⁵。

4. EU 納税者法のためのモデルのガイドライン

2016 年に欧州委員会が公表した「EU 納税者法のためのモデルのガイドライン」(Guideline for a Model for a European Taxpayers Code)は非拘束的枠組みながら、EU 加盟国における納税者と税務当局に求められる権利や義務を示している²⁰⁶。

このガイドラインでは、第3章にて下記のように①一般原則、②納税者と税務当局との協働、③手続、④争訟の4つの分野ごとに「納税者が期待できること」と「税務当局が期待すること」に分けて原則や「ベストプラクティス」が列挙されている²⁰⁷。

1. 一般原則 (General principles)

- (1) 合法性と法的確実性 (Lawfulness and legal certainty)
- (2) 納税者に対する非差別と平等 (Non-discrimination and equality of taxpayers)
- (3) 正直であることの推定 (Presumption of honesty)
- (4) 礼節と配慮 (Courtesy and Consideration)
- (5) 法律の尊重 (Respect of law)
- (6) 公平性と独立性 (Impartiality and independence)
- (7) 財務上の秘密とデータ保護 (Fiscal secrecy and data protection)
- (8) プライバシー (Privacy)
- (9) 代理 (Representation)

2. 協働 (Working together)

- (1) 納税者への情報と指針の提供 (Providing information and guidance to taxpayers)
- (2) 納税者へのサービス (Services to taxpayers)
- (3) 主要なサービス基準 (Key service standards)
- (4) 一般的な性質の解釈 (Interpretations of a general nature)
- (5) 事前照会制度 (Advance rulings)

3. 手続 (Procedures)

- (1) 税務申告 (Tax declarations)
- (2) 納税者の査定 (Taxpayers' assessment)
- (3) 税務調査手続 (Audit process)
- (4) 納付と徴収 (Payment and debt collection)
- (5) 自発的開示 (Voluntary disclosure)
- (6) 制裁 (Sanctions)

4. 争訟 (Resolution)

- (1) 内部の苦情処理手続 (Internal appeal process)
- (2) 裁判所または不服審査機関による審査 (Court or tribunal review)
- (3) 不服申立の権利 (Right to complain)

Ⅲ 諸外国における納税者権利憲章の検証・考察

1. 納税者保護のアプローチ²⁰⁸

納税者保護には大きく分けて以下の2つのアプローチがある。

(1) 古典的なアプローチ (納税者への脅しを強めるハードアプローチ)

古典的なアプローチとは、税務調査の強化、罰則（附帯税など）の強化、一般的な租税回避規定の創設などによって、“納税の義務”の遂行を強調し、「自発的納税強制 (voluntary tax compulsion)」によって税金を徴収するやり方である。悪質な納税者を見せしめにする一方で、善良な納税者は保護するという姿勢のアプローチである。納税者の保護制度についても、裁決・判例などが認めた範囲で最小限の法典化・租税手続きの整備をするやり方である。

(2) 現代的なアプローチ (納税者サービスを基本としたソフトアプローチ)

現代的なアプローチとは、国民・納税者に「自発的納税協力」を求めるために、カスタマーサービスの強化を含む納税者サービスの徹底および手続的権利の保障の仕組みの法制化による納税者の保護を図る方法である。欧米諸国では、公務員は“パブリックサーバント”であるとの認識が広まっており、課税庁においても、納税者をカスタマーとして接するという意識が普及している。現代の主流はこちらのアプローチである。

(3) ソフトアプローチ (現代的なアプローチ) が主流となった背景

イギリスやアメリカなど多くの国ではサービス主導のソフトアプローチが採用されている。その理由として以下の内容が挙げられる。

- ① 罰則の強化や課税庁職員の増員によって税務調査の回数を増加させるような古典的な手法は、現代の税務行政サービスの質的改革が問われる時代にはなじみにくい。
- ② 「自発的納税協力の強化・納税者サービスの徹底」と「税務調査・罰則の強化」とを比較した場合、前者の策の方がコスト・パフォーマンスがよく、カスタマーを重視するサービス化が時代の流れに沿う手法である。
- ③ 罰則の強化策は、調査・附帯税の対象となった納税者と、調査・附帯税の対象とならなかった納税者との間での“不公平・不満”を拡大する懸念があり、申告納税制度への信頼を広げるためにもソフト・アプローチが適切とされている。

多くの諸外国の納税者権利憲章、そして納税者権利憲章の国際的モデルでは、税務行政は納税者に対して一方的な権力行使ではなく、納税者をお客様やサービスを提供する相手として位置づけるソフトアプローチが重視されている。

2. 納税者権利憲章の形態

各国の納税者権利憲章は、国によって様々な形態で存在しているが、主に以下の形態にて制度化されている。

(1) 立法によるアプローチ

- ・法律の形式をとることにより、一般に強力に認知させることができる。
- ・歳入機関が明確な法的責任を負う。
- ・法的な権利として納税者によってより大きな保証となる。
- ・税務職員によって迅速に導入される。
- ・政治的利害のような変化の影響を受けにくい。
- ・納税者の救済と不服申立ての仕組みを確立しやすい。

(2) 行政上のアプローチ

- ・改定や執行が迅速に行える。
- ・立法では困難な、読みやすく分かりやすい方法による起案ができる。
- ・立法によるアプローチには適さない行政サービスや、その他幅広い権利を含むことができる。
- ・納税者のニーズに柔軟に対応できる。
- ・行政による救済の仕組みの方が立法手続よりも行政コストが安く、処理が早い。

納税者権利憲章の形式は国ごとの事情により異なっており、それぞれの国ごとに適切な形式が採用されているものと考えられる。

3. 諸外国における納税者権利憲章が制定される経緯

諸外国において納税者権利憲章が制定される経緯には、いくつかのパターンがみられる。

(1) 税務行政改革

1980年代のアメリカでは、税務当局の強権的な徴収に対する批判や税務手続の複雑さに対する批判から税務行政改革の機運が高まり、納税者権利憲章が制定された。1990年代のイギリスでも、納税者への対応や税務手続の煩雑さが問題となり、税務行政の近代化を図るために税務行政改革が行われ、その一環として納税者権利憲章が制定された。

(2) 民主化への対応

東欧の旧社会主義国家であったハンガリーやポーランドなどは、1989年の東欧革命により民主化され、経済の自由化や国民の権利意識の高まりが納税者権利憲章の制定の背景となっている。

(3) 国際的な潮流への対応

韓国においては、WTO（世界貿易機関）体制およびOECD加盟後の国際化に対応した国際基準を導入するという動きのなかで納税環境についても納税者の権利を国際基準化しようという意思が背景にあった²⁰⁹。

諸外国における納税者権利憲章の制定については、上記の（１）～（３）やその他の要因も含めて複合的な事情が背景にあると思われるが、いずれも社会的な機運を契機としているといえる。

4. 諸外国における納税者権利憲章に係る権利が保護されるための制度について

納税者権利憲章が制定され、納税者の権利保護が整備されている諸外国の中には、納税者権利憲章が実効性のあるものとして運用されるため、様々な仕組みが導入されている。

ここではアメリカおよび韓国の制度を紹介する。

（１）アメリカにおける納税者権利擁護官サービス（TAS）²¹⁰

アメリカでは 1988 年に、IRS 内部に不服申立てのような通常の紛争処理ルートでは解決が難しい納税者からの苦情や救済依頼に対応・処理するための新たな組織として「納税者オンブズマン局（OTO=Office of Taxpayer Ombudsman）」を設けた。1996 年に、この納税者オンブズマン局は、「納税者権利擁護官（TA=Taxpayer Advocate）」に改称され、権限が強化された。さらに、1998 年の税法改正で IRS の執行/コンプライアンス部門から独立した事務局を持つ全国納税者権利擁護官（NTA=National Taxpayer Advocate）が誕生した。加えて、NTA をトップとする地方納税者権利擁護官（LTA=Local Taxpayer Advocates）のネットワークが整備された。一般に納税者権利擁護官局（OTA=Office of Taxpayer Advocate）が納税者向けに提供するサービスは、「納税者権利擁護官サービス（TAS=Taxpayer Advocate Service）」と呼ばれる。TAS は、税務当局とトラブルを抱えた納税者にセーフティネットを提供する存在である。納税者権利擁護官（TA）は、税務当局と納税者との間に行司として参加するような中立的な仲裁者・調整官ではなく、納税者の側に立って、積極的に納税者の権利利益を代理する権利擁護者である。

一般に、納税者は、次の場合に、納税者権利擁護官（TA）に救済を求めることができる。①自己の権利を守るために専門職に代理を求めた場合の費用により著しい負担その他経済的な苦境に陥ると思う場合、②自己の課税問題に 30 日以上の間を費やしても解決に至らない場合、または③IRS が約束した期限までに応答がない場合等で、納税者自身では問題の解決ができない場合などである。

IRS 内にある納税者権利擁護官サービス（TAS）には 2,200～2,300 人の職員がおり、全米 74 か所で年間約 30 万件の苦情の処理や救済依頼に応じている。

全国納税者権利擁護官（NTA）は、3 種類の年次報告書（Annual Report to Congress）を作成し、連邦議会や内国歳入庁長官（Commissioner of IRS/IRS 長官）に提出している。IRS 長官は、NTA が作成にあたっている年次報告書に指示を出すことはできない。NTA は、年次報告書に、個々の「納税者の声」を代弁する形で IRS の税務行政実務の改善に必要な点に加え、納税者の権利擁護の「制度全般の見直し」に必要な立法的改善点を含め建議することができる。

(2) 韓国の納税者保護官、納税者保護担当官、納税者保護委員会²¹¹

韓国には不当に課税された、又は税務調査の際に不当な扱いを受けた納税者を保護する納税者保護担当官制度がある。

納税者保護担当官は、以下の場合に税務調査の一時停止命令を出すことができる。

- ① 複数回の税務調査又は調査権の乱用により納税者の権利が不当に侵害された場合。
- ② 税務署が税法を不適切に適用した、又は適切な判断を下さなかったことにより過大な課税があった場合。

また、納税者保護担当官は、違法かつ不当な課税が確認された場合は、職権上の更正を要請するとともに関連書類を閲覧し課税及び徴収する権利を有する。

納税者保護委員会は、2008年に税務署内に設置され、2014年の法改正により2018年から国税庁納税者保護委員会が新たに設置された。

納税者保護委員会は、違法かつ不当な税務調査又は税務職員の違法かつ不当な行為、税務調査対象期間の延長又は対象範囲拡大に対する納税者の異議申立て、その他の納税者の権利保護のために必要と認めた問題について審査する。国税庁納税者保護委員会は、納税者保護担当官と外部機関の推薦により任命された民間人から構成される。

(3) 上記のほか、カナダ、オーストラリア、台湾などの国々でも税務当局から独立したオンブズ・パーソンや納税者権利擁護官制度など、納税者の権利保護を監督する制度が設けられており、納税者の権利が守られるための仕組みが作られている。

5. 納税者権利憲章の国際的な位置づけ

納税者権利憲章の制定は1970年代以降、欧米諸国からはじまり、その動きは、東欧の旧社会主義国の国々や韓国、インド、台湾などのアジア諸国のほかメキシコ、チリなどの中南米やアフリカ諸国に至る世界中の国々に広がっている。納税者権利憲章が国際的な広がりを持つに至る背景には、各国ごとの整備に加えてOECDをはじめEUやAOTCA・CFE・STEPの国際的税務専門家3団体などによる多くの国際的モデルが公表されたことも大きな影響を与えている。

国際的な経済活動や税務行政の国際的な協力体制の整備が進む中で、納税環境を合わせるためには納税者の権利保護も国際的な整備が必要となるため、納税者権利憲章の制定は国際的なミニマル・スタンダードとなっている。

OECDが1990年に公表した租税委員会第8専門調査委員会の調査報告書では「租税行政庁は、課税ベースを確定し、納税者および第三者によって提供された情報が正確な事実であることを確かめ、履行されるべき租税を徴収するために強大な権力を付与されている。脱税や租税回避を最小限に食い止めるための課税権力の行使と、各個人の納税者の権利を尊重される必要とともに、すべての納税者が公正に取り扱われることの保障との間には、潜在的な対立が存在する。例えば、プライバシー、秘密を保護する、情報を入手する、そして租税行政の決定に対して不服を申し立てるための権利は、民主主義社会における基本的権利(fundamental rights)である。複雑な租税制度が効率的に運用される場合には、高い程度の納税者の協力が必要である。納税者

が租税制度を公正なものと理解し、納税者の基本的権利が明確に確立され、尊重されている場合には、納税者の協力は当然得やすいだろう。実際に、すべての OECD 加盟国の政府は、納税者の権利が尊重されることを保障するために大きな注意を払っている。たとえ、近年これらの対策が、しばしば高度に政治的な側面を有し、これまで以上に明確に表現されているとしても、OECD 加盟国の政府は、課税権者 (tax authorities) による誤った権力統制から納税者を保護するための手段の重要性を常に認識してきている。このことは、課税水準が増大し、租税法規がますます複雑化し、新しい科学技術が異なる出所からの情報を整合的に交換する手法を開拓し、各国の課税権者の間で国際的協力が改善されている時に、納税者は、納税者の権利を保護するためのより明確で包括的な法規が必要であるとの理解の結果によるものである。」²¹²とされており納税者の権利は保障されるべきであることが確認できる。

納税者と税務当局との信頼関係を構築するための納税者へのアプローチは権力による強権的なアプローチではなく納税者をお客様としてサービスを提供する納税者サービスによるアプローチが主流となっていることから納税者の権利を明らかにする納税者権利憲章の制定は今後ますます広がるとともに、納税者の権利がより保護されるための改定が進むものと想定される。

IV 税務行政のデジタル化に対する納税者権利保護

近年、税務行政のデジタル化が急速に進展しており、AI や機械学習 (ML)、ビッグデータ解析といった先端技術の導入によって、税務当局の業務効率化や納税者サービスの向上が図られている。これにより納税者の利便性は高まる一方、納税者の個人情報やプライバシー権の保護が、これまで以上に重要かつ複雑な課題となっている。とりわけ、各国の税務当局はデータ分析の専門家を積極的に採用し、納税者情報の大規模かつ多様な収集・分析を進めているため、個人情報の適切な管理と利用目的の明確化、そして納税者の権利保護が不可欠となっている。

個人情報保護やプライバシー権については、これまでも各国で関連法令が整備されてきたが、デジタル社会の進展に伴い、たとえば 2024 年 5 月に EU で成立した AI 規制法 (AI Act) のように、新たな法制度も導入されている。本節では、まずプライバシー権やデータ保護に関する国際的な原則やモデル法を確認し、諸外国における納税者情報の収集・利用の現状を概観したうえで、税務行政のデジタル化が進む中での納税者権利保護の課題について考察する。

1. OECD のプライバシー・ガイドラインと 8 つの原則

大量のデータを瞬時に処理できるコンピュータが普及して国際的な通信ネットワークの発展により、個人データの国際的な流通が加速する中で、OECD の理事会は 1980 年、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告 (OECD プライバシーガイドライン)」を公表した。その後、本ガイドラインは、

2013年に現在のものへと改訂されている²¹³。以下 JIPDEC（一般社団法人日本情報経済社会推進協会）による仮約をもとに、OECD プライバシーガイドラインの8原則を紹介する²¹⁴。

【OECD プライバシーガイドライン（仮訳）】

- ① 収集制限の原則：個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきである。
- ② データ内容の原則：個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきである。
- ③ 目的明確化の原則：個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあたっては毎回その利用目的を特定すべきである。
- ④ 利用制限の原則：個人データは、③により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではない。ただし、以下の場合はこの限りではない。
(ア) データ主体の同意がある場合、又は、(イ) 法令に基づく場合。
- ⑤ 安全保護措置の原則：個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、き損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきである。
- ⑥ 公開の原則：個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきである。その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきである。
- ⑦ 個人参加の原則：個人は次の権利を有する。
 - (ア) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること
 - (イ) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、合理的な期間内に、必要がある場合は、過度にならない費用で、合理的な方法で、かつ、本人が認識しやすい方法で、自己に知らされること。
 - (ウ) 上記（ア）及び（イ）の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
 - (エ) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせる

こと。

- ⑧ 責任の原則：データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有する。

これら8つの原則は、EU 一般データ保護規則（GDPR）をはじめ、各国の個人情報保護法制の基礎となっており、自己情報コントロール権としてのプライバシーを尊重し、本人同意を基本とする考え方は、デジタル化が進む税務行政における納税者情報やデータの保護においても、重要な基本原則を示している。

2.D・ベントレー教授の国際モデル法における守秘義務・個人情報保護

D・ベントレー教授の国際モデル法では、第15条及び第16条において、納税者の個人情報に対する守秘義務や情報収集などについて定めている。

【第15条】

税務当局の職員は、守秘義務規定に従うものとする。守秘義務規定の内容及び範囲は、税務職員及び納税者の双方を保護するため、明確に定められるべきものとする。守秘義務規定は、提供される情報の収集、保存、保護、当該情報へのアクセス、情報の訂正、利用及び公開を規律する法規を含むものとする。それらの規定は、税務当局のために働き又は業務を請負う第三者にも及ぶものとする。

【第16条】

(1) 納税者情報は、完全に機密として取り扱われるべきものとする。

- ① 納税者情報は、租税の確定、強制及び徴収並びに社会保障目的のためのみ使用されるべきものとする。
- ② 政府の他の部局、他の納税者及び第三者への納税者情報の開示、並びにそれらの者の納税者情報に関連する義務及び責任を規律する明確な法規が存在すべきものとする。
- ③ 税務当局の職員は、職務を執行するに際し必要がある場合のみ、納税者情報にアクセスすべきものとする。
- ④ いかなる者によるものであっても、税務当局が保存する納税者情報への無権限のアクセス、情報の無権限の閲覧及び情報の第三者への無権限の公開は、違法行為である。その者が税務職員でない場合は、その者が個人的に法的責任を負うものとし、かつ、その者が会社又は組織のために行動している場合は、当該会社又は組織も法的責任を負うべきものとする。
- ⑤ 税務職員は、その立場の性質上、いかなる情報の濫用にも個人的に法的責任を負うべきものとする。
- ⑥ 納税者は、自身について税務当局が保存する情報にアクセスする権利及び当該情報を訂正する権利を有するものとする。ただし、次の場合を含む限られた状況の下ではこの限りではない。

- (a) 情報の公開が第三者を害するとき、又は
 - (b) 情報の公開が進行中の調査の妨げとなるであろうとき。
- (2) 租税法規に基づいて、いかなる目的のためであっても第三者に情報を報告するよう義務づけるには、必要な法律を制定すべきものとする。
- ① 第三者が納税者について意図的に虚偽の情報を提供した場合には、これは犯罪を構成するものとする。
- ② 当該納税者は、損害の賠償又は損失の補償を求めて民事訴訟を提起することができる。
- (3) 税務当局が請求する情報は、法律が税務当局に追加的な情報を必要とする他の職務を執行するよう義務づけている場合でない限り、納税者の課税問題に関連した情報に限定されるものとする。
- (4) 情報交換及び相互協力に関する協定は、「欧州/OECD 合同評議会税務について相互執行共助に関する条約(the Joint Council of Europe/OECD Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters)」[「税務行政執行共助条約」訳者注]の第21条及び第22条に明確に示されているのと同等の保護を規定するものとし、それぞれの条項に当該条約の諸規定の注釈に示されているとおりに与えられた意味を付与するものとする。
- (5) 課税問題における情報交換及び相互執行共助には、税務当局の最高責任者による承認を必要とするものとする。
- ① すべての情報交換及び相互執行共助のための明確な手続と指針があるべきものとし、それらは、税務当局の上層部の承認を求めて自動的に上程が可能であるほど特別に微妙な又は重要な事項の性質の確認を含むものとする。
- ② 納税者に関連する情報交換及び相互執行共助は、関連する条約に盛り込まれた租税の決定、確定及び徴収、裁判上の租税の請求権の回復及び強制、又は租税事件の捜査及び訴追との関連性が予測可能であるべきものとする。
- ③ 情報交換又は相互執行共助のための承認手続では、当該税務当局から要求された情報又は処分を明確に示した後に、決定をなすことができるものとする。
- ④ 税務当局は、OECD マニュアルの「課税目的の情報交換規定の実施」を採用するか、さもなければ同等な納税者の保護を確保するための手続きを規定した指針を開発すべきものとする。
- ⑤ 情報交換、とくに自動的な情報交換及び自発的な情報交換に関しては、手続き及び指針の遵守を確保するため、定期的な監査及び見直しを行うべきものとする。自動的な情報交換とは、配当、使用料などについて標準的な様式で日常的に行う情報交換をいい、自発的な情報交換とは、通常の執行

過程で取得した情報のうち、相手方税務当局の関心があると思われるものを相手方の要求がなくとも提供することをいう²¹⁵。

この D・ベントレー教授の国際モデル法では、税務当局職員の守秘義務、納税者情報の利用目的の限定、アクセス制限、不正アクセスや情報漏洩に対する厳格な法的責任、そして納税者による自己情報へのアクセス権と訂正権など、納税者の権利保護が多角的に規定されている。第三者からの情報取得や情報交換についても、明確な法的根拠や手続、責任体制が求められており、納税者のプライバシーと権利の保護が重視されている。

3. 納税者の取引情報の継続的取引管理及びリアルタイム報告

上記 1 及び 2 から納税者の個人情報の保護についての必要性を確認することができるが、諸外国では電子インボイスの導入に合わせて納税者情報の収集活動が拡大している。ここでは諸外国における納税者の情報収集の状況を確認する。

(1) 継続的取引管理

EU など諸外国では、納税者同士の取引を電子インボイスで送信する際に、送信の前後に取引データを税務当局に送信し、税務当局は適時に取引内容を監視することができる継続的取引管理 (Continuous Transaction Controls: CTC) を導入し、納税者の取引情報をタイムリーに税務当局が収集できる仕組みが進んでいる。継続的取引管理には下記のいくつかの類型がある。

① リアルタイム報告モデル (Real-Time Reporting Model)

リアルタイム報告モデルは、売手が買手へ電子インボイスを送信した後、一定時間以内に税務当局に送信する仕組みである。韓国などで採用されており、インボイスデータは所定のフォーマットにて、取引当事者の名称、VAT 番号や VAT 額等指定されたデータを記載しなければならない。

② クリアランスモデル (Clearance Model)

クリアランスモデルは、売手が買手へ電子インボイスを送信する前後に税務当局に送信し、検証・承認が必要となる。電子インボイスはリアルタイムで行政に送信される。メキシコなどラテンアメリカの国で広く利用されている。

③ 集中管理型モデル (Centralized Model)

集中管理型モデルは、電子インボイスが売手からリアルタイムで国内のプラットフォームに送信され、プラットフォームでインボイスの情報を受信したうえで買手へ転送する仕組みであり、イタリアなどで採用されている。

④ 分散型モデル (Decentralized Model)

分散型モデルは、認証されたサービスプロバイダーと行政の中央プラットフォームの両方が関与する仕組みである。各事業者から送信された電子インボイスは認証サービスプロバイダーを経由して中央プラットフォームへ送信される。フランスやスペインがこのモデルを採用している。

⑤ 相互運用型モデル (Interoperability Model)

相互運用型モデルは、情報がアクセスポイントと呼ばれる電子インボイスの交換サービスプロバイダーを通じてリアルタイムで送信される。Peppolはこのモデルの典型例である。

(2) 諸外国の事例

① イタリア

イタリアではSdI (Sistema di Interscambio) というデジタルプラットフォームが導入されており、イタリア国内のすべての企業間の請求書発行を電子的に行うためのプラットフォームとして機能している。イタリアでは段階的に電子インボイスが義務化されており、はじめは2014年6月に行政機関との取引(BtoG取引)において電子請求書が義務化され、続いて2017年7月にはBtoB(企業間取引)の一部において電子請求書の義務化が進み2019年1月にはすべてのBtoB取引において電子請求書が義務化された。これらの電子インボイスのデータはイタリア国税庁(Agenzia delle Entrate)にも送信されている。

② フランス

フランスではChorus Proというフランス政府が提供する電子請求書プラットフォームが2016年に開設された。電子インボイスはChorus Proを通じて送信され、電子インボイスデータを集中管理する。現在、公共調達(BtoG取引)における電子インボイスの義務化が進められており、今後は電子インボイスの義務化はBtoBにも拡大していく予定である。具体的には2026年までに大規模及び中規模企業へ適用され、最終的には2027年までに規模に関係なくすべての企業に適用される予定となっている²¹⁶。

(3) 小括

諸外国における電子インボイスの義務化とCTCの導入は、税務当局の効率化、脱税防止、企業の事務負担軽減などの効果が期待されているが、税務当局は納税者の情報を収集する活動を拡大させており、電子インボイスのセキュリティ対策など、これまで以上に納税者の情報保護のための課題に対する対策を講じる必要がある。

4. 税務行政におけるAIの利用と納税者権利保護

上記にて述べたように諸外国では電子インボイスの導入にあわせて納税者の取引情報の収集が広がっており、税務行政のDXにより納税者から広範かつ大量に収集した情報をAIのデータ分析に活用する世界的な潮流がある。このAIなどのデジタル技術を行政に活用する際の課題を確認する。

税務行政におけるAIの利活用では、納税者からの申告や税務調査により得た情報を統計分析・機械学習の手法により分析し、「申告漏れの可能性が高い納税者等の判定」を行い、深度ある調査を実施して調査・行政指導の効率化に取り組んでいるが、AIの特性として例えば次のような指摘がある²¹⁷。

- ・「判断基準の流動性・ブラックボックス化」が随伴すること。
- ・「データバイアス」の懸念があること。

AIにおける透明性（理由提示・説明可能性）について、AIによる行政では機械学習を通じた結果についての途中の手続きが可視化されない、あるいは可視化できない状況が想定され得る。また説明可能AI（XAI）であっても現状の説明可能AIで示されるのは「因果関係」と「原因」であるが、行政処分には「理由」が求められる。つまりAIが提供する「因果関係」や「原因」は、あくまでデータ分析の結果であり、税務職員の調査の効率化には寄与するとしても、それが直接的に税務処分に求められる「理由」とはならず、最終的な「理由」を提示するためには、税法という法的枠組みに基づいた人間の判断と論理的な説明が必要不可欠となる。

また、AIにおける公平性・差別についての懸念については、AIが学習するデータ如何によっては公平性を毀損し、又は差別的影響をもたらす懸念も想定し得る。特定の納税者層に係るデータの不足や、過去のデータにおいて「特定の業種や地域」における申告データを過度に学習した結果、その特定の業種や地域の納税者に対して不公平な取り扱いをする懸念がある。このような問題点は納税者の権利を侵害するため適切な対策を講じる必要がある。対応策の例としては、AIや機械学習アルゴリズムを利用したシステムを設計する段階から納税者の権利保護の観点を組み込む、具体的にはアルゴリズムの透明性を高めること、第三者機関によるチェック制度を設けること、国税庁のAI利用における倫理指針を策定することなどがある²¹⁸。

5. 納税者権利保護に対する今後の課題

税務行政のデジタル化は、効率性や利便性の向上といったメリットをもたらす一方で、納税者の情報を収集する動きは拡大しており、このような状況において納税者の権利が保護されるための環境を整備する必要がある。

税務行政のデジタル化は、諸外国をはじめ日本においても今後もさらに進んでいくと予想されるが、その中で、納税者の権利をしっかりと保護していくためには、AIや機械学習といった技術の利用に関する法的な整備や、税務当局の透明性の確保、そして納税者自身の権利意識の向上が必要となるであろう。

V 小括

今節では、諸外国における納税者権利保護の状況について、アメリカ、イギリス、EU各国、アジア諸国の事例を紹介し、各国の制度の成り立ちや変遷を確認するとともに、納税者権利憲章の国際モデルとして、OECDのガイドライン、D・ベントレー教授、AOTCA・CFE・STEP、EUのモデル法の紹介を通じて国際的な活動による整備が進んできたことを確認した。そして、納税者権利憲章の検証・考察として、権利擁護のための制度整備は納税者の信頼を得て自発的な納税協力を促進するために不可欠であること、また、国際的な経済活動や税務行政の協力体制を強化する上でも国際的な視点から納税者権利憲章を捉え、国際的な標準化を進めることは重要であるという結論に至った。

そして、税務行政のデジタル化の潮流や課題を確認することで税務行政のデジタル

化を進めるにあたっては、その利便性を享受しつつも、納税者の権利が侵害されることのないよう十分な配慮が必要であることが示された。

近年のデジタル化により税務当局は、納税者の情報を広範囲にかつ大量に収集し、AIによる分析活動を拡大している。この活動により税務行政の効率化の向上が期待されるが納税者のプライバシーや権利が侵害されるリスクも高まるおそれがある。従ってデジタル化時代において納税者の権利を保護する仕組みがこれまで以上に重要となる。

税務行政のデジタル化は、Ⅳ 3. 及び 4. で示した国際的な納税者の情報収集の拡大の動きや AI から不当な扱いを受ける可能性があることを考えると、Ⅲ 3. で考察した社会的な動きと同様に納税者に大きな影響を与える可能性があり、税務行政のデジタル化は納税者権利憲章の新たな制定契機となり得ると考えられる。

納税者権利憲章は納税者の権利を明確化することで納税者の権利侵害を防止する役割を果たす。また、納税者権利憲章により納税者の権利を明確化することで納税者が安心して税務当局とコミュニケーションできるようになり、その結果、相互理解を深めることで税務行政の向上にも貢献する。デジタル化が加速する現代において、納税者権利憲章は今後ますます納税者の権利保護のための重要な基盤になるといえるであろう。

第6節 日本における納税者権利憲章をめぐる議論の展開

I 納税者の権利保護の歴史的文脈と国際比較

日本における納税者の権利保護は、主に「租税法律主義」（憲法 84 条）および「適正手続の保障」（同 31 条）によって従来担保されてきたが、税務行政の運用における手続の明確化や納税者の権利義務の体系的整備については、長らく制度的な未整備が指摘されてきた。

税務行政の適正性に関する議論は以前から提起されていたが、1990 年代以降、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）や情報公開法（平成 11 年法律第 42 号）など、行政全般における手続保障と透明性の強化が制度化される中で、税務分野においても同様の改革が求められるようになった。特に、日本弁護士連合会や税理士会、市民団体などから、税務調査の手続の明確化や納税者の権利保護の法制化を求める意見が表明され、制度的な議論が本格化する契機となった。

国際的に見ると、OECD が、加盟国における税務行政において、手続的公正、透明性、説明責任などが納税者の信頼確保の基盤となることを示し、これらの要素を尊重した制度運営の必要性を各国に対して指摘している。とりわけ、2003 年に OECD が公表した「納税者の権利と義務に関する実務ガイド」²¹⁹では、加盟国の多くが「納税者権利憲章（Taxpayers' Charter）」を策定しており、それが信頼性のある税務行政の基盤となっている旨が示されている。また、2015 年の「税務行政の比較分析」²²⁰では、OECD 加盟国のうち大多数が行政指針または法令により納税者の基本的権利を明示していることが報告されている。

例えば、アメリカでは「Taxpayer Bill of Rights」が 1988 年に制定され、権利の法的保障が明文化されている。イギリスでは「Your Charter」により、税務当局（HMRC）と納税者の権利・義務が相互に整理されており、フランスでは「Charte du contribuable vérifié」が税務調査を受ける納税者の手続的保障を定めている。これらの制度は、税務当局と納税者の関係を透明かつ公正なものとする機能を果たしている。

こうした動向に対し、日本では長らく「行政裁量に基づく救済」や「通達運用による柔軟な対応」に依存する傾向があり、納税者にとって権利の法的根拠や手続保障が不明確な状態が続いてきたが、日本でもようやく本格的な制度整備の動きが始まることとなった。平成 23 年度税制改正法案においては、「納税者権利憲章」の策定が政府の税制改正大綱に盛り込まれ、実際に国税通則法改正案の中にその制度化が提案された。最終的には国会審議の過程で削除され、法制化には至らなかったものの、この時期の政策提案は、納税者の権利保護を立法レベルで検討するという点で画期的な試みであった。

また、日本税理士会連合会においても、毎年税制改正建議の中で「納税者の権利利益の保護」を目的とする法整備の必要性が繰り返し指摘されている。特に令和 6 年度税制改正建議（令和 5 年（2023 年）6 月決定）においては、OECD 諸国と同様に「納

税者憲章(仮称)」の策定と、国税通則法1条への「納税者の権利利益の保護に資する」旨の目的規定の明記を求めている、実務家団体としての一貫した姿勢を示している。

さらに近年では、税務行政のデジタル化が急速に進展し、外部情報の自動収集やマイナンバー制度との連携など、納税者情報の網羅的な取得・活用が可能となっている。こうした行政運営の効率化・高度化は、課税の適正化や効率化に資する一方で、納税者にとっては情報の取扱いの透明性や修正・不服申立ての機会といった面で新たな課題を生じさせ得る。したがって、税務行政の効率化・高度化が進む現代においてこそ、納税者の基本的権利を法的に明確化し、適正手続・説明責任などの保障を制度的に整備する必要性が、いっそう高まっているといえる。

本稿では、以上の国際的・国内的な背景を踏まえ、平成23年度税制改正法案における「納税者権利憲章」策定を中心的な検討対象としつつ、納税者の権利保護をめぐる日本の制度的課題と今後の展望について考察する。

II 日本弁護士連合会の「納税者権利保護法に関する立法提言」

2000年代に入り、納税者の権利保護に関する制度的な議論が進む中、日本弁護士連合会は、平成22年(2010年)2月18日付で「納税者権利保護法(仮称)の制定に関する立法提言」を公表した。

提言の趣旨は、日本の納税者救済制度・権利保護が諸外国に比べ立ち遅れている現状を改善するため、納税者の権利利益の保護と救済を図る包括的な法律を制定すべきというものである²²¹。

納税者が税務行政との関係において十分な手続的保障を受けられるようにするため、国税通則法とは別に独立した形で「納税者権利保護法」を制定し、その中に法的効力を持つ形で「納税者権利憲章」を規定することを提言している²²²。

この提言は、諸外国における納税者権利章典等の法制化状況を参考としつつ、日本においても権利の明示的な保障が不可欠であるとするものであり、適正手続の保障(正当な法的手続きによらなければ課税・徴収を受けない権利)、専門家(弁護士・税理士)による代理援助を受ける権利、不服申立てや救済を受ける権利、税務当局に対する説明請求権、プライバシーの尊重と個人情報保護などの基本的権利の明文化が構想されている。

納税者権利保護法案要綱²²³（抜粋）

第二 納税者権利憲章

一 以下の納税者の権利を保護するものとする

- (一) 納税者は、適正な手続によらなければ租税を課されることはなく、適正な手続によらなければ租税債務の履行を強制されることのない権利を有する。
- (二) 納税者は、租税に関するすべての手続において、専門家(弁護士等)を代理人として選任しその援助を受ける権利を有する。
- (三) 納税者は、課税庁の違法又は不当な課税処分・徴収処分その他の処分に対して、適正な手続によってその権利利益の救済を図る権利を有する。
- (四) 納税者は、課税庁の職員による違法又は不当な行為に関し、公平中立な機関に対して苦情を申立てる権利を有する。
- (五) 納税者は、課税庁より情報の提供を求められた場合には、その情報が必要な理由、その情報の利用方法、その情報を提供しなかった場合の納税者の不利益につき、説明を求める権利を有する。
- (六) 納税者は、課税庁が知り得た納税者に関する情報を、法律に別段の定めのある場合を除き、第三者に対して開示されない権利を有する。

上述のように、日弁連は、これらの権利を単なる行政指針ではなく、裁判規範性を有する実定法として構築すべきであるとし、そのためには当該法を国税通則法とは別個に独立した法律として制定する必要があると主張している。

他方、この立法提言においては、「納税者の義務」、例えば帳簿記録義務や誠実申告義務などを、権利憲章の条文中に明示的に位置づけるべきとする記述は確認されない。このことから、日弁連の提言は、納税者の権利の法的明確化及び実効的救済の確保に重点を置く立場を採っており、「権利と義務のバランス」という観点を前提とした制度設計については、同時期の政府側の検討（後述する税制調査会の納税環境整備 PT 報告書等）と一部スタンスの差異が見受けられる。

しかし、この日弁連の立法提言は、税務行政に対して納税者側の視点を明確に提示した点で重要な意味を持ち、その後の民主党政権による税制改革方針や平成 23 年度税制改正法案における納税者権利憲章構想に大きな影響を与えたと評価できる。

Ⅲ 民主党政権下における納税者権利憲章構想（平成 23 年度税制改正法案）

2009 年の政権交代により誕生した民主党政権は、納税者の視点を重視した税制・税務行政の構築を政策課題とし、税制抜本改革に取り組むこととなった。

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）では、「公平・透明・納得の税制」を実現する観点から、「納税者権利憲章（仮称）」の制定を含む見直し方針

について、1年以内を目途に結論を得ることが明記された²²⁴。これを受けて、政府税制調査会において検討が開始され、平成22年3月には専門家委員会の下に「納税環境整備小委員会」が設置され、同年10月には「納税環境整備プロジェクトチーム（PT）」が設置された。これらの会合では、日本税理士会連合会、日弁連、連合（労働組合）、経団連、中小企業団体などからのヒアリングを実施しつつ、納税者権利憲章の策定や税務調査手続の明確化などについて議論が重ねられた²²⁵。

その結果が反映された平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）には、「納税者権利憲章の策定」が正式に盛り込まれた²²⁶。具体的には、国税通則法の目的規定（第1条）に「税務行政において納税者の権利利益の保護を図る」との文言を新設し、税務調査手続の明確化（事前通知や質問検査権行使のルール整備など）と併せて、「納税者権利憲章」の策定方針が示された。さらに、この改正に際しては、国税通則法を税務手続に関する基本法として再定義する観点から、その通称を「国税手続法」とすることも検討対象とされ、法体系全体の明確化を図る姿勢がうかがえる。

平成23年度税制改正大綱（平成22年12月閣議決定）（抜粋）

1. 納税環境整備²²⁷

(1) 納税者権利憲章の策定

〔国税〕

次のとおり、「納税者権利憲章」を策定します。

① 国税通則法について、次の見直しを行います。

イ 国税通則法(第一条)の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にします。

ロ 加えて、以下のような各種税務手続の明確化等について同法に規定を集約します。

(イ) 税務調査における事前通知(通知対象者、開始日時・場所・目的・対象税目・課税期間等の通知内容、通知方法などを規定)

(ロ) 税務職員による質問検査権(所得税法、法人税法、相続税法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、印紙税法などの各税法の関連規定を集約)

(ハ) 税務調査終了後における調査内容の説明(更正・決定等すべきと認められる場合について、調査結果(非違の内容、金額、理由)、「修正申告又は期限後申告を行った場合にはその部分について不服申立てができないこと」などを説明)

(ニ) 税務調査において申告内容に問題がある場合の修正申告等の勧奨

(ホ) 税務調査における終了通知（納税者から修正申告書又は期限後申告書の提出があった場合及び税務署長が更正・決定等をした場合には「調査が終了した」旨、更正・決定等すべきと認められない場合には「その時点で

更正・決定等すべきと認められない」旨を通知)

- (ハ) 税務調査において納税者から提出された物件の預かり・返還等に関する手続(納税者から物件を預かる際の「預り証」の発行等を規定)
- (ト) 更正の請求期間の延長
- (チ) 更正の請求における「事実を証明する書類」の添付の義務化
- (リ) 内容虚偽の更正の請求書の提出に対する処罰規定
- (ヌ) 処分の理由附記(「不利益処分」、「申請に対する拒否処分」について理由附記)

ハ また、法律名が改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう、題名を変更します。

②「憲章」の名称は、「納税者権利憲章」とします。

③「憲章」は、納税者の立場に立って、複雑な税務手続を平易な表現で分かり易くお知らせするとの基本的考え方に沿って、次のとおり策定します。

イ「憲章」に記載すべき具体的な項目は、以下のとおりとします。

- (イ) 納税者の自発的な申告・納税をサポートするため、納税者に提供される各種サービス
- (ロ) 税務手続の全体像、個々の税務手続に係る納税者の権利利益や納税者・国税庁に求められる役割・行動
- (ハ) 納税者が国税庁の処分に不服がある場合の救済手続、税務行政全般に関する苦情等への対応
- (ニ) 国税庁の使命と税務職員の行動規範

ロ 上記の項目は、現在、法律・政省令・告示・通達等、様々なレベルに記載されていますが、一連の税務手続に関して、これらを納税者に分かり易くお示しする観点から、平易な表現で一覧性のある行政文書として、国税庁長官が作成し、公表することとします。

また、「憲章」の策定を法律上義務付けることとし、その策定根拠、「憲章」に記載すべき事項を法定します。

④ その他所要の規定の整備を行います。

(注)納税者権利憲章は、平成23年中に準備を進めた上、平成24年1月1日に公表します。

政府は、税制改正大綱に基づき、納税者権利憲章の具体的制度設計を視野に入れて検討を進め、実際に平成23年度税制改正法案には国税庁長官による「納税者権利憲章」の制定に関する規定が盛り込まれて2011年(平成23年)1月25日に第177回通常国会へ提出された。

平成 23 年度税制改正法案²²⁸

(納税者権利憲章の作成及び公表)

第 4 条 国税庁長官は、次に掲げる事項を平易な表現を用いて簡潔に記載した文書（以下この条において「納税者権利憲章」という。）を作成し、これを公表するものとする。

- 一 納税者権利憲章を作成する目的及びその根拠となる法律の規定
- 二 第 17 条（期限内申告）に定める納税申告書の法定申告期限内の提出及び第 35 条（申告納税方式による国税等の納付）に定める納期限内の納付並びに第 11 条（災害等による期限の延長）に定める災害等による期限の延長
- 三 第 23 条（更正の請求）に定める更正の請求
- 四 第 24 条（更正）又は第 25 条（決定）に定める更正又は決定
- 五 第 34 条（納付の手続）に定める国税の納付の手続
- 六 第 37 条（督促）及び第 4 章第 1 節（納税の猶予）に定める督促及び納税の猶予並びに国税徴収法に定める滞納処分、換価の猶予及び滞納処分の停止
- 七 第 56 条（還付）及び第 58 条（還付加算金）に定める国税の還付金又は過誤納金の還付及び還付加算金の加算
- 八 第 6 章第 1 節（延滞税及び利子税）に定める延滞税及び利子税の納付並びに納税の猶予等の場合の延滞税の免除
- 九 第 6 章第 2 節（加算税）に定める加算税の賦課及びその減免
- 十 第 70 条（国税の更正決定等の期間制限）に定める国税の更正決定等の期間制限並びに第 72 条（国税の徴収権の消滅時効）及び第 74 条（還付金等の消滅時効）に定める国税の徴収権及び還付金等の消滅時効
- 十一 第 7 章の 2（国税の調査）に定める質問検査権、調査の事前通知、調査の終了通知及び身分証明書の携帯
- 十二 国税庁長官、 国税局長若しくは税務署長又は税関長が国税に関する法律に基づき申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分をする場合の行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 8 条（理由の提示）及び第 14 条（不利益処分の理由の提示）の規定に基づく理由の提示
- 十三 第 75 条（国税に関する処分についての不服申立て）及び第 114 条（行政事件訴訟法との関係）に定める国税に関する法律に基づく処分に関する不服申立て及び訴訟
- 十四 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）に定める税理士（同法第 48 条の 2（設立）に規定する税理士法人を含む。）又は同法第 51 条第 1 項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士（同条第 3 項の規定による通知をした弁護士法人を含む。）が同法の規定により行う同法第 2 条第 1 項各号（税理士の業務）に掲げる税務代理、税務書類の作成及び税務相談
- 十五 納税者からの照会、相談又は苦情への対応その他納税者による申告及

び納付を適正かつ円滑なものとするために国税庁、国税局及び税務署の行う
情報提供

十六 国税庁、国税局若しくは税務署又は税関の当該職員がその職務の遂行に
当たり法令に従う義務及びこれらの当該職員が職務上知り得た秘密を守る
義務

十七 前各号に掲げるもののほか、国税庁が行う事務の実施基準その他当該事
務の実施に必要な準則に関する事項その他国税に係る手続並びに納税者の
権利及び義務に関する事項

しかし、当時の国会は、与党である民主党が参議院で過半数を失った「ねじれ国会」の状況にあり、納税者権利憲章の制度化をめぐることは、野党自民党から慎重な意見が相次いだ。中には、「租税法律主義の下で納税者の権利は既に保障されており、新たな憲章の制定は税務執行を不当に制約しかねない」といった趣旨の反対意見も指摘されている。こうした状況の下、法案審議の最終段階で与党民主党は憲章創設条項の削除を余儀なくされ、納税者権利憲章の制度化は見送られる結果となった²²⁹。

もっとも、民主党政権下で行われた国税通則法改正により税務調査手続の法定化など一定の納税者の手続保護規定が実現した。具体的には、税務調査手続について事前通知や質問検査権の範囲明確化、調査結果の通知などの手続きが法律上規定された。

なお、本改正法には、当初盛り込まれていた納税者権利憲章の創設条項が削除されたことを踏まえ、附則 106 条として次のような検討条項が修正により追加された。すなわち、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。」との規定が設けられ、将来的な制度整備の余地を残す形となっている。

IV 最近の「納税者権利憲章」を含む税制改正の動向

令和 7 年（2025 年）2 月 18 日、第 217 回通常国会の衆議院財務金融委員会において、立憲民主・無所属会派は、政府提出の所得税法等改正案に対する修正案を提出した²³⁰。

当該修正案には、「納税者権利憲章の制定（税務行政における適正性の確保）」が明記されており、防衛増税の撤回、租税特別措置の透明化などと並ぶ重要な修正項目の一つとして位置付けられていた。修正案の趣旨説明では、税に対する国民の納得と信頼を回復するため、納税者の権利保護を法的に明確化する必要があるとし、OECD 加盟国の多くが導入している納税者権利憲章を日本でも早急に制定すべきであると強調された。

他方、政府・与党は、平成 23 年度の国税通則法改正において、納税者の権利保護に必要な措置はおおむね講じられているとの立場を取っている。現行法においても、税務調査手続の透明化や税務行政の適正性確保に向けた規定が整備されており、新たに

法律として権利憲章を制定する必要性には慎重な見解が示されていた。

こうした意見の相違を背景に、立憲民主党提出の修正案は、令和7年3月4日の財務金融委員会において、提出者の判断により撤回された。その上で、与野党は協議を経て、所得税法等改正案に対して付帯決議を付すことで合意に至った。

この付帯決議は、法案に対する留意事項を示すものであり、全15項目から構成されている。そのうち第13項には、「税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について、検討を行い、その実現に努めること」と明記されている。すなわち、法律条文としての明文化には至らなかったものの、納税者の権利保護を巡る検討の必要性とその方向性について、与野党が共通認識をもって合意した形である。

このような経緯からも、納税者権利憲章の制度化をめぐる議論は、今後、政治的な対立軸というよりも、行政の実効性と国民の信頼確保のバランスをいかにとるかという観点から、より具体的かつ実効的な制度整備が進むことが期待される。

V 税理士会による納税者権利保護に関する提言

納税者の権利保護の充実・強化は、納税者の代理人かつ協力者として税務実務に携わる税理士会にとっても、極めて重要な関心事項である。税理士法49条の11に基づき、日本税理士会連合会（以下、「日税連」という）および各地域の単位税理士会は、毎年度、税制改正に関する建議や意見書を取りまとめ、関係行政機関に対する提出に加え、パンフレットの作成やウェブサイトでの公表等を通じて、その内容を広く社会に発信している。

例えば、日税連が令和6年度税制改正建議（令和5年6月決定）において示した意見では、「納税者の最低限の権利保護」を目的とし、諸外国で広く採用されている「納税者憲章」の制定を求めるとともに、国税通則法第1条（目的規定）に「納税者の権利利益の保護に資する」との文言を明記すべきであると提言している²³¹。

また、各単位会においても、日税連の建議に反映させるべく、毎年独自に税制改正に関する意見書を作成しているが、そのうち約半数の単位会が、納税者権利憲章の早期制定を明記している。これらの意見書では、OECD加盟国の大多数が「納税者権利憲章」を有している点に言及し、日本においても同様の制度導入が必要であるとの立場が明確に示されている²³²。

このように、税理士会においては、納税者権利憲章の制定が、納税者の視点に立った税務行政の実現を通じて、自主的な納税義務の履行を促し、ひいては適正かつ公平な課税の確保に資するとの認識に立ち、税の専門家集団として継続的にその制度化を提言し続けている。納税者権利憲章の法制化については、少なくとも専門家レベルにおいては、相当程度の合意が形成されていると評価し得よう。

VI 小括

日本における納税者の権利保護に関する制度的な議論は、1990年代から市民団体や税理士会によって継続的に提起されており、権利憲章の立法化を含む提言も行われていた。2001年には、超党派の議員により国税通則法の一部を改正する法案が国会に提出され、納税者の権利保護を法制度として位置づけようとする動きも見られた。それ以降、2000年代を通じて、日弁連や日本税理士会連合会などが制度化に向けた立法提言を強化し、政策的な検討対象として可視化されていった。

平成23年度税制改正法案においては、「納税者権利憲章」の策定が政府税制改正大綱に明記されるなど、立法府において初めて本格的に制度化が検討された。しかし、政権運営や与野党間の調整の中で憲章条項は削除され、制度化には至らなかった。その後、納税者権利憲章に関する議論は一時的に下火となり、2010年代後半を通じて表立った政策論争はほとんど見られなかった。

しかし、近年、政治的不信の高まりや、税務行政の急速なデジタル化・情報連携の進展を背景に、納税者が自らの情報や手続の透明性・予見可能性を確保するための法的枠組みへの関心が再び高まっている。

税理士会においても、納税者の権利利益の保護を税理士制度上の社会的使命と認識し、国税通則法の目的規定の改正や「納税者憲章（仮称）」の策定を求める提案を継続的に行っている。

最後に、税務行政の信頼確保と自発的な納税義務の履行を促すためには、納税者の手続的保障と説明責任の制度化が不可欠である。今後の納税者権利憲章の制度化に向けては、法的実効性を有する形での基本的権利の明示、納税者の義務との均衡、そして行政実務における執行可能性を念頭に置いた設計が求められる。憲章の制定は、単なる理念的宣言にとどまるものではなく、税務行政の信頼性と正統性の確保を図る基盤として、今後の政策課題として改めて注目されるべきである。

第7節 おわりに

本章では、我が国の税務行政手続について、現行法体系および運用実態の双方に注目しつつ、納税者の権利保護に関する課題を多角的に検討した。平成23年の国税通則法改正は、調査手続の透明化や納税者の予見可能性の確保、更正の請求期間の延長、不利益処分に対する理由附記義務の導入など、制度的側面から見れば納税者の手続的権利保障に大きな進展をもたらしたことは疑いない。

しかし一方で、調査手続の厳格化が調査期間の長期化という副作用を招き、これを回避する目的で簡易な接触や、行政指導の名を借りた実質的な調査が行われるといった現象も顕在化している。すなわち、法定手続の理念と実務運用との間にはなお埋めがたい隔たりがあり、それが納税者の手続的安心を損ねている現状は看過できない。

また、徴収手続においても、第二次納税義務や滞納処分に関する規定の整備が、複雑化する経済取引や多様化する納税者像に必ずしも対応しきれていない部分がある。特に、差押禁止財産の範囲の明確化や、第二次納税義務者に対する権利救済手続の不備、徴収実務における広範な行政裁量の行使は、納税者の権利利益の実質的保障を揺るがす要因となっている。

加えて、税務行政におけるデジタル化の進展は、行政効率の向上をもたらす一方で、納税者のプライバシー権、自己情報コントロール権、データ利用に関する透明性・説明責任など、新たな権利保障の必要性を生じさせている。AIによる判断がブラックボックス化し、その内容に偏りやバイアスが含まれる可能性がある点、また納税者が把握し得ない形で情報収集・分析が進められるリスクなど、極めて本質的な懸念が顕在化している。

国際的に見れば、多くの国々が法制度上、納税者の権利保護を明確に位置付けている。欧州諸国やアメリカ、韓国、台湾などでは、納税者権利憲章の制定や独立したオンブズマン制度の導入が進み、制度的基盤の整備が進展している。これに対して日本では、未だに納税者権利憲章の法制化すら実現しておらず、制度面での後れが際立っている状況にある。税理士会や日本弁護士連合会といった専門職団体からは、継続的に納税者の権利利益を法的に保障する制度整備の必要性が提起されているものの、現実には十分に応答がなされていない。

第1章で提言されたように、デジタル化の推進は「納税者利便のための手段」でなければならず、その原則の徹底が不可欠である。また第2章では、税理士が果たすべき新たな社会的役割として、納税者支援のみならず税務行政の監視者としての立場が強調された。こうした議論を踏まえれば、納税者権利憲章の制定を含む制度的改革は、もはや理想論ではなく、行政運営における喫緊の課題である。

納税者が自らの権利と義務を正確に理解し、安心して申告・納税できる環境を整えることは、公正で持続可能な税務行政の基盤を築くことにほかならない。今後は、納税者と税務当局との信頼関係を深化させるとともに、デジタル時代の新たなリスクに真正面から向き合い、制度の不断の改善を追求する姿勢が求められる。

- ¹ 志場喜徳郎ほか『国税通則法精解[令和7年改訂]』5頁（大蔵財務協会、2025）。
- ² 志場喜徳郎ほか『国税通則法精解[令和7年改訂]』979頁（大蔵財務協会、2025）。
- ³ 月刊『税理』編集局編『納税者権利憲章で税制が変わる！』21頁以下（[峰崎直樹＝三木義一]（ぎょうせい、2011））。
作田隆史「国税通則法改正（平成23年12月）と税務行政」税大論叢91号27頁以下（2018）。
- ⁴ 日本弁護士連合会・日弁連税制委員会編『国税通則法コンメンタール 税務調査手続編』712頁以下（日本法令、2023）。
- ⁵ 日本弁護士連合会・日弁連税制委員会編『国税通則法コンメンタール 税務調査手続編』735頁以下（日本法令、2023）。
- ⁶ 志場喜徳郎ほか『国税通則法精解[令和7年改訂]』980頁（大蔵財務協会、2025）。
藤曲武美「平成23年国税通則法改正後の税務調査手続の評価と課題」日税研論集75巻66頁（2019）。
- ⁷ 税務調査の事前通知事項（通則法74条の9、通則令30条の4）は以下の11項目である。
①調査を行う旨②調査を開始する日時③調査を行う場所④調査の目的⑤調査の対象となる税目⑥調査の対象となる期間⑦調査の対象となる帳簿書類その他の物件⑧調査の相手方である納税義務者の氏名および住所または居所⑨調査を行う税務署等の職員の氏名および所属官署⑩調査開始日時または場所の変更に関する事項⑪調査の過程で上記④～⑦の事項について非違が疑われる場合、その事項についても調査ができる旨。
- ⁸ 石村耕治編『税金のすべてがわかる現代税法入門塾〔第12版〕』630頁（清文社、2024）。
増田英敏「税務調査手続の実効性の確保と納税者の権利保護—改正国税通則法の運用の現状と課題—」税法学586577頁（2021）。
- ⁹ 国税庁「国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達（法令解釈通達）」（令和5年11月改正）
「5－7（「その営む事業内容に関する情報」の範囲等）法第74条の10に規定する『その営む事業内容に関する情報』には、事業の規模又は取引内容若しくは決済手段などの具体的な営業形態も含まれるが、単に不特定多数の取引先との間において現金決済による取引をしているということのみをもって事前通知を要しない場合に該当するとはいえないことに留意する。」
- ¹⁰ 石村耕治編『税金のすべてがわかる現代税法入門塾〔第12版〕』632頁（清文社、2024）。
菅納敏恭「調査手続の法的整備と残された課題」税法学581197頁（2019）。
- ¹¹ なお、納税者が修正申告等に応じず、税務署長が更正または決定の処分を行う場合には、その旨を通知しなければならない（通則法28条）。また、通則法74条の11には、第4項において「納税者に税務代理人（税理士など）がいる場合で、納税者が同意すれば、調査終了時の手続（結果説明や通知など）を税務代理人に対して行うことができる」、第5項において「是認通知をした後や、修正申告等が提出された後、または更正決定等をした後でも、『新たに得られた情報』に基づき非違があると認められる場合には、再度その納税者に対して税務調査（質問検査等）を行うことができる」ことが規定されている。
- ¹² 作田隆史「国税通則法改正（平成23年12月）と税務行政」税大論叢91号89頁（2018）。
- ¹³ 菅納敏恭「調査手続の法的整備と残された課題」税法学581197頁（2019）。
酒井克彦「税務調査の終結時における修正申告の勧奨—修正申告の惑わし勧奨の排除—」中央ロー・ジャーナル第13巻第4号58頁（2017）。
- ¹⁴ 東京高判令和4年8月25日税資272号順号13747。
- ¹⁵ 東京高判平成3年6月6日訟月38巻5号878頁。
- ¹⁶ 増田英敏「税務調査手続の実効性の確保と納税者の権利保護—改正国税通則法の運用の現状と課題—」税法学586555頁（2021）。
- ¹⁷ 平成23年改正では、期間の延長だけではなく、更正の請求の対象も拡大された（当初申告要件の緩和）。これらは国税通則法ではなく、個別税法上の措置として規定されている。
- ¹⁸ 平成23年改正前は所得税などの増額更正処分の期間制限は3年だったが、この機会に5年に延伸・統一されることになったため、かかる権限強化と抱き合わせとなってしまう結果となっている。
- ¹⁹ 三木義一「租税手続法の大改革 平成23年度税制改正における国税通則法の改正」自由と正義63巻4号35-42頁（2012）。
- ²⁰ 日本弁護士連合会・日弁連税制委員会編『国税通則法コンメンタール 税務調査手続編』57頁以下（日本法令、2023）。
- ²¹ 最大判平成4年7月1日民集46巻5号437頁。「行政手続にも憲法31条の趣旨が及ぶ」と判示。ただし、行政手続は刑事手続と異なり多様であり、どの程度の手続的保障（事前告知・聴聞など）が必要かは、制限される権利利益の内容・性質や制限の程度、公益の内容・緊急性などを総合的に考慮して決めるべきとしている。
- ²² 最判昭和38年5月31日民集17巻4号617頁。

- ²³ (1)大阪高判平成25年1月18日判時2203号25頁。
青色申告に係る法人税の更正通知書に付された理由に、当該事業を収益事業と判断した過程についての記載が一切なく、その判断過程を検証できないため、理由附記に不備があるとして更正処分を取り消した。
- (2)最判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁。
一級建築士免許取消等取消請求事件において、処分の原因となる事実及び根拠法条が示されているのみで、処分基準の適用関係が全く示されていない場合には、理由提示の要件を欠き取消しを免れないとした。理由附記は、処分の根拠や判断過程を相手方が理解できるように具体的に明示することが求められる。
- (3)東京高判令和4年8月25日税資272号順号13747。
- ²⁴ 最判令和6年5月7日判タ1523号66頁。
宇賀克也裁判官の反対意見は、「処分庁が不利益処分を行う場合には、誤った不利益処分による権利侵害が行われないように事前にその根拠法条とそれに該当する事実を通知し、相手方に事前に意見陳述の機会を保障することが、憲法上の適正手続として要請されるのが原則であり、青色申告の承認の取消処分について、その例外を認めるべき合理的理由は見だし難い」としている。
- ²⁵ 日本弁護士連合会・日弁連税制委員会編『国税通則法コンメンタール 税務調査手続編』415頁（日本法令、2023）。
- ²⁶ 国税庁「情報照会手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）」3頁（2024）。
- ²⁷ 藤曲武美「平成23年国税通則法改正後の税務調査手続の評価と課題」日税研論集75巻70頁（2019）。
- ²⁸ 作田隆史「国税通則法改正（平成23年12月）と税務行政」税大論叢91号24頁（2018）。
- ²⁹ 矢田善久「改正国税通則法の意義と問題点-税務調査手続を中心に-」立命館法政論集18号19頁（2020）。
- ³⁰ 日本弁護士連合会・日弁連税制委員会編『国税通則法コンメンタール 税務調査手続編』153頁（日本法令、2023）。
- ³¹ 藤曲武美「平成23年国税通則法改正後の税務調査手続の評価と課題」日税研論集75巻97頁（2019）。
- ³² 菅納敏恭「調査手続の法的整備と残された課題」税法学581194頁（2019）。
- ³³ 国税庁「国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達（法令解釈通達）」（令和5年11月改正）。
- ³⁴ 日本弁護士連合会・日弁連税制委員会編『国税通則法コンメンタール 税務調査手続編』154頁（日本法令、2023）。
- ³⁵ 国税庁「税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け）」問2（令和5年11月改訂）。
- ³⁶ 日本弁護士連合会「税務調査の手続要件を回避する税務行政に関する要請書」（2015年2月20日）、日本弁護士連合会「税務調査における適正手続保障に関する要請書」（2017年2月15日）。
- ³⁷ 国税庁「令和5事務年度（2023年度）の所得税及び消費税調査等の状況」（令和6年11月）。
- ³⁸ 藤曲武美「平成23年国税通則法改正後の税務調査手続の評価と課題」日税研論集75巻74頁（2019）。
- ³⁹ 石村耕治編『税金のすべてがわかる現代税法入門塾〔第12版〕』655頁（清文社、2024）。
- ⁴⁰ 日本弁護士連合会・日弁連税制委員会編『国税通則法コンメンタール 税務調査手続編』160-161頁（日本法令、2023）、
矢田善久「改正国税通則法の意義と問題点-税務調査手続を中心に-」立命館法政論集18号23-25頁（2020）。
- ⁴¹ 藤曲武美「平成23年国税通則法改正後の税務調査手続の評価と課題」日税研論集75巻106頁（2019）。
- ⁴² 野一色直人「税務のデジタル化と納税者の権利保護」税法学589121頁以下（2023）。
- ⁴³ 酒井克彦編著『スマート税務行政でこう変わる!! キャッチアップ デジタル情報社会の税務』209-213頁（ぎょうせい、2020）。
- ⁴⁴ (1)財務省「平成27年度 税制改正の解説」918-919頁（2015）。
(2)財務省「平成28年度 税制改正の解説」872-876頁（2016）。
(3)財務省「令和4年度 税制改正の解説」756-766頁（2022）。
(4)財務省「令和5年度 税制改正の解説」616-623頁（2023）。
(5)財務省「令和6年度 税制改正の解説」832-837頁（2024）。
- ⁴⁵ 令和6年度改正において、更正の請求に係る仮装・隠蔽行為に対応するための重加算税制度の整備が行われた。改正内容は、仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求書」を提出した場合を重加算税の賦課対象に加えるというものである。
- ⁴⁶ 青木丈『改訂版 税理士のための税務調査手続ルールブック』203頁（日本法令、2023）。
- ⁴⁷ 志場喜徳郎ほか『国税通則法精解[令和7年改訂]』1474頁（大蔵財務協会、2025）、
金子宏『租税法[第24版]』1155頁（弘文堂、2021）。
- ⁴⁸ 石村耕治編『税金のすべてがわかる現代税法入門塾〔第12版〕』781頁以下（清文社、2024）、日本弁護士連合会・日弁連税制委員会編『国税通則法コンメンタール 税務調査手続編』152頁（日本法令、

2023)。

- ⁴⁹ 青木丈『新しい国税不服申立制度の理論と実務』24頁以下(ぎょうせい、2016)。
- ⁵⁰ 志場喜徳郎ほか『国税通則法精解[令和7年改訂]』1102頁(大蔵財務協会、2025)。
- ⁵¹ なお「異議申立て前置主義」は見直されたが、審査請求を経なければ訴訟を提起できない「不服申立て前置主義」は存置されている。
- ⁵² 財務省「平成26年度 税制改正の解説」1107頁以下(2014)。
- ⁵³ 国税庁「不服申立てに係る標準審理期間の設定等について(事務運営指針)」(平成28年4月1日)、国税不服審判所「審査請求に係る標準審理期間の設定等について(事務運営指針)」(平成28年3月24日)。
- ⁵⁴ 国税庁「国税庁レポート2024」55頁(令和6年6月)。
- ⁵⁵ (1) 国税庁「令和5年度における再調査の請求の概要」(令和6年6月)。
(2) 国税不服審判所「令和5年度における審査請求の概要」(令和6年6月)。
(3) 国税庁「令和5年度における訴訟の概要」(令和6年6月)。
- ⁵⁶ 同上。
- ⁵⁷ 金子宏『租税法[第24版]』1093頁(弘文堂、2021)。
- ⁵⁸ 西本博史ほか『図解国税徴収法[令和5年版]』2-5頁(大蔵財務協会、2023)、吉国二郎ほか『国税徴収法精解[第21版]』102頁(大蔵財務協会、2024)。
- ⁵⁹ 税務大学校『国税徴収法 基礎編[令和6年度版]』1-5頁。
- ⁶⁰ 吉国二郎ほか『国税徴収法精解[第21版]』103頁(大蔵財務協会、2024)。
- ⁶¹ 税務大学校『国税徴収法 基礎編[令和7年度版]』3頁
- ⁶² 西本博史ほか『図解国税徴収法[令和5年版]』5-6頁(大蔵財務協会、2023)。
- ⁶³ 税務大学校『国税徴収法 基礎編[令和6年度版]』4-5頁。
- ⁶⁴ 金子宏『租税法[第24版]』162頁(弘文堂、2021)。
- ⁶⁵ 税務大学校『国税徴収法 基礎編[令和6年度版]』75頁。
- ⁶⁶ 森口祥司編『国税徴収法基本通達逐条解説 令和6年版』(大蔵財務協会、2024) 参照。
- ⁶⁷ 不動産業者Xが棚卸資産としてAから土地を530万円で取得し、同年9月22日にBへ1,053万円で転売したが、Aの滞納税金につきXに第二次納税義務が課された。これに対し本件処分の取消を求めてXが提訴した。
- ⁶⁸ 浅田久治郎ほか『第二次納税義務制度の実務と理論(改訂新版)』485頁(大蔵財務協会、2006年)。
- ⁶⁹ 最判平成21年12月10日民集63巻10号2516頁。
共同相続人間の遺産分割協議(民法907①)は詐害行為取消権の対象となる。なぜなら遺産分割協議は、相続財産の帰属を確定させるものであり、財産権を目的とする行為だからである(最判平成11年6月11日民集53巻5号898頁)。
- ⁷⁰ 東京高判平成26年11月26日月報61巻2号454頁。
- ⁷¹ 東京高判平成30年2月8日月報65巻1号1頁。
- ⁷² 「第二次納税義務関係事務提要」においては、原則として、まず徴収法39条の規定の適用の可否につき検討し、同条の適用がない場合には、詐害行為取消権の行使の可否について検討するものとしている。
- ⁷³ 吉国二郎ほか『国税徴収法精解[第21版]』33頁(大蔵財務協会、2024)。
- ⁷⁴ 木島裕子「第二次納税義務者の範囲／仮装譲渡」税理60巻2号173頁。
- ⁷⁵ 金子宏『租税法[第24版]』79頁(弘文堂、2021)。
- ⁷⁶ 吉国二郎ほか『国税徴収法精解[第21版]』319頁(大蔵財務協会、2024)。
- ⁷⁷ (2)による争訟は認められていたが、出訴期間の起算日の点で問題があり実効性に乏しかった。
- ⁷⁸ 橘素子『最近の判例に学ぶ徴収実務(新訂版)』570頁(大蔵財務協会、2024)。
- ⁷⁹ 金子宏『租税法[第24版]』171頁(弘文堂、2021)。
- ⁸⁰ 金子宏『租税法[第24版]』172頁(弘文堂、2021)。

第3節Ⅱ 参考資料

橘素子『第二次納税義務制度の実務』(大蔵財務協会、2017)。三木義一「第二次納税義務」『租税判例百選[第5版]』別冊ジュリスト207号(2011)。佐藤英明「国税徴収法39条の適用要件」ジュリスト1385号136-139頁(2009)。圖子善信「第二次納税義務の権利救済について」税大論叢26号(1996)。佐藤繁「第二次納税義務の納付告知の取消し訴訟において本来の納税義務者の納税義務を争うことの可否」最高裁判所判例解説民事篇[昭和50年度](1986)。小関賀子「相続放棄が行われた場合における国税の徴収方途について」税大論叢78号(2014)。倉見智亮「主たる納税者による過大申告と第二次納税義務者の権利救済」同志社法学74巻3号1375-1397頁(2022)。高木英樹「第二次納税義務者の主たる課税処分の違

法に対する争訟の可否基準についての一考察—原告適格、違法性の承継及び制度の沿革を巡って— 大学院研究年報商学研究科篇 49号 中央大学研究年報編集委員会（2020）。三木義一『現代税法と人権』（勁草書房、1992）。

- ⁸¹ 金子宏『租税法〔第24版〕』1038頁（弘文堂、2021）。
- ⁸² 不動産保存の先取特権、不動産工事の先取特権等。
- ⁸³ 津田久治郎ほか『租税徴収実務講座2 一般徴収手続』316頁（ぎょうせい、2020）。
- ⁸⁴ 西本博史ほか『図解国税徴収法〔令和5年版〕』71-73頁（大蔵財務協会、2023）。
- ⁸⁵ まず換価代金を滞納処分等の共益費および優先順位の確定している債権に充当する。次に各租税債権および私債権を法定納期限等または担保権の設定時期を比較し租税債権グループと私債権グループに充てる総額を定める。そして各債権グループの総額をそれぞれのグループ内の順序に従い配当を行う。
- ⁸⁶ 津田久治郎ほか『租税徴収実務講座2 一般徴収手続』332頁（ぎょうせい、2020）。
橋素子『最近の判例に学ぶ徴収実務』512頁（大蔵財務協会、2024）。
- ⁸⁷ 税務大学校『国税徴収法 基礎編〔令和6年度版〕』17頁。
- ⁸⁸ 同上22頁。
- ⁸⁹ 給与の差押え禁止（徴収法76）給与収入は、給与生活者の生計維持に欠くことが出来ないものであるため、給与生活者の最低生活費程度に相当する金額について、差押えを禁止している。
社会保障制度に基づく給与の差押え禁止（徴収法77）社会保障制度に基づいて支給される年金や退職一時金（徴収法令35）についてはその性質により、給与等または退職手当等とみなして一定範囲の金額の差押えを禁止している。
- ⁹⁰ 西牧正義「差押禁止債権を原資とする預金債権の差押」アルテス リベラレス 岩手大学人文社会科学部紀要 第77号（2005）。谷川秀昭「差押え禁止財産に関する考察」税大論叢 57号（2008）。
- ⁹¹ 最判平成10年2月10日金法1535号64頁。
- ⁹² 国民年金法24条、厚生年金法41条1項。
- ⁹³ 第一審 釧路地北見支判平成8年7月19日金法1470号41頁。
- ⁹⁴ 広島高裁松江支部平成25年11月27日金判1432号8頁。
- ⁹⁵ 判例タイムズ1470号31頁（2020）。
橋素子『最近の判例に学ぶ徴収実務』349-361頁（大蔵財務協会、2024）参考。
- ⁹⁶ 大津地裁平成31年2月7日判決文「徴税職員において、給与債権が一般債権である預金債権に転化する時点を狙い、給与債権であれば許されない金額まで確実に差し押さえて滞納国税を徴収することを意図して預金債権の差押処分をする場合には同条（国税徴収法76条1項）の差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押え処分というほかない。」
- ⁹⁷ 横川幸司「債権差押処分の法的効果が消滅した後の争訟」税大論叢 101号373頁（2020）。
- ⁹⁸ 東京高裁令和4年10月26日判決は、延滞税の時効消滅を阻止する目的で行われた差押えは、差押禁止債権を差し押さえたものとして「実質的に」「同視できる」場合には該当しないとして原告の請求を棄却した。
- ⁹⁹ ①滞納処分庁が、実質的に法77条1項及び76条1項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押を行ったといえるか否か、②差し押さえられた金額が滞納者の生活を困窮させるおそれがあるか否かなどを総合的に考慮して、差押処分が上記趣旨を没却するものであると認められる場合には、当該差押処分は権限を濫用したものとして違法であるとした（下線筆者加筆）。地方税法373条3項が国税徴収法の滞納処分の規定を準用した。
- ¹⁰⁰ 神戸地裁伊丹支部令和2年11月19日金法215号63頁。
民事事件である。新型コロナ持続化給付金の支給を受ける権利は、法律に差押えを禁止する旨の明文の規定がない場合であっても「性質上の差押禁止債権」に該当するとして差押えを一部取り消した。
- ¹⁰¹ 国家賠償法1条1項「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」
- ¹⁰² 横川幸司「債権差押処分の法的効果が消滅した後の争訟」税大論叢 101号405頁（2020）。
- ¹⁰³ 税務大学校『国税徴収法 基礎編〔令和6年度版〕』13-16頁。
吉国二郎ほか『国税徴収法精解〕〔第21版〕942頁（大蔵財務協会、2024）。
- ¹⁰⁴ 津田久治郎ほか『租税徴収実務講座2 一般徴収手続』16頁（ぎょうせい、2020）。
最判昭和48年7月10日再刑集27巻7号1205頁。
- ¹⁰⁵ 国税庁徴収課長発遣「滞納整理における留意事項について（通知）」「3財産調査時の留意事項（1）質問および検査（徴収法141条）ロ」平成13年6月1日 全国商工団体連合会
（<https://www.zenshoren.or.jp/zeikin/chouzei/081215-04/081215a.html>）2025年1月10日訪問）。
- ¹⁰⁶ 日本弁護士連合会・日弁連税制委員会編『国税通則法コンメンタール 税務調査手続編』190頁（日本

法令、2023)。

- ¹⁰⁷ 津田久治郎ほか『租税徴収実務講座 2 一般徴収手続』21 頁 (ぎょうせい、2020)。
最判昭 47 年 11 月 22 日最判集 26 卷 9 号 544 頁。
- ¹⁰⁸ 税務大学校『国税徴収法 基礎編 [令和 6 年度版]』4 頁。
- ¹⁰⁹ 金子宏『租税法 [第 24 版]』87 頁 (弘文堂、2021)。
- ¹¹⁰ 高木英行「米国連邦徴収行政における手続的デュー・プロセス」早稲田法学会誌 54 卷 73 頁 (2004)。
- ¹¹¹ 同上 78 頁。
- ¹¹² 同上 75 頁。
- ¹¹³ 塩野宏『行政法 I [第 6 版]』294 頁 (有斐閣 2024)。
- ¹¹⁴ 同上 295 頁。
- ¹¹⁵ 中村芳昭「租税徴収手続における納税者の基本的権利保障—アメリカ法との比較において—」青山法学論集 第 64 卷第 2 号 35-36 頁 (2022)。
- ¹¹⁶ IRS によって差押えがされる前に、徴収行為に関し不服申立てがある際には行政審査の機会を納税者に付与する。
- ¹¹⁷ 同上 48-49 頁。
税額を直ちに全額納付することが出来ない納税者が、その租税債務を IRS へ分納することに同意する分割協定とは異なる。
- ¹¹⁸ 中村芳昭「納税者権利憲章立法・憲章はどのように構成すべきか—徴収手続上の権利保障を中心に—」全国税制懇話会 春季研究集会・報告集 4 頁 (2024)。
- ¹¹⁹ 中村芳昭「租税徴収手続における納税者の基本的権利保障—アメリカ法との比較において—」青山法学論集 第 64 卷第 2 号 16 頁 (2022)。
- ¹²⁰ 同上 87 頁。
- ¹²¹ 差押債権が給与、退職金等の債権の場合について改正が行われた。
- ¹²² 差押債権者の取立権は、差押命令が債務者に送達された日から 1 週間を経過したときに生じるため、債務者にとって期間内に差押禁止債権の範囲の変更の申立てをすることは事実上困難であった。
- ¹²³ 「差押禁止債権をめぐる法律の見直しに関する検討 (2)」法務省 民事執行法務部資料。
- ¹²⁴ 望月爾「納税者権利憲章の国際的展開—国際的税務専門家団体によるモデル憲章の紹介を中心に—」立命館法学 2013 年 6 号 (352 号) 456 頁。

第3節Ⅲ 参考資料

中村芳昭『納税者のための租税の納付・徴収手続き』東京地方税理士会編 (勁草書房、2019)。梶山玉香「預金債権の差押えと債務者保護」同志社法学 62 卷 6 号 (2011)。宮川不可止「年金振込口座による相殺の可否再考—差押え禁止の属性を振込金は承継するか」京都学園法学 2013 年第 2・3 号。品川芳宜『国税通則法の理論と実務』(ぎょうせい、2017)。中村芳昭『国税徴収法の現状と課題』租税法研究 33 号 (2005)。三木義一「租税手続上の納税者の権利保護」租税法研究 37 号 (2009)。長谷川博「『納税者支援調整官』制度の現状と課題」税務事例 39 卷 1 号 (2007)。阿部徳幸「滞納処分の基本と対策」(中央経済社、2018)。「租税徴収制度における納税者権利救済—第二次納税義務と納税緩和を考える—」第 4 回東京地方税理士会シンポジウム (2014)。藤田健治「滞納整理に当たっての適正手続の在り方—滞納整理のあるべき姿の一考察—」税大論叢 57 号 (2008)。

- ¹²⁵ 「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2023」
(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/pdf/syouraizo2023.pdf>) 2025 年 1 月 10 日訪問)。
- ¹²⁶ (1)「納税者の利便性の向上」(2)「課税・徴収事務の効率化・高度化等」(3)「事業者のデジタル化促進」の 3 つの施策を目標としている。
- ¹²⁷ 同上 21 頁。
- ¹²⁸ BA (Business Analytics) ツール…蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール。
- ¹²⁹ 泉絢也「税務行政による AI (人工知能)・機械学習アルゴリズムの利用と法的問題—調査選定システムの検討を中心として—」千葉商大論叢 第 59 卷 第 1 号 63 頁 (2021)。
- ¹³⁰ 同上 64 頁。
- ¹³¹ 同上 59 頁。
- ¹³² 泉絢也「ICT を活用した滞納整理」『スマート税務行政でこう変わる!! キャッチアップ デジタル情報社会の税務』209-211 頁 (ぎょうせい、2020)。
- ¹³³ 泉絢也「税務行政による AI (人工知能)・機械学習アルゴリズムの利用と法的問題—調査選定システ

-
- ムの検討を中心として」千葉商大論叢 第59巻 第1号 78頁 (2021)。
- ¹³⁴ 泉絢也「ICTを活用した滞納整理」『スマート税務行政でこう変わる！！キャッチアップ デジタル情報社会の税務』209-211頁 (ぎょうせい、2020)。
- ¹³⁵ 泉絢也「税務行政によるAI (人口知能)・機械学習アルゴリズムの利用と法的問題—調査選定システムの検討を中心として—」千葉商大論叢 第59巻 第1号 65頁 (2021)。
- ¹³⁶ 同上 223頁。
- ¹³⁷ 「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」金融機関×行政機関の情報連携検討会 (令和元年11月)。
- ¹³⁸ DATA INSIGHT NTT データ
(<https://www.nttdata.com/jp/ja/trends/data-insight/2022/0603/>) 2025年3月20日訪問。
- ¹³⁹ 石村耕治「国・自治体の銀行照会業務オンライン化を問う」TCフォーラム研究報告 2022年3号 34頁 (2022)。
- ¹⁴⁰ 石村耕治「Q&A 銀行調査のオンライン化と納税者の権利」TCフォーラム研究報告 2021年1号 29-31頁 (2021)。
- ¹⁴¹ 石村耕治「国・自治体の銀行照会業務オンライン化を問う」TCフォーラム研究報告 2022年3号 36頁 (2022)。
- ¹⁴² 石村耕治「AI 税務と税務専門職の将来像を展望する～税務のスマート化とタックスプライバシー」税務事例 51号 No. 9 62頁 (2019年)。
- ¹⁴³ 最判平成20年3月6日民集第62巻3号 665頁。
- ¹⁴⁴ 影島広泰「マイナンバー制度とプライバシー」税研 216号 36-37頁 (2021)。
- ¹⁴⁵ 最判令和5年3月9日民集第77巻3号 627頁。
- ¹⁴⁶ 影島広泰「マイナンバー制度とプライバシー」税研 216号 38-39頁 (2021)。
- ¹⁴⁷ 石村耕治「AI 税務と税務専門職の将来像を展望する～税務のスマート化とタックスプライバシー」税務事例 51号 No. 9 62頁 (2019)。
- ¹⁴⁸ 同上 81頁。
- ¹⁴⁹ 石村耕治「検証:改正電帳法と電子インボイス」TCフォーラム研究報告 2021年10号 32-50頁 (2021)。
- ¹⁵⁰ 同上 47頁。
- ¹⁵¹ 金子宏『民主的税制と申告納税制度 (下巻)』577頁 (有斐閣、1997)。
- ¹⁵² 藤曲武美「税務行政のICT化の現状と当面の課題」早稲田法學 95巻3号 706頁 (2020)。
- ¹⁵³ 国家公務員法 100条1項。
- ¹⁵⁴ 金子宏「納税情報の保護とプライバシー—納税者番号制度を視野に入れて—」租税法研究 22号 42頁 (2001)。
- ¹⁵⁵ 石村耕治「AI 税務と税務専門職の将来像を展望する～税務のスマート化とタックスプライバシー」税務事例 51号 No. 9 57頁 (2019)。
- ¹⁵⁶ 元氏成保「税務調査におけるプライバシー保護」税研 216号 55頁 (2021)。
- ¹⁵⁷ 中村芳昭「納税者権利憲章立法・憲章はどのように構成すべきか—徴収手続上の権利保障を中心に—」全国税制懇話会 春季研究集会・報告集 33頁 (2024)。
- ¹⁵⁸ 望月爾「納税者権利憲章の国際的展開—国際的税務専門家団体によるモデル憲章の紹介を中心に—」立命館法学 352号 463頁 (2013)。
- ¹⁵⁹ 石村耕治「アメリカの連邦納税者権利擁護官サービス(TAS)とは何か」TCフォーラム研究報告 2020年3号 1-10頁 (2020)。
- ¹⁶⁰ 同上 40頁。
- ¹⁶¹ 望月爾「納税者権利憲章の意義と課題」税法学 No. 569 254頁 (2013)。
- ¹⁶² 石村耕治「アメリカの連邦納税者権利擁護官サービス(TAS)とは何か」TCフォーラム研究報告 2020年3号 36頁 (2020)。
- ¹⁶³ 石村耕治「AI 税務と税務専門職の将来像を展望する～税務のスマート化とタックスプライバシー」税務事例 51号 No. 9 64頁 (2019)。
- ¹⁶⁴ 望月爾「納税者の権利保護の国際的進展—近年の各国の動向と国際的議論の紹介を中心に—」61-63頁 租税理論研究叢書 33 日本租税理論学会編 (2023)。
- ¹⁶⁵ 石村耕治「アメリカの納税者権利章典を読む」TCフォーラム研究報告 2020年1号 6頁 (2020)。
- ¹⁶⁶ 同上 9頁。
- ¹⁶⁷ アメリカ内国歳入庁 HP「納税者としてのあなたの権利」
(<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/plja.pdf>) 2024年8月10日訪問。
アメリカ内国歳入庁 HP「Taxpayer Bill of Rights」
(<https://www.irs.gov/taxpayer-bill-of-rights>) 2024年8月10日訪問。

- 石村耕治「アメリカの納税者権利章典を読む」TCフォーラム研究報告2020年1号17頁(2020)。
- ¹⁶⁸ 石村耕治「アメリカの納税者権利章典を読む」TCフォーラム研究報告2020年1号4頁(2020)。
- ¹⁶⁹ 石村耕治「イギリスの納税者権利章典を読む」TCフォーラム研究報告2020年2号6頁(2020)。
- ¹⁷⁰ 望月爾「納税者の権利保護の国際的進展—近年の各国の動向と国際的議論の紹介を中心に—」65頁 租税理論研究叢書33 日本租税理論学会編(2023)。
- ¹⁷¹ イギリス歳入関税庁HP「HMRC憲章」
(<https://www.gov.uk/government/publications/hmrc-charter/the-hmrc-charter>) 2024年8月13日訪問)。
- ¹⁷² 石村耕治「イギリスの納税者権利章典を読む」TCフォーラム研究報告2020年2号11-12頁(2020)。
accounting web HP「The Taxpayers Charter: your rights and HMRC's obligations」
(<https://www.accountingweb.co.uk/community/industry-insights/the-taxpayers-charter-your-rights-and-hmrcs-obligations>) 2024年8月14日訪問)。
望月爾「EUにおける納税者の権利保護の調和:「EU 納税者法のモデルのための指針」の紹介を中心に」立命館法学385 43~45頁(2019)。
- ¹⁷³ 石村耕治「イギリスの納税者権利章典を読む」TCフォーラム研究報告2020年2号11~14頁(2020)。
- ¹⁷⁴ 望月爾「EUにおける納税者の権利保護の調和:「EU 納税者法のモデルのための指針」の紹介を中心に」立命館法学385 39頁(2019)。
- ¹⁷⁵ 同上42頁。
- ¹⁷⁶ 望月爾「納税者の権利保護の国際的進展—近年の各国の動向と国際的議論の紹介を中心に—」64頁 租税理論研究叢書33 日本租税理論学会編(2023)。
- ¹⁷⁷ 同上。
- ¹⁷⁸ フランス経済・財務・産・業・デジタル主権省HP「La charte des droits et obligations du contribuable vérifié」
(<https://www.economie.gouv.fr/dgfip/charte-des-droits-et-obligations-contribuable-verifie>) 2024年8月15日訪問)。
- ¹⁷⁹ 中里望「ドイツの税務訴訟制度」税大ジャーナル201 220頁。
ドイツ連邦司法省HP「ドイツ連邦共和国基本法第19条(4)」
(<https://www.gesetze-im-internet.de/gg/BJNR000010949.html> Grundgesetz) 2024年8月15日訪問)。
- ¹⁸⁰ 望月爾「EUにおける納税者の権利保護の調和:「EU 納税者法のモデルのための指針」の紹介を中心に」立命館法学385 39頁(2019)。
- ¹⁸¹ ドイツ租税通則法(AO=Abgabenordnung)
(https://www.gesetze-im-internet.de/ao_1977/) 2025年2月12日訪問)。
- ¹⁸² 阿部徳幸「韓国における納税者保護の動向」184頁(租税理論研究叢書30 日本租税理論学会編 2020)。
- ¹⁸³ 韓国国税庁HP「国税基本法」
(<https://taxlaw.nts.go.kr/st/USESTA002M.do?ntstBscId=100000000000001586&ntstSysClCd=01&ntstTlawClCd=101>) 2024年8月16日訪問)。
- ¹⁸⁴ 阿部徳幸「韓国における納税者保護の動向」185頁(租税理論研究叢書30 日本租税理論学会編 2020)。
- ¹⁸⁵ 望月爾「納税者の権利保護の国際的進展—近年の各国の動向と国際的議論の紹介を中心に—」67頁(租税理論研究叢書33 日本租税理論学会編 2023)。
- ¹⁸⁶ 韓国国税庁HP「納税者権利憲章」
(https://www.nts.go.kr/taxpayer_advocate/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=11426&cntntsId=8282) 2024年8月15日訪問)。
- ¹⁸⁷ 阿部徳幸「韓国における納税者保護の動向」197頁(租税理論研究叢書30 日本租税理論学会編 2020)。
- ¹⁸⁸ 同上197-198頁。
韓国国税庁HP「国税行政サービス憲章」
(https://www.nts.go.kr/taxpayer_advocate/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=11429&cntntsId=8283) 2024年8月16日訪問)。
- ¹⁸⁹ 望月爾「納税者の権利をめぐる世界の動向—税務行政から「納税者サービス」へ」中小商工業研究157号69頁(2023)。
- ¹⁹⁰ 国立図書館HP「【台湾】納税者権利保護法の制定 主任調査員 海外立法情報調査室」
(https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10322298_po_02710110.pdf?contentNo=1) 2024年9月15日訪問)。
- ¹⁹¹ ティグレ連合会HP「台湾の「納税者権利保護法」に学ぶ研修団・報告」長谷川博税理士による概略を参照
(<https://tigre-org.jp/%E5%8F%B0%E6%B9%BE%E3%81%AE%E3%80%8C%E7%B4%8D%E7%A8%8E%E8%80%85%E6%>

- A8%A9%E5%88%A9%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%B3%95%E3%80%8D%E3%81%AB%E5%AD%A6%E3%81%B6%E7%A0%94%E4%B
F%AE%E5%9B%A3%E5%A0%B1%E5%91%8A/) 2024 年 9 月 16 日訪問)。
- ¹⁹² 望月爾「納税者の権利をめぐる世界の動向ー税務行政から「納税者サービス」へ」中小商工業研究 157
号 69 頁 (2023)。
- ¹⁹³ 山本直毅「米国における税務行政の職責と納税者の権利保護」7 頁 日本租税理論学会 2022 年度研究
大会 (2022)。
- ¹⁹⁴ 納税者の権利として、①情報提供や援助・聴講を受ける権利、②不服申立の権利、③適正な税額以外
支払わない権利、④確実性の権利、⑤プライバシーの権利、⑥機密保持と守秘義務の権利について記さ
れている。
- ¹⁹⁵ 納税者の義務として、①誠実である義務、②協力的である義務、③期限通りに正確な情報や文章を提
供する義務、④記録保存の義務、⑤期限通りに納税する義務について記されている。
- ¹⁹⁶ 望月爾「OECD による納税者権利憲章の指針ー「納税者の権利と義務-実務覚書」の紹介」税制研究 45
号 16-24 頁 (2003)。
イタリア財務省「Taxpayers' Rights and Obligations - Practice Note」
(https://www.finanze.gov.it/export/sites/finanze/.galleries/Documenti/dipartimento_pol_fisc/ocse.pdf) 2024 年 8 月 28 日訪問)。
内閣府 HP「補足資料 (主要国の納税者権利憲章)」
(https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/sennouzei/2010/_icsFiles/afiel_dfile/2010/11/19/sennouzei6kai3.pdf) 2025 年 6 月 14 日訪問)。
- ¹⁹⁷ 山本直毅「米国における税務行政の職責と納税者の権利保護」日本租税理論学会 2022 年度研究大会 7
頁 (2022)。
- ¹⁹⁸ 望月爾「納税者の権利保護の国際的進展-近年の各国の動向と国際的議論の紹介を中心に-」租税理論
研究叢書 33 号 69-70 頁 (2023)。
- ¹⁹⁹ 山本直毅「米国における税務行政の職責と納税者の権利保護」日本租税理論学会 2022 年度研究大会 7
頁 (2022)。
- ²⁰⁰ ダンカン・ベントレー・中村芳昭監訳『納税者の権利ー理論・実務・モデル』399-419 頁 (勁草書房、
2023)。
- ²⁰¹ 同上 419-420 頁。
- ²⁰² 望月爾「納税者の権利保護の国際的進展-近年の各国の動向と国際的議論の紹介を中心に-」租税理論
研究叢書 33 号 70-71 頁 (2023)。
- ²⁰³ 日税連 HP「AOTCA マニラ会議レポート」12 頁
(https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/interchange/aotca2017_report2.pdf) 2024 年 8 月 31 日訪問)。
- ²⁰⁴ 同上 12-13 頁。
- ²⁰⁵ 東京税理士会 HP「AOTCA 大阪会議 報告書ー平成 27 年 10 月 15 日(木)~16 日(金)」6 頁
(https://www.tokyozeirishikai.or.jp/common/pdf/tax_accuntant/international/aotca_report.pdf) 2024 年 10 月 5 日訪問)。
- ²⁰⁶ 望月爾「納税者の権利保護の国際的進展-近年の各国の動向と国際的議論の紹介を中心に-」72 頁 (租
税理論研究叢書 33 号 2023)。
- ²⁰⁷ 望月爾「EU における納税者の権利保護の調和 : 「EU 納税者法のモデルのための指針」の紹介を中心
に」53-66 頁 (立命館法学 2019)。
欧州委員会 HP「Guidelines for a Model for A European Taxpayers' Code」
(https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/a0d1eb2d-ffbd-4e46-ae3-b2ed409f49e2_en?filename=guidelines_for_a_model_for_a_european_taxpayers_code_en.pdf) 2024 年 9 月 1
日訪問)。
- ²⁰⁸ 石村耕治「アメリカの納税者権利章典を読む」TC フォーラム研究報告 2020 年 1 号 3-4 頁 (2020)。
山本直毅「米国における税務行政の職責と納税者の権利保護」日本租税理論学会 2022 年度研究大会 9
頁 (2022)。
- ²⁰⁹ 長谷川博「韓国の納税者権利憲章の動向」178 頁 編 租税訴訟/租税訴訟学会 財経詳報社 (2010)。
- ²¹⁰ 石村耕治「アメリカの連邦納税者権利擁護官サービス (TAS) とは何か」TC フォーラム研究報告 2020 年
3 号 1-10 頁 (2020)。
- ²¹¹ 日税連 HP「2019 年 AOTCA 釜山会議レポート」
(https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/interchange/aotca2019_report2.pdf) 2024 年 12 月 10 日訪問)。
- ²¹² 山本直毅著「米国における税務行政の職責と納税者の権利保護」日本租税理論学会 2022 年度研究大会

- 8 頁(2022)。
- ²¹³ 総務省 HP「令和 2 年情報通信白書」209 頁(2025 年 1 月 13 日訪問)。
- ²¹⁴ (一) 日本情報経済社会推進協会 HP「OECD プライバシーガイドライン(仮訳)について」
(https://www.jipdec.or.jp/library/archives/oecd_guideline.html) 2025 年 1 月 13 日訪問)。
- ²¹⁵ ダンカン・ベントレー・中村芳昭監訳『納税者の権利—理論・実務・モデル』407-409 頁(勁草書房、2023)。
- ²¹⁶ PR Newswire HP「電子請求の義務化に向かうフランス」
(<https://jp.prnasia.com/story/119861-3.shtml>) 2025 年 2 月 8 日訪問)。
- ²¹⁷ 総務省「令和 6 年 3 月(一財)行政管理研究センター:デジタル技術を活用した行政に関する法的課題の調査研究 報告書」1-14 頁(2025 年 5 月 15 日訪問)。
- ²¹⁸ 泉絢也「税務行政による AI(人工知能)・機械学習アルゴリズムの利用と法的問題—調査選定システムの検討を中心として—」千葉商大論叢 第 59 巻 1 号 78 頁(2021)。
- ²¹⁹ OECD, *Taxpayers' Rights and Obligations - Practice Note* (Paris: OECD Centre for Tax Policy and Administration, 2003)。
- ²²⁰ OECD, *Tax Administration 2015: Comparative Information on OECD and Other Advanced and Emerging Economies* (OECD Publishing, 2015)。
- ²²¹ 日本弁護士連合会「納税者権利保護法(仮称)の制定に関する立法提言」1 頁
(https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2010/100218_4.html) 2025 年 6 月 8 日訪問)。
- ²²² 同上 1 頁。
- ²²³ 同上 7 頁。
- ²²⁴ 財務省「平成 22 年度税制改正大綱」16 頁(平成 21 年 12 月)。
- ²²⁵ 政府税制調査会専門家委員会「納税環境整備に関する論点整理」1 頁(2010 年 9 月)。
- ²²⁶ 財務省「平成 23 年度税制改正大綱」5 頁(平成 22 年 12 月)。
- ²²⁷ 同上 29 頁。
- ²²⁸ 日本弁護士連合会・日弁連税制委員会編『国税通則法コンメンタール 税務調査手続編』77 頁(日本法令、2023)。
- ²²⁹ 金子宏『租税法[第 24 版]』928 頁(弘文堂、2021)。
作田隆史「国税通則法改正(平成 23 年 12 月)と税務行政」税務大学校論叢 91 号 30 頁(2018)。
- ²³⁰ 立憲民主党「所得税法等改正案に対する修正案を提出」、
(https://cdp-japan.jp/news/20250218_8823) 2025 年 5 月 3 日訪問)。
衆議院「所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案(立憲案)」、
(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/syuuseian/4_587E.htm)
2025 年 5 月 3 日訪問)。
- ²³¹ 日本税理士会連合会『令和 6 年度税制改正に関する建議書』10 頁(令和 5 年 6 月)。なお、令和 7 年度税制改正建議(令和 6 年 6 月)では「納税者憲章」策定に関する文言は削除されている。
- ²³² (1) 東北税理士会『令和 7 年度税制改正建議書』(令和 6 年)、
(<https://www.tohokuzeirishi.or.jp/zeiseikaisei/pdf/r07kenngisho.pdf>) 2025 年 5 月 3 日訪問)。
(2) 東京税理士会『令和 7 年度税制及び税務行政の改正に関する意見書』(令和 6 年)、
(https://www.tokyozeirishikai.or.jp/common/pdf/general/material/opinion/240321_zeimugyousei_iken.pdf) 2025 年 5 月 3 日訪問)。
(3) 東京地方税理士会『令和 7 年度税制改正に関する意見書』(令和 6 年)、
(<https://www.tochizei.or.jp/zeiseikaisei/pdf/r07.pdf>) 2025 年 5 月 3 日訪問)。
(4) 北陸税理士会『令和 7 年度税制改正に関する意見書』(令和 6 年)、
(https://www.hokurikuzeirishi.com/img/R7_iken.pdf) 2025 年 5 月 3 日訪問)。
(5) 東海税理士会『令和 7 年度税制改正意見書』(令和 6 年)、
(https://www.tokai-zei.or.jp/about/files/iken_r07.pdf) 2025 年 5 月 3 日訪問)。
(6) 名古屋税理士会『令和 7 年度税制改正に対する意見書』(令和 6 年)、
(https://www.nagoya-zei.or.jp/assets/files/pdf/zeiseikaisei_r7.pdf) 2025 年 5 月 3 日訪問)。
(7) 南九州税理士会『令和 7 年度税制改正に関する意見書』(令和 6 年)、
(<https://www.minamiza-zei.or.jp/pdf/iken2025.pdf>) 2025 年 5 月 3 日訪問)。
なお「権利」の語は使用せず「納税者憲章」への言及あり。
(8) 近畿税理士会『令和 7 年度税制改正に関する意見書』(令和 6 年)、
(https://www.kzei.jp/Portals/0/pdf/iken/2025r7_iken.pdf) 2025 年 5 月 3 日訪問)。
なお「権利」の語は使用せず「納税者憲章」について「諸外国に例を見る納税者憲章の制定などが

必要かどうかもし引き続き議論していく必要がある」との記述あり。

(9) 中国税理士会『令和7年度税制改正及び税務行政に関する意見書』（令和6年）リンク等未公開。

(10) 九州北部税理士会『令和7年度税制改正建議書』（令和6年）リンク等未公開。

結びにかえて

本論文は、以下のとおり 3 つの章から構成されている。

第 1 章では、日本における税務行政のデジタル化施策について、事例として収受日付印の押なつ見直し等を取り上げ、「デジタル化のためのデジタル化」になっていないか疑問を呈し、真に「納税者本位」の姿勢が貫かれているとは言い難いと述べている。また、中小零細企業のデジタル化対応の遅れや、高齢者をはじめとする情報弱者への配慮の不足、AI による自動判定の根拠や仕組みが不透明であることなど、制度利用者にとっての懸念点も多いと指摘している。

国際的に見れば、OECD 報告書「税務行政 3.0」が描く将来像においては、納税者をお客様として取り扱う考え方を基本として「リアルタイムな課税」や「申告の自動化」といった概念が重視され、すでに諸外国では、納税者の情報をもとに税務当局が申告書を作成する「記入済み申告書」が実用化されている国も多い。こうした国々と比較すると、日本の制度は依然として申告者の手間や判断に大きく依存しており、改善の余地が大きいと日本のデジタル化にあたっての問題点・課題を明らかにしている。

また、デジタル化の進展は利便性と引き換えに、個人情報漏洩のリスク、AI による判断の不透明性、支援を受けづらい納税者の孤立といった新たな課題も生み出していることを指摘し、「便利さの裏側」にあるリスクに真摯に向き合い、納税者にとって「安心して使える」制度になれば、“自発的に受け入れられるもの”としてデジタル化が納税者に定着すると考察しており、この章のまとめとして、①納税者利便を前提とした制度設計とすること、②納税者の「安心」を担保する制度を整えることを提言している。

第 2 章では、急速にデジタル化が進む社会にあって、デジタルデバйд解消のためには、納税者に対する DX 支援は税理士の重要な役割であり、その役割を果たすためには、税理士は自らの業務のデジタル化を進め、知識・スキルを身につけていかなければならないと課題を提示し、令和 4 年に新設された税理士法 2 条の 3 の意義を考察している。

税理士法 2 条の 3 が求めている税理士事務所のデジタル化は、記帳や申告書の作成、顧客対応などが自動化・効率化される一方で、個人情報の漏洩、説明責任の所在といった新たなリスクが懸念される。そのため、税理士事務所においても、AI を活用する目的や対象業務、責任範囲の明確化、データの取扱い、従業員への教育などを明文化した AI ガイドラインの整備が必要であると課題を呈している。

しかし、税理士事務所のデジタル化により税理士業務の効率化を進めるとともに、その効率化により得た知識を「納税者の DX 支援」に充て、税務行政 DX が納税者に不利益な方向に進まぬようその在り方を不断に検証していくことも、税理士の大きな役割である。

「税務行政 DX2023」が示す記入済み申告書の範囲が事業者に及ぶようになれば、申告納税制度が形骸化する可能性がある。しかし、申告納税制度は納税者が主体となって納税義務を果たすための制度であり、税務当局の AI が計算してきたからそのまま受

け入れるのではなく、納税者自身が納得して最終的な判断を行うことが重要であると考え。その判断にあたっては、税理士が記入済み申告書の適正性の判断や税務当局の AI が出した答えを精査し、納税者の情報コントロール権を擁護する新たな役割も生じると考察している。

これらの役割を果たすことは、税理士の社会的地位を高め、より魅力的な職業として認知されたいとの見解を示し、その役割を果たすため、①税理士は業務のデジタル化を進め、あらたな価値創造を目指す。②税理士は会計・税務のみならず、より広い範囲での知識・技術の獲得を目指す。③税理士は税務行政の DX を検証し、納税者の不利益に進まないように監視する。④税理士は納税者の権利保護のために、納税者権利憲章の制定を主導する。との提言を行っている。

なお、デジタル化により税理士の業務・役割が変化するのであれば、税理士法 1 条（税理士の使命）も、その変化に応じて改正を検討することが必要になる可能性もあるものと考え。

第 3 章では、現行の税務行政手続の法体系とその運用実態を検証し、納税者権利保護の国際的な進展やデジタル化時代における新たな課題を考察した。

国税徴収法の分野では、複雑化する経済取引や多様な納税者の実態に十分に対応しきれていないとの問題点を提示し。特に、差押禁止財産の範囲や第二次納税義務者の権利救済手続の不備、徴収実務における広範な行政裁量の問題など、納税者の権利利益を実質的に保障するための制度的・運用的改善が課題である。

税務行政のデジタル化が進展する中、AI による判断のブラックボックス化やバイアス、納税者本人が知らないうちに情報が収集・分析されるリスクなど、従来の考え方では対応できない納税者の権利保護の観点からの慎重な制度設計と運用が強く求められると税務行政のデジタル化の問題点を指摘している。

納税者の権利保護の観点からは、国際的には OECD や AOTCA が提唱する納税者権利モデルが存在し、多くの国で納税者権利憲章等が法的・制度的に導入されており、EU 諸国やアメリカ、韓国、台湾などでは、納税者の権利保護が法制度上明確に位置づけられ、独立したオンブズマン制度や権利擁護官制度が設けられている実情を示し、日本では「納税者権利憲章」の法制化は依然として実現していないとの問題点を指摘している。

しかし、税理士会や日弁連などの専門職団体からは、納税者の権利利益の保護を目的とした法整備を求める声が継続的に上がっている。日本税理士会連合会も令和 6 年度税制改正建議書の基本的考え方において、納税者憲章の必要性を述べている。また、令和 7 年 2 月に、政府提出の「所得税法等の一部を改正する法律案」において、「納税者権利憲章の制定（税務行政における適正性の確保）」が明記された修正案が立憲民主党により提出され、最終的には「納税行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること。」との附帯決議が「所得税法等の

一部を改正する法律案」に付された形でなされており、「納税者権利憲章」は、今後の制度改革の重要な論点となっていくものと考ええる。

納税者の権利保護と税務行政の適正執行のバランスを追求し続けることが、公正な税制運営の根幹であり、デジタル化社会において納税者の権利利益を実効的に守るためには、現行法体系のさらなる制度的・運用的改善とともに、納税者権利憲章の制定を含む法的・制度的基盤の整備が不可欠である。そして、デジタル化時代の新たなリスクにも十分配慮しつつ、納税者と課税当局との信頼関係をより深化させるための制度改革を不断に追求していく必要があると提言している。

なお、納税者と課税当局との信頼関係をより深化させるためには、日本においても、アメリカや韓国のような納税者の権利利益を擁護してくれる機関の設置が望まれる。そして、税理士をその機関の委員に登用すべきと考える。

納税者権利憲章の制定と納税者擁護機関の設置により、納税者の信頼性を確保することで納税者のデジタル化を推進し、税務行政の適正な運営が図られることになる。そして、その一翼を担うのが税理士なのではないだろうか。

第1章から第3章まで扱った視点はそれぞれ異なるものの、全体を貫いているのは「納税者の利便性向上」という共通の理念である。その理念を出発点として、デジタル社会における税務行政のあり方、そして税理士の果たすべき役割について、本論文は問いを投げかけている旨を書き添える。

各章において論点ごとの課題、提言を示してあるが、全体のまとめとして、特に次の提言を行う。

I 税務行政 DX について

・納税者利便を前提とした制度設計とすること。

「デジタル化のためのデジタル化」ではなく、「納税者利便のためのデジタル化である」という原則を税務行政 DX における制度設計の最上位に据え、「使わせる」ではなく、使いたくなる仕組みを構築し、誰でも簡単に、迷わず、安心して利用できる税務手続環境を整備することが必要である。

II 税理士の役割について

・税理士は納税者のデジタル化を積極的に支援すること

税務行政 DX に納税者が適切に対応できるよう、税理士は納税者のデジタル化を積極的に支援し、納税者の利便性向上に努める必要がある。そのためには税理士業務もデジタル化を図り、デジタルに対する見識を深める必要がある。

III 納税者の権利利益の保護について

・納税者権利憲章を制定すべきである。

税務行政のデジタル化の進展においては、利便性・効率性の重視だけではなく、納税者の権利利益の保護を図るため、個々の適正手続を見直して整備するとともに、納税者権利憲章を制定することが、国際的な流れからも必要である。

(おわりに)

当研究会は、研究委員長を含めて 17 名という公開研究討論会としては比較的少人数により研究を行った。前回の公開研がその前に東京地方税理士会のシンポジウムで研究発表された国税徴収法をテーマとしたため比較的順調に研究が進んだのに比し、今回の研究テーマは「デジタル化社会における税理士の役割」と「デジタル化社会における納税者の権利利益の保護」である。

まずはデジタル化って何だろうかと考えることから始まり、税理士の将来の役割と言われても、全て AI がやってくれるなら税理士不要で終わりではないか、デジタルと納税者をどう絡ませればいいのか、納税者権利憲章ではなく国税通則法の改正で済むのではないか、といった難問に悩まされ、当初は「デジタル化社会における納税者の権利利益の保護と税理士の将来像」としていたテーマを「デジタル化社会における税理士の役割と納税者の権利利益の保護」に変更し、章立てでも組み換えることになった。

さらには研究員の入院などにより、論文作成が遅々として進まない状態が続き、本当に期日まで作成できるのか危ぶまれる事態となったが、研究員の努力により何とか完成することが出来た。

グループ内の論文をまとめるだけだから気楽にと受けていただいたグループリーダーには、リーダー会議を 8 回も開催しなければならなくなり、休日にも対応いただいたこと、また、論文の取りまとめに当たっては大変な苦勞をお掛けしたこと等、この紙面を借りて深くお詫び申し上げます。

また、論文指導をしていただいた立命館大学法学部教授望月爾先生には、何度も横浜まで足を運んでいただき、熱心に論文指導をしていただきましたこと、厚く御礼申し上げます。そして、中村重和専務と大内浩一調査研究部長には、何度も叱咤激励いただき誠にありがとうございました。

最後に研究委員の皆さん、漠然としたテーマに果敢に立ち向かい論文を仕上げていただいたこと、また、不甲斐ない研究委員長に最後までお付き合いいただいたことに、深く深く感謝いたします。

最後に、この論文が契機となり納税者権利憲章が制定されることを強く祈念します。

東京地方税理士会第 51 回日税連公開研究討論会研究委員長 小原 勝己

東京地方税理士会

第 51 回日税連公開研究討論会研究委員会

研究委員長 小 原 勝 己 (平 塚 支 部)

第1章	グループリーダー	前田 信哉 (横浜中央支部)
	研究員	高橋 浩二 (藤沢支部)
	研究員	杉山 達哉 (小田原支部)
	研究員	小笠原 光規 (甲府支部)

第2章	グループリーダー	平 田 由紀子 (鎌 倉 支 部)
	研究員	高 橋 昌 也 (川 崎 北 支 部)
	研究員	松 清 哲 士 (戸 塚 支 部)
	研究員	中 野 慎太郎 (大 和 支 部)
	研究員	藤 田 由 紀 (大 和 支 部)

第3章	グループリーダー	池 袋 一 弘 (神奈川支部)
	研究員	伊 藤 美 穂 (横浜南支部)
	研究員	小野澤 寿 一 (横浜南支部)
	研究員	村 田 洋 (保土ヶ谷支部)
	研究員	井 上 薫 (川崎南支部)
	研究員	石 原 直 明 (藤 沢 支 部)
	研究員	榊 原 慎太郎 (横須賀支部)

指導教授

立命館大学法学部教授 望 月 爾

東京地方税理士協同組合に 是非ご加入ください

東京地方税理士協同組合は、

1. 組合員等の社会的地位の向上と福利厚生の実施を図る
2. 提携企業との共存共栄を図る
3. 税理士会に貢献する

を基本方針として、税理士会では行う事の出来ない各種収益事業等を行っております。
これらの事業で得た収益は、税理士会との共同事業、ご協力を頂いた支所への交付金として、又、組合員等への福利厚生事業等として還元しています。

①組合員・準会員 加入のメリット

**組合への加入は、出資金(準会員は預り金)10,000円のみ。
会費は一切ありません。**

◎各種厚生事業の参加・優良図書の割引購入・税務手帳等の無料配付

◎協同組合利用券の配付 ※協同組合利用券は、ブックマートや研修会でご利用いただける券で、
組合員・準会員への還元として、毎年度の業績を考慮したうえで配付しています。
過去実績：平成28年度以降、毎年配付。

◎横浜スタジアムの野球観戦・東京ディズニーリゾート等へ抽選でご招待

◎慶弔規程による慰労金制度等

②提携先企業への情報提供のメリット

◎提携企業への関与先紹介により成約に至った際には、

所定の手数料をお受け取りいただけます。

◎小規模企業共済・中小企業倒産防止共済にご加入(関与先含む)いただいた際には、

ギフトカードを贈呈いたします。

◎あんしん財団へ関与先等のご紹介をいただき、ご加入いただいた際には、

ギフトカードを贈呈いたします。

③提携生保各社への関与先紹介カード・税理士代理店登録のメリット

◎紹介カードを提出いただくと、**ギフトカードを贈呈いたします。**

また、契約が成立しましたら、さらに**ギフトカードを贈呈いたします。**

◎代理店登録をされた場合は、新規代理店登録者と紹介者の方に**ギフトカードを贈呈いたします。**保険契約成立時には、各生命保険会社より代理店手数料をお支払いいたします。

組合の各種事業については、ホームページをご覧ください。

<https://www.tochizeikyo.com/>



お問合せ先：東京地方税理士協同組合事務局 TEL 045-243-0551

第51回日税連公開研究討論会

デジタル化社会における税理士の役割と納税者の権利利益の保護

令和7年8月31日 発行

編集 東京地方税理士会 第51回日税連公開研究討論会研究委員会

発行 東京地方税理士会

〒220-0022 横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階

TEL 045-243-0511 FAX 045-243-0518

印刷 前田印刷株式会社
